

# 檜原村地域防災計画

令和3年3月  
檜 原 村



# 目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の前提.....	1
第3節 本計画の構成.....	1
第4節 国の法令等に基づく計画との関係.....	2
第5節 東京都地域防災計画との関係.....	2
第6節 計画の習熟.....	2
第7節 計画の修正.....	2
第2章 防災機関の業務大綱.....	3
第1節 村.....	3
第2節 都.....	3
第3節 指定地方行政機関.....	5
第4節 自衛隊.....	6
第5節 指定公共機関.....	6
第6節 指定地方公共機関.....	7
第7節 公共機関.....	8
第8節 協力機関.....	8
第3章 村民及び事業所の基本的責務.....	9
第4章 檜原村の概況.....	11
第1節 自然的環境.....	11
第2節 社会的環境.....	13
第3節 災害の記録.....	15
第5章 地震による被害想定及び減災目標.....	18
第1節 被害想定的前提.....	18
第2節 被害想定結果.....	19
第3節 減災目標.....	23
第6章 風水害等による被害及び防災ビジョン.....	25
第1節 風水害等の対策の課題.....	25
第2節 防災ビジョン.....	26
第2編 震災編.....	27
第1部 災害予防計画.....	27
第1章 防災むらづくり.....	27
第1節 地震災害に強いむらづくり.....	27

第2節	地域防災の基盤整備対策	27
第3節	林野地域保全対策	28
第2章	施設構造物等の安全化	29
第1節	道路・橋りょう等の整備	29
第2節	河川施設等の整備	29
第3節	ライフライン施設の安全化	30
第4節	建築物、施設構造物の安全化	31
第5節	エレベーター施設の安全化計画	32
第6節	落下物、家具類の転倒等の防止	34
第7節	がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	35
第8節	地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止	35
第9節	災害危険地域の指定	37
第3章	地震火災等の防止	38
第1節	出火の防止	38
第2節	初期消火体制の強化	41
第3節	火災の拡大防止	42
第4節	危険物等の安全化対策	44
第5節	放射性物質対策	45
第4章	防災力の強化	46
第1節	防災活動の強化	46
第2節	防災意識の高揚	46
第3節	防災訓練	47
第4節	自主防災組織等の育成	51
第5節	行政・事業所・村民等の連携	52
第6節	消防団活性化対策	53
第7節	ボランティア等との連携・協働	54
第8節	事業継続計画の策定	55
第5章	防災活動実施体制の整備	56
第1節	防災活動組織の整備	56
第2節	相互応援体制の整備	56
第3節	情報通信体制の整備	56
第4節	指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	57
第5節	要配慮者支援体制の整備	63
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	65
第7節	交通規制・緊急輸送体制の整備	66
第8節	医療救護体制の整備	68
第9節	飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備	68
第10節	その他の村民支援体制の整備	69

第2部 災害応急・復旧対策計画	71
第1章 応急活動体制	71
第1節 初動体制	72
第2節 災害対策本部の組織・運営	78
第3節 動員配備	84
第2章 災害情報の収集・伝達・報告	86
第1節 情報連絡体制	87
第2節 災害予報及び警報伝達	90
第3節 被害状況等報告及び災害現地調査報告	94
第4節 災害広報・広聴活動の充実	96
第3章 災害救助法の適用	101
第1節 災害救助法の適用	102
第2節 救助法実施体制の確立	104
第3節 救助法による救助の実施	105
第4章 相互応援協力・派遣要請	106
第1節 防災機関との協力体制確立	107
第2節 他の市町村との協力体制	110
第3節 被災市区町村応援職員確保システムの活用	111
第4節 自衛隊災害派遣要請	111
第5節 災害ボランティア活動支援計画	113
第5章 消防・危険物対策	115
第1節 消防活動	116
第2節 危険物等災害応急対策	121
第6章 避難対策	125
第1節 避難体制の確立	127
第2節 指定避難所の開設・運営	130
第3節 要配慮者の安全確保	137
第4節 帰宅困難者への支援対策	138
第7章 警備・交通規制	140
第1節 警備活動	141
第2節 交通規制	141
第8章 緊急輸送	144
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	145
第2節 緊急道路障害物除去等	146
第3節 輸送車両等の確保	147
第9章 救助・救急計画	150
第1節 救助・救急活動体制	151
第2節 救助・救急体制の整備	152

第10章	医療救護	153
第1節	医療及び助産救護	154
第2節	保健衛生及び動物愛護	158
第3節	防疫	161
第4節	山間部における医療救護活動	163
第11章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	164
第1節	飲料水の供給	165
第2節	食料の供給	167
第3節	生活必需品等の供給	173
第12章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等	176
第1節	ごみ処理	177
第2節	トイレの確保及びし尿処理	177
第3節	がれき処理	178
第4節	土石・竹木等の除去	180
第13章	遺体の取扱い	181
第1節	遺体の捜索、収容及び検視・検案等	182
第2節	火葬等	185
第14章	応急住宅対策	187
第1節	被災住宅の応急危険度判定	188
第2節	被災宅地の応急危険度判定	188
第3節	家屋・住家被害状況調査等	189
第4節	応急仮設住宅の供与	189
第5節	被災住宅の応急修理	191
第6節	公的住宅、民間賃貸等の供給	192
第15章	教育・労務対策	193
第1節	応急教育	194
第2節	労働力の確保	198
第16章	ライフライン施設の応急復旧対策	199
第1節	水道施設の応急復旧対策	201
第2節	下水道施設の応急復旧対策	203
第3節	電気施設の応急復旧対策	204
第4節	通信施設の応急復旧対策	206
第17章	公共施設等の応急復旧対策	210
第1節	公共土木施設等の復旧対策	211
第2節	社会公共施設等の応急復旧対策	213
第18章	応急生活対策	218
第1節	被災者の生活確保	220
第2節	り災証明書の発行	224

第3節	中小企業への融資	226
第4節	農林業関係者への融資	226
第5節	義援金品の配分	226
第19章	孤立集落応急対策	229
第1節	孤立実態の把握	231
第2節	救出・救助活動の実施	231
第3節	通信体制の確保	231
第4節	食料等生活必需物資の輸送	231
第5節	道路の応急復旧	231
第20章	激甚災害の指定	232
第1節	激甚災害指定手続	233
第2節	激甚災害に関する調査報告	233
第3節	激甚災害指定基準	234
第4節	局地激甚災害指定基準	234
第5節	特別財政援助等の申請手続等	234
第6節	激甚法に定める事業及び関係局	234
第3部	災害復興計画	237
第1章	復興計画策定の基本方針	237
第2章	復興に対する合意形成方法の検討	239
第4部	南海トラフ地震について	240
第1章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置との関連	240
第2章	南海トラフ地震に関連する情報	241
<b>第3編</b>	<b>風水害編</b>	<b>245</b>
第1部	災害予防計画	245
第1章	風水害等に強いむらづくり	245
第1節	風水害に強いむらづくり	245
第2節	地域防災の基盤整備対策	245
第3節	林野地域保全対策	245
第4節	土砂災害防止対策	246
第5節	治水・洪水対策	247
第6節	竜巻・突風等予防対策	249
第2章	施設構造物等の安全化	255
第1節	道路・橋りょう施設の整備	255
第2節	河川施設等の整備	255
第3節	地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止	255
第4節	災害危険地域の指定	257
第3章	火災等の防止	258

第1節	出火の防止	258
第2節	初期消火体制の強化	260
第3節	火災の拡大防止	260
第4節	危険物等の安全化対策	262
第5節	放射性物質対策	263
第4章	防災力の強化	265
第1節	防災活動の強化	265
第2節	防災意識の高揚	265
第3節	防災訓練	266
第4節	自主防災組織等の育成	270
第5節	行政・事業所・村民等の連携	271
第6節	消防団活性化対策	272
第7節	ボランティア等との連携・協働	273
第8節	事業継続計画の策定	274
第5章	防災活動実施体制の整備	275
第1節	防災活動組織の整備	275
第2節	相互応援体制の整備	275
第3節	情報通信体制の整備	275
第4節	指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	276
第5節	要配慮者支援体制の整備	282
第6節	交通規制・緊急輸送体制の整備	284
第7節	医療救護体制の整備	286
第8節	飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備	286
第9節	その他の村民支援体制の整備	287
第2部	災害応急・復旧対策計画	289
第1章	応急活動体制	289
第1節	初動体制－災害対策本部設置前における対応	290
第2節	災害対策本部の組織・運営	295
第3節	動員配備	302
第2章	災害情報の収集・伝達・報告	304
第1節	情報連絡体制	305
第2節	災害予報及び警報、特別警報の伝達	307
第3節	被害状況等報告及び災害現地調査報告	318
第4節	災害広報・広聴活動の充実	320
第3章	災害救助法の適用	325
第1節	災害救助法の適用	326
第2節	救助法実施体制の確立	328
第3節	救助法による救助の実施	329



第4章 相互応援協力・派遣要請	330
第1節 防災機関との協力体制確立	331
第2節 他の市町村との協力体制	334
第3節 被災市区町村応援職員確保システムの活用	335
第4節 自衛隊災害派遣要請	335
第5節 災害ボランティア活動への支援	337
第5章 水防活動	339
第1節 水防活動体制	340
第6章 避難対策	346
第1節 避難体制の確立	348
第2節 指定避難所の開設・運営	356
第3節 要配慮者の安全確保	363
第4節 帰宅困難者への支援対策	364
第7章 警備・交通規制	367
第1節 警備活動	368
第2節 交通規制	369
第8章 緊急輸送	370
第1節 緊急輸送路の整備	371
第2節 緊急道路障害物除去等	372
第3節 輸送車両等の確保	373
第9章 救助・救急計画	375
第1節 救助・救急活動体制	376
第2節 救助・救急体制の整備	376
第10章 医療救護	378
第1節 医療及び助産救護	379
第2節 保健衛生及び動物愛護	383
第3節 防疫	386
第4節 山間部における医療救護活動	388
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	389
第1節 飲料水の供給	390
第2節 食料の供給	392
第3節 生活必需品等の供給	399
第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等	402
第1節 ごみ処理	403
第2節 トイレの確保及びし尿処理	403
第3節 がれき処理	404
第4節 土石・竹木等の除去	406
第13章 遺体の取扱い	407

第1節	遺体の捜索、収容及び検視・検案等	408
第2節	火葬等	411
第14章	応急住宅対策	413
第1節	被災住宅の応急危険度判定	414
第2節	被災宅地の応急危険度判定	414
第3節	家屋・住家被害状況調査等	415
第4節	応急仮設住宅の供与	415
第5節	被災住宅の応急修理	417
第6節	公的住宅、民間賃貸等の供給	418
第15章	教育・労務対策	419
第1節	応急教育	420
第2節	労働力の確保	424
第16章	ライフライン施設の応急復旧対策	425
第1節	水道施設の応急復旧対策	426
第2節	下水道施設の応急復旧対策	428
第3節	電気施設の応急復旧対策	429
第4節	通信施設の応急復旧対策	431
第17章	公共施設等の応急復旧対策	435
第1節	公共土木施設等の復旧対策	436
第2節	社会公共施設等の応急復旧対策	438
第18章	応急生活対策	443
第1節	被災者の生活確保	445
第2節	り災証明書発行	449
第3節	中小企業への融資	451
第4節	農林業関係者への融資	451
第5節	義援金品の配分	451
第19章	孤立集落応急対策	454
第1節	孤立実態の把握	456
第2節	救出・救助活動の実施	456
第3節	通信体制の確保	456
第4節	食料等生活必需物資の輸送	456
第5節	道路の応急復旧	456
第20章	激甚災害の指定	457
第1節	激甚災害指定手続	458
第2節	激甚災害に関する調査報告	458
第3節	激甚災害指定基準	459
第4節	局地激甚災害指定基準	459
第5節	特別財政援助等の申請手続等	459

第6節 激甚法に定める事業及び関係局 .....	459
第3部 災害復興計画 .....	462
第1章 復興計画策定の基本方針 .....	462
第2章 復興に対する合意形成方法の検討 .....	463
第4部 雪害災害予防計画 .....	464
第1章 雪に強いむらづくり .....	464
第1節 雪害に強いむらづくり .....	464
第2節 孤立予防対策 .....	464
第3節 雪崩災害等の予防計画 .....	465
第4節 農林業施設被害予防計画 .....	465
第5節 ライフライン施設の雪害予防計画 .....	466
第2章 雪害時の被害拡大防止 .....	467
第1節 救助・消火活動体制の強化 .....	467
第3章 防災力の強化 .....	468
第1節 防災活動の強化 .....	468
第2節 防災意識の高揚 .....	468
第3節 防災訓練 .....	469
第4章 防災活動実施体制の整備 .....	470
第1節 防災活動組織の整備 .....	470
第2節 相互応援体制の整備 .....	470
第3節 情報通信体制の整備 .....	471
第4節 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化 .....	471
第5節 要配慮者支援体制の整備 .....	471
第6節 交通規制・緊急輸送計画 .....	472
第7節 医療救護体制の整備 .....	473
第8節 飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備 .....	473
第9節 その他の村民支援体制の整備 .....	473
第5部 雪害災害応急・復旧対策計画 .....	474
第1章 応急活動体制 .....	474
第1節 初動体制－災害対策本部設置前における対応 .....	476
第2節 雪害対策本部又は災害対策本部等の組織、運営 .....	481
第3節 動員配備 .....	482
第2章 雪害情報の収集・伝達・報告 .....	483
第1節 情報連絡体制 .....	484
第2節 災害予報及び警報、特別警報の伝達 .....	484
第3節 被害状況等報告及び災害現地調査報告 .....	484
第4節 災害広報・広聴活動の充実 .....	484
第3章 災害救助法の適用 .....	485

第4章 相互応援協力・派遣要請	486
第5章 道路除雪、交通確保対策	487
第1節 除雪体制	488
第2節 除雪計画	488
第3節 関係機関との協力体制	490
第4節 除雪に伴う雪処分	490
第5節 路線バス等運行の確保	490
第6章 避難対策	491
第7章 積雪被害軽減対策	493
第1節 警備・交通規制	495
第2節 緊急輸送	495
第3節 救助・救急計画	496
第4節 医療及び助産救護	497
第5節 保健衛生及び動物愛護	497
第6節 防疫	497
第7節 山間部における医療救護活動	497
第8節 雪崩災害対策計画	498
第9節 屋根雪下ろし	499
第8章 被災者生活支援対策	500
第9章 応急復旧・事後処理対策	503
第6部 雪害復興計画	507
第7部 火山噴火降灰対策計画	508
第1章 基本方針	508
第2章 被害想定	509
第1節 富士山が噴火した場合の降灰想定	509
第2節 降灰とは	509
第3章 予防・事前対策	511
第1節 火山噴火に関する知識の普及	511
第2節 事前対策	514
第3節 食料、水、生活必需品の備蓄	514
第4章 応急対策	515
第1節 応急活動体制の確立	515
第2節 情報の収集・伝達	515
第3節 避難所の開設・運営	516
第4節 医療救護	516
第5節 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	516
第6節 農業者への支援	517
第7節 降灰の処理	517

第8節 広域一時滞在 .....	517
第9節 物価の安定、物資の安定供給 .....	518
第5章 復旧対策 .....	519
第1節 継続災害への備え .....	519
<b>第4編 資料編</b> .....	<b>521</b>
別表1 防災関係機関一覧表 .....	521
別表2 被害程度の認定基準(都総務局) .....	523
別表3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 .....	525
別表4 災害時等協定一覧 .....	528
別表5 応急仮設住宅入居者台帳 .....	530
別表6 住宅応急修理記録簿 .....	530
別表7 災害計画の様式(都総務局) .....	531



# 第1編 総則





## **第1章 計画の方針**

檜原村（以下、「檜原村」、又は「村」という。）は、以下に示す目的、基本方針により本計画を策定し、檜原村に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を行い、内容の習熟に努めるものとする。

### **第1節 計画の目的**

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、檜原村防災会議が策定する計画であって、村、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、村の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### **第2節 計画の前提**

この計画は、第1編総則第5章第2節に掲げる「地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに阪神・淡路大震災及び東日本大震災、熊本地震などの教訓を反映するものとする。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、避難所運営、広域応援やボランティアの受入体制、村民の防災行動力の向上、がれき処理、復興対策及び公共施設やライフライン等の整備並びに集落の防災性の向上を含む耐震・耐火のむらづくり等に関する新たな知見を踏まえて策定する。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。

### **第3節 本計画の構成**

本計画の構成は、計画の方針、防災機関の業務大綱、村の防災環境等の計画全般に係わる事項をまとめた「総則」、地震災害への対応をまとめた「震災編」、風水害等への対応をまとめた「風水害編」、関係資料や様式等をまとめた「資料編」の4編で構成される。

## **第4節 国の法令等に基づく計画との関係**

本計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

## **第5節 東京都地域防災計画との関係**

本計画は、東京都地域防災計画と内容が共通するものについては都の計画を準用し、村が作成すべき事項については、国及び都の指針に沿った上、村の実状にあわせて作成する。この場合において、本計画は、防災業務計画又は東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。

## **第6節 計画の習熟**

各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## **第7節 計画の修正**

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。また、檜原村地域防災計画は、国の定める防災業務計画又は東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。

## 第2章 防災機関の業務大綱

村、都及び防災関係各機関は、おおむね次に示す防災業務の事務・大綱を踏まえ、防災対策に関する業務に取り組むものとする。

### 第1節 村

機関の名称	事務又は業務の大綱
村	<ol style="list-style-type: none"><li>1 村防災会議に関すること。</li><li>2 防災に係る組織及び施設に関すること。</li><li>3 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li><li>4 緊急輸送の確保に関すること。</li><li>5 避難の勧告等及び誘導に関すること。</li><li>6 消防及び水防に関すること。</li><li>7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。</li><li>8 外出者の支援に関すること。</li><li>9 応急給水に関すること。</li><li>10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。</li><li>11 被災した児童生徒等の応急教育に関すること。</li><li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</li><li>13 公共施設の応急復旧に関すること。</li><li>14 災害復興に関すること。</li><li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。</li><li>16 防災住民組織の育成に関すること。</li><li>17 事業所防災に関すること。</li><li>18 防災教育及び防災訓練に関すること。</li><li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。</li></ol>

### 第2節 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"><li>1 東京都防災会議に関すること。</li><li>2 防災に係る組織及び施設に関すること。</li><li>3 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li><li>4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。</li><li>5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。</li><li>6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。</li><li>7 緊急輸送の確保に関すること。</li><li>8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。</li></ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	9 人命の救助及び救急に関する事。           10 消防及び水防に関する事。           11 医療、防疫及び保健衛生に関する事。           12 外出者の支援に関する事。           13 応急給水に関する事。           14 救助物資の備蓄及び調達に関する事。           15 被災した児童生徒等の応急教育に関する事。           16 村による防災住民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。           17 公共施設の応急復旧に関する事。           18 災害復興に関する事。           19 村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。           20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。           21 事業所防災に関する事。           22 防災教育及び防災訓練に関する事。           23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
五日市警察署 上元郷駐在所 南郷駐在所 小沢駐在所	1 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事。           2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。           3 行方不明者の調査に関する事。           4 遺体の調査等及び検視に関する事。           5 交通規制に関する事。           6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第九消防方面 本部秋川消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。           2 救急及び救助に関する事。           3 危険物等の措置に関する事。           4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。
西多摩保健所	1 医療に関する情報提供、連絡調整に関する事。           2 保健衛生に関する事。
森林事務所秋川林務出張所	1 林道に関する事。           2 治山、治水に関する事。
西多摩建設事務所	1 河川の保全及び被災復旧に関する事。           2 水防に関する事。           3 道路及び橋りょうの保全並びに被災復旧に関する事。           4 砂防工事に関する事。
農業改良普及センター	1 農業施設等の保全及び復旧に関する事。           2 被災農地等の作付け品種等の改良及び営農指導に関する事。
流域下水道本部	1 流域下水道施設の保全に関する事。           2 流域下水道施設の応急対策に関する事。           3 し尿の受入に関する事。           4 有害物質の下水道流入に関する連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
	5 他都市等からの支援調整に関する事。

### 第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局立川出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する資金の融資の斡旋及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関する事。</li> <li>2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。</li> </ol>
関東地方整備局・緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・リエゾン)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。</li> <li>2 通信施設等の整備に関する事。</li> <li>3 公共施設等の整備に関する事。</li> <li>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関する事。</li> <li>6 豪雪害の予防に関する事。</li> <li>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。</li> <li>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。</li> <li>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</li> <li>10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。</li> <li>11 災害時における復旧資材の確保に関する事。</li> <li>12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。</li> </ol>
東京管区気象台(気象庁)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事。</li> <li>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた村民への周知に関する事。</li> <li>4 区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。</li> <li>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。</li> <li>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。</li> </ol>

#### 第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 海上自衛隊 横須賀地方総 監部 航空自衛隊 作戦システム 運用隊本部	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

#### 第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 檜原郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
NTTコミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
NTTドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日赤東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	1 報道番組(気象予警報及び災害状況等を含む。)に関すること。 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
KDD I (株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソフトバンク(株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本通運立川支店 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) 立川支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。

## 第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
TBSテレビ 文化放送 ニッポン放送 ラジオ日本 エフエム東京 J-WAVE 日経ラジオ社 I n t e r F M897 日本テレビ テレビ東京 フジテレビジ ョン テレビ朝日 TOKYO MX	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
TBSラジオ	
東京ハイヤー・タクシー協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。</li> <li>2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。</li> </ol>

## 第7節 公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西東京バス(株) 五日市営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者及び被災者の輸送に関する事。</li> <li>2 被災者及び被災児・生徒の輸送に関する事。</li> </ol>
横川観光(株) 檜原運送(株) 大谷商事(有)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者及び被災者の輸送に関する事。</li> <li>2 資材の輸送協力に関する事。</li> </ol>

## 第8節 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
自治会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難誘導避難所内の運営に対する業務協力に関する事。</li> <li>2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関する事。</li> <li>3 その他被害状況調査等災害対策業務全般に対する協力に関する事。</li> <li>4 防災意識の普及、防災行動向上事業の協力に関する事。</li> </ol>
西多摩医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急治療の実施に関する事。</li> <li>2 医療及び助産活動の協力に関する事。</li> <li>3 防疫の協力に関する事。</li> </ol>
檜原村建設業組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生時における建設復旧、除去活動の協力に関する事。</li> </ol>
秋川農業協同組合 東京都森林組合 あきる野商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林、商工業関係の被害調査等応急対策への協力</li> <li>2 被災農林、商工業者に対する融資斡旋及び資金の導入に関する事。</li> <li>3 農林及び商工業関係共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>4 精算資材及び生活物資の確保、協力に関する事。</li> </ol>
檜原村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救護義援物資の配分等の協力に関する事。</li> </ol>
檜原村消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。</li> <li>2 被災者の救出救護に関する事。</li> <li>3 火災発生時における消防業務に関する事。</li> </ol>



### 第3章 村民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、村民はこの観点に立って日頃から自主的に様々な災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、防災体制の整備や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために非常食料等の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

村民及び事業所が震災対策を進めるうえで果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区分	基本的責務
村民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、村民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</li> <li>2 村民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止</li> <li>(3) 出火の防止</li> <li>(4) 初期消火に必要な用具の準備</li> <li>(5) 飲料水及び食料の確保</li> <li>(6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>(7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> </ol> </li> <li>3 村民は、震災後の生活の再建及び安定並びに村の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び村長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</li> <li>4 村民は、村長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。</li> </ol>
事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、村長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び村民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災</li> </ol>

区分	基本的責務
	<p>の防止、震災後の生活の再建及び安定並びに村の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、村及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。</p>

## 第4章 檜原村の概況

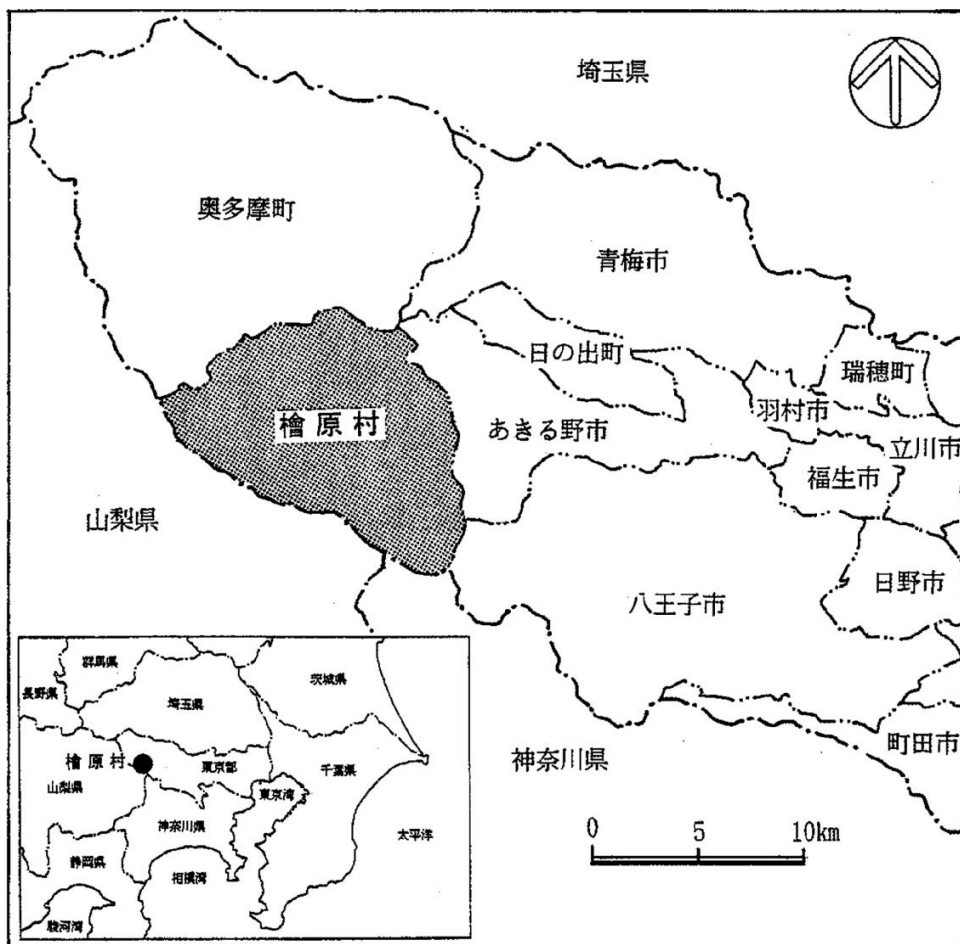
村の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、おおむね次に示すとおりである。村の防災対策の推進にあたっては、これら環境の変化や地域特性を踏まえるものとする。

### 第1節 自然的環境

#### 1 位置

檜原村は、東京都の西部にあり、東経 139 度 10 分、北緯 35 度 44 分に位置し、東西 13.85km、南北 10.00 km、総面積 105.41 km<sup>2</sup>の村域を形成している。また、村の北西部を奥多摩町、北東部をあきる野市、南東部を八王子市、南部を山梨県と神奈川県にそれぞれ接し、周囲の日の出町・奥多摩町・瑞穂町で西多摩郡を構成している。

また、村域の約 7 割は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。



## 2 地勢・土地利用

村は、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれ、中央部を走る浅間尾根により南北に 2 分されている。浅間尾根の南側には三頭山(1531.5m)を水源とする南秋川、北側には月夜見山(1147.0m)を水源とする北秋川が流れており、村の東端で北秋川が合流して秋川となり多摩川方面へと流下しており、村内には多くの沢が存在している。

村内での標高差は 1,307m で 15 度以上の急傾斜地が総面積の約 9 割を占めるなど、急峻な地形となっており、これらを背にした川沿いに、集落が点在している。

土地利用の状況は、森林が 95.0%を占め、宅地が 0.9%、農用地は 1.5%となっている。(出典：「東京の土地利用 平成 29 年多摩・島しょ地域」)

また、村域の多くは秩父多摩甲斐国立公園で、18.8%が特別区域に指定されている。

## 3 気象

気象は、寒暖の差が比較的大きく、夏期は高温多湿、冬期は乾燥寒冷である太平洋岸気候区に属している。都心部に比べ標高が高く、山間部にあるため、平均気温では約 2℃低い 15℃、年間降水量はほぼ同じで約 1,600 mmとなっている。また、夏期には、台風や集中豪雨に伴い、総雨量 200～300 mmを超えることもある。

気象庁が、被害の発生が予想される場合に発表する警報・注意報の基準は、風水害編の応急対策計画に示すとおりである。

## 第2節 社会的環境

### 1 人口

村の人口は、昭和20年代をピークとして減少傾向が続いており、平成27年の国勢調査では2,209人となっている。また、高齢化率（65歳以上）も平成27年の国勢調査で47.1%と高く、増加傾向にある。さらに身体障がい者等は、横ばい状態にあるもののこれらの要配慮者に対し、災害対応として十分な配慮が必要と考えられる。

高齢者の推移(人) (毎年1月1日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	2,379	2,343	2,283	2,244	2,217	2,138
65歳以上(%)	46.4	46.9	48.7	50.2	50.6	51.6

(資料：年齢別人口報告表)

身体障害者・愛の手帳所持者の推移(人) (毎年3月31日現在)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
身体障害者手帳	145	135	139	131	125	119
愛の手帳	30	31	31	32	34	33
合計	175	166	170	163	159	152

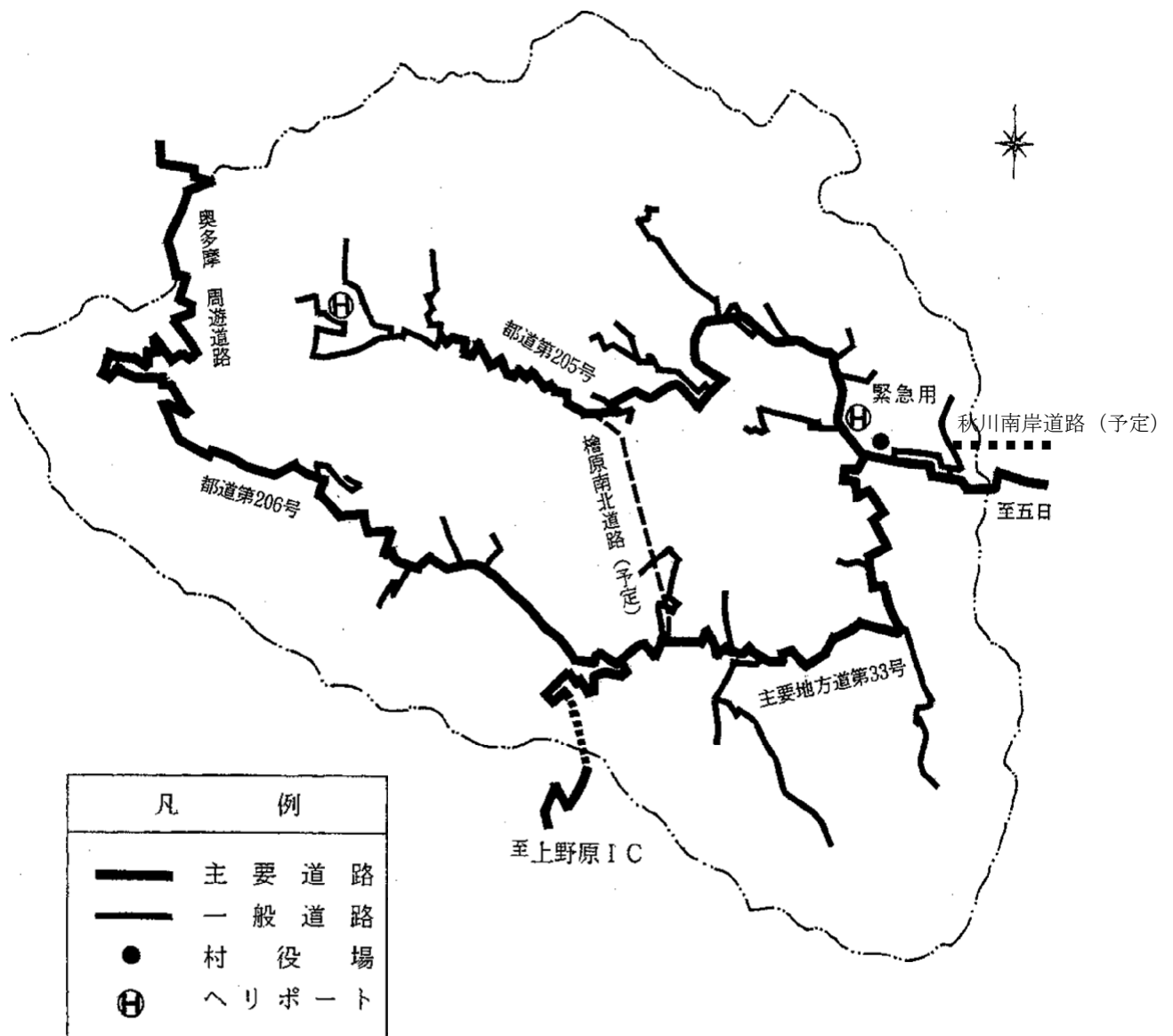
(資料：事務報告書)

## 2 道路・交通

村の交通機関は、民間バスが3路線運行されているが、主な交通手段は各家庭平均約2台保有している自家用車となっている。

村内の広域道路網は、東京都が管理する主要地方道第33号(上野原～あきる野)線、都道第205号(水根～本宿)線、都道第206号(川野～上川乗)線で形成されており、拡幅・改良区間が一部残っている。村が管理する村道は、自動車交通不能区間もあるが、整備が進められており、村道の舗装率は70%となっている。また、林道や農道も生活道として活用されている。多くの路線で、道路付近の崖崩れ等に対する落石防護柵や落石防護網が設置されている。

なお、南北の主要道路を結ぶ檜原南北道路やあきる野市～檜原村間を結ぶ秋川南岸道路が計画されている。



### 第3節 災害の記録

#### 1 主な風水害の被害状況

- (1) 明治11年9月14～16日暴風雨による多摩川増水で洪水、多摩川堤防決壊、六郷橋流失。
- (2) 明治18年7月1～3日大暴風雨はおびただしい被害を与えた。樹木倒壊も多かった。
- (3) 明治22年9月11～14日東京全域大暴風雨。
- (4) 明治29年9月8～16日暴風雨一週間も続き、樹木倒壊、山林に被害極めて多し。
- (5) 明治39年7月28日台風のため樹木、家屋も倒壊した。
- (6) 明治40年8月23～26日台風で関東地方は作物の被害も甚大であった。
- (7) 明治43年8月6日中部、関東、奥羽地方は梅雨台風で橋流失、堤防決壊、家屋流失、人畜死傷、交通遮絶、作物被害、山岳崩壊、樹木倒壊等、その災厄程度天明3年の洪水を上回ったという。
- (8) 大正3年8月28日台風が関東地方に來襲した。
- (9) 大正14年9月27～10月1日台風による関東地方の洪水の被害は甚大であった。
- (10) 昭和10年9月20～25日豪雨台風で水害甚大。(迷走台風と呼ばれ異常通路を通過したものである)
- (11) 昭和22年9月14～15日カスリーン台風は豪雨で、樹木の倒壊、都道決壊(十里木付近)材木大量の流出等、甚大な被害があった。東京都では災者32,491名。(小沢観測所での15Hの日降水量は83,6ミリ)
- (12) 昭和24年8月31～9月2日キティ台風來襲。小沢観測所では284ミリ降雨、風水害が大きかった。(東京、群馬、神奈川、栃木の諸県は被害甚大であった)(小沢観測所での30日の日降水量は172.4ミリ)
- (13) 昭和28年9月23～25日台風13号來襲、小沢観測所、181ミリ降雨。山崖崩れ

あり。(小沢観測所での 25 日の日降水量は 87 ミリ)

(14) 昭和 33 年 9 月 16～17 日集中豪雨、小沢観測所、327 ミリ降雨。(小沢観測所での 17 日の日降水量は 306 ミリ)

(15) 昭和 33 年 9 月 26 日狩野川台風、小沢観測所、306 ミリ降雨。

(16) 昭和 34 年 8 月 13 日台風 7 号、小沢観測所、370 ミリ降雨。

(17) 昭和 34 年 9 月 26 日伊勢湾台風、小沢観測所、305 ミリ降雨、この 2 年間は暴風雨によって大樹が倒壊した。(小沢観測所での 26 日の日降水量は 280 ミリ)

(18) 昭和 36 年 10 月 26～28 日集中豪雨、小沢観測所、347 ミリ降雨、藤倉小、数馬小の児童欠席多し。

(19) 昭和 37 年 8 月 26 日集中豪雨、小沢観測所、210 ミリ降雨。(小沢観測所での 25 日の日降水量は 133 ミリ)

(20) 昭和 40 年 8 月 21 日台風 17 号、小沢観測所、301 ミリの降雨。(小沢観測所での 22 日の日降水量は 133 ミリ)

(21) 昭和 41 年 9 月 24 日台風 26 号、小沢観測所、211 ミリの降雨、風台風で西多摩を中心に通過したので、巨木が根こそぎになったところが多い。しかし、村はほとんど被害を受けなかった。特に大久野や御岳神社の参道は被害が甚大であった。(小沢観測所での 24 日の日降水量は 211 ミリ)

(22) 昭和 47 年 9 月 15 日台風 20 号、小沢観測所、407 ミリ降雨、本宿～数馬間の祭礼は 17 日に延期された。(小沢観測所での 16 日の日降水量は 262 ミリ)

(23) 昭和 49 年 9 月 1 日台風 16 号、小沢観測所、390 ミリ降雨、数馬小学校校庭は裏の沢より土砂流出し、PTA の役員と委員の労力奉仕で撤去した。都道(人里～数馬間)は、崖崩れ、土砂の流出箇所多数のためバス運行が一時中断された。多摩川の増水で狛江市内の堤防決壊となり、家屋数戸が流出した。(小沢観測所での 8 月 31 日の日降水量は 264 ミリ)

(24) 昭和 57 年 8 月 1 日台風 10 号、雨量 316 ミリ。時間最大雨量 55 ミリ。(小沢観測所での 1 日の日降水量は 322 ミリ)



- (25) 平成元年 8 月 27 日台風 17 号、小沢観測所、雨量 167 ミリ、時間最大雨量 25 ミリ、笹久保地区がけ崩れ
- (26) 平成 3 年 8 月 20 日台風 12 号、小沢観測所、雨量 263 ミリ、時間最大雨量 42 ミリ、村内各所でがけ崩れ等の被害、都民の森は壊滅状態
- (27) 平成 10 年 1 月 15 日大雪、15 日早朝から夜未明までの降雪で 30～50 センチの積雪、都道 33 号線(十里木～下元郷間)が倒木により通行止め、村内全域で停電
- (28) 平成 11 年 8 月 14 日熱帯低気圧による大雨、小沢観測所、雨量 308 ミリ、時間最大雨量 45 ミリ、村内各所でがけ崩れ等の被害
- (29) 平成 13 年 9 月 10 日台風 15 号接近、小沢観測所、雨量 336 ミリ、時間最大雨量 62 ミリ、床下浸水 6 世帯、道路被害 21 箇所
- (30) 平成 19 年 9 月 6 日台風 9 号、小沢観測所、雨量 296 ミリ、時間最大雨量 35 ミリ、村内各所でがけ崩れ等の被害、笹野向橋流出
- (31) 令和元年 10 月 12 日台風 19 号、小沢観測所、雨量 649 ミリ、時間最大雨量 59 ミリ、村内各所でがけ崩れ等の被害、床下浸水 3 世帯、道路被害 30 箇所

## 2 主な地震災害の被害状況

- (1) 大正 12 年 9 月 1 日 関東大震災。マグニチュード 7.9。村では、計測震度 6 弱程度と推計されるが、目立った被害はなかった。

## 3 主な大雪災害の被害状況

- (1) 平成 26 年 2 月 14 日 南岸低気圧による大雪。村内の至るところで雪崩により 3m 以上の積雪。積雪により村内の都道全線通行止め。自衛隊へ災害派遣要請。孤立世帯最大 372 世帯、800 人。

## 第5章 地震による被害想定及び減災目標

東京都防災会議は、平成 24 年 4 月に東日本大震災を契機として地震被害想定調査を見直し、その結果を公表した。

ここで想定された 4 つのモデルのうち、村の被害は立川断層帯地震と多摩直下地震において大きくなる。そこで、本計画では、このうち最も被害が大きくなる多摩直下地震を計画の前提としての想定地震とする。

都被害想定調査の概要及び村に関わる被害の状況は次のとおりである。

### 第1節 被害想定的前提

#### 1 想定地震

項 目	内 容	
種 類	立川断層帯地震(地下の浅い部分で発生する直下地震)	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)
震 源	立川断層帯(破壊開始点南端モデル)	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード 7.4	マグニチュード 7.3

#### 2 気象条件等

季節・時刻・風速	想 定 さ れ る 被 害
冬の夕方 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅、飲食店などで火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留。</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>
冬の昼 12 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィスや繁華街周辺、繁華街、テーマパーク等で多数の人が集中、店舗等の倒壊、落下物による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>○ 住宅内滞留者は、1 日で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、朝 5 時に比較して少ない。</li> </ul>
冬の朝 5 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯</li> <li>○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>

## 第2節 被害想定結果

### 1 全体の傾向

- (1) 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強以上の範囲が広範囲に出る（震度6強以上の範囲は、東京湾北部地震では、区部の約7割。多摩直下地震では、多摩地域の約3割。）。
- (2) 建物被害は、東京湾北部地震と元禄型関東地震により、区部の木造住宅密集地域を中心に多数発生する。次いで、立川断層帯地震と多摩直下地震により、多摩地域を中心に発生する。多摩直下地震以外は、地震の揺れによる倒壊より火災による被害の方が大きい。
- (3) 死者及び負傷者は地震による建物倒壊を原因とするものが多く、火災を原因とするものがこれに次ぐ。
- (4) 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、区部東部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんど鉄道は一時運行停止し、また緊急交通路の渋滞も発生する。
- (5) ライフラインは、東京湾北部、多摩直下地震を問わず区部東部に被害が多い。
- (6) 避難者は、発災直後より、ライフラインの停止などの影響の出る1日以降にピークを迎える。
- (7) 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- (8) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

## 2 地振動（地震のゆれ）

区 分		6強以上の面積	備考
立川断層帯地震	M7.4	342km <sup>2</sup>	震度7は24 km <sup>2</sup>
多摩直下地震	M7.3	459km <sup>2</sup>	-

## 3 道路・鉄道被害

区 分		高速道路		一般国道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.0%	1.3%	0.0%	2.7%
多摩直下地震	M7.3	0.0%	3.2%	0.0%	4.1%

区 分		都道		区市町村道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.1%	0.7%	0.0%	0.4%
多摩直下地震	M7.3	0.1%	1.4%	0.1%	0.5%

区 分		鉄道(新幹線)		鉄道(在来線・私鉄)	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0箇所	0箇所	0.0%	0.3%
多摩直下地震	M7.3	0箇所	2箇所	0.0%	0.8%

## 4 ライフライン被害（地震発生時間別）

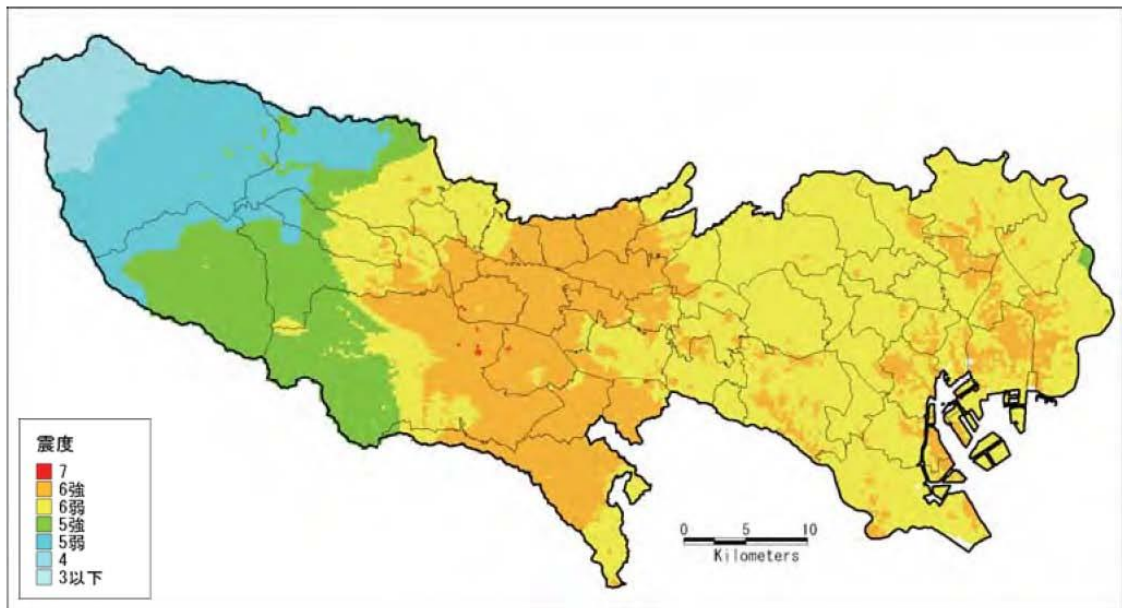
区 分			電力	通信	ガス	上水道	下水道
立川断層帯地震	M7.4	冬 18時	4.0%	1.4%	0.8%	13.3%	18.8%
		冬 12時	3.1%	0.5%	11.3%		
		冬 5時	2.8%	0.3%			
多摩直下地震	M7.3	冬 18時	8.8%	2.0%	6.5%	36.9%	23.2%
		冬 12時	7.6%	1.0%	84.6%		
		冬 5時	7.3%	0.7%			

【総括表】

地震モデル		立川断層帯地震M7.4		多摩直下地震M7.3			
規 模		檜原村	東 京 都	檜原村	東 京 都		
条件	時期及び時刻	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時		
	風 速	8m/秒	8m/秒	8m/秒	8m/秒		
人的被害	原因別	死 者	0人	2,582人	2人	4,732人	
		ゆれ液状化による建物倒壊	0人	1,417人	0人	3,220人	
		地 震 火 災	0人	1,056人	0人	1,302人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	0人	109人	2人	208人	
		交 通 被 害	－人	－人	－人	－人	
	原因別	負傷者※参考値含まない (うち重傷者)	0人 (0人)	31,690人 (4,668人)	2人 (1人)	101,102人 (10,902人)	
		ゆれ液状化による建物倒壊	0人	26,183人	0人	92,831人	
		屋内収容物移動・転倒(参考)	0人	2,226人	0人	4,432人	
		地 震 火 災	0人	3,922人	0人	4,614人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	0人	1,584人	2人	3,658人	
		交 通 被 害	－人	－人	－人	－人	
		屋内収容物移動・転倒(参考値)	4人	2,226人	4人	4,432人	
	物的被害	原因別	建物被害(全壊・全焼)	2棟	85,735棟	25棟	139,436棟
			ゆれ液状化による建物倒壊	0棟	34,419棟	0棟	74,139棟
急傾斜地崩壊による家屋倒壊			2棟	988棟	24棟	1,528棟	
地震火災による家屋の全焼			0棟	50,328棟	0棟	63,768棟	
交通		一般道路(被害率)	0%	0%	0%	0%	
		鉄道(在来線被害率)	0%	0.3%	0%	0.8%	
ライフライン		電 力 施 設	停電率0.2%	停電率4.0%	停電率1.7%	停電率8.8%	
		通 信 施 設	不通率0.0%	不通率1.4%	不通率0.1%	不通率2.0%	
		ガ ス 施 設	供給停止 0.0%	供給停止率 0.8~11.3%	供給停止 0.0%	供給停止率 6.5~84.6%	
		上 水 道 施 設	断水0.0%	断水13.3%	断水2.0%	断水36.9%	
		下 水 道 施 設	下水道管きよ 被害率19.2%	下水道管きよ 被害率18.8%	下水道管きよ 被害率29.5%	下水道管きよ 被害率23.2%	
その他	帰宅困難者の発生	562人	4,714,314人	562人	4,714,314人		
	避難者の発生(ピーク:1日後)	7人	1,007,138人	84人	2,756,681人		
	エレベーター閉じ込め台数	0台	2,308台	0台	5,130台		
	要配慮者数 死者数	0人	1,412人	1人	2,549人		
	自力脱出困難者	0人	11,320人	0人	30,626人		
	地震廃棄物	0t	1,166万t	2万t	3,121万t		

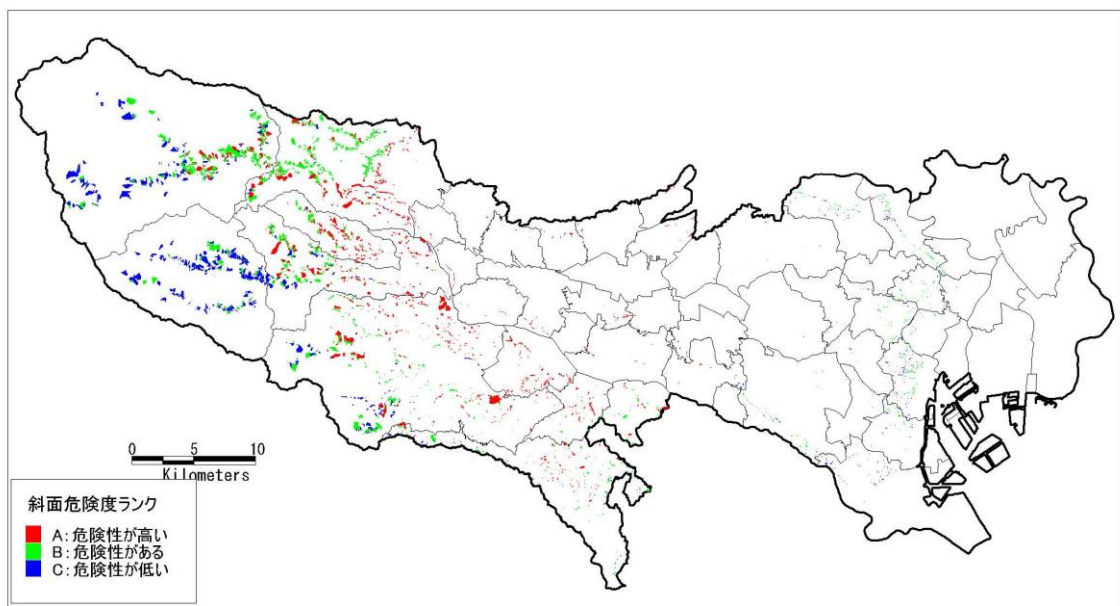
※小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。「－」は、想定値なし。  
屋内収容物移動・転倒の想定値は、参考値である。

図1 想定される多摩直下地震時の震度分布



多摩直下地震(M7.3)

図2 多摩直下地震時の斜面崩壊危険度分布



### 第3節 減災目標

村は、次のとおり減災目標を定め、都及び村民、事業者と協力して、対策を推進していく。この減災目標は、10年以内に達成する。

(注) 減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

#### 目標1 死傷者の減

##### 1-1 建物の倒壊や斜面崩壊等による死傷者を減少させる

多摩直下地震M7.3、夕方18時の想定で、村において急傾斜地崩壊・落下物・ブロック塀倒壊等を原因とする死傷者想定数4人を半減させる。

※ 死傷者総数4人の内訳

死者 2人（急傾斜地崩壊・落下物・ブロック塀倒壊による）を1人にする。

負傷者 2人（急傾斜地崩壊・落下物・ブロック塀倒壊による）を1人にする。

##### (1) 斜面の安全化

急傾斜地崩壊危険箇所の整備、安全化の促進を図る

##### (2) 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・住宅の耐震化率を引き上げる。
- ・ブロック塀等の転倒・落下・移動防止を進める。
- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策を進める。

##### (3) 救出・救護体制の強化

- ・自主防災組織の充実を図るとともに、自助・共助による地域力を高める。

#### 目標2 避難者の減

##### 2-1 建物の倒壊や斜面崩壊等による避難者を減少させる

多摩直下地震M7.3、夕方18時の想定で、村における急傾斜地崩壊・落下物・ブロック塀倒壊等を原因とする避難者想定数約84人を半減させる。

##### (1) 斜面の安全化

（目標1、1、(1)の再掲）

##### (2) 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

（目標1、1、(2)の再掲）

##### (3) 救出・救護体制の強化

（目標1、1、(3)の再掲）

## 2-2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅させる

多摩直下地震M7.3、夕方18時の想定で、村における急傾斜地崩壊・落下物・ブロック塀倒壊等、ライフライン被害等による避難者想定数約84人を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

- (1) 被災住宅に対する応急危険度判定を7日で完了する。
- (2) ライフラインの早期復旧を図る。

## 目標3 帰宅困難者の安全確保

### 3-1 帰宅困難者の安全を確保する

多摩直下地震M7.3、夕方18時の想定で、村における帰宅困難者の想定数の約560人の安全を確保するとともに、一時滞在施設を確保し、一斉帰宅を抑制するほか、一斉帰宅の抑制、混乱収拾後の帰宅支援体制を整備する。

- (1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
  - ・ 条例の内容を、村民及び事業者にも周知していく。
  - ・ 企業における従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料などの備蓄を促進する。
  - ・ 大規模集客施設の利用者を保護する。
  - ・ 学校及び社会福祉施設等における児童生徒等・利用者等の安全を確保する。
- (2) 一時滞在施設の確保
  - ・ 帰宅困難となった観光客・買物客等村外からの来訪者を受入れる一時滞在施設を整備する。
- (3) 一斉帰宅の抑制、混乱収拾後の帰宅支援体制の整備
  - ・ 混乱収拾後に、帰宅困難者を安全に帰宅できるようにする。
  - ・ 災害情報提供システムの整備し、必要情報の提供を図る。
  - ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の推進
  - ・ 緊急輸送道路の橋りょうの耐震化
  - ・ 学校への協力要請等により帰宅支援ステーションを拡充
  - ・ バス等の大量輸送手段による輸送の実施



## 第6章 風水害等による被害及び防災ビジョン

村は、東京都地域防災計画と整合を図り、都及び消防団、村民、自主防災組織、事業者と協力して、風水害等への対策を推進していく。この時、村の過去の風水害等による被害や防災上の課題を踏まえた防災ビジョンを策定する。

(注1) 防災ビジョンとは、村の地域特性や防災上の課題を踏まえ、「風水害等による被害の軽減を図るための対策の実施に関する目標」のことをいう。

### 第1節 風水害等の対策の課題

#### 1 風水害対策

村の過去の風水害等による被害履歴によると、村は、風水害時の洪水、土砂災害危険に伴う被害が懸念される。そのため、土砂災害の防止対策事業、関連施設の点検、さらには、地域の孤立防止のための道路基盤の整備、万一地区が孤立化した場合の地区ごとの防災力の向上等が課題となる。

また、村の風水害による被害は、過去の災害履歴とは異なる形で発生することも考えられることから、風水害の発生条件によって生じうる浸水、土砂災害等に対応するため、建物の耐水化・堅牢化の促進、道路の拡幅・新設等による安全な避難や円滑な消防活動の確保、公園等オープンスペースの確保により避難場所の整備といった内容が計画に盛り込まれる必要がある。

#### 2 雪害対策

平成26年2月14日からの大雪災害において、山梨県・埼玉県及び東京都にまたがる広い範囲で、大雪等による被害が発生した。このとき、東京都では、西多摩郡奥多摩町及び檜原村を中心に、大雪に伴う通行不能地域が発生した。村では、倉掛地区と数馬地区で孤立地区が発生したことから、2月16日、除雪対策のほか孤立住民の救助活動や食料供給等のため、東京都知事が自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

今回の大雪による降雪量は、従来の観測記録を越える最大のものであったが、近年の気象災害の傾向から、これらを超える事態も想定されることから、村の計画としては、今回の大雪災害を超える大雪の発生が予想されるときに被害や孤立地区発生等の事象を今後の雪害対策計画の前提として想定する必要がある。

#### 3 対策の課題

以上のことから村の災害に対する課題は、以下のようにまとめることができる。

- ・ 秋川、北秋川等から受ける水害の解消
- ・ 山地が大部分を占める地形から起こりやすい土砂災害の未然防止
- ・ 土砂災害等による道路寸断による孤立化の防止

- ・ 浸水、土砂災害、雪害時に孤立化した場合に対処できる地区防災力の向上
- ・ オープンスペース等の確保による安全な避難場所の確保
- ・ 村民への防災意識の啓発

## 第2節 防災ビジョン

防災ビジョンは、村の防災基本方針として、地域の災害危険性を考慮し、それを解消していくために、防災行政を進めるうえでの基本姿勢、村民の防災に対する心構え、防災施策の大綱を定めるものである。ここでは、村の地域防災計画策定ワークショップに基づく課題を踏まえて、以下のように防災ビジョンを定める。

### 檜原村防災ビジョン

村は過去の災害履歴から見ると、地震や土砂災害、浸水等による被害は少ないものの、今後これらの災害が発生したときの被害の増大が予想される。そのため、地震災害や風水害の未然防止、軽減や拡大の阻止に向けて様々な施策を行っていく。防災施策の基本となる理念・目標・基本方針を以下のとおり定める。

#### <基本理念>

住民が安心して暮らせる「安全・安心のむら」の形成

#### <目 標>

災害に強い「人・むら・自然」づくり

#### <基本方針>

##### ■災害に強い「人・むら・自然」づくり

- ・ 自助による村民の防災力の向上
- ・ 地域による共助の推進
- ・ 公助（村）による防災力の向上
- ・ 要配慮者への支援体制の充実
- ・ 土砂災害警戒区域の指定に伴う避難誘導體制の確立
- ・ 総合的な治山・治水事業の継続的推進
- ・ 防災基盤の整備による孤立化の防止と防災機能の強化
- ・ 建築物の耐震化、不燃化による安全な都市の形成
- ・ 公園等の整備による安全な避難場所の確保
- ・ 村民への防災知識の普及と防災意識の高揚
- ・ 他市町村との相互応援協力体制の推進

## 第2編 震災編



## **第 1 部 災害予防計画**

### **第 1 章 防災むらづくり**

安全で快適なむらを創っていくためには、災害等による被害を最小限度に抑え、地震災害に強い防災むらづくりを進める必要がある。

そのため、ソフト面とハード面の効果的な連携を図り、計画的な土地利用の誘導、防災拠点となる公共施設や道路・橋りょうを整備するなど安全な居住地の整備、計画的な土地利用推進等に関する施策を推進する。

#### **第 1 節 地震災害に強いむらづくり**

**【総務課、企画財政課、産業環境課、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、西多摩建設事務所】**

- 1 「逃げないですむむら、安全で安心して住めるむら」の実現に向け、計画的な土地利用の誘導、防災拠点となる公共施設の整備等により、地域特性に応じた地震災害に強いむらづくりを推進する。
- 2 道路、河川等については、防災活動、緊急輸送等防災対策としても整備を図る。
- 3 地震発生後の避難については、遠距離避難を解消し、可能な限り安全に避難活動ができるよう、計画的、効率的に避難場所を整備・拡充する。

#### **第 2 節 地域防災の基盤整備対策**

**【産業環境課】**

地方公共団体は、その地域並びにその地域に居住する村民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。とりわけ、村民に直結した対策を実施する責任を有する村は、防災に関する第一次的な義務と責任を果たさなければならない。

このため、まず地域保全の基盤となる治山、治水など管理責任が国や都に所属する部門について、防災面から各種計画を総合し、地域防災計画上の整合性を図るものとする。

### 第3節 林野地域保全対策

【産業環境課、西多摩建設事務所】

村の総面積の約93%を占める山林は急傾斜地も多く、また地質も風化火山灰や砂礫、泥岩等が多く、さらに表層数メートルはいわゆる関東ローム層に覆われているため、山腹崩壊・崩壊土砂の流出などの地域が多く、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流などが多い。

そのため、常時の点検と土砂災害警戒区域等の指定等に基づく防災対策の推進を図るものとする。

## **第2章 施設構造物等の安全化**

地震による災害から村民の生命及び財産を守るとともに、村としての機能を維持するためには、各種施設構造物の防災性を高めていくことが必要である。

そのため、村は、道路施設・河川施設及びライフライン施設の安全化、建物の耐震化、落下物・家具等の転倒・移動防止等による安全化を促進するとともに、土砂災害対策など施設を整備し、安全化を図る取組を推進する。

### **第1節 道路・橋りょう等の整備**

**【産業環境課、西多摩建設事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、  
関東地方整備局多摩川上流出張所】**

村道の総延長 68,484.1mのうち、改良済延長は、17,301.5m(総延長の 25.3%)となっており、道路改良等の早急な整備が求められている。また、道路沿いの崖崩れ等に対する防護柵の整備や橋りょうについての耐震性の向上が必要である。

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。道路等の整備は、東京都の策定する「多摩地域における都市計画道路の整備方針」(平成 18 年 4 月)を参考に推進する。

道路・橋りょうの耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省都市局長、道路局長通達:平成 29 年 7 月改定)及び「道路橋示方書・同解説(平成 29 年度版)」(公益社団法人日本道路協会)に従い、地質・構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても、落橋や倒壊を生じないように、安全性を強化する対策を実施するものとする。

### **第2節 河川施設等の整備**

**【産業環境課、西多摩建設事務所、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

村には秋川、北秋川の河川があり、その支流域には土石流危険渓流が多数存在するため、砂防施設の設置等の防災工事を促進して、流域の安全を確保する必要がある。また、秋川右岸には地すべり防止区域があるため、定期的な点検と地すべり対策の促進を図る。

既存の砂防ダム、護岸擁壁などの河川・砂防設等について、洪水・土砂災害に対する耐災性を確保するため、重要な施設から優先的に整備を推進する。

### 第3節 ライフライン施設の安全化

#### 【産業環境課、下水道局流域下水道本部、ライフライン関係機関】

#### 1 上水道施設

震災時の被害を最小限にとどめ、給水をできるだけ確保するよう、次のような安全対策を推進する。

##### (1) 浄水施設

浄水施設の構造物の耐震化に努め、耐震性の向上を図るため整備・補強を図る。また、地震時の停電に備え、自家発電設備の整備を図る。

##### (2) 送・配水施設

耐震性の低い管等を耐震性の高いダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り換えるほか、送・配水の基幹となる路線や避難所に至る路線等、震災対策上重要な路線については、耐震性の高い工法や管材料を採用する。また、送水ルートの上系統化や、震災時の水運用を容易にするために送・配水機能の分離や配水区域のブロック化等を図り、送・配水システム全体の整備に努める。また、経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、地震時において相当数の被害が発生するものと予想されることから、取替えの実施に努める。

#### 2 下水道施設

##### (1) 施設の現況

村の下水道の管きよの総延長は約 45.3 kmで、村全体の普及率は 89.6%、接続可能地域の水洗化率は 95.0%である。(令和2年4月1日現在)

##### (2) 安全化対策

下水道施設の被害を最小限に食い止めるため、次のような安全対策を推進する。

ア 流域下水道施設については、下水道局流域下水道本部が施設の耐震化等を進めている。

イ マンホールポンプについては、村で施設及び機器の耐震化の向上に努める。

ウ 今後布設する管きよ等についても、耐震性を有する施設としていく。

エ 下水道施設及び管きよの早期復旧を図るため、平常時から関係機関・団体と連携をとり資機(器)材、燃料、薬品の早期調達方法を定めるとともに、下水道関連業界と調整し、早期復旧に努める。

##### (3) 防災対策としての下水道

避難所となる公共施設については、生活用水を使用した仮設トイレが設置できるような下水管きよの布設及びマンホールの設置について、管きよの埋設及び施設改修等に併せて実施する。



### 3 電気施設

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努める。

### 4 通信施設

地震災害発生時の応急対策を円滑に実施し、またパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達が重要である。震災による通信施設の被災を最小限にとどめるため、通信設備及び付帯施設の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、伝送路の2ルート化等により、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

## 第4節 建築物、施設構造物の安全化

【産業環境課、西多摩建設事務所】

### 1 建築物等の耐震不燃化

平成28年度に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等(特定建築物)の耐震診断・耐震改修を促進する。

### 2 公共建築物の耐震不燃化

地域の公共施設としての機能を維持、発揮して防災活動に寄与するため、各種の災害から建造物を保護するとともに、被害の軽減を図るため、可能な限り不燃化を進めるものとする。

### 3 一般建築物・住宅の耐震不燃化

村及び秋川消防署は、防火、防災上の見地から建築基準法等関係法令、消防関係法令に基づき、定められた技術士の基準に適合するよう建造物の構造、設備等について指導に努める。また、法令に基づく立入検査を実施して災害予防についての指導にあたり、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持管理について、防火、防災上必要な指導を図る。住宅についても「自らの身体・財産は自ら守る」という考え方にに基づき、耐震診断・耐震改修を促進する。

建築物混成率の現状

	木造	防火	準耐	耐火
建築物混成率	61.9%	22.4%	7.3%	8.4%

(資料:東京都地域防災計画震災編別冊資料・令和元年)

## 4 液状化対策

液状化に対しては、十分な地盤調査に基づき適切な対策を講じる。建築物、施設構造物の建設にあたっては、十分な耐震性を確保するとともに、地盤調査を実施し安全性を高める対策を講じる。

## 第5節 エレベーター施設の安全化計画

【産業環境課、総務課】

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

### 1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

#### (1) 都施設

ア 都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、都都市整備局は、今後、停電時自動着床装置の設置を推進する。

イ 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄り階に着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	○ 主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

#### (2) 村施設

村は、都施設の対策に準じて、村施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

#### (3) 民間施設

ア 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

イ 都都市整備局は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器

改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、所有者等に配布するとともに、ホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。

ウ 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。

一般社団法人日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

## 2 救出体制の構築

### (1) 救出要員を増員するための講習の実施

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業(危険の伴わないものに限る。)についても講習会等を実施する。

### (2) エレベーター保守管理会社の連絡体制強化

限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要であり、一般社団法人日本エレベーター協会は、関係する通信事業者と協議し、協会加盟のエレベーター保守管理会社への災害時優先電話の導入を進める。

### (3) エレベーター内の閉じ込め有無の確認

ア 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。都及び一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

イ 村は、一般社団法人日本エレベーター協会を通じ、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、エレベーター内の閉じ込めが確認された場合の対応を広く周知する。

## 3 早期復旧体制の構築

### (1) 「1ビル1台」ルールの徹底

ア 地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図る。

イ 村は、一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルールを広く村民・事業者等に普及啓発する。

### (2) 自動診断復旧システムの採用

- ア エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。
- イ 今後の開発状況を見ながら、村は防災上重要な村施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、一般社団法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

## 第6節 落下物、家具類の転倒等の防止

【産業環境課、総務課】

### 1 窓ガラス等落下物の安全化

- (1) 都は、平成17年度に、都内のビルのはめ殺し窓ガラスの実態を調査し、改善指導等を行っている。また、外壁タイルについても、平成17年度に傾斜した外壁面のある建物について実態調査を行い、改善指導を行っている。また、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して実施する。
- (2) 今後は、定期報告等の機会を活用して、建物所有者や管理者に対し周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。その際、村は協力するものとする。

### 2 自動販売機の転倒・落下・移動防止

- (1) 村は、都及び業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。
- (2) 関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「JISB8562 自動販売機の据置基準」の普及啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。

### 3 家具類の転倒等防止対策

- (1) 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- (2) 村民の安全確保を図るため、希望により家具類の固定を行う補助制度を設け補助を実施してきたが、今後も家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。
- (3) 家具類転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、村民の利便性を図るよう努める。

## **第7節 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止**

**【産業環境課、西多摩建設事務所、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

既存の砂防ダム、護岸擁壁などの砂防施設等について、その耐震性の強化を図るため耐震点検を行い、重要な施設から優先的に耐震強化対策を実施する。

### **1 がけ・よう壁等の安全化**

村及び都都市整備局は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行うものとする。

### **2 急傾斜地崩壊対策など**

土砂災害は、自然災害の中でも死者発生が多い災害であるが、急傾斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、土地の所有者の理解や協力を求めるものとする。

なお、平成 26 年 3 月末現在の村急傾斜地崩壊危険箇所は、保全対象人家 5 戸以上の箇所は 89 箇所、保全対象人家 1～4 戸の箇所は 54 箇所である。

村は、都からの土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載するとともに、都と協力して、広報活動、地域住民等への周知を徹底する。

### **3 ブロック塀等の安全化**

(1) 村は都と連携し、ブロック塀の実態把握を進める。また、建替等の機会を捉えて、生垣への転換等を誘導する。

(2) 村は、緑化対策や狭隘道路対策を行う。

## **第8節 地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止**

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

### **1 地すべり対策**

都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。なお、村における地すべり危険箇所及び地すべり防止区域指定箇所は、5 箇所中 1 箇所(平成 26 年 3 月末現在)である。

村は、都からの土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載するとともに、都と協力して、広報活動、地域住民等への周知を徹底する。

## 2 山地災害危険地区の安全化

治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。なお、村における山地災害危険地区は、崩壊土砂流出危険地区(54 箇所)及び山腹崩壊危険地区(36 箇所)となっている(平成 30 年 4 月 1 日現在)。

## 3 土石流対策

「土石流危険渓流及び危険区域調査要綱(平成 11 年 4 月建設省河川局砂防部砂防課)」に基づく調査の結果、被害想定区域内に 5 戸以上の人家が存在するなど一定の要件を満たす渓流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多いものから順次砂防指定地に指定して、えん堤や流路工などの対策工事を行う。なお、村における土石流危険渓流は 54 渓流、砂防指定地は 2 箇所(平成 26 年 3 月末現在)である。

村は、都からの土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載するとともに、都と協力して、広報活動、地域住民等への周知を徹底する。

## 4 土砂災害防止法に基づくソフト対策

- (1) 土砂災害防止法では、土砂災害防止対策の推進を図るため、ハード対策だけでなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することとしている。
- (2) 都は、土砂災害に備え、防災意識の啓発や避難訓練等に関する先進的な取組を情報共有し、広く普及させていくために、関係局で構成する「東京都総合土砂災害対策推進連絡会」で、必要事項の調整等を図り、土砂災害警戒区域等の周知や警戒避難体制の確立などの対策を推進する。
- (3) 村においては、都及び関係機関と連絡調整を行うとともに、土砂災害警戒区域について地域住民への周知に努める。

## 5 農地・農業用施設の安全対策

村及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、「ハザードマップ」の作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図るものとする。

## 第9節 災害危険地域の指定

【産業環境課】

### 1 災害の想定及び目標

地域の災害危険性を科学的かつ総合的に把握することは、地域防災計画策定の基盤となるものであるため、急傾斜地、土石流危険渓流等の災害素因、地震、台風、大雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握する必要がある。

### 2 地域別防災カルテの作成

村内の地域特性等を総合的に判断して、地域単位に災害危険箇所、避難所、避難経路、防災関係機関等を明らかにした「地域防災カルテ」を作成し、きめ細かな災害対策を実施するための基礎資料とするとともに、村民の災害対策の指針として、防災知識及び防災意識の向上を図ることにより、災害に強い安全なむらづくりを進める必要がある。また、これらを踏まえ、村民に周知するため、「ハザードマップ」を作成するものとする。

### 3 土砂災害警戒区域等の調査及び指定

村の地形条件や地質条件を踏まえ、災害誘因となる台風や地震などを総合して、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜危険箇所等の土砂災害警戒区域等への指定調査を今後とも村内全域にわたって実施するものとする。

なお、令和2年11月27日現在の村内の土砂災害警戒区域等の指定状況は、土砂災害警戒区域が931箇所（うち特別警戒区域が902箇所）となっている。

## **第3章 地震火災等の防止**

地震による被害を最小限にとどめるため、消防力を充実し、火災予防、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救助・救急対応力の強化を図る。また、自主防災組織(自治会等)、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当等の実施体制を整備する。

危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質をいう。)の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進する。

### **第1節 出火の防止**

**【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】**

#### **1 火気使用設備・器具の安全化**

過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備、器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

秋川消防署では、火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

#### **2 石油等危険物施設の安全化**

震災その他の災害時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災措置、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置対策に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 防災教育、訓練の実施



### 村における石油等の危険物施設一覧（平成31年3月末現在）

製造所の別 区市町村	計	製造所	貯蔵所	取扱所
檜原村	15	0	10	5

### 3 化学薬品、電気設備等の安全化

#### (1) 化学薬品の安全化

東京都は化学薬品を取扱う学校等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

#### 【主な指導事項】

- ア 化学薬品容器の転倒・落下・移動防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒・移動防止措置
- ウ 混合湿触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

#### (2) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけている。

また、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し出火防止等の安全対策の強化を図っている。

#### (3) 電気器具からの出火防止

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導するとともに、村は、出火防止対策を講じた装置の開発について電気事業者等に協力を要望する。

### 4 その他出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、老人ホーム、旅館等の防火対象物及び多量の火気を使用する作業所等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

また、給油所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

さらに、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状

況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

## 5 村民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、村民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及と適正な管理を図る。

### (1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の適正な管理
- イ 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備え等、消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒・落下・移動、日用品等の落下防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテン等への防災製品の普及
- キ 灯油、ベンジン、アルコール等、危険物の安全管理の徹底
- ク 防災訓練への参加

### (2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 次に掲げる「地震その時 10 のポイント」の徹底
  - (ア)地震だ！まず身の安全
  - (イ)落ちついて火の元確認初期消火
  - (ウ)あわてた行動けがのもと
  - (エ)窓や戸を開け出口を確保
  - (オ)門や塀には近寄らない
  - (カ)火災や津波確かな避難
  - (キ)正しい情報確かな行動
  - (ク)確かめ合おうわが家の安全隣の安否
  - (ケ)協力しあって救出・救護
  - (コ)避難の前に安全確認電気・ガス
- ウ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- エ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- オ ライフライン復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

### (3) 村民及び自主防災組織等による出火防止対策

村は、各家庭における出火防止対策を徹底するため、消防団、自主防災組織等と連携して出火防止、初期消火、救出救助、応急救護等の基礎訓練や実践的な訓練を

行い、村民一人ひとりの出火防止に関する知識や震災への備え方について防災教育を推進するとともに、各種防災指導用資機材を活用しつつ、実践的な出火防止訓練を行うことにより、地震時の村民自身の防災行動力の向上を図る。

また、共助体制により、各家庭からの出火や火災拡大を防止できるよう、住宅用防災機器等の普及と適正な管理を図る。

## **第2節 初期消火体制の強化**

**【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】**

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により村民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

### **1 消防用設備等の適正化指導**

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の水源、加圧送水装置、非常電源、配置等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

### **2 初期消火対策に関する技術改良・検証**

(1) 住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、すべての住宅に設置は済んでいるが、電池切れ等による設置不良をなくしていくように努める。また、村は、震災時に電気による出火を防ぐために、感震ブレーカーの設置を、すべての住宅に普及するよう啓発する。

### **3 村民、事業所の自主防災体制の強化**

#### **(1) 村民の防災行動力の向上**

村民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、消防団、自衛消防訓練の指導を通じ、消火器や軽可搬ポンプ等を活用した実践的な初期消火訓練など、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

#### **(2) 事業所の自主防災体制の強化**

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地

域との共同体制づくりを推進する。

### 第3節 火災の拡大防止

【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】

#### 1 消防活動体制

東京消防庁は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。今後とも、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、都市構造や災害態様の変化に応じた消防力の整備増強を図る。また、町内会、自治会等による初期消火用の水源として、消火栓、河川の活用を図り、火災の拡大防止を図る。

また、同時多発性、広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助救急活動に有効な特殊車両や資機材を充実するとともに、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)、情報収集二輪車の整備、航空消防体制の強化を図っている。

なお、秋川消防署の配備体制は次のとおりである。

秋川消防署の配備体制（令和2年4月1日現在）

	ポンプ車	はしご車	救急車	その他	合計
秋川消防署	3 (1)	1	3 (2)	8	15
秋留台出張所	3 (1)	—	1	—	4
檜原出張所	1	—	1	—	2
合計	7 (2)	1	5 (2)	8	21

※（ ）内は、非常用車両等

#### 2 装備資機(器)材の活用

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に即した装備資機(器)材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

#### 3 情報通信体制の整備強化

##### (1) 消防通信体制の整備強化

ア 東京消防庁は、指令管制システムの更新を計画中であり、消防救急部隊等の運用機能を強化する。

イ 緊急情報伝達システム及び映像早期災害情報システムの活用などにより情報収集伝達体制を強化する。

## (2) 情報処理体制の整備強化

ア 東京消防庁は、システムの充実と信頼性の向上を目指して次の対策を進め、機能を維持する。

(ア) 総合指令室の機能強化をはじめ、タブレット端末等の整備により、情報収集体制の強化及び消防部隊活動の迅速化を図る。

(イ) 救急告示医療機関等に病院端末装置を整備する。

(ウ) 災害救急情報システム機能の確保のためバックアップ体制を維持する。

(エ) システムの耐震性・安全性・信頼性の向上を図る。

## (3) 震災消防対策システムの拡充

ア 東京消防庁は、震災時の消防活動を迅速かつ効率的に行うため、消防署等に設置している地震計の震度情報をもとに、火災件数や人的被害等に関する被害、及び火災の延焼拡大状況や消火に必要な消防部隊数等を予測する。

イ 火災、救助等の災害情報や消防活動情報を電子地図上で管理し、情報を共有することで、震災時の消防署等における消防活動を支援する。

## 4 消防水利の整備

村は消火栓や防火水槽の整備を進めているが、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止に対処するため、耐震性貯水槽・防火水槽の設置及び河川水等自然水利の活用を行い、指定消防水利とする等、消防水利の多元化を図る。秋川消防署は、震災時の消防活動が効果的に行えるよう、水利の多角的な方策による整備促進及び安全対策について意見、提言していく。また、事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

## 5 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、秋川消防署は消防活動路を確保するため、民間から借上げる特殊車両の確保、幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅切り整備等を関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

## 6 消防活動困難区域対策

震災時は、道路の寸断に加え、道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、秋川消防署は消防隊用可搬ポンプ等の活用を図るとともに、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実等の施策の推進について関係機関に働きかけを行う。また、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、道路改良等により消防活動困難区域の解消に努める。

## 7 地域防災体制の確立

震災時は、火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。このため、地域住民と事業所等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、地域住民及び事業所の自衛消防組織が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

### 第4節 危険物等の安全化対策

#### 【秋川消防署、五日市警察署、西多摩保健所、事業所】

地震による危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質をいう。）の取扱施設の火災防止対策及び災害発生時の被害を最小限にとどめるため、施設取扱状況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進し、法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのため、消防機関及び関係機関等は、各危険物等取扱事業所等への防災マニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成指導を徹底するほか、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

#### 1 石油类等危険物施設の災害予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する以下の指導の強化を行う。

##### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

##### (2) 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

##### (3) 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

##### (4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

### (5) 危険物等の輸送の安全化

危険物積載車両については、関係官庁により路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

## 2 高圧ガス施設の災害予防対策

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行っている。その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

## 3 毒物・劇物取扱施設の災害予防対策

都福祉保健局、健康安全研究センター及び西多摩保健所は、毒物・劇物による危害の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は、区市町村教育委員会を通じて「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。

## 第5節 放射性物質対策

### 【秋川消防署、五日市警察署】

放射線等使用施設については、原子力規制委員会が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるような各種の安全予防策を講じている。関係機関は、以下の対策を講ずるものとする。

### 1 秋川消防署の対策

- (1) 火災に対しては、施設の延焼を阻止する消防活動を行う。
- (2) 汚染等の事故に際しては、関係者と連絡をとり、危険区域内の救出作業を実施する。

### 2 五日市警察署の対策

災害の規模、態様を把握し、関係機関等に対して必要な事項を速やかに報告、連絡するとともに、立入禁止区域の設定、人命救助、交通規制等必要な措置を講じる。

## **第4章 防災力の強化**

災害対策を推進するうえで、村民の果たす役割は極めて大きい。そのため、村は、村民が生涯を通じた体系的な教育活動により災害対応力を高めるとともに、村民が地域を守る一員としての役割を認識できるよう、積極的に防災学習を推進する。

また、村は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関等と協力し、職員及び村民参加の防災訓練を実施することにより、突発的に起こる災害への対応能力と防災意識の向上に努める。

### **第1節 防災活動の強化**

**【総務課、企画財政課、村民】**

村は、日頃より災害対策基本法、条例及び関係法令に基づく防災組織を整備し、防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、村民、事業所、施設等の自主防災組織の整備・育成を進め、防災訓練を強化し、防災意識の高揚と防災活動の強化を図るものとする。

### **第2節 防災意識の高揚**

**【総務課、企画財政課、村民】**

地震による被害を未然に防止することは極めて困難なことであるが、万全の予防体制を整え、災害時の適切な応急対策によって、被害を最小限に食い止めることは可能である。そのために防災関係機関は、その所属職員や村民及び事業所に対する防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。また、防災意識高揚への取組に際しては、女性の参画を促すとともに男女双方の視点に配慮した取組に努める。

#### **1 職員の防災教育**

村は、村職員に対し、地域防災計画の概要、活動体制その他防災に関し、講習会、研究会等により、その内容、運用等の周知徹底を図るものとする。

#### **2 村民に対する防災知識の普及**

##### **(1) 広報媒体を通じての普及**

各防災関係機関は、その時期に応じて村民に対し、防災行政無線、広報紙、パンフレット、チラシ、立看板、ポスター、防災用映画フィルム、スライド、広報車等を通じて、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。また、ホームページに、災害対策や防災情報を掲載し、村民の防災意識の向上を図る。



- (2) 講習会、講演会等による普及  
防災関係者及び村民を対象とする講習会、講演会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。
- (3) 防災用具、災害写真等の展示  
防災用具、災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所に展示し、防災意識の高揚を図る。
- (4) 防災知識の普及内容
  - ア 防災に関する一般的知識
  - イ 気象、災害発生原因等に関する知識
  - ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制の概要
  - エ 災害予防措置
  - オ 災害時の心得
  - (ア)災害の態様に応じてとるべき手段、方法
  - (イ)避難の方法、場所、時期、携行品
  - (ウ)被災世帯の心得ておくべき事項

### 3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 村、都は、都教育委員会が定めた教師用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や消防・警察等防災機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。
- (2) 村、都は、児童生徒等の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- (3) 村、都は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。

## 第3節 防災訓練

### 【総務課、企画財政課、防災関係機関、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

災害発生時の予想される種々の事態に対処するため、消防署と協力して、村民及び事業所等を対象とした初期消火、避難、救助、通信等の基本的防災訓練を行うとともに、これらの成果を総合的に発揮するため、総合防災訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施に際しては、準備段階から女性の参画を促すとともに男女双方の視点に配慮した防災訓練の実施に努める。

#### 1 基本的防災訓練

- (1) 気象警報等伝達訓練  
気象予報及び警報の伝達を正確かつ迅速に行うため、常時訓練を実施する。
- (2) 非常無線通信訓練

災害時における有線通信の途絶等に備え、防災行政無線等非常無線通信の円滑な運営を図るため、通信手続、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を実施する。

(3) 避難訓練

防災関係各機関等の協力のもとに、学校又は行政区、宿泊施設、各種工場、事業所、団体等に対し、自主防災の必要性、自覚の高揚を図るため、地域の地理特性等の実情に即した避難を主体とした防災訓練の実施を促進するものとし、庁舎では庁舎内の災害発生を想定した避難訓練を来庁者とともに行う。

(4) 救助救急訓練

大規模な地震時においては、建物の倒壊等による多数の死傷者が発生することが予想される。このため、村民をはじめ関係機関との協力体制を確立し、震災時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

ア 各種救助事象による救出訓練

イ 仮救護所の設置・運営訓練

ウ 現場救護所の設置訓練

エ 疾病者の緊急度に応じた分類(トリアージ)及び救急処置並びに搬送訓練

オ 救助救急資器材の活用訓練

(5) 応急医療訓練

震災時による負傷者の救助を迅速かつ適切に実施するため、各防災機関と村民が一体となった訓練を行い、有機的活動体制の整備を図る。

ア 医療救護班の動員集結

イ 医療救護所の設置

ウ 患者の疾病の緊急度や程度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ

エ 後方医療施設への収容

オ 医薬品、血液等の補給

カ 防疫活動

(6) 防疫訓練

ア 職員の訓練

保健所の指導のもとに防疫作業の習得を図るとともに、防疫訓練を行い、被害の軽減に努めることとする。

イ 器材、器具等の整備

災害時に備えて最低限常備すべき器材・器具等は平素から備蓄し、いつでも使用できるよう努めるものとする。

(7) 消防訓練

地震火災等地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、村民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。

ア 消防団の訓練

(ア) 情報活動訓練・参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練・情報整理及び通信運用訓練

(イ) 部隊編成訓練

(ウ) 火災現場活動及び救出・救護訓練

(エ) 山林火災訓練

イ 災害時支援ボランティアの訓練

(ア) 応急救護活動訓練

(イ) 災害情報提供訓練

(ウ) 消火活動の支援訓練

(エ) 救助・救急活動の支援訓練

(オ) その他の支援活動訓練

ウ 村民の訓練

(ア) 出火防止訓練

(イ) 初期消火訓練

(ウ) 救出訓練

(エ) 応急救護訓練

(オ) 通報連絡訓練

(カ) 身体防護訓練

(キ) 避難訓練

(ク) その他の訓練

エ 事業所の訓練

(ア) 出火防止訓練

(イ) 防護訓練

(ウ) 消火訓練

(エ) 救出救護訓練

(オ) 避難訓練

(カ) 情報収集訓練

(8) 水防訓練

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。

ア 参加者

秋川消防署、檜原村、消防団、防災関係機関

イ 訓練項目

(ア) 参集及び部隊編成訓練

(イ) 情報通信訓練

(ウ) 本部運営訓練

(エ) 水防工法訓練

(オ) 救助救急訓練

(カ) 浸水地火災防ぎょ訓練

(キ) その他火災時の活動に必要な訓練

(9) 地域単位の実践的訓練

自主防災組織(自治会等)を主体とし地域特性に対応する具体的かつ実践的な訓練を実施する。

## 2 総合防災訓練

震度6弱以上の大地震を想定し、村と東京都及び防災関係機関等と合同で関係団体や村民、事業所等の協力を得て、実効性のある総合的・有機的な訓練を実施する。これによって機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(1) 参加機関

ア 村

イ 西多摩建設事務所、森林事務所、西多摩保健所、都下水道局等

ウ 五日市警察署、秋川消防署、檜原村消防団

エ その他防災関係機関

オ 村民

カ 施設

(2) 実施時期

防災の日、防災週間中(8月30日～9月5日)及びその他の日に実施する。

(3) 実施内容

関係機関と協議によりその都度実施要綱を定める。

(4) 総合防災訓練重点事項

ア 災害警備及び情報通信連絡

イ 災害対策本部運営、防災関係機関職員等の非常招集

ウ 避難及び救出、救護

エ 消防及び水防

オ 救援物資の調達輸送

カ 防疫、給水及び炊き出し

キ 災害応急復旧

ク その他

## 第4節 自主防災組織等の育成

### 【総務課、秋川消防署、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

#### 1 自主防災組織等の必要性

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分で守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位に組織し、村は村民のつくる自主防災組織の活動が的確に行われるよう育成、指導するものとする。

#### 2 自主防災組織の概要

##### (1) 組織

自治会、事業所等の組織を活用し防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織を整備する。

本部組織としては、総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を置くものとする。

##### (2) 活動

###### ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- (イ) 初期消火、救出救護、避難所開設等各種訓練の実施
- (ウ) 消火、救助、炊き出し用資器材の整備、保安管理及び非常食の備蓄
- (エ) 地域内の危険箇所(ガケ、ブロック等)や要配慮者の把握
- (オ) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立

###### イ 災害発生時の活動

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 出火防止
- (ウ) 初期消火
- (エ) 負傷者の救出・救護
- (オ) 村民の避難誘導
- (カ) 給食・給水
- (キ) その他

#### 3 事業所及び施設等の自主防災組織

(1) 学校、工場、旅館等多数の人が出入りする事業所や、老人ホーム、保育所等の施設においては、防火管理者を主体とした自主防災組織の育成・指導を図り、次のような対策を行うものとする。

ア 建物内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備等事業活動の継続対策

イ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員、顧客の安全確保対策

ウ 地域活動への参加や地域の自主防災組織等との協力関係の確立など、地域社会における安全確保対策

(2) 組織や活動等については、おおむね地域単位の自主防災組織に準じて整備する。

#### 4 事業所と自主防災組織の連携

(1) 村及び都は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

(2) 村及び都は、自主防災組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行う。

### 第5節 行政・事業所・村民等の連携

#### 【総務課、企画財政課、村民課、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

##### 1 相互に連携した社会づくり

従来の行政、企業(事業所)、村民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。

##### 2 地域における防災連携体制の確立

村及び関係防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

###### (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

###### (2) 地域コミュニティの活性化

自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

###### (3) 合同防災訓練の実施

地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

##### 3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

(1) 震災時の助け合いを推進するために、村民、自治会、自主防災組織、企業、学校、文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動している様々な団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

(2) 村は、地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策を講じる。

## 第6節 消防団活性化対策

【総務課、消防団、秋川消防署】

### 1 消防体制の現状

消防団は、地域防災の中核として消火活動はもちろんのこと、地域社会に密着した各種防災活動を行っているが、大規模災害時においても情報の収集伝達、避難誘導、災害防ぎょ活動に重要な役割が期待されている。

村における消防体制は、平成31年4月1日現在4分団、8部、団員数195名を有し、装備はポンプ車3台、可搬ポンプ積載車13台の体制で運用している。

檜原村消防団の体制（令和2年4月1日現在）

檜原村消防団	
分団数	定員数
4	200

### 2 消防団の活性化

近年における社会情勢の変化により、団員の高齢化、就業構造の変化、村民の認識の希薄化等の傾向が見られるなかで、消防団員の志気高揚を図り、消防団の社会的地位の向上と、村民の理解と協力を求める等の施策に併せて、消防団の人的充実・強化及び団員詰所等の施設・装備の充実を進め、消防団の活性化を図ることとする。

### 3 消防団体制の強化

- (1) 消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備するとともに、救助資機材や携帯通信機器を整備するよう努め、震災時の消防団活動体制の充実強化を図る。
- (2) 可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図る。
- (3) 村は、都と連携して、消防団の活動体制の充実に努める。

## 第7節 ボランティア等との連携・協働

### 【総務課、企画財政課、福祉けんこう課、檜原村社会福祉協議会】

地震災害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を担うものである。今後とも、被災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力のしくみを構築しておかなければならない。

#### 1 ボランティア意識の醸成

村、民間等で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

#### 2 ボランティアの受入体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験あるいは特定の資格を要するボランティア(専門ボランティア)と、避難所等における炊き出しや支援物資の管理・配布あるいは、被災地の人びとの世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア(一般ボランティア)とがある。

村は、今後それぞれの活動形態に対応出来るように、受入体制や、ボランティア活動拠点の整備について検討を進めるものとする。

#### 3 東京消防庁災害時支援ボランティア(秋川消防ボランティア)の育成及び活動

地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識、技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した秋川消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

秋川消防ボランティアは、地震時、登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

#### 4 赤十字ボランティア

- (1) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た村民、団体などにより構成される。
- (2) 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。



## 第8節 事業継続計画の策定

【総務課、企画財政課】

- (1) 都は、災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、都政の事業継続計画（BCP）を策定する。
- (2) 村においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことが必要である。
- (3) 災害時においても東京の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める。

## **第5章 防災活動実施体制の整備**

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市町村で地震災害が発生したとき、村民の生命及び貴重な財産を守るとともに、被害軽減を図るためには、各種防災活動実施体制を事前に整備しておく必要がある。

そのため、村各課は、村民や事業所、関係機関と連携しつつ、所管する防災業務を迅速・的確に遂行できるよう、日頃より応急対策計画や当該対策の個別マニュアルを整備し、訓練・研修を通してその内容・手順に習熟しておくものとする。

### **第1節 防災活動組織の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

災害発生時に情報の収集、集約及び共有を図り、限られた防災要員や防災資源等を効果的に運用・活用できるよう、関係機関との総合調整を迅速・的確に行うことが必要である。

そのため、各部署において、平常時において、防災体制に関し様々な視点から問題点・課題を検討し、必要な措置を講じておくものとする。

### **第2節 相互応援体制の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

東日本大震災では、多くの市町村が、庁舎や防災要員の被害が大きかったため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援が大規模かつ広範になされた。

このようなことから、他市町村等との協定締結促進等により、広域応援を円滑に実施できる体制を構築する。

また、村が大規模災害に見舞われた際においても、他市町村からの支援が円滑かつ迅速に受け入れられるよう、受援計画等について検討、整備しておくものとする。

### **第3節 情報通信体制の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

東日本大震災では、多くの市町村で、停電や電話不通により情報収集に支障をきたすなど、初動期において十分に対応することが難しい状況となった。

そのため、初動期の確実な情報通信を確保できるよう、庁舎の停電を想定した自家

用発電設備の充実、学校や病院等の重要施設との連絡体制の確保を図り、平常時からハード・ソフトの両面から情報・通信体制の整備・強化を推進する。

#### 第4節 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化

【総務課、村民課、福祉けんこう課】

震災時には、余震や延焼火災の拡大等の二次災害の発生が懸念される。そのため震災時の避難は、第一段階として、各自主防災組織(自治会)など地域ごとに、一時集合(避難)場所に集合して集団を形成し、様々な二次災害から逃れることができる公共施設を持つ指定緊急避難場所に集団的に避難する。第二段階として指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等滅失又は危険な状態にあるもの等に対しては、指定避難所を開設し、収容保護する。それらの避難体系を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備と、避難時の安全性の確保を進めていく。

##### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、村民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得たうえで指定緊急避難場所及び指定避難所(以下この節において「指定避難所等」という。)について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、本計画に定めるとともに、村民への周知徹底を図る。

その際、土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

##### (1) 指定避難所等の定義

###### ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた村民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した場所をいう。

###### イ 指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した施設をいう。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### (2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 原則、土砂災害等の危険区域以外において地区別に指定し、どの地区の村民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、可能な限り、高齢者、乳幼児及び

障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。

エ 発生が想定される地区の避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入も考慮して指定避難所等を整備すること。（避難場所で2㎡/人程度、避難所で4㎡/人程度を目安とし、村が適当と認める場所とすること。）

オ 延焼及び地すべり、土砂災害等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 公園等を指定緊急避難場所に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

コ 給水、給食等の活動が可能であること。

サ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

シ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

ス 学校等教育施設を指定避難所等として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校等教育施設の指定避難所等としての機能は応急的

なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

セ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。

ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

タ 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

### (3) 避難路の安全確保

村は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等に至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む)等の点検に努め、その結果を村民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を村民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

### (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を指定したときは、次の方法等により村民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

#### ア 避難誘導標識、避難所案内板等の設置

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

#### イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成にあたっては、村民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する村民等の理解の促進を図るよう努める。

#### ウ ホームページへの掲載等による周知

#### エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所

の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、村民等への普及にあたっては、村民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(5) 公共用地の活用

村は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

指定緊急避難場所の現況（令和2年4月1日現在）

指定緊急避難場所				有効面積	想定収容人数
学校校庭・グラウンド	その他のグラウンド	その他	計		
2箇所	7箇所	1箇所	10箇所	延べ23,667㎡	3,581人

指定緊急避難場所(屋外)一覧表（令和2年4月1日現在）

名前	地区	所在地	空地面積(㎡)	収容人員(人)	管理者
檜原小学校グラウンド	東部地区	檜原村 600	3,361	509	檜原村
檜原中学校グラウンド	東部地区	檜原村 575	5,527	837	檜原村
旧南檜原小学校グラウンド	南郷地区	檜原村 1085	3,350	507	檜原村
旧南秋川中学校グラウンド	人里地区	檜原村 1685	1,951	295	檜原村
旧檜小数馬分校グラウンド	数馬地区	檜原村 2471	890	135	檜原村
資料館グラウンド	三都郷地区	檜原村 3221	889	134	檜原村
旧北檜原小学校グラウンド	小沢地区	檜原村 3791	1,395	211	自治会
旧北秋川小学校グラウンド	樋里地区	檜原村 4331	1,807	273	檜原村
旧藤倉小学校グラウンド	藤倉地区	檜原村 9095	500	75	檜原村
ヘリポート	倉掛地区	檜原村 9423	3,997	605	檜原村
合計	10地区	—	23,667	3,581	—

※収容人員は、6.6㎡に1人で算出

指定避難所の現況（令和2年4月1日現在）

避難所	福祉避難所	収容人数
12箇所	1箇所	2,066人

指定避難所(屋内)一覧表 (令和2年4月1日現在)

名前	地区	所在地	居室面積 (㎡)	収容人員 (人)	構造	管理者
檜原小学校	東部地区	檜原村 600	1,309	396	鉄筋	檜原村
檜原小学校体育館	東部地区	檜原村 600	990	300	鉄筋	檜原村
檜原中学校	東部地区	檜原村 575	1,403	425	鉄筋	檜原村
檜原中学校体育館	東部地区	檜原村 575	642	194	鉄筋	檜原村
南郷コミュニティセンター	南郷地区	檜原村 1085	323	97	鉄骨	檜原村
人里コミュニティセンター	人里地区	檜原村 1685	458	138	鉄骨	檜原村
数馬自治会館	数馬地区	檜原村 2443	69	21	木造	自治会
温泉センター数馬の湯		檜原村 2430	65	20	鉄骨	檜原村
郷土資料館	三都郷地区	檜原村 3221	62	18	鉄筋	檜原村
小沢コミュニティセンター	小沢地区	檜原村 3791	470	142	鉄骨	檜原村
樋里コミュニティセンター	樋里地区	檜原村 4331	399	121	鉄骨	檜原村
藤倉ドーム	藤倉地区	檜原村 4797	640	194	鉄骨	檜原村
合計	11 地区	—	6,830	2,066	—	—

※収容人員は、3.3㎡に1人で算出

### 3 避難道路

大震火災時に村民が指定緊急避難場所へ安全に避難するためには、周辺の火災の輻射熱等を回避できるだけの広幅員の道路が必要である。村の場合、指定緊急避難場所、指定避難所へ通ずる広い幅員の道路が少ないため、日頃から災害状況に応じた避難を指導するとともに、避難道路を想定して、拡幅、改修等、その整備に努めるものとする。

### 4 指定緊急避難場所、指定避難所等の安全化

指定緊急避難場所の指定にあつては、土砂災害の危険がないように配慮する。また、危険を回避できるように整備することに努める。

#### (1) 指定緊急避難場所、指定避難所までの道路の安全化

大震火災時に村民が避難場所へ安全に避難できるよう、村及び防災関係機関では計画的に各指定緊急避難場所、指定避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め、かつ道路沿いの施設の安全化に努めることが必要である。

- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所に通じる道路、橋りょうの整備
- ・ 消防水利の整備
- ・ 避難道路沿いの施設の安全化

#### (2) 指定避難所の耐震性の確保

指定避難所に指定した建物については、耐震性は確保しているものの、必要に応

じて指定避難所として利用しやすいよう改修に努める。

(3) 指定避難所の鍵の保管等

指定避難所に予定している施設の鍵については、マスターキーを各施設管理者及び総務課で保管するよう検討していく。

(4) 指定避難所の開設体制の確認、訓練、習熟

災害時に適切に指定避難所を解錠・開設できるよう、マスターキー保管者の異動、変更の確認に努める。また、平常時から指定避難所の開設訓練を実施し、開設要領の習熟に努める。なお、東京都の「避難所管理運営の指針」に基づき、「檜原村避難所運営マニュアル」を作成するとともに、被災者のプライバシー保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。また、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整理するなど、指定避難所機能の強化を図る。

## 5 感染症対策

(1) 宿泊施設等の活用

ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

(ア) 村は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

(イ) 避難所としての宿泊施設等の活用の検討にあたっては、都を通じて調整を行う。なお、宿泊施設等が、村、都のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 村は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

(イ) 村のみでは対応が困難な場合は、都に調整を要請する。

(ウ) 調整にあたっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体的な借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

(ア) 村において、災害発生時に宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、村のみでは十分な体制を構築できない場合は、都等から応援職員の派遣を検討する。

(イ) 村は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、都と共有するものとする。



る。

(ウ) 村は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

## (2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するにあたって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

## 第5節 要配慮者支援体制の整備

【総務課、企画財政課、村民課、教育課、福祉けんこう課】

### 1 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

#### (1) 防災知識の普及啓発

##### ア 要配慮者防災行動マニュアルの作成

村は、寝たきりの高齢者、障がい者等の要配慮者やその介護者を対象に都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」を参考に村の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

##### イ 防災訓練の充実

総合防災訓練等の実施にあたっては、村は、都及びその他の防災関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する震災対策訓練を実施する等、防災行動力の向上に努める。

#### (2) 緊急通報システムの活用

都が平常時の福祉・救急対策事業として整備してきた、病気等の緊急時に通報できるシステムの一層の活用を図るよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣村民の協力が不可欠であることから、近隣或いは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の確立を図る。

#### (3) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

東京消防庁は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。

ア 要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

## 2 避難行動要支援者名簿について

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

#### ア 対象者名簿

災害発生時において、高齢や障がいなどにより自分で避難することや、意思表示が難しい方に対する安否確認や避難支援、避難所等での生活支援を的確に行うため、支援を要する方の名簿（対象者名簿）を作成する。

#### イ 同意者名簿

対象者名簿のうち、平常時から名簿情報の外部提供に同意が得られた方のみの名簿（同意者名簿）を作成し、避難支援等関係者に提供する。

### (2) 避難行動要支援者名簿の取扱い

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、介護状態区分や障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。

ウ 避難支援等関係者に対し施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

エ 避難支援等関係者に対し受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

## 3 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、村はスプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含めた床の段差・傾斜の解消等に努める。今後も、村は都や消防署と協力して次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

### (1) 避難計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、村は都と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

#### ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（村指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自

主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等との連携

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 社会福祉施設等と地域の連携

社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、消防署、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(3) 防災教育の充実

村は、「社会福祉施設等の防火安全対策指導基準」に基づき、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、社会福祉施設等の職員に対して防火演習を行う等、総合的な自衛消防力の向上を図る。

(4) 防災訓練の充実

村は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。今後、各施設における自衛消防訓練の時にも、地震を想定した救出救護訓練を取入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう消防署の指導により訓練内容の充実に努める。

社会福祉施設等の管理者は、避難計画に基づいた避難確保のための訓練の実施が義務付けられており、村は社会福祉施設等の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

#### 4 外国人の安全対策

村は、日本語の不自由な外国人を対象に、災害時にその場の状況に応じてどのように行動すればよいか等を理解してもらうため、英語等による防災手引き等を作成する。

### 第6節 帰宅困難者支援体制の整備

【総務課、企画財政課、村民課、教育課】

#### 1 帰宅困難者支援体制の整備

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいては、従業員や児童生徒等を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。

そのため、村民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現するため、発災直後に施設内にとどまることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策、在館者の安全確保に努め、以下のとおり関係機関相互の連携方法、役割分担等の体制を整備

する。

機関名	内 容
村及び都	「帰宅困難者」の安全確保のため、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施する「行動ルール」や「帰宅困難者心得 10 か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。徒歩帰宅者への支援の取組として、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
通信事業者	災害用伝言ダイヤル 171 等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

発災直後、村や都の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。このため、村民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての「行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする以下の「帰宅困難者心得 10 か条」の普及を図る。

＜帰宅困難者心得 10 か条＞

- ・慌てず騒がず、状況確認
- ・携帯ラジオをポケットに
- ・つくっておこう帰宅地図
- ・ロッカー開いたらスニーカー(防災グッズ)
- ・机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ・事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- ・安否確認、ボイスメール(災害用伝言ダイヤル)や遠くの親戚
- ・歩いて帰る訓練を
- ・季節に応じた冷暖準備(携帯懐炉やタオルなど)
- ・声を掛け合い、助け合おう

## 第7節 交通規制・緊急輸送体制の整備

【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

地震における被害を最小限にするためには、地震発生後の消防活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効率的な実施が必要である。

そのためには、緊急輸送車両の調達とその交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが必要である。その事前対策としては、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開用資機材、車両の調達体制及び緊急輸送車両等の調達体制を整備していく。

## 1 緊急輸送道路の整備

災害時において緊急輸送を行うほか、地域住民の避難、延焼の防止等を図るため、道路基盤整備を進める。

東京都において、都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網である緊急輸送ネットワークとして、村に係わる箇所において緊急輸送道路を次のように指定している。

村の緊急輸送道路

路線名	区間
主要地方道上野原あきる野線(第33号)	あきる野市村境～橘橋交差点
一般都道水根本宿線(第205号)	橘橋交差点～やすらぎの里入口

## 2 輸送拠点の整備

### (1) 輸送拠点の確保

緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定め、整備している。

村の輸送拠点

名称	所在地	電話
檜原村役場	檜原村 467-1	042-598-1011

### (2) 緊急道路障害物除去路線の指定

都が指定している広域観点からの緊急輸送道路とは別に、村域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を緊急道路障害物除去路線として指定している。

村の緊急道路障害物除去路線

路線名	区間
主要地方道 33 号線	村内全区間
都道第 205 号線	村内全区間
都道第 206 号線	村内全区間

## 3 緊急輸送車両の指定・整備

災害時における地域住民の避難、延焼の防止等を図るため、道路基盤整備を進める。

## 第8節 医療救護体制の整備

【福祉けんこう課、秋川消防署、西多摩医師会】

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の負傷者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等があいまって、被災地域内では十分な医療行為が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時から村及び医療機関は医療救護活動への備えを図る。

特に二次保健医療圏である西多摩医療圏で地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

## 第9節 飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備

【産業環境課、村民課、教育課】

### 1 飲料水・食料・生活必需品等備蓄・調達体制の整備

地震災害時に備えた飲料水・食料、生活必需品の備蓄は、公的備蓄と流通備蓄により行う。それらを避難所等の防災活動拠点を中心にあらかじめ整備し、必要なときに直ちに配備できるようにしておく。

大規模地震時には、住宅の被災等により各家庭での食料、生活必需品、飲料水の不足に加え、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要となることから、災害発生直後から円滑に飲料水及び食料、生活必需品の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制を整備しておく。

#### (1) 「公助」の備蓄対策

村は、東京都発表の多摩直下地震の想定最大避難者数 84 人の3日分を目標に、飲料水、食料、生活必需品の「公助」の備えを行う。また、村は、村内の小売業者等の協力を得て、災害援助に必要な物資の調達に関する協定等を締結しているが今後も村内外の小売業者等との協定の締結をさらに推進し、食料品及び生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

#### (2) 「自助」の備え、事業所及び一般家庭における備蓄

村は、災害時に事業所及び一般家庭において、飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう普及啓発する。特に一般家庭については、「自助」の備えを重要視し、家族一人あたり3日分の飲料水、食料等の備蓄啓発を推進する。また、事業所（学校も含む）においても、都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員の3日分の飲料水、食料等を備蓄するよう啓発を行う。

#### (3) 各機関と協力・連携した救援物資等の調達・配布体制の強化

大規模地震時に必要な物資をすべて公的備蓄から確保することは難しいことか

ら、各機関と物資の供給に関する協定を締結しているが、物資の配給体制を強化するためにも、今後も様々な機関と協力体制を樹立していく必要がある。そのため、村は、災害時に備蓄食料や生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、あらかじめそれらの供給体制を整備しておく。

## 2 救援物資等の集積場所の整備

### (1) 救援物資等の集積場所の指定、整備

村外から送られてくる救援物資等を受入・保管するほか、円滑に仕分・配送等できるよう、各施設管理者の協力を得て、大規模地震時における広域的救援物資等の集積場所を指定しておくなど、環境整備を図っておく必要がある。そのため、村は、想定される被害に応じた必要品目をリストアップしておくとともに、救援物資の受領方法、保管場所や担当部署等を明示したマニュアル・様式などを整備しておく。

### (2) 救援物資等の保管・仕分・個別配送体制の整備

地震災害時に、大量に送られてくることが想定される支援物資に対して、仕分け・配送に関する問題点が過去の災害において多数発生していることから、村職員のマンパワーの限界もかんがみ、支援物資の仕分け・配送等の業務に関するノウハウを持つ配送業者等への依頼方法などを検討しておく。

また、救援物資等を受入、保管、仕分け作業に必要となる要員を村職員以外にも、事業所や流通業者、ボランティア等の協力を得て確保する方法を定めておく。

さらに、災害時の不用不急の品目は受け取りを辞退する旨、明示した広報文案・様式を用意しておき、HPやマスコミ等を通じて広報できるよう準備しておく。

## 第10節 その他の村民支援体制の整備

### 【総務課、村民課、産業環境課、西多摩保健所、西多摩建設事務所】

### 1 ごみ処理、防疫・保健衛生体制の整備

建物の倒壊や焼失、土砂災害のほか、避難生活の長期化等に伴い、ごみが大量に発生し、ごみ処理や、防疫・保健衛生ニーズが予想される。そのため、村は、大規模地震時のごみ処理、防疫・保健衛生体制を整備しておく。

### 2 災害用トイレの確保・備蓄

#### (1) 災害用トイレの確保

地震災害時は、り災者の避難所生活によりし尿処理ニーズが発生することが予想されるため、村は、次の方法により災害用トイレの確保に努める。

ア 避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保する。

イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレを確保する。

ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

エ 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄について特に配慮する。

(2) 事業所及び家庭

当面の目標として、3日分の災害用トイレを備蓄する。

### 3 がれき処理体制の整備

災害時に被災した住宅や道路等から出るがれきや災害廃棄物の処理を迅速に実施する体制を整備しておく。特に、災害廃棄物の集積予定地や選定方法について事前に検討しておく。

### 4 応急住宅対策実施体制の整備

(1) 被災建物・宅地危険度判定実施体制

村は、想定される建物被害の数量に応じた被災建物や被災宅地の危険度判定を実施するため、事前に専門家を選任しておくなどの体制整備に努める。

(2) 家屋・住家被害状況調査実施体制

村は、地震災害時に、家屋・住家被害状況調査を迅速に着手できる体制を整備しておき、特に家屋・住家被害の判定基準(全壊・半壊等の区別など)に習熟できるよう、税務担当OBを加えるなどの体制により研修と訓練に努めるものとする。

(3) 被災住宅応急修理実施体制

村は、地震災害時に被災した住宅の応急修理を迅速に着手できる体制を整備しておく。特に、家屋・住家被害の程度に応じた応急修理の方法に習熟できるよう、研修と訓練に努める。また、村営住宅などによる対応方法についても検討しておく。

### 5 被災者生活支援実施体制の整備

村は、地震災害時の被災者の生活支援のための各種対策を迅速に着手できる体制を整備しておく。特に、生活相談の実施、災害弔慰金の支給、災害援護資金等の貸し付け、租税の減免、各種融資制度に習熟できるよう、研修と訓練に努める。

また、村は、義援金品の受付・保管・配分方法についても検討しておく。



## 第2部 災害応急・復旧対策計画

### 第1章 応急活動体制

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、直ちに災害応急対策を迅速に行うため、応急活動体制を確立する。村は、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害状況に応じて職員配備を指示するとともに、村災害対策本部（以下、「村本部」という。）を設置し、初動対応に着手する。

また、村は、民間団体、村民、事業所等と一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、防災業務の遂行にあたる。

応急活動体制に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

#### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
職員配備、災害対策本部等設置	災害対策本部等設置、配備態勢決定				
本部等活動環境の改善、強化	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保			
本部会議設営準備、開催		災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続		
広域応援（受援）体制確立		広域応援要請、自衛隊派遣等			
自主参集、配備の指示・調整	各配備態勢により自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等				

#### 《対策実施、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	災害対策本部設置、配備態勢決定	災害対策本部会議開催、応援要請	災害対策本部会議開催継続		
企画財政課	各班に配備態勢通知	災害対策本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保等）			
企画財政課	庁舎施設の機能保全、応急復旧	各部各班との連絡調整、部内対策の応援			
会計課		災害時の応急財政措置（災害対策関係予算）			
各課主管係	各配備態勢により自主参集、配備状況確認、報告				

## 第1節 初動体制

【各課共通】

### 1 初動対応の着手

地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況に応じた初動体制を確立し、初動対応を行う。

#### (1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合（災害対策本部が設置される前）又は地震直後の緊急措置として、職員は各施設において次の措置を行う。

##### 【勤務時間内】

ア 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合、速やかに初期消火に努める。

イ 村民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合、安全な場所への避難誘導を行う。

ウ 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。

エ 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握、それぞれの機能を確保する。

##### 【勤務時間外】

夜間及び休日等に震度4以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名された防災要員（総務課員等）は自主登庁を行い、以下のとおり対応する。

ア 防災要員が災害情報を受けたときは、直ちに総務課長にその旨を連絡する。また、直ちに登庁し、情報の収集、伝達等を行う。

イ 総務課長は、災害情報の収集を行うとともに、必要に応じて次に取るべき態勢の準備を行う。

ウ 総務課長は、被害状況及び事態の動向を村長及び副村長に直ちに連絡し、必要に応じて、災害対策本部の設置を要請する。

### 2 初動対応措置

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合（災害対策本部が設置される前）又は地震直後の緊急措置として、職員は各施設において初動対応措置を行う。夜間及び休日等に震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は自主登庁を行う。

(2) 各職員は、地震発生直後テレビ、ラジオ等からの地震情報を収集する。

(3) 災害対策本部のそれぞれの配備につくための連絡は、その旨を庁内放送、電話等により総務課が行う。

(4) 各部（災害対策本部が設置されていない場合を含む）は、消防署、警察署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、所管施設等の被害、人的被害、火災発生情報のほか、自衛隊災害派遣要請、災害救助法の適用申請及び広域応援要請の判断等に必要な情報の収集を行う。

- (5) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、自衛隊の派遣が必要であると判断した場合は、速やかに都知事へ自衛隊派遣の要請を行う。
- (6) 本部長は、初動期の災害情報から、災害救助法の適用基準を満たし、適用による救助が必要と判断した場合は、速やかに都知事へ災害救助法の適用申請を行う。
- (7) 本部長は、初動期の災害情報から広域応援が必要と認めた場合は、事前に締結されている協定等に基づき、都及び他市町村に応援要請を行う。

### 3 応急活動の留意点

災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施するには、被害の状況、時間の経過等の要因を総合的に把握し、迅速かつ的確、さらに効率的に活動し被害の拡大防止を図るものとする（p.74「応急活動の流れ」参照。）。

- (1) 大規模地震災害時は、各種応急対策を同時並行的に行う必要が生じ、かつ、職員自身も被災者となり参集不能となる事態も予想される。また、庁舎や執務室が被災し、所定の活動環境が確保できない事態も予想される。そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入し、配備先を指示し、弾力的に要員の運用を図り、必要に応じ職員自身の自己判断で対応させるなど、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。
- (2) 本部長は、災害情報及び被害調査から、村域の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに都知事に災害救助法の適用を要請する。また、災害対策本部室及び総務部、民生部は手続き等に関する迅速な対応を行う。
- (3) 大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、総務部が災害対策要員のローテーション(交替要員の配備等)や食料・飲料水等の供給等について基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。
- (4) 大規模災害の場合は、村の防災体制だけでは対応できないことも予想され、その際は、近隣市町村、都、自衛隊等に応援・派遣を要請することとなる。また、多くのボランティアが集まることも予想されるので、総務部は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

以下に、村に係る地震発生直後から8日目以降にかけて必要となる応急活動を時系列表に示した。これらは、過去の地震災害時の初動活動の実施状況に基づいて資料化したものであり、地震被害の程度や発生状況に応じ、必要となる時期が異なることに留意する必要がある。

《応急活動の流れ》

	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
初動対応	災害対策本部等設置、配備態勢決定				
	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保			
		災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続		
		広域応援要請、自衛隊派遣等			
	各配備態勢により自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等				
災害情報の収集・伝達	防災無線起動、重要情報収集指示				
	地震に関する情報、異常現象に関する情報、災害情報等収集・伝達				
	都へ被害報告(第一報)	都へ被害報告(第二報以降)	災害調査実施、各所管での収集・整理を指示、都へ被害報告継続		
	村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施(村長声明含む)	報道対応、広報・広聴活動を継続		
災害救助法の適用	災害救助法事務の実施体制確立				
	災害救助法適用手続きの要否検討				
		災害救助法の適用手続き	災害救助の実施		
	災害救助事務に係る応援要請				
相互応援協力・派遣要請	都との協力要請、応急措置の要請				
	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用		
	自衛隊災害派遣要否検討	自衛隊災害派遣要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入		
		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者等の支援受入		
	災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動(ボランティア募集、ニーズ受付等)		
消防・危険物対策	火災発生状況及び初動対応状況把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
	危険物等施設被害及び初動対応把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		
避難対策(帰宅困難者等への対策含む)	災害状況把握、避難勧告・避難指示(緊急)等検討、実施				
	村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
	指定避難所開設	避難所運営体制確立	指定避難所運営委員会等設置・運営継続		
	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		

	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
	外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援		
		帰宅困難者受入体制確立	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給		
		食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給		

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
<b>警備・交通規制</b>	警備活動・交通規制の要否検討				
	地震の規模に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
<b>緊急輸送</b>	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			
<b>救助・救急</b>	都との協力要請、応急措置の要請				
	救助活動着手	救助活動を継続			
	救急活動着手	救急活動を継続			
<b>医療救護</b>	村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関・団体の支援受入、現地活動調整		
		保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育		
		防疫活動の要否検討	防疫活動実施		
		山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護		
<b>飲料水・食料・生活必需品等の供給</b>	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整		
	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
	生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		
<b>ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等</b>		ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃を実施。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
		し尿等処理需要検討	トイレの確保、し尿処理を避難所等で開始。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
		がれき処理、障害物除去需要検討	処分場確保、がれき処理・障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
遺体の取扱い	行方不明者等の捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続		
	遺体収容・処理需要・体制把握	遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案		
		火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報		
応急住宅対策	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
		住家被害状況把握	応急仮設住宅の 供与需要把握	応急仮設住宅の供与用地選定、確保、建設、調整	
		住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、公的住宅・民間賃貸等の供給		
教育・労務対策	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧		
	教職員非常配備、児童生徒等避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		
		学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始	
	保育士非常配備、園児の避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		
ライフライン施設の応急復旧対策	動員体制の確立、水道施設・下水道施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
	動員体制の確立、電気施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			
	動員体制の確立、通信施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			
公共施設等の応急復旧対策	道路・河川復旧重点箇所等把握	道路・河川、土木施設等復旧作業実施、業者等調整			
	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
	施設利用者の避難対策、動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
応急生活対策		被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施	

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始(一次調査)一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備	り災証明書発行
				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
<b>孤立集落応急対策</b>	孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整		
		関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続		
	通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請、応急対策の実施	復旧対策の実施、現地活動調整		
		被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続		
	道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施		
<b>激甚災害の指定</b>	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告(第二報以降)	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続		
				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

## 第2節 災害対策本部の組織・運営

【各課共通】

### 1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部を設置する場所は檜原村役場 2 階庁議室（東京都西多摩郡檜原村 467-1、電話 042-598-1011）とする。

また、本部設置場所が被災した場合は、適切な公共施設を代替施設とする。

### 2 村本部の設置及び廃止

村長は、村の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため村本部を設置する。

村本部を構成する課長の職にある者は、村本部を設置する必要があると認めるときは、総務課長にその状況を報告する。総務課長は、状況報告を受け、村本部を設置する必要があると認められた場合は、村本部の設置を村長に申請する。

#### 村本部の設置基準

- ① 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- ② 震度 5 強以上の地震が発生し、村内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- ③ 震度にかかわらず、村内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

#### (1) 村本部設置の通知等

ア 総務課長は、村本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に村本部の設置を通知しなければならない。

(ア) 本部員

(イ) 都知事(総務局総合防災部)、西多摩建設事務所長、森林事務所長

(ウ) 五日市警察署長

(エ) 秋川消防署長

(オ) 隣接市町長

(カ) 関係防災機関の長

(キ) その他村長(本部長)が必要と認められた者

イ 本部員である各部長は、上記アの通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底をさせなければならない。

#### (2) 村本部の標示

ア 村本部が設置されたときは、村役場玄関(村役場が被災の場合は本部を設置した建物の見やすい所)に「檜原村災害対策本部」の標示を提出する。

イ 標示の大きさは、おおむね幅 25cm、長さ 1.2m とし、白の地色、黒の文字とす



る。

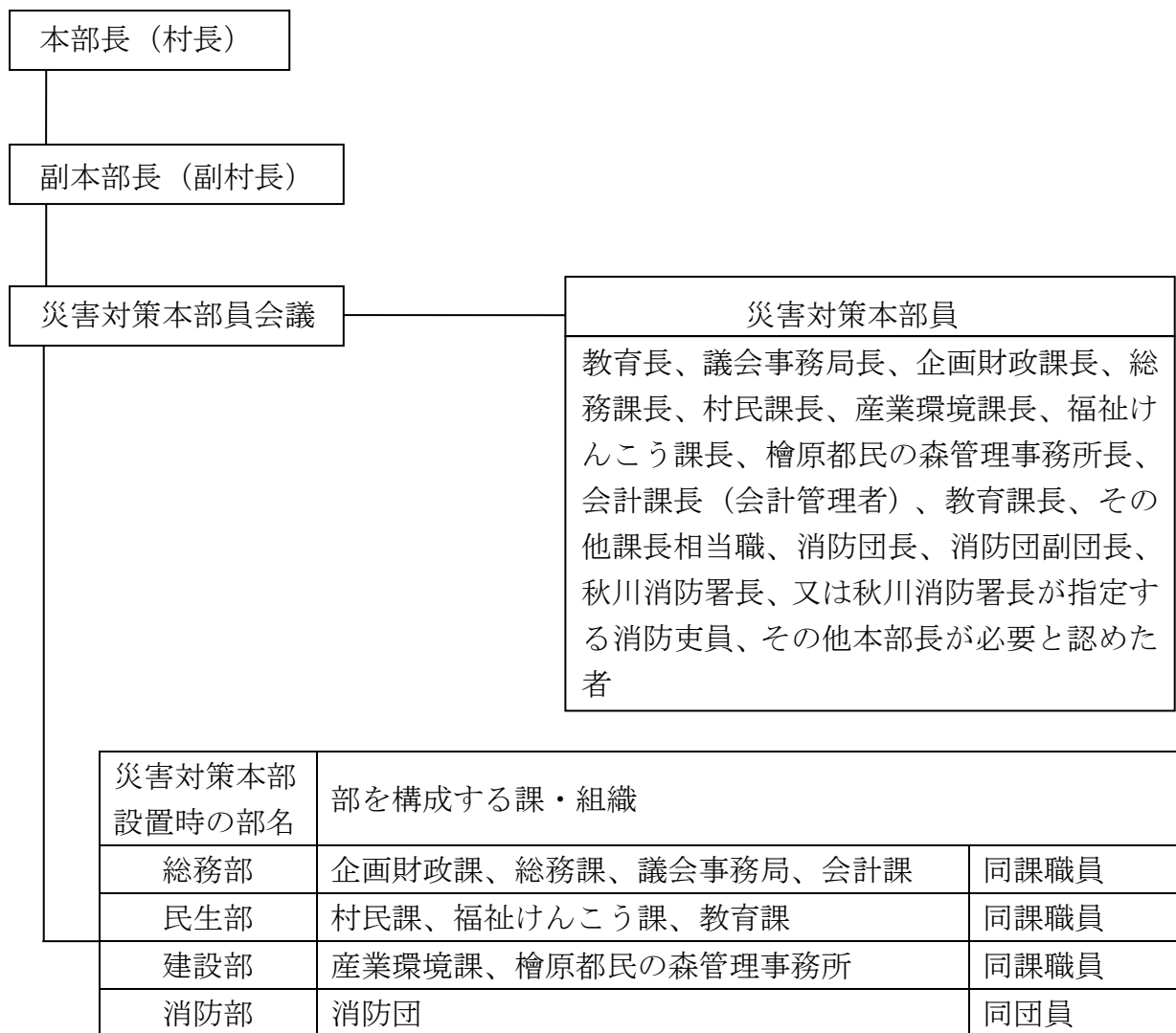
(3) 村本部の廃止

ア 村長(本部長)は、村の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

イ 本部廃止の通知は、上記(1)に準じて処理する。

3 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織及び分掌は、次のとおりである。



### 分掌事務

部名	分掌事務
各部共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の動員配備に関する事</li> <li>2 災害対策本部及び各部間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関する事</li> <li>3 所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事</li> <li>4 指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関する事</li> <li>5 被災情報一元化とりまとめへの協力に関する事</li> <li>6 被害認定調査、り災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関する事</li> <li>7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事</li> <li>8 災害救助法適用後の救助実施への協力に関する事</li> <li>9 本部長の指示による事務及び他部の応援に関する事</li> </ol>
総務部 (企画財政課) (総務課) (議会事務局) (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関する事</li> <li>2 防災機関との連絡調整に関する事</li> <li>3 災害対策本部の設置に関する事</li> <li>4 地震情報、気象予警報、特別警報、土砂災害警戒情報等の受理及び伝達に関する事</li> <li>5 各部の行う災害対策の総合調整に関する事</li> <li>6 本部の庶務に関する事</li> <li>7 危険物保安全般に関する事</li> <li>8 職員の動員に関する事</li> <li>9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関する事</li> <li>10 自衛隊の災害派遣要請に関する事</li> <li>11 受援体制の確保に関する事</li> <li>12 渉外に関する事</li> <li>13 応急対策要員の確保に関する事</li> <li>14 車両の確保及び配車に関する事</li> <li>15 対策物資の輸送に関する事</li> <li>16 優先通行標識、身分証明の交付に関する事</li> <li>17 被害状況の收拾、集計及び報告に関する事</li> <li>18 災害の広報に関する事</li> <li>19 災害の記録に関する事</li> <li>20 応急対策予算の調整に関する事</li> <li>21 村有財産等の貸付、使用に関する事</li> <li>22 他部に属さない村有財産の被害調査に関する事</li> <li>23 災害救助法の適用に関する事</li> <li>24 災害救助法に基づく給与物資生業資金に関する事</li> <li>25 その他他部に属さない事</li> </ol>
民生部 (村民課) (福祉けんこう課) (教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的、住家、社会福祉施設等の被害調査に関する事</li> <li>2 災害廃棄物の処理、清掃及び防疫並びに給水に関する事</li> <li>3 遺体の処理及び埋葬に関する事</li> <li>4 衛生施設の被害調査に関する事</li> <li>5 仮設トイレの確保及び設置に関する事</li> <li>6 炊き出しの手配及び給食、応急食料の確保及び配給に関する事</li> </ol>

部名	分掌事務
	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事</li> <li>8 指定避難所、指定緊急避難場所の設置・避難民の収容に関する事</li> <li>9 要配慮者、避難行動要支援者の支援に関する事</li> <li>10 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関する事</li> <li>11 福祉避難所に関する事</li> <li>12 り災証明の発行に関する事</li> <li>13 被災者台帳の作成に関する事</li> <li>14 被災者の健康診断、予防接種に関する事</li> <li>15 医療施設等の被害調査に関する事</li> <li>16 救護所の設置に関する事</li> <li>17 医療品の確保に関する事</li> <li>18 巡回救助、患者の輸送に関する事</li> <li>19 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関する事</li> <li>20 指定避難所の被災者に対する健康教育に関する事</li> <li>21 被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事</li> <li>22 教育施設の保全・被害調査・応急復旧に関する事</li> <li>23 被災児童生徒等の被害調査・給食に関する事</li> <li>24 災害時の応急教育・学用品の調達に関する事</li> <li>25 義援物資、義援金の受け付けに関する事</li> <li>26 災害ボランティアの受入に関する事</li> <li>27 生活必需品の調達及び供給に関する事</li> <li>28 会計に関する事</li> <li>29 災害見舞金の出納保管に関する事</li> <li>30 災害による村税の猶予及び減免に関する事</li> <li>31 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する事</li> </ul>
<p>建設部 (産業環境課) (檜原都民の森管理 事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧用建設資材の確保に関する事</li> <li>2 道路、河川及び橋りょうの応急修理並びに障害物の除去に関する事</li> <li>3 土木施設の被害調査に関する事</li> <li>4 村営・公営住宅の被害調査に関する事</li> <li>5 応急収容施設に関する事</li> <li>6 住宅その他建築物の応急修理に関する事</li> <li>7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>8 被災教育施設の応急復旧に関する事</li> <li>9 上水道施設の被害調査に関する事</li> <li>10 上水道施設の応急復旧資材の確保に関する事</li> <li>11 上水道施設の応急復旧に関する事</li> <li>12 飲料水の確保及び給水対策に関する事</li> <li>13 下水道施設の被害調査に関する事</li> <li>14 下水道施設の応急復旧資材の確保に関する事</li> <li>15 下水道施設の応急復旧に関する事</li> <li>16 商工業関係の被害調査に関する事</li> <li>17 通信関係の被害調査等に関する事</li> <li>18 観光施設の被害調査に関する事</li> </ul>

部名	分掌事務
	19 商工業関係の応急復旧資材の確保に関すること 20 被災商工業者の災害融資に関すること 21 種苗等の確保に関すること 22 家畜の保健衛生に関すること 23 農林関係の被害調査に関すること 24 農業施設の被害調査に関すること 25 農業用施設の応急復旧に関すること 26 農林関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること 27 被災農林家の災害融資に関すること
消防部 (消防団)	1 消防活動に関すること 2 避難の指示及び誘導に関すること 3 救助活動に関すること 4 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関すること

(1) 本部長等の職務

ア 本部長(村長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長(副村長)

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 部長

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

エ 本部員

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ その他本部の職員

部長の命を受け、部の事務に従事する。

(2) 本部長室の構成及び所掌事務

ア 本部長室は、次の者をもって構成する。

(ア) 災害対策本部長(村長)

(イ) 災害対策副本部長(副村長)

(ウ) 災害対策本部員

イ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

(ア) 部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ウ) 避難勧告、避難指示(緊急)及び誘導に関すること。

(エ) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。

(オ) 都機関、他市町村、関係防災機関に対する応援の要請に関すること。

(カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(ク) 部長会議の招集に関すること。

(ケ) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

## 4 現地災害対策本部の設置

### (1) 構成員

- ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
- イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。

### (2) 分掌事務

- ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- イ 村及び関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること
- オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
- カ 各種相談業務の実施に関すること
- キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

### (3) 設置場所

災害現場又は村庁舎等

## 5 防災従事者の災害補償

災害時において、応急措置の業務に従事した者の災害補償については、それぞれ次によるものとする。

### (1) 本部職員

本部職員として防災業務に従事する地方公務員については「地方公務員災害補償法」(昭和42年法律第121号)による。

### (2) 消防団員

消防団員については、「檜原村消防団に関する条例」(昭和58年条例第6号)による。

### (3) その他の災害業務従事者

ア 災害時において応急措置の業務に従事した村民については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)による。

イ 「東京都震災対策条例」(平成12年条例第202号)に基づく防災訓練に参加した者は、同条例及び施行規則による。

## 6 感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ア 災害対策本部設置場所の工夫
- イ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ウ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- エ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- オ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- カ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

### 第3節 動員配備

【各課共通】

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として都及び防災関係機関と連携しつつ、次の非常配備態勢を決定する。決定後は、直ちに職員に動員配備を指示し、災害応急対策を実施する。

#### 1 非常配備態勢の種別

配備態勢	時 期	態 勢
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生を防ぎよするための措置を強化</li> <li>2 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備</li> <li>3 通信情報活動</li> </ol>
第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局地災害が発生した場合</li> <li>2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1非常配備態勢を強化</li> <li>2 局地災害に直ちに対処できる態勢</li> </ol>
第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できない場合</li> <li>2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき</li> <li>3 災害救助法による救助活動が適用される災害が発生したとき</li> </ol>	本部の全力をもって対処する態勢

配備態勢	時 期	態 勢
特別非常 配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度5強以上又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自発的に参集し発災初期の災害応急対策に従事する。</li> <li>2 参集者は災害状況を報告するとともに先着順より順次活動に従事する。</li> <li>3 災害状況及び参集人員の状況により必要な報告をするとともに先着順により順次活動に従事する。</li> <li>4 災害状況及び参集人員の状況により必要な態勢に移行する。</li> </ol>

## 2 非常配備態勢時における各部の編成

- (1) 第1非常配備態勢 課長級の職にある職員
- (2) 第2非常配備態勢 同上のほか、係長・主査の職にある職員
- (3) 第3非常配備態勢 全職員
- (4) 特別非常配備態勢 全職員

## 3 非常配備態勢の特例

村本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみ配備することができる。

## 4 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 各部長は、あらかじめ非常配備態勢に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- (2) 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

## 第2章 災害情報の収集・伝達・報告

地震災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、村は、各課が相互に連携し、保有する災害情報収集、伝達手段・ツール等による相互連絡体制を確立するとともに、災害予報及び警報を適切に受信・伝達し、被害情報を災害現地から収集・集約し、都に報告する。

また、村は、関係機関等と一体となり、村民及び関係機関等に対する適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

災害情報の収集・伝達に関する時系列活動イメージと実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
情報収集、伝達体制の確立	防災無線起動、重要情報収集指示				
災害予報及び警報の伝達	地震に関する情報、異常現象に関する情報、災害情報等収集・伝達				
被害情報収集、集約、報告	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理を指示、都へ被害報告継続		
災害広報・広聴の実施	村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（村長声明含む）	報道対応、広報・広聴活動を継続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	防災無線起動、重要情報収集指示	都への被害報告	災害調査実施、各課（係）、各所管での収集・整理を指示		
企画財政課	村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（村長声明含む）	報道対応、広報・広聴活動を継続		
各課		各課（班）で被害情報を収集・整理、本部への報告			
都・災害情報関係機関		地震に関する情報、異常現象に関する情報、災害情報等の収集・伝達、各機関相互に共有			
報道機関	災害報道・取材実施、村民への情報提供				



# 第1節 情報連絡体制

【各課共通】

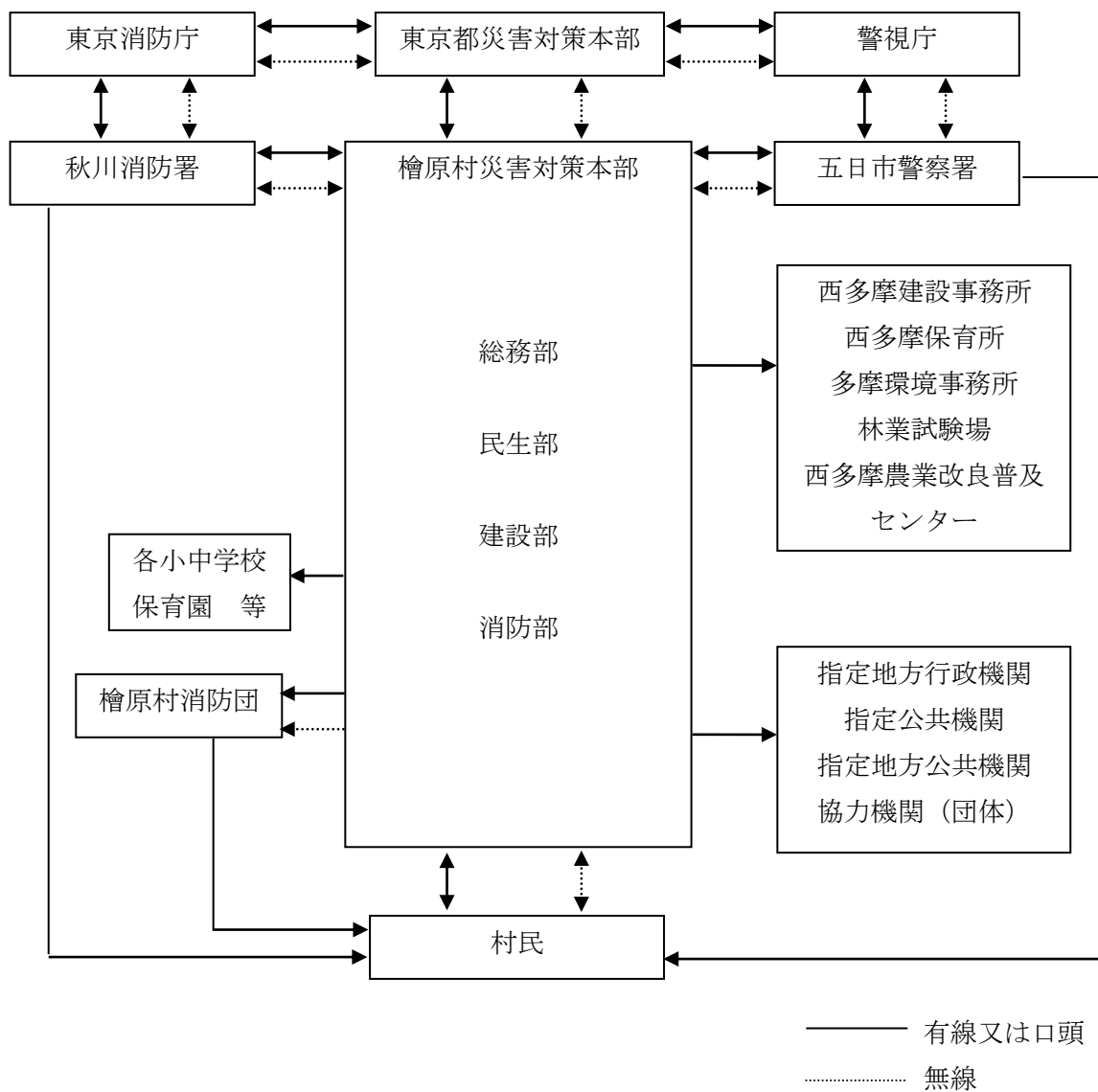
災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、情報の収集、伝達等相互連絡体制を確立する。

## 1 通信連絡体制

### (1) 通信連絡体制

東京都災害対策本部及び関係地方行政機関並びに協力団体間との通信連絡体制は、次のとおりである。

檜原村災害対策本部通信連絡系統図



(2) 通信連絡方法

ア 都との通信連絡

原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の活用も図るものとする。この場合、極力システム端末で災害情報の入出力を行うものとする。

なお、災害の状況により都本部に報告することが出来ない場合は、国(総務省消防庁)に対し、直接情報連絡を行う。

イ 非常時の通信ルートの策定

非常時における、都と村の間で情報収集・伝達に係る手段及び経路等を、あらかじめ多ルート化し定めることにより、非常時における情報連絡体制の強化を図る。また、非常通信ルート策定後、本地域防災計画等への反映を行い、継続的に訓練や見直し等を行っていく。

檜原村～東京都の情報伝達方法

【優先順位】

使用するルートの優先順位は、

- |   |
|---|
| ①第1ルート (衛星通信) ⇒②第2ルート (単一无線回線) ⇒<br>③第3ルート (使送) |
|---|

とする。

ルート名	伝達経路	
第1ルート	<p>東京都防災行政無線 (衛星通信回線) を使用</p> <p>村災害対策本部 都災害対策本部</p>	非常時の通信ルート
第2ルート	<p>東京都防災行政無線 (単一无線回線) を使用</p> <p>村災害対策本部 都災害対策本部</p>	
第3ルート	<p>檜原村から最も近い消防署又は都の事業所などを經由</p> <p>村災害対策本部 都の事業所 消防署 消防電話 無線 FAX受信</p>	非常通信ルート

#### ウ 防災関係機関等との通信連絡

防災行政無線又は有線通信により行う。

#### エ 村内部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡にあたるものとする。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行う。

### 2 指定電話及び連絡責任者

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、村の各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 各機関は、震災時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるものとする。
- (3) 各機関の指定電話は、防災関係機関一覧表(別表-1)参照

### 3 防災行政無線等の整備・充実

村は、防災行政無線について、デジタル固定局（屋外及び戸別）、アナログ移動局を以下のとおり整備しており、これらの活用を図るほか、移動系についてはデジタル化等整備拡大に努める。また、地形要因から電波障害を受ける地域があり、衛星を利用した携帯電話等の導入を検討する。

防災行政無線の整備状況（令和2年4月1日現在）

防災行政無線		
固定局(60MHZ)		移動局(150MHZ)
屋外	戸別	
32局	1,150局	54局

### 4 地震観測機器の整備

村は、地震観測機器を整備しており、これらの有効かつ迅速な活用を図る。

地震観測用観測施設設置場所（令和2年4月1日現在）

名称	所在地	面積
檜原村営駐車場 (檜原中学校上)の一部	檜原村字本宿 557	12.25 m <sup>2</sup>
檜原村役場敷地内	檜原村 467 番地 1	1.00 m <sup>2</sup>

## 第2節 災害予報及び警報伝達

【総務課、企画財政課、各課】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害を軽減させるためには、防災関係機関や村民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。災害に関する予報及び警報の発令、伝達等について有線通信途絶時における措置等必要な事項を定める。

### 1 災害予報、警報の伝達

災害予・警報の伝達は、第1非常配備態勢発令時において、次の順序により伝達するものとする。

- (1) 本部長、(2) 副本部長、(3) 各部長、(4) 秋川消防署長、(5) 五日市警察署長、(6) 消防団長、(7) その他必要と認めた機関

ただし、状況により必要でないと認めたものについては、伝達を省略することができる。

### 2 地震に関する情報

#### (1) 緊急地震速報

##### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上の揺れが予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して村民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

##### イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、都、村に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く村民等へ緊急地震速報の提供に努める。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、村等に伝達される。

村は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を

始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 地震情報等の種類及び内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報を発表した場合 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁が都及び村、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

(ア) 地震解説資料

担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震情報や関連資料を編集した資料

(イ) 地震に関する情報に用いる地域名称

緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域について、本村の地域名は、「東京都多摩西部」で発表される。

### 3 災害情報収集、伝達要領

(1) 災害情報の収集

ア 大局的情報収集

都災害対策本部等、上部機関と絶えず連絡するとともに、各種報道機関の報道に留意し、警察署等関係機関からの情報収集に配慮しなければならない。

イ 局地的情報収集

地域内各所に情報連絡責任者を配置又は委嘱して、異常現象の発生内容、災害の発生内容、経過状況等の情報収集に万全を期すとともに、水害が予想される場合においては、都西多摩建設事務所と連絡を密にして、降水量、流量等の状況を把握することに努めなければならない。

(2) 災害情報の伝達

ア 上部機関への報告

収集した情報は整理統合のうえ、その都度、都災害対策本部（未設置の場合は総務局総合防災部）に報告するとともに、五日市警察署、秋川消防署等関係行政機関に通報するものとする。

イ 局地的伝達

地域住民に対しては、防災行政無線等により、情報伝達に努めなければならない。

(3) その他

ア 地域内連絡責任者としては、消防団員を各要所に配属するとともに、自治会長を連絡責任者として委嘱する。

イ 都災害対策本部との連絡のため緊急を要する場合を予想し、あらかじめNTT東日本東京西に非常通話の承諾を受けておくものとする。

### 災害時優先電話設置場所

名 称
村役場
檜原村やすらぎの里
檜原小学校
檜原中学校
人里コミュニティセンター

## 4 通信途絶時における措置

### (1) 通信途絶時の通信活動

災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合若しくは有線通信の利用が困難になった場合は、無線施設を有する防災関係機関の協力により通信活動を行うものとする。

また、震災等による孤立地区との情報連絡の手段については、主要施設に設置又は消防団に配備している防災行政無線(移動系)及び、防災行政無線(固定系)屋外子局にて情報連絡を行う。

無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を事前に定めておくものとする。また、衛星携帯電話等の活用を進める。

### (2) 伝令

地域内各機関、協力団体、村民等には、防災行政無線等により伝令するとともに、情報の収集、伝達その他災害応急対策業務についての連絡をする。

### (3) 東京都防災行政無線

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

この防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。

## 5 異常現象発見時の通報

### (1) 発見者の通報

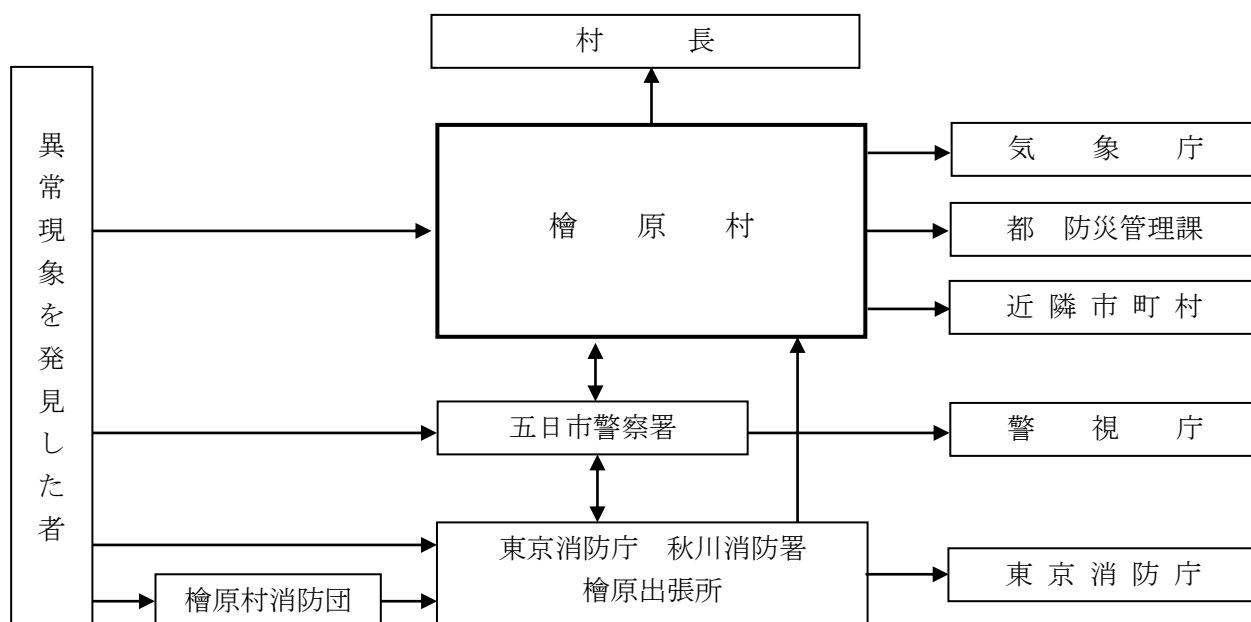
災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

### (2) 村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合、村長は、次の伝達系統図により東京管区气象台その他の関係機関に通報する。

## 異常現象の通報、伝達経路



### 第3節 被害状況等報告及び災害現地調査報告

【総務課、各課】

本節では、都に対する被害状況等の報告、要領及び災害現地の実態調査の調査事項等について定める。

#### 1 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- (1) 地域別及び被害の種別等毎に、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

#### 2 被害調査

##### (1) 被害情報の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報は、おおむね次のとおりである。

##### ア 人的被害

##### (ア) 村民



(イ) 児童生徒等

イ 物的被害

(ア) 庁舎(本庁、出先機関)、施設等の行政財産

(イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公の施設

(ウ) 河川、崖、擁壁等

(エ) 住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等

ウ 機能被害

(ア) 上下水道、電力、交通、電話、通信等のライフライン施設

(2) 災害情報のとりまとめ

各部長は、収集した被害情報を集約のうえ、その結果を本部長に報告する。

### 3 村から都への被害状況等の報告

本部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害状況(被害の程度は、都総務局が定める被害程度の認定基準に基づく)

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置(日時、場所、活動人員、使用資器材等)

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

(2) 報告の方法

システム端末の入力による。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等従来の報告様式による。)

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	被害第1報報告	
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告	
		被害箇所報告	
要請通知	即時	支援要請	
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報	4月20日	被害数値報告	

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第4節 災害広報・広聴活動の充実

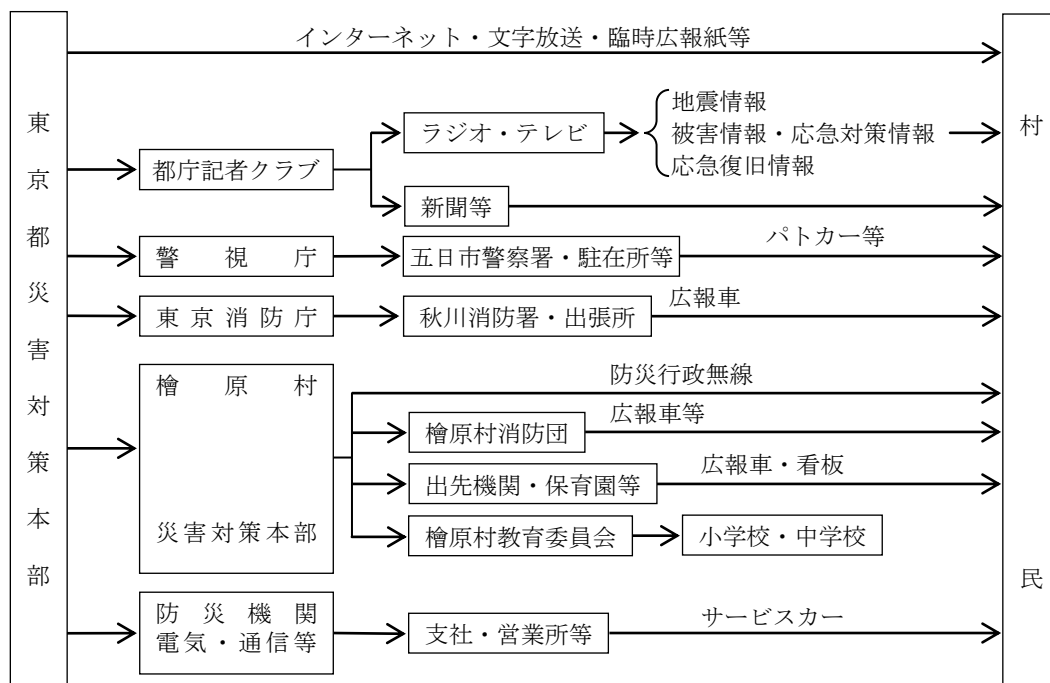
【総務課、企画財政課、都、防災関係機関、報道機関】

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。

このため、村及び防災関係機関等は一体となって、適切かつ迅速な広報活動を行う。また、速やかな復旧を図るため、村及び防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

震災時の広報活動における主な流れを示すと次のとおり。



## (1) 村の広報活動

ア 広報の時期、内容については、本部長が指示するものとするが、おおむねの内容は次のとおりとする。

### (ア) 災害発生直後に行う広報

- ・避難勧告、避難指示（緊急）（避難方法、避難時期、避難先等）
- ・電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- ・地震の規模、気象の状況

### (イ) 被災者に対する広報

- ・被害の状況（被災地点、規模及び隣接地の状況）
- ・避難所開設状況
- ・食料・物資等の配給状況
- ・医療機関の診療状況
- ・上下水道、電気等ライフラインの復旧状況（節水呼びかけ、水洗トイレ使用自粛等）

イ 広報手段は原則として防災行政無線によるものとする。道路状況によっては、広報車による広報活動を実施する。なお、安否情報の照会やその他の情報を外部へ伝達する手段等として、村ホームページなどインターネットの活用を図る。

## (2) 消防団の広報活動

災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難指示（緊急）等の伝達及び民生の安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

## (3) 五日市警察署の広報活動

防災関係機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び人身の安定を図る。

### 【広報内容】

- ア 余震等気象庁の情報
- イ 地域の被害状況及び見通し
- ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し
- エ 主要道路、橋等の被害状況及び復旧見通し
- オ 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等

### 【広報手段】

- ア 拡声器等の利用による広報
- イ 駐在所備え付けのマイクによる広報
- ウ パトカー、白バイ、広報車等による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ ホームページ等

## (4) 秋川消防署の広報活動

災害時において各方面本部、消防出張所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。

**【広報内容】**

- ア 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- イ 火災及び水災に関する情報
- ウ 避難勧告又は避難指示（緊急）等に関する情報
- エ 人身安定を図るための情報
- オ 救急告示医療機関等の診療情報
- カ その他村民が必要としている情報

**【広報手段】**

- ア 消防車両の拡声装置等による広報
- イ 消防署及び自治会の掲示板等への掲示及び口頭による広報
- ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- エ ホームページ等を活用した情報提供
- オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

**(5) 檜原郵便局の広報活動**

郵便局前、窓口、避難場所、その他適当な場所に業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について掲示するとともに放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関を通じ周知する。

**(6) 陸上自衛隊の広報活動**

震災時において第一師団は、関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に上空、地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。

**【広報内容】**

- ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
- イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
- ウ 村、都及び関係機関等の告示事項
- エ その他必要事項

**【広報手段】**

広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭・掲示板(物)による。

**(7) 東京電力の広報活動**

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、利用者に対し次の諸点を十分広報する。

**【広報内容】**

- ア 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド事業所に通報すること。
- イ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

ウ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

エ 屋外に避難するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

オ 震災時及び災害復旧時の電力供給の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況、復旧見込み等についての的確な広報を行う。

#### (8) NTT 東日本の広報活動

通信途絶、利用制限時の広報及び復旧時の広報震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

##### 【広報内容】

ア 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶又は利用制限の状況

ウ 通信の途絶又は利用制限をした理由

エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段

オ 利用者に協力をお願いする事項

カ 災害用伝言ダイヤル等の提供や公衆電話の無料開放情報

キ 臨時電報サービスの開始情報

ク 復旧の見通し

ケ その他必要とする事項

## 2 広聴活動

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が寄せられる。これらに対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

### (1) 村の広聴活動

村本部長は必要と認めるときは、被災地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を設置する。臨時被災者相談所の規模・構成は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。広聴内容は、早急に各部、各機関に村本部長を経由して連絡し、早期解決に努めるものとする。

### (2) 五日市警察署の広聴活動

警察署又は駐在所その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

### (3) 秋川消防署の広聴活動

消防署は、村民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

## 3 報道機関への発表

### (1) 村本部の発表

ア 村本部からの発表は、原則として庁議室において行う。

イ 村本部の報道機関への窓口は、総務部とする。

ウ 夜間又は勤務時間外に発災した場合、村本部が設置されるまでの間は、総務部長は、関係部の部長と協議したうえで、発表するものとする。

(2) 五日市警察署、秋川消防署の発表

各報道機関に公表する場合は、その時期と内容を選定し村に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定するものとする。

#### 4 放送要請

村及び防災関係機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条及び大規模地震対策特別措置法第 20 条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて避難勧告等に関する情報提供を行う。

放送要請は、原則として都を経由(都知事に要請依頼)するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合は、村は放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、村は事故後速やかに都に報告するものとする。

別表1 防災関係機関一覧表 第4編 資料編 p.521 参照

別表2 被害程度の認定基準(都総務局) 第4編 資料編 p.523 参照

### 第3章 災害救助法の適用

村に係る被害が一定基準以上あり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、村は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用について、所要の手順により、都に対して適用申請手続きを行う。適用後は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、災害救助を実施する。

災害救助法の適用に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

#### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
災害救助体制の確立	災害救助法事務の実施体制確立				
災害救助法の適用手続き	災害救助法適用手続きの要否検討				
災害救助の実施		災害救助法の適用手続き	災害救助の実施		
従事命令		災害救助事務に係る応援要請			

#### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
企画財政課	災害救助事務体制及び手続要否検討	災害救助法の適用手続き	災害救助の実施		
総務課	災害救助体制の確立各班との調整	災害救助事務に係る応援要請			
会計課		災害救助の実施、費用手当			
産業環境課、村民課		災害救助の実施			

## 第1節 災害救助法の適用

【企画財政課、総務課】

村における被害が一定基準以上あり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### 1 被害状況の把握

村の地域に災害が発生し、救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、村は都に対し救助法第2条の規定に基づき被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施するよう要請する。

村長は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、都知事はその職権の一部を村長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

### 2 被害状況の算定基準

救助法の適用にあたっては、次の基準にしたがって、被害の状況を把握し、認定を村自らが行う。ただし、火災による焼損程度は、秋川消防署の火災調査により決定するものとする。

#### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、以下のとおり行う。

- ア 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯  
1世帯を1世帯とみなす
- イ 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯  
2世帯をもって1世帯とみなす
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯  
世帯をもって1世帯とみなす

#### (2) 住家の滅失等の算定

- ア 住家の全壊、全焼、流失  
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
- イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの  
住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの



の

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 世帯及び住家の単位

世帯及び住家の単位は、次のとおりである。

#### 【世帯】

- ・生計を一つにしている実際の生活単位

#### 【住家】

- ・現に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

## 3 救助法の適用

災害救助法施行令第1条第1項の規定により、以下の基準により、都に適用申請する。都においては、次の何れか一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法適用基準表（令和2年1月1日現在）

市町村名	人口（人）	基準1号（人）	基準2号（人）
檜原村	2,138	30	15

※人口は住民基本台帳人口による。

## 第2節 救助法実施体制の確立

【企画財政課、総務課、会計課、産業環境課、村民課】

### 1 救助法実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に作業を実施するため、総務部(企画財政課、総務課)を中心として事前に強力な救助法実施組織を確立させるものとする。

### 2 被害状況調査体制の整備

救助法適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、建設部(産業環境課)、民生部(村民課)を中心に関連部署等の協力を得ながら、被害状況等の調査、報告体制の整備を図る。

### 3 救助実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとの帳票の作成が義務づけられているため、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。

### 4 救助法適用の手続き

本部長は、村域内の被災状況が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、都に報告し、救助法適用を所定の要請書により都知事に要請する。

#### 【必要事項】

- ア 災害発生の日時及び原因
- イ 被害地域
- ウ 被害の状況
  - ・人的被害の状況
  - ・住家被害の状況
  - ・その他
- エ 法の適用を申請する理由

### 第3節 救助法による救助の実施

【企画財政課、総務課】

#### 1 法による救助

救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、都知事に全面的に委任される。この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、都では救助に関する職権の一部を市町村長に委任することができる。村長が都から委任される内容は、以下のとおり。

- ・ 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 遺体の捜索及び処理
- ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

#### 3 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し都知事に報告するものとする。

#### 4 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、都が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による（第4編 資料編 p.525 参照。基準額は、都規則により適宜改訂を行う。）。

## 第4章 相互応援協力・派遣要請

村の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施にあたる。

そのため、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、近隣等の被災市町村を応援する。また、村が被災したとき、必要に応じ都を通じ、外部機関の支援を仰ぎ、受援体制を確立する。

相互応援協力・派遣要請に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関との協力体制の確立	都との協力要請、応急措置の要請				
他市町村・消防協力体制の確立	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用		
自衛隊災害派遣要請実施	自衛隊災害派遣要請検討	自衛隊災害派遣要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入		
防災機関・民間団体協力要請		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者等の支援受入		
災害ボランティア活動の支援	災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	都との協力要請、応急措置の要請	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用、活動調整		
企画財政課、産業環境課	防災機関・建設業者等の協力要請	防災機関・建設業者等の協力支援受入、現地活動調整			
村民課		防災機関・各種公的団体等の支援受入			
檜原村社会福祉協議会、福祉けんこう課	災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）		

## 第1節 防災機関との協力体制確立

【企画財政課、総務課、村民課、福祉けんこう課、産業環境課】

### 1 防災関係機関の協力体制の確立

村の地域内における、災害応急対策の円満な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施にあたるものとする。このためには、平素から管内の防災関係機関と協議し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

### 2 都との協力

#### (1) 都との協力

ア 村は、都と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし、震災時には一層の強化に努めるとともに、協力して区域内的の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

イ 村長（本部長）は、村の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合、都又は他の区市町村、若しくは自衛隊等との協力について、必要に応じ(2)の「応急措置等の要請要領」の定める手続きにより、知事に要請するものとする。

ウ 村は、災害救助法に基づく救助をはじめ、村の区域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力するものとする。

エ 知事から他の区市町村又は防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

#### (2) 応急措置等の要請要領

ア 村が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

イ 村長は、都に対し応援又は斡旋を求める場合には、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

##### (ア) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

##### ① 災害救助法の適用(第3章「災害救助法の適用」参照)

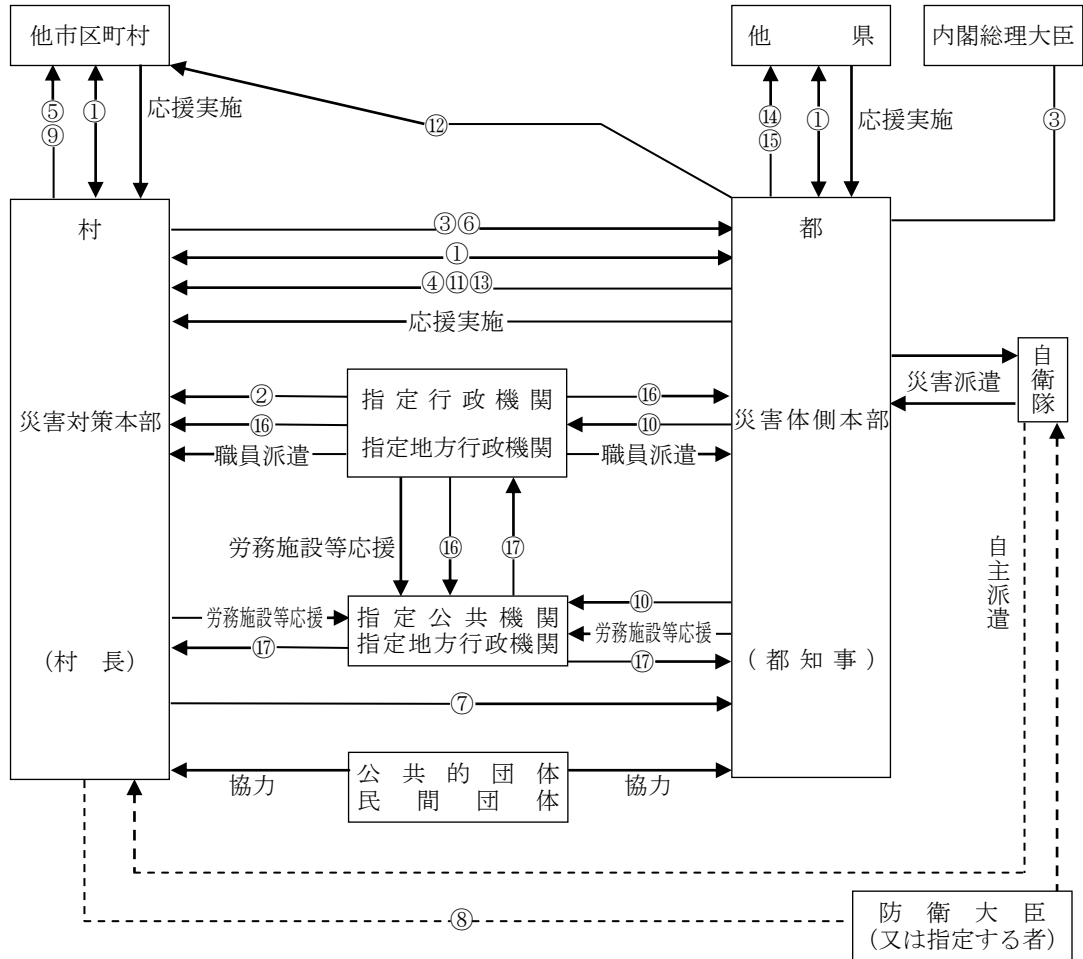
- a 災害発生の日時及び災害の場所
- b 災害の原因及び災害の状況
- c 適用を申請する理由
- d 必要な救助の種類
- e 適用を必要とする期間
- f 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- g その他必要な事項

##### ② 被災者の他地区への移送を要請する場合

- a 被災者の他地区への移送を要請する理由

- b 移送を必要とする被災者の数
  - c 希望する移送先
  - d 被災者の収容を要する期間
  - e その他必要な事項
- ③ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施要請(災害対策基本法第68条)
- a 被害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由
  - b 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - c 応援(応急措置)を必要とする場所、期間
  - d 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
  - e その他必要な事項
- (イ) 都に自衛隊、他の区市町村及び防災関係機関等へ派遣、応援要請をする場合
- ① 自衛隊の災害派遣要請をする場合  
(自衛隊法第83条、第4節「自衛隊災害派遣要請」参照)
- a 被害の状況及び派遣を要請する理由
  - b 派遣を必要とする期間
  - c 派遣を希望する部隊の種類、人員、車両、航空機等の機数
  - d 派遣を希望する区域及び活動内容
  - e その他参考となるべき事項
- ② 他の区市町村又は防災関係機関への応援要請をする場合
- a 災害の状況及び要請理由
  - b 応援を希望する機関名
  - c 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - d 応援を必要とする場所、期間
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他必要な事項
- ③ 防災関係機関の職員の派遣要請をする場合
- a 派遣の斡旋を求める理由
  - b 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
  - c 派遣を必要とする期間
  - d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他参考となるべき事項
- ④ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼をする場合
- a 放送要請の理由
  - b 放送事項
  - c 希望する放送日時及び送信系統
  - d その他必要な事項

### 震災時の応急対策協力関係図（災害対策基本法）



番号	災対法	内容	関連	番号	災対法	内容	関連
①	5条2	相互協力		⑩	70条	応援措置実施要求	
②	29条	職員派遣要請		⑪	72条	応援措置実施の指示	
③	30条	職員斡旋要求	自治 252-17	⑫		応援指示	
④	31条	職員派遣	自治 252-17	⑬	73条	応急措置の代行	
⑤	67条	応援要求		⑭	74条	応援要求	
⑥	68条	応援要求・応急措置実施要請		⑮	75条	事務委託	
⑦	68条2	自衛隊派遣要請の要求		⑯	77条	応急措置要請・指示	
⑧		災害発生通知		⑰	80条	労務施設等応援要求	
⑨	69条	事務委託		—	—	—	—

### 3 都以外の機関に対する要請

他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局(総合防災部)を通じて要請するものとする。ただし、その時間的余裕がない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

### 4 隣接市町消防団に対する要請

災害拡大の場合、村長(本部長)は、隣接市町消防団に対し、応援を求めるものとする。このため、平常時より応援協定を締結している。

### 5 医師会等に対する要請

#### (1) 西多摩医師会、医療救護班

##### ア 医療救護班の要請

村長(本部長)が西多摩医師会に対し派遣を要請する。なお、村長(本部長)不在の場合若しくは、災害現場で緊急を要する場合は、現場活動に従事している消防部隊の指揮本部長が直接西多摩医師会へ派遣要請ができるものとする。

##### イ 医療救護班の業務

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への搬送の要否及び順位の決定
- (ウ) 搬送困難な傷病者に対する医療
- (エ) 死亡の確認

##### ウ 医療救護班の所属

救助、救出活動に従事する消防現場指揮本部の所轄の下で活動するものとする。

## 第2節 他の市町村との協力体制

### 【企画財政課、総務課】

多摩地区26市3町1村では、災害対策基本法第67条の規定に基づき「震災時等の相互応援に関する協定」を結んでいる。これは、各市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する必要措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。



### 第3節 被災市区町村応援職員確保システムの活用

【総務課】

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の村職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、本村の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

#### 1 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

#### 2 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

##### (1) 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに都災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本村の災害マネジメントを総括的に支援する。

##### (2) その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本村の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

### 第4節 自衛隊災害派遣要請

【総務課】

#### 1 自衛隊災害派遣要請実施体制

##### (1) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため、各機関との緊密な連絡を保ちながら、相互に協力し（自衛隊法第86条）、次に掲げる業務を実施するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 避難者等の捜索、援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の障害物除去
- キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 被災者の生活支援
- コ 救援物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他臨機の措置等

(2) 災害派遣要請手続き

災害派遣の対象となる事態が発生し、村長（本部長）が知事（都本部長）へ自衛隊の派遣を依頼しようとするときは、(3)に掲げる要請事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部）に依頼するものとする。

また、災害に際し、通信の途絶等により村長（本部長）が知事（都本部長）に対する災害派遣要請に係る要求が出来ない場合に、自衛隊が、村長（本部長）からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合は、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

(3) 派遣要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 238・239 FAX254 (都防災無線)76611	司令部当直長 (3933)1161 内線 207・228 (都防災無線)76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 (練馬) (災害派遣部隊)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 513・516 FAX548	連隊当直指令 (3933)1161 内線 519

(5) 災害派遣部隊の受入体制

- ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除  
知事及び村長（本部長）は、自衛隊の活動が他機関と重複しないよう配慮する。
- イ 作業計画及び資器材の準備  
村長（本部長）は、自衛隊に作業等を要請するにあたっては、先行性ある計画

を樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるなど留意する。

ウ 宿泊等の配慮

村長（本部長）は、派遣された部隊が円滑に作業できるよう、宿泊等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

## 第5節 災害ボランティア活動支援計画

### 【檜原村社会福祉協議会、福祉けんこう課、秋川消防署、日赤東京都支部】

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、村は積極的に災害ボランティアの協力を得る。

#### 1 災害ボランティアセンターの設置・運営

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置

災害対策本部が設置された場合、また本部長が必要と認めた場合において、檜原村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。

##### (2) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

災害ボランティアセンターは、災害ボランティア「受入窓口」を開設し、災害ボランティアの受入体制の確保、災害ボランティア活動の統括を行う。

また、定期的に村との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行い、必要に応じて村災害対策本部は、災害ボランティアセンターの運営に協力する。

災害ボランティアセンターにおける活動内容は、次のとおりとする。

ア 被災者ニーズの把握、関係機関からの情報収集

イ 災害ボランティア活動用資器材、物資等の確保

ウ 災害ボランティアの受付

エ 災害ボランティア連絡協議会の開催

オ 村との連絡調整

カ 災害ボランティア活動のための地図及び在宅災害時要援護者のデータ作成・提供

キ 災害ボランティア支援本部へのボランティア要請

ク その他被災者の生活支援に必要な活動

##### (3) 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

災害ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

- ウ 在宅者の支援（高齢者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- エ 倒壊家屋等のがれき等の撤去
- オ その他被災者のニーズ受付内容による

#### (4) 活動拠点の提供

災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する。

#### 【災害ボランティア活動拠点】

- ア 地区活動拠点
- イ その他開設された避難所
- ウ その他被災状況、希望活動内容により適宜決める。

## 2 災害ボランティア保険の加入促進

災害ボランティア活動中の事故に備え、登録された災害ボランティアには、ボランティア保険の広報及び保険加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

## 3 都等への支援要請

災害ボランティア活動において、ボランティア、資器材等に不足が生じ被災地のニーズに即した円滑な活動に支障がきたした場合など、東京都災害ボランティアセンター、東京都社会福祉協議会などに、支援要請を行う。

## 4 東京消防庁災害時支援ボランティア

秋川消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した秋川消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行うこととなっているため、支援要請を行う。

## 5 感染症対策

(1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協 VC の考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

(2) ボランティア活動に必要なマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等、村が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

## 第5章 消防・危険物対策

村の地域内における地震火災が発生した場合、秋川消防署は檜原村消防団との緊密な連携の下に、村民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努め、応急対策の実施にあたるものとする。

また、危険物等災害による被害の早期把握、二次災害を防止するため、関係機関等と緊密な連携を保持しつつ、被害軽減を推進するものとする。

消防・危険物対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
消防活動	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応、東京消防庁へ緊急消防援助隊派遣要請依頼	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
危険物・高圧ガス対策	危険物等施設被害 及び初動対応把握	初動対応、東京消防庁へ緊急消防援助隊派遣要請依頼	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
関係団体・事業所への協力要請	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	都との協力要請、 応急措置の要請	初動対応、東京消防庁へ緊急消防援助隊派遣要請依頼	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
消防団、秋川消防署	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応、東京消防庁へ緊急消防援助隊派遣要請依頼	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整		
五日市警察署	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		
危険物・高圧ガス事業所	所管施設の防災活動	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整			

## 第1節 消防活動

【総務課、消防団、秋川消防署、自主防災組織(自治会等)、村民、事業所】

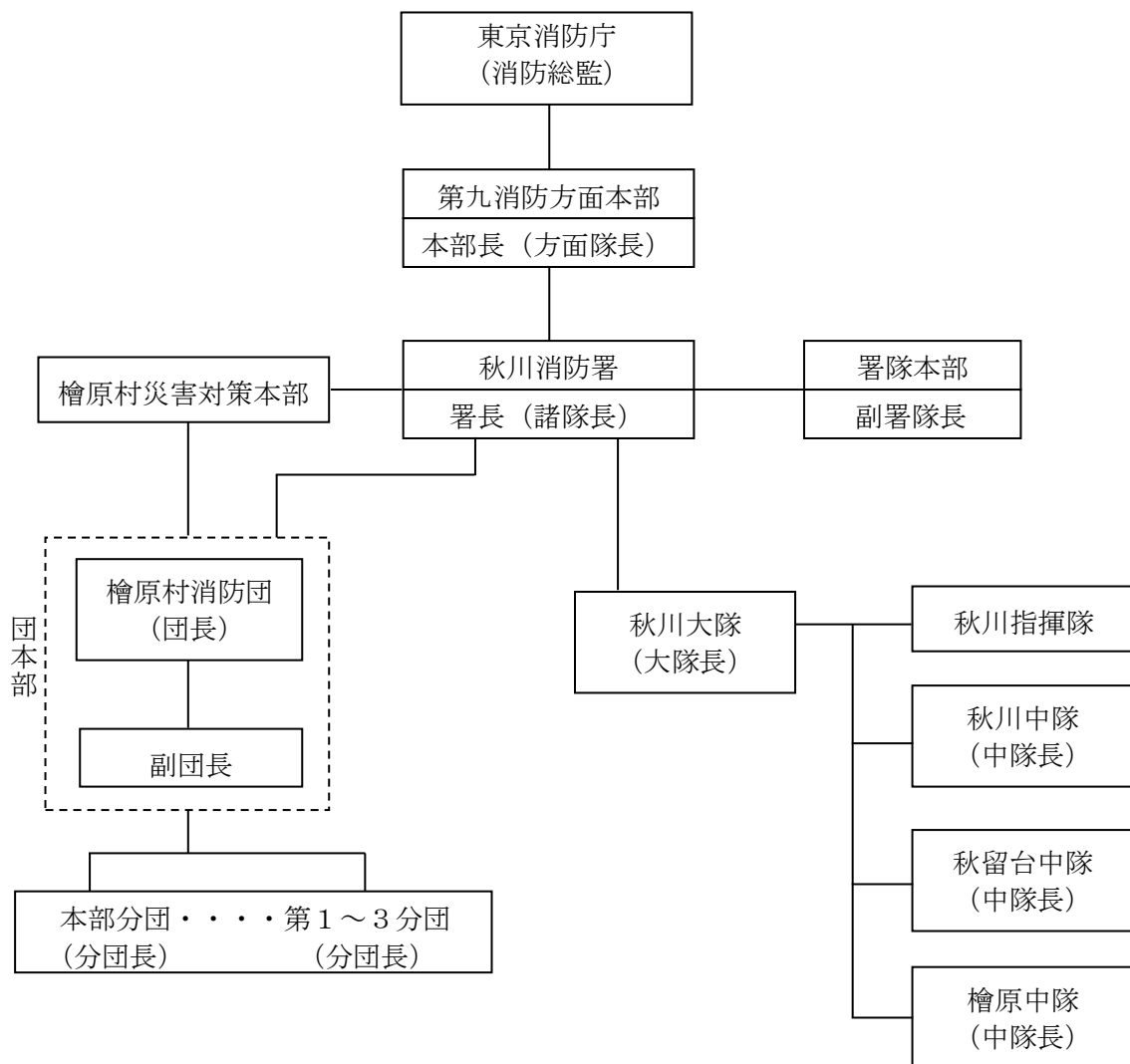
### 1 消防組織体制

大火災が発生した場合、秋川消防署は檜原村消防団との緊密な連携のもとに、村民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努める。本項では、本部の運営、配備動員体制及び情報伝達系統等について定める。

#### (1) 消防活動体制

消防活動体制は、次のとおりである。

#### 秋川消防署・檜原村消防団の消防活動体制



## (2) 檜原村消防団の活動

### ア 団本部

(ア) 消防署長の所轄の下に全消防団員を指揮統轄する。

(イ) 署隊本部と連絡を密にし、災害現場に活動上必要がある場合は、分団長に対し応援を命ずる。

### イ 分団本部

分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり分団の指揮にあたる。

(ア) 状況により、消防隊(檜原出張所)の人員不足が予想される場合は、檜原出張所又は災害現場に団員を派遣する。

(イ) 団本部に対し、ポンプ隊の出動状況及び分団内の災害状況について報告する。

## (3) 署隊本部等の運営

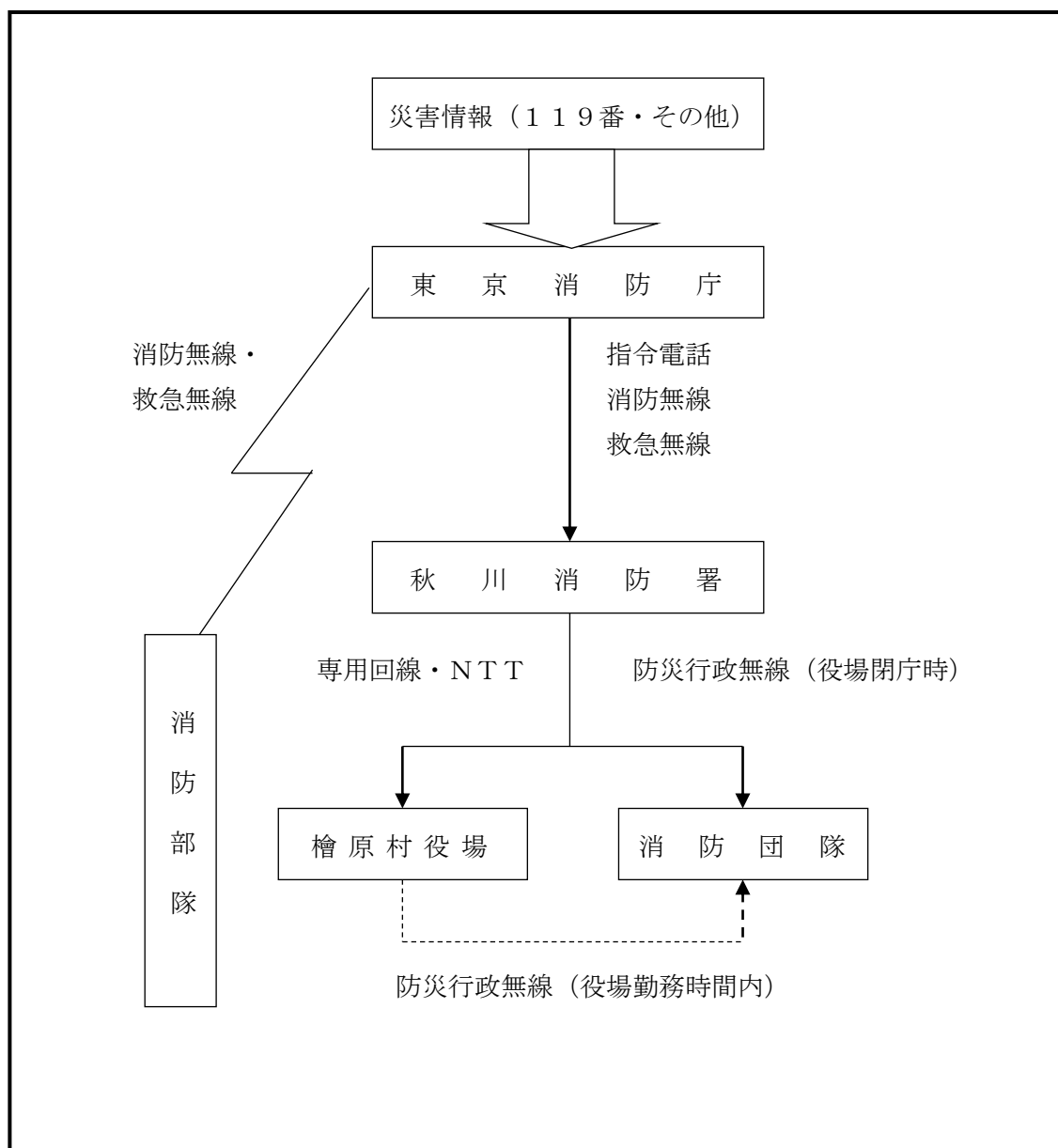
秋川消防署では、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。発災時には、本部の機能を強化し、防災活動体制の中核とする。

## (4) 東京消防庁の配備動員態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 弱を示す地震が発生した場合、地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 強以上を示す地震が発生した場合、地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員が、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(5) 災害時情報伝達系統

消防機関における災害時情報伝達系統は次のとおりである。



## 2 消防活動要領

災害発生に伴う火災の発生、特に地震時における火災は同時多発が予想され、延焼拡大による人命の危険が予想される。本項では、延焼の拡大防止、避難の安全確保等消防活動要領について定める。

### (1) 震災消防活動

地震発生時には、同時多発の火災により、極めて大きな人命の危険が予想される。秋川消防署では、発令時において、村民や事務所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、



その全機能をあげて人命の安全確保と、延焼の拡大防止に努め、災害事象に対応した防ぎよ活動を展開して、村民の生命、財産を保護する。

#### ア 活動の基本

- (ア) 火災が多発したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。
- (イ) 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して、救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- (エ) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

#### イ 部隊の運用等

地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。また、延焼シミュレーション等を活用した効率的な部隊運用を図る。

#### ウ 情報収集等

- (ア) 署隊本部は、所定の計画に基づき、119番情報、高所見張り情報、参集職員情報等を活用し、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋りょうの被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況等積極的な災害情報収集を行う。
- (イ) 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

#### エ 檜原村消防団の活動

- (ア) 出火防止・初期消火  
発災と同時に付近の村民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
- (イ) 情報の収集  
分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と、報告及び消防団本部又は分団本部からの指示命令の伝達等を行う。
- (ウ) 消火活動  
分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動、あるいは避難道路確保のための消火活動は、消防団独自若しくは署隊と協力して行う。
- (エ) 署隊への応援  
署隊の消防部隊要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除及び消防部隊の応援にあたる。
- (オ) 救出・救護  
簡易救助器具を活用し、村民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (カ) 避難場所の防護等

避難勧告・指示（緊急）等が出された場合は、これを村民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

## (2) 避難誘導體制

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しいと予測される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び村民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるとき、これら危険地域の村民を安全な場所へ避難させることにより人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

### ア 避難勧告、指示（緊急）

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、村民に避難勧告、指示（緊急）を行う。この場合、直ちに村長（本部長）に通報する。

### イ 避難誘導

(ア) 避難勧告、指示（緊急）が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向又は場所を村災害対策本部、警察機関等関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合は、消防団等の活動により避難誘導にあたる。

(ウ) 避難勧告・指示（緊急）が出された時点以降の消火活動は、避難道路の安全確保に努める。

## (3) 多数傷病者発生時の救助・救急活動

大規模火災その他の災害事故により、多数の傷病者等が発生したときは、消防機関は全力を挙げて救出・救急業務を実施するとともに、関係機関との密接な連携により、効果的な活動を図るものとする。

### ア 多数傷病者事故

多数傷病者事故とは、原則として、同一事故で20人以上の傷病者が発生し、又は発生するおそれがあると認められるものをいう。

(ア) 地震、火災等によるもの

(イ) がけ崩れ、地すべり等によるもの

(ウ) 陸上交通機関、航空機等の事故によるもの

(エ) ガス及び危険物、薬品等の爆発、流出、漏えい等によるもの

(オ) その他、これに類するもの

### イ 活動体制、活動内容

地震時、多数傷病者発生事故に対する救助・救急活動を効率的に行うため、ポンプ及び救急隊等の消防部隊が、災害に対応した救助・救急資器材を活用して人命救助にあたるとともに、医師会、医療機関等と連携した救助・救急活動を行う。

### ウ 防災関係機関等との連携

秋川消防署長は、災害、事故等の規模により、消防活動を行うための資器材及

び医療救護等を必要とする場合で、緊急を要すると認めるときは、関係機関等に対して、本計画に定めるところにより要請を行うものとする。この場合、直ちに村長（本部長）に報告する。

#### エ 檜原村消防団の活動

- (ア) 救助・救急活動の支援
- (イ) 傷病者の現場救護所への搬送支援
- (ウ) 消防警戒区域の設定
- (エ) 進入路確保、消防車両の誘導
- (オ) その他の署隊指揮本部からの要請事項

#### (4) 林野火災消防活動

##### ア 消防活動の原則

消防活動は、住宅及び重要な工作物等への延焼阻止を主眼とした防ぎよとする。

##### イ 村災害対策本部との連携

秋川消防署署隊本部は、村災害対策本部が設置された場合は、連携を密にし、各種の災害情報を現場指揮本部へ提供し、村災害対策本部と現場指揮本部との通信の確保にあたるものとする。

##### ウ 関係機関との連携

五日市警察署、森林事務所、森林組合等の関係機関との連携を密にし、後方支援、山相等の情報提供等を受け、消防活動の適正化・効率化を図る。

## 第2節 危険物等災害応急対策

### 【秋川消防署、五日市警察署、各事業所】

現在、村内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時においては振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。

本節では、石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射線に係わる各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について定める。

#### 1 危険物保安対策

危険物等の保管施設については、地震火災及び大量流出から村民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施し、これらに従事するものに当該物件の取扱指導訓練等を実施することにより災害の予防を図る。

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導にあたりるとともに、危険物保安監督及び危険物取扱者等による自主的災害予防体制の確立を図る。

- (2) 各事業所に対し随時査察を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造、設備の適正と貯蔵、取扱いの保持に努め、災害の未然防止に努める。
- (3) 各事業所及び危険物取扱者による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱技術の習熟を図る。
- (4) 各事業所には、毒物劇物取扱責任者等の指導のもと、毒物劇物の取扱いに関する研修等を実施する。
- (5) 予防規程を定めなければならない製造所等については、規定に基づき有効に自主防火管理体制の確立を図るよう指導する。

## 2 石油類等危険物保管施設の応急措置

秋川消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 湿触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
- (5) 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。都下水道局流域下水道本部に速やかに流入状況を報告する。

## 3 高圧ガス保管施設の応急措置

### (1) 村が行う対応

事故時には必要に応じ次の措置を行う。

- ア 村民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）
- イ 村民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難村民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

### (2) 東京都環境局(多摩環境事務所)が行う対応

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。
- イ 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指導す

る。

(3) 警視庁(五日市警察署)が行う対応

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 村長(村本部長)が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は村長(村本部長)から要請があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

(4) 東京消防庁(秋川消防署)が行う対応

- ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているとき、避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。
- イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。

(5) 関東東北産業保安監督部が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害発生に伴い、村、都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるように指導し、被害の拡大防止を図る。

高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口(都総務局)

連絡窓口			
機関別担当課名			電話番号
都	昼	総務局総合防災部防災対策課	13-5671(消防防災無線) 13-5096(消防防災FAX) 01401-2430(TZ) 03-5321-1111(NTT)(代) 03-5388-2456(NTT) 03-5388-1260(NTTFAX) 03-5388-3542(NTT)
	夜	夜間防災連絡室	5349(消防防災無線) 5096(消防防災無線FAX) 03-5388-2459(NTT)
警察		警視庁警備部災害対策課	03-3581-4321(NTT)(代) 内 55511
消防本部		東京消防庁災害救急情報センター 稲城市消防本部	119(NTT) 042-377-7119(NTT)

#### 4 危険物等輸送車両の応急対策

高压ガス等輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

(1) 村が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 村民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）
- イ 村民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難村民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

(2) 東京都環境局(多摩環境事務所)が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- イ 必要と認められる場合、一般高压ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高压ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

(3) 警視庁(五日市警察署)が行う対応

- ア 危険物による被害状況情報収集に努めるとともに、村民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

(4) 東京消防庁(秋川消防署)が行う対応

- ア 危険物等の輸送の安全化に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害応急対策は、前節の消防活動により対処するものとする。

(5) 関東東北産業保安監督部が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、都、村及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 高压ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高压ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県に対して高压ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

(6) 関東運輸局が行う対応

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

- ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備
- イ 災害発生時の危険物輸送車両の停止箇所は、できるだけ橋りょう、隧道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。
- ウ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

## 第6章 避難対策

地震発生時において、土砂災害、延焼火災等が発生するおそれが生じたとき、村は、村民の生命、身体等の安全を確保するため、避難を要する地域の状況に応じて避難勧告・避難指示（緊急）等を実施する。避難の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持につとめるとともに、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。また、地域住民、学校、行政との協働のもとで指定避難所の開設、運営を行う。さらに、地震の発生に伴って発生した帰宅困難者対策にも対処する。

避難対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
避難勧告等実施体制確立	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施				
村民による避難誘導体制確立	村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者捜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
指定避難所開設・運営体制確立	指定避難所開設	避難所運営体制確立	指定避難所運営委員会等設置・運営継続		
指定避難所生活の支援	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水・生活必需品・医薬品等供給		
外出者・帰宅者支援体制確立	外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援		
一時収容施設への受入		帰宅困難者一時受入対応	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給		
事業所等による帰宅困難者支援		食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給		

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣受入、現地活動調整		
企画財政課	避難勧告・避難指示（緊急）等実施時は即時広報実施	指定避難所開設状況をHP等で広報	指定避難所開設・運営状況をHP、SNS、広報紙等で広報		
村民課	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の供給、帰宅困難者への食料・飲料水供給		
教育課、福祉けんこう課	指定避難所開設	避難所運営体制確立、帰宅困難者一時受入対応	避難所運営委員会等設置・運営継続		
消防団、自主防災組織	避難遅れ、安否不明者等搜索確認	指定避難所施設の程度に応じ、他施設へ移送			
総務課	外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、外出者・帰宅者支援	外出者・帰宅者支援		
企画財政課			帰宅困難者一時収容状況をHPで広報		
事業所	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水供給継続		



## 第1節 避難体制の確立

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課、消防団、五日市警察署、事業所】

### 1 避難勧告・避難指示（緊急）

地震による同時多発火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び村民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の村民を速やかに安全な場所へ避難させるとともに、その他災害の拡大を防止するため、村は関係機関の協力を得て、村民に避難勧告・避難指示（緊急）を行い、事前に指定し、開設した指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に誘導して被害を未然に防止する。

#### (1) 村

ア 村内において危険が切迫した場合には、村長（本部長）は、五日市警察署長及び秋川消防署長と協議のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。この場合、直ちに都本部に報告する。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、村長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

ウ 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実績を把握するよう努めるものとする。

#### (2) 五日市警察署

火災の発生等の危険が切迫し、村長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は村長（本部長）から要請のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに村長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

#### (3) 秋川消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、村民に避難勧告・避難指示（緊急）を行う。この場合、直ちに村長（本部長）に通報する。

避難勧告・避難指示（緊急）等の実施者

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備・高齢者等避難開始	村長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難勧告等に関するガイドライン)
屋内待避	村長	・屋内での待避等の安全措置	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき（基本法第60条第3項）
避難勧告及び避難指示（緊急）	村長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 (基本法第60条) 村長→（報告）→知事
	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認めるとき →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (基本法第60条)
避難指示（緊急）等	知事、その命を受けた都職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条) 水防管理者→（通知）→警察署長
	知事、又はその命を受けた都職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条) 知事又はその命を受けた都職員→（通知）→警察署長
	警察官	・立退き先の指示	・村長が立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があった場合（基本法第61条） 警察官→（通知）→村長→（報告）→知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認めるとき、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） 警察官→（報告）→公安委員会
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者
	災害発生状況	村長	・命を守るための最善の行動を促す

## 2 避難誘導

### (1) 村

避難誘導は、拠点に配置された職員が中心となり、場合によっては職員を補充し、警察官、消防署員と協力し、関係機関及び指定避難所の管理者と連絡を密にするとともに、自治会等の協力を得て、あらかじめ指定してある指定避難所等にできる限り地域又は自治会単位に行く。この場合、病人、老人、障がい者等、要配慮者は優先して避難させる。また、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う時間的余裕がない場合の村民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。

### (2) 五日市警察署

ア 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。

イ 火災等の規模や様態等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講ずる。

ウ 指定緊急避難場所等においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡のうえ、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、指定緊急避難場所等の秩序維持に努める。

エ 誘導経路については、事前に検討しその安全を確認し、危険な場所には表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合には照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

### (3) 秋川消防署

ア 避難勧告・避難指示（緊急）が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を村、警察署等に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防団等の活動により、避難誘導にあたる。

ウ 避難勧告・避難指示（緊急）が出された時点以降の消火活動は、指定緊急避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

## 3 避難方式

### (1) 2段階避難（一時集合場所に集合した後、指定緊急避難場所へ避難）

ア 村は、混乱の発生を防止するために、指定緊急避難場所に至る前に身近な広場等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。

イ 避難者は、災害の拡大状況等の様子を見ながら、自主防災組織のリーダー、村職員、警察官等の誘導により避難場所へ避難する。

ウ 地区内残留地区については、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、村は、平常時から、神社・仏閣の境内等一

時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

(2) 一時集合場所の選定基準

集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内等とする。

(3) 指定緊急避難場所への直接避難

避難勧告や避難指示（緊急）を行う時間的余裕がない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、指定緊急避難場所への直接避難も行う。

## 第2節 指定避難所の開設・運営

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課、消防団】

### 1 指定避難所の事前確認

村は、あらかじめ指定した避難所を開設する必要があるとき、地震による被害の程度を調査するため職員を現地に派遣するなどして、指定避難所としての使用可否を確認する。このとき、指定避難所周辺の火災や土砂災害の発生状況を、施設管理者や村民、事業所等から収集し、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。

### 2 指定避難所の開設

災害により被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き援助を要する者については、以下の要領で指定避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

(1) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び五日市警察署、秋川消防署等関係機関に連絡する。

(2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

(3) 指定避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

(4) 指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受ける。

(5) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入施設を開設する。なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、指定避難所の開設と同様とする。

(6) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。

(7) 野外受入施設の開設期間は、指定避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

### 3 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 自宅や指定避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (3) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (4) 二次避難所（福祉避難所）はやすらぎの里とする。

### 4 指定避難所の管理運営

- (1) 指定避難所の管理運営は、村が村民、自治会、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。村は、指定避難所の運営管理のために、民生部等の職員を派遣する。派遣要員は、指定避難所管理運営マニュアルを定め、運営管理を行うものとする。指定避難所の自治組織の結成を促し、り災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。なお、村は、指定避難所の運営において、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- (2) 学校を指定避難所とした場合、学校職員は学校長の指示を受けて、また学校以外の施設を指定避難所とした場合は、施設管理者・施設勤務職員は、民生部の職員と協力・連携して指定避難所の管理を支援する。あらかじめ指定避難所に指定されている学校の校長は、村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。
- (3) 指定避難所担当員は、避難者の住所、氏名その他必要事項を所定様式により調査し、人員を把握し、民生部でとりまとめて総務部へ報告を行う。また、食料及び物資供給その他については、担当部と連絡を行う。
- (4) 指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。
- (5) 指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者、プライバシーに配慮した管理運営を行う。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

## 5 被災者の他地区への移送

- (1) 村長（本部長）は、村内の指定避難所に被災者を受入れることが困難なときは、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都本部長）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した村長（本部長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入を指示された村長（本部長）は、直ちに指定避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の指定避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) 被災者の移送方法については、都が村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都調達のバス等を中心に、村、都交通局、警察署、消防署の協力を得て実施する。

## 6 避難所以外で生活している被災者への配慮

村及び都は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 7 感染症対策

### (1) 避難所における過密状態の防止等

#### ア 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

#### イ 宿泊施設等の活用

##### (ア) 速やかな避難所の開設

a 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

b 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

##### (イ) 避難者の受入

a 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲

載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行うものとする。

- b 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかった場合は、村の職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方にに基づき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取扱うことを検討する。

- c 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないように適切に取り組むものとする。
- d 避難者の健康状態の確認について、民生部は適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

#### (ウ) 避難所の運営管理

- a 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。
- b 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。
- c 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、都の関係部局と十分に連携のうえ、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- d 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

#### (エ) 都への支援要請

村のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、都に支援を要請する。

#### ウ 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

#### エ 自宅療養者等の避難の検討

- (ア) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。
- (イ) 自宅療養者の被災に備えて、都及び保健所等と連携して、自宅療養者の情報

を共有し、あらかじめ災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝える。また、家族と離れて避難する可能性もありうることを事前に伝えるものとする。

- a 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討する。
- b 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都災害対策本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。
- c 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておくものとする。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。
- d 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、村内で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておくものとする。
- e 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。

(ウ) 自宅療養者や濃厚接触者への対応にあたっては、都が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡）の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。

(エ) 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を広報する。

## (2) 避難所内の対策

### ア 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

### イ 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

### ウ 十分な換気の実施、スペースの確保等



(ア) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

(イ) 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和 2 年 6 月 15 日、府政防第 1274 号等）に示すレイアウト（例）を参考とする。

#### エ 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

(ア) 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

(イ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策を取る。

(ウ) 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(エ) 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

(オ) 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

#### オ 濃厚接触者のための専用スペースの確保

(ア) 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

(イ) 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

(ウ) 避難所における濃厚接触者への対応については、村及び都、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

(エ) 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

#### カ 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

(ア) 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、都災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の対策を行う。

(イ) 避難所における自宅療養者への対応については、村及び都、保健所等が十分に連携したうえで、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の

避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

キ 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

(ア) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、村及び都、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 避難所から病院への移送を含め、村及び都、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

(ア) 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。

(イ) 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

(ウ) 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

イ 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合においては、同法に規定する救助として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、国へ支援を要請する。

(4) 必要な物資の備蓄

ア 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討のうえ、備蓄を進める。

イ 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)への情報入力・活用を行う。

(5) 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

### 第3節 要配慮者の安全確保

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課】

震災時において、寝たきりの高齢者、乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者のほか、日本語を解さない外国人等の要配慮者や社会福祉施設入居者等の安全を確保できるよう支援する必要がある。そのため、村は地域の協力体制を活用するとともに、次のとおり、生活環境や医療等、必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

#### 1 要配慮者の安全対策

##### (1) 「要配慮者対策班」の設置

震災時において村は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、要配慮者に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行うこととする。

##### (2) 情報の伝達

避難準備・高齢者等避難開始等については、村から各自治会(又は消防団)を通じて要配慮者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する。

##### (3) 避難態勢

災害時における要援護者の避難態勢については、村関係機関による対応のほか要配慮者対策班による支援を得て行う。

##### (4) 二次避難所(福祉避難所)の活用

村は、社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供する。

##### (5) 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を要する患者対応として、村は保健師による避難所、地域、仮設住宅等の巡回健康相談の体制及び、巡回精神相談チーム等によるメンタル・ケア体制を確保し、被災地における心身の健康障がいや在宅療養者等に対応する。

##### (6) 仮設住宅

村は、都が建設する仮設住宅の入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。

##### (7) 食料等の対策

避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで進めてきた乾パンやアルファ化米に加え、サバイバルフーズ等についても充実を図る。

##### (8) 福祉機器等の確保

村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

## 2 外国人の安全対策

外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、災害時においても外国人からの相談に対応する。

### 第4節 帰宅困難者への支援対策

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、消防団、事業所】

#### 1 外出者等への広報等

地震が発生した場合、外出者や事業者は「行動ルール」に従い、適切な対応をとる。村及び都等は、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう帰宅者への支援を図る。

##### (1) 想定される状況

大規模地震発生時に、外出者が、都心部から居住地に向けて一斉に移動を開始した場合や、路上に多数の外出者が滞留した場合には、二次災害が発生するおそれがある。これら外出者の行動を、行政機関が直接誘導することは極めて困難である。路上等で被災した場合、適当な広さを有する屋外オープンスペースに待機せざるを得ない可能性がある。

##### (2) 外出者の行動ルール

ア 地震発生時は、むやみに移動を開始しない

イ まず安否確認をする

災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ウ 正確な情報により冷静に行動する

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。

エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう

一時待機できる屋内施設においては、要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など)を優先して収容する。

#### 2 一時滞在施設の確保

##### (1) 基本的な考え方

ア 誘導場所に誘導された滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する。

イ 一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。

ウ 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては、要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など)の受入を優先する。

##### (2) 村の対応

ア 所管する施設で受入が可能なものを一時収容施設として指定し、村民・事業者

に周知する。

### 3 事業所等における外出者対策

#### (1) 事業所等の対応

##### ア 災害時の体制整備

従業員や児童生徒等を一時的に事業所又は学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄(最低3日分)や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。

##### イ 買い物客等の支援

事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

##### ウ 地域の応急復旧活動への参加

(ア) 事業者は、従業員を一時的に自社にとどめ、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。

(イ) また、とどまった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

(ウ) 事業所の取組が、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることから、村及び都は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

#### (2) 学校の対応

児童生徒等用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引き渡しまでの保護体制の整備を図る。

### 4 帰宅支援

村は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、バス運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

## 第7章 警備・交通規制

震災時において、村及び都等は、道路等の被害状況に応じ、国（関東地方整備局西東京事務所）、五日市警察署と協力し、警備・交通規制を実施する。

警備・交通規制に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
警備活動・交通規制の要否検討	警備活動・交通規制の要否検討				
交通規制	地震の規模に応じ 第一次交通規制、 交通規制情報をHP 等で広報	道路状況に応じ、 第二次交通規制、 交通規制情報をHP 等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	警備活動・交通規制の要否検討	交通規制情報の確認			
企画財政課		交通規制情報をHP等で広報			
五日市警察署、 西多摩建設事務所	地震の規模に応じ 第一次交通規制、 交通規制情報をHP 等で広報	道路状況に応じ、 第二次交通規制、 交通規制情報をHP 等で広報	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		

## 第1節 警備活動

### 【五日市警察署、西多摩建設事務所】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて村民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

#### 1 警備本部等の設置

都内に大地震が発生した場合には、警視庁に最高警備本部、第9方面本部に方面警備本部、五日市警察署には現場警備本部が設置され、指揮体制が確立される。

#### 2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、都内(島しょを除く)に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (2) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

#### 3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の調査等及び検視
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

## 第2節 交通規制

### 【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行ううえで不可欠である。本節では、交通の確保に必要な交通情報の収集及び交通規制その他必要な事項について定める。

#### 1 交通規制の実施

- (1) 第一次交通規制(災害発生直後の交通規制)

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに規制措置をとる。この場合の「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震

が発生し、かつ大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。なお、村において、第一次交通規制に該当する路線はない。

## (2) 第二次交通規制

被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。この場合、多摩地区においては、次の規制措置を基本とし、第1次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。なお、村において、第二次交通規制に該当する路線はない。

### ア 多摩地区指定路線の状況把握

「多摩地区指定 12 路線」の被害状況等を把握する。

### イ 緊急交通路の追加指定

多摩地区指定 12 路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、全線車両通行禁止とする。

### <多摩地区指定 12 路線>

- ① 五日市街道(高円寺南～関前)
- ② 奥多摩街道(日野橋～小作坂下)
- ③ 岩蔵街道(箱根ヶ崎～小木曾街道)
- ④ 川崎街道(新大栗橋～矢野口)
- ⑤ 小金井街道(郵便局前～清瀬橋)
- ⑥ 青梅街道(田無本町1～瑞穂松原)
- ⑦ 鶴川街道(町田駅前～下石原)
- ⑧ 新小金井街道(若松町2～茜屋橋)
- ⑨ 吉祥寺通り(関町2～給田)
- ⑩ 所沢街道(北原～都県境)
- ⑪ 府中街道(大丸～寿町3)
- ⑫ 志木街道(郵便局前～下清戸)

## 2 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

## 3 緊急輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

## 4 緊急通行車両等の確認事務等

警察署、隊本部、緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において、



緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

## 5 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、サインカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

1. 家庭との連絡・避難等には、車両を使用しない。
2. 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
3. 緊急交通道路上の車両の運転者は、速やかに直近の迂回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。  
ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
  - ① 慌てずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路の中央部分）を空けて停車し、エンジンを切る。
  - ② カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
  - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
  - ④ ラジオ、文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
4. 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大原則を守る。
  - ① 交差点を避け、道路の左側に寄せて停車する。
  - ② エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
  - ③ 窓を閉め、ドアはロックしない。
  - ④ 貴重品を車内に残さない。

## 第8章 緊急輸送

村は、公安委員会等と協力し、整備してきた緊急輸送ネットワークの状況を点検活用し、輸送車両等を確保するとともに、緊急道路の障害物を除去し、輸送車両等による緊急輸送を実施する。

緊急輸送に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
所管施設の防災活動指示	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
緊急輸送の要否検討	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
被害程度に応じ車両確保・配車	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	緊急輸送ネットワークの状況把握	交通確保（道路啓開，障害物除去）、緊急輸送路の確保			
企画財政課	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認、輸送体制、道路被害をHP等で広報			
総務課	所管施設の防災活動の状況把握	関係団体・事業所へ協力要請手続			
西多摩建設事務所、五日市警察署		道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認		
土木・建設業者等	所管施設の防災活動の状況把握	道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		

## 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【産業環境課、西多摩建設事務所】

### 1 緊急輸送ネットワークの点検

都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網として整備してきた緊急輸送ネットワークについて、地震発生直後の運用状況などを点検する。

### 2 輸送拠点

緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。(食品及び生活必需品等の集積地は、11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」参照)

### 3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。都及び村は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急の空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

災害時臨時離着陸場候補地

施設名	所在地	確保面積	現況
檜原村ヘリポート	倉掛 9428	1,800 m <sup>2</sup>	ヘリポート
甲武トンネル待避所	南郷 6081-6	1,050 m <sup>2</sup>	空地
やすらぎの里 (原則特異災害のみ)	三都郷 2717	1,250 m <sup>2</sup>	空地
数馬ヘリポート	数馬 6858-2	225 m <sup>2</sup>	ヘリポート
檜原総合グラウンド	三都郷	4,950 m <sup>2</sup>	グラウンド(公共等)

資料:東京都地域防災計画(震災編)別冊資料(令和元年版)

## 第2節 緊急道路障害物除去等

【産業環境課、西多摩建設事務所、五日市警察署、事業所】

地震時は、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱等の障害物が道路上に散乱することが予想され、被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることをいう。

### 1 緊急道路障害物除去作業体制の確立

緊急道路障害物除去については、第1部第5章防災活動実施体制の整備 第7節「交通規制・緊急輸送体制の整備」に示した緊急道路障害物除去路線を対象として、村の緊急道路障害物除去作業を実施する。

村内の緊急道路障害物除去作業は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当し、村はこれに協力する。作業にあたっては、次表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。なお、被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都建設局 (西多摩建設事務所)	日本道路建設業協会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会及び西多摩建設業協同組合等との協定及び協力承諾書に基づき、関係業界等の協力を求め、道路上の障害物の除去等を実施する。
警視庁 (五日市警察署)	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

### 2 障害物除去用資器材の整備

西多摩建設事務所は、平素から使用できる建設機械等の把握を行う。

### 3 道路障害物の除去

緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せて除去する。なお、道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

機関名	実施内容
村	道路上の障害物の状況を調査し、都所管の道路については速やかに西多摩建設事務所に報告する。村道については、村が道路上の障害物を除去する。実施にあたっては、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力するものとする。
都建設局 (西多摩建設事務所)	障害物の状況報告に基づき、緊急道路障害物除去路線を優先して、所轄の路上障害物を除去する。
警視庁 (五日市警察署)	緊急交通路確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両の排除にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。

### 第3節 輸送車両等の確保

【産業環境課、企画財政課、総務課、都、五日市警察署、事業所】

#### 1 車両の調達

災害応急対策実施のために必要な人員や物資等の輸送のための車両の数は災害の規模により異なるが、庁用車の全車両を使用しても不足を生ずることが予測される場合、村(総務部)は、災害応急対策活動実施の用に供する目的で、村内関係業者から車両を調達するものとする。また、村内で所要車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達斡旋を要請する。

#### 2 車両の配分

車両の配分にあたっては、生命・身体に係るものを優先することを基本として、災害の状況を勘案し、村長(本部長)が定める。

#### 3 緊急輸送車両等の確認

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づき緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく災害応急対策を実施するための車両(以下「緊急輸送車両等」という。)を優先して通行させることになる。このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急輸送車両等であることの確認を、次により行う。

##### (1) 確認実施機関

ア 都財務局

都保有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両については、都知事が確認を行う。

イ 警視庁(五日市警察署)

都知事が確認する車両を除いた他の車両については、都公安委員会(警察署)が確認を行う。

(2) 確認対象車両

ア 緊急輸送車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること。

(ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示(緊急)に使用されるもの

(イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

(ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

(エ) 災害を受けた児童生徒等の応急教育に使用されるもの

(オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

(ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの

(ケ) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

(コ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

イ 指定行政機関等との契約により、常時震災対策活動専用使用する車両、又は警戒宣言発令時並びに災害発生時に調達契約の相手方から調達する車両であること。

## 4 確認手続き

### (1) 事前届出

被災時に緊急輸送車両等として使用することが決定しているものについては、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急輸送車両に該当すると認められるものについては、「緊急輸送車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)の交付を受ける。

### (2) 確認手続き

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続き

届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略され、緊急輸送車両等の標章及び確認証明書(以下「標章等」という。)の交付を受

ける。

イ 届出済証の交付を受けていない緊急輸送車両等の確認手続き

確認申請書を提出し、緊急輸送車両等に該当するかどうかの審査を受ける。審査結果に基づき標章等が交付される。

## 第9章 救助・救急計画

震災時において、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災土砂災害の発生により、多数の救助・救急を要する事態の発生が予想され、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

そのため、村は、消防団、秋川消防署、五日市警察署と連携・協力し、救助・救急体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

救助・救急活動に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
救助・救急活動体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
救助活動の実施	救助活動着手	救助活動を継続			
救急活動の実施	救急活動着手	救急活動を継続			

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
福祉けんこう課	都との協力要請、 応急措置の要請				
消防団、秋川消防署、五日市警察署	救助・救急活動着手	救助・救急活動を継続			



## 第1節 救助・救急活動体制

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署】

### 1 救急隊の編成

村長(本部長)は災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合は、消防団、自主防災組織により救出救護体制を整え、これにあたるものとする。また、多数の救出を要する場合は、消防団員を主体とした班を編成し、救出活動を行う。

### 2 秋川消防署

- (1) 救助・救急活動は、ポンプ隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機類等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署・出張所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警察署、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救出・救急の万全を期する。

### 3 五日市警察署

- (1) 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- (2) 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- (3) 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 秋川消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助の万全を期する。

## 第2節 救助・救急体制の整備

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署、自主防災組織（自治会等）、  
村民、事業所】

### 1 秋川消防署

#### (1) 救助体制

秋川消防署では、震災時に同時多発する救助事象に対応するため、東京消防庁の整備計画に基づいて配置される、車両、救助用資器材等の有効活用を図り、救助体制の強化を図る。

#### (2) 救急体制

秋川消防署では、震災時の救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等の救急隊員を養成するとともに、救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署等に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。

### 2 五日市警察署

大地震発生時、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出救助、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資器材を逐次整備して、救出救助体制の充実強化を図る。

### 3 村民の自主救出活動能力の向上

#### (1) 救出活動技術の普及啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、村民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。このため、村は、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般村民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

#### (2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するため、村民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、村は、村民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

#### (3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

## 第10章 医療救護

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等による多数の医療救護を要する事態の発生が予想されるため、村は、檜原村消防団、秋川消防署と連携・協力し、医療救護体制を確保する。

そのため、村、都、消防、地域住民、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制、保健衛生・防疫活動体制を確立する。

医療救護に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
医療及び助産	村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関・団体の支援受入、現地活動調整		
保健衛生及び動物愛護		保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育		
防疫		防疫活動の要否検討	防疫活動実施		
山間部における医療救護		山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
福祉けんこう課	村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療機関・団体の支援受入調整		
福祉けんこう課		防疫、保健衛生活動の要否検討	防疫、保健衛生活動実施		
総務課		他団体等への応援要請の要否検討	他市町村・消防・医療機関・団体の支援活動に係る現地活動調整		
日赤東京都支部、西多摩医師会	村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療及び助産継続		
西多摩保健所		保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施		
西多摩保健所		防疫活動の要否検討	防疫活動実施		
消防団・秋川消防署		山間部の医療救護ニーズ把握	負傷者等の後方搬送、山間部における医療救護		

## 第1節 医療及び助産救護

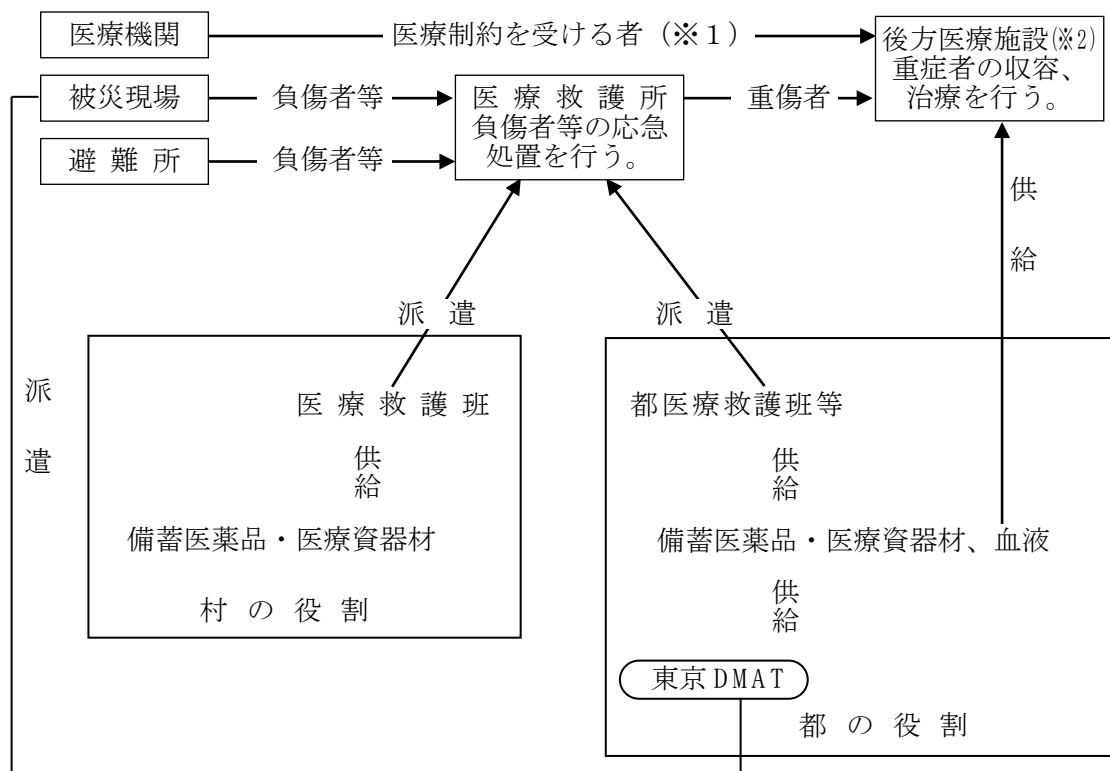
【福祉けんこう課、秋川消防署、日赤東京都支部、西多摩医師会】

震災時には、家屋やブロック塀の崩壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。本節では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策について定める。災害時における医療救護の流れは次のとおりである。

ア 村では、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医療品・医療資器材の備蓄に努める。備蓄量は発災から3日間で必要になる量を目安とする。

イ 都は、村を応援・補完するため、都医療救護班の派遣や医薬品・医療費器材の備蓄を行う。また、重症者を収容して治療を行う災害拠点病院など災害時後方医療体制の充実強化を図る。

### 医療救護の流れ



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

## 1 医療情報の収集伝達

地震災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

### (1) 被害情報の収集

村は、西多摩保健所、西多摩医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関(診療所及び歯科診療所)の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

### (2) 医療機関との連絡

村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。また、医療機関を災害時優先電話利用可能機関とするなどの通信手段の確保に努める。

### (3) 村民への情報提供

村は、村民に対する相談窓口の設置に努め、医療機関の被害状況及び活動状況等を村民に広報する。

## 2 初動医療体制

### (1) 医療救護班の整備

地震災害時における医療救護は、村が一次的に実施する。このため、村は災害時において即時に医療救護活動を実施できるよう、西多摩医師会の協力を得て、医療救護に必要な救護班を編成しておくものとする。

都は、村を応援・補完する立場から医療救護班を編成し、村からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に医療救護班を派遣する。

### (2) 医療救護活動

機関別の医療救護活動内容は、次のとおりである。

#### ア 村

(ア) 村長(本部長)は、必要に応じ、西多摩医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。また、派遣状況を都福祉保健局長に報告する。

(イ) 村の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都福祉保健局長及び近隣の市町村その他関係機関に協力を要請するものとする。

#### イ 都

福祉保健局長は、村長(本部長)から医療救護班の派遣要請があった場合、又は被災状況により医療救護の必要を認めた場合に都医療救護班を派遣する。

#### ウ 日赤東京都支部

医療救護班の出動は、都の要請又は自主的な判断に基づいて行い、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護、助産活動等を行う。

#### エ 西多摩医師会

(ア) 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。

(イ) 医師会が派遣する医療救護班の現場における医療、助産活動は、原則として医師会長が指揮する。

(3) 医療救護活動マニュアル等の作成

村は、都が作成した「災害時医療救護活動マニュアル」をもとに、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動マニュアル等を作成する。

(4) 医療救護所の設置

村長（本部長）は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。また、医療救護所に、調剤、服薬指導、医薬品管理及び医薬品の仕分け等を行う薬剤師を配置する。村長（本部長）は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都福祉保健局長に報告する。医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。

ア 被災現場

イ 避難所

(5) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者に対する応急措置(歯科医療を含む)

イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

エ 助産救護

オ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

※ 医療救護班は、トリアージタグを使用し、傷病者等の重軽症の度合いを識別する。

(6) 秋川消防署の支援

村から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。支援内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者の収容先医療機関の選定

イ 後方医療施設への搬送

ウ 傷病者の応急処置

### 3 医薬品・医療資器材の確保

(1) 村

村は、地震災害時の医療救護班用として、医薬品等の備蓄を検討する。備蓄量は発災から3日間で必要になる量を目安とする。また、不足が生じた場合、独自で調達できるように事前に卸売販売業者との協定を締結する。なお、発災後すみやかに薬剤師会と協力のもと災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置し、センター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は薬剤師会から選任する。また、都に協力要請を行う。

(2) 都

都は、医療救護班用及び村への協力用等に医薬品・医療資器材を備蓄しており、要請があれば即対応ができる。

(3) 日赤東京都支部

平常時から常用品を多量に備蓄している日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行するものとする。

(4) 西多摩医師会

医師会が派遣する医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の費用については後日村に請求するものとする。

#### 4 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要のある者が発生した場合は、都福祉保健局長又は村長（本部長）に搬送を要請する。搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは村が対応し、医療救護所から後方医療施設までは都及び村が対応する。なお、搬送にあたっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

ア 秋川消防署に搬送を要請する。

イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。

ウ ヘリコプターによる搬送を行う。

(2) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として村が派遣する医療救護班等については村が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

(3) 医薬品等の搬送

村が備蓄する医薬品等の供給は、原則として村が対応し、卸売販売業者への発注は、災害薬事センターがとりまとめ、卸売販売業者からの納品は救護所で使用する医薬品等は原則として卸売販売業者が直接救護所へ納品し、避難所で使用する分は、災害薬事センターへ納品する。

#### 5 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。このため、都は後方医療施設の中核として都立病院を含め「災害拠点病院」を整備し、医療資器材を確保している。なお、村を含む西多摩保健医療圏における災害拠点病院として、青梅市立総合病院、公立阿伎留医療センター、公立福生病院が指定されている。

(1) 災害拠点病院施設の機能等

ア 重症患者の収容力の臨時拡大

イ ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

(2) 病院選定基準

ア 災害に対する総合地域危険度が低い地域に存すること

イ 200床以上の一般病床を有する救急告示医療機関であること

ウ 建物が耐震・耐火構造であること

エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと

村内の医療施設

施設名	区分	診療科目	開設日	職員数			
				医師	看護師	歯科衛生士	事務職員
檜原診療所		内・外・小児	毎日	常1名	正・准看護師3名	2名	2名
		歯科	毎日	常1名			
		眼科	月1回	非1名 (第1金曜日)			
合計				3名 (内非1名)	3名	2名	2名

村の後方医療施設(災害拠点病院)

二次保健医療圏	名称	所在地	病床数
西多摩	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	529
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	305
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	316

(資料:災害時医療救護活動ガイドライン・東京都)

第2節 保健衛生及び動物愛護

【福祉けんこう課、西多摩保健所、西多摩医師会】

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障がいの発生防止や在宅医療者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。本節では、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア、水・食品の安全確保及び動物愛護等に関する主要な施策について定める。



## 1 保健活動

### (1) 保健活動班の編成

村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

### (2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、次の保健活動を行う。

- ア 避難所における健康相談
- イ 地域における巡回健康相談
- ウ その他必要な保健活動

### (3) 応援要請等

災害の規模によっては、村の保健師だけでは保健活動を担うことができない事態が想定される。他地域、他県等からの応援を要請する必要があると判断された際に、都を通じて応援要請を行うことや、村の保健師数や避難所数を踏まえた応援班との役割分担等を考慮するものとする。

## 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせる。被災村民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、村は、都福祉保健局が編成する巡回精神相談チームと連携するなど、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障がい（PTSD）も視野に据えたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

## 3 水・食品の安全確保

### (1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用としていない沢水・井戸水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲料水の安全確保を迅速に行う必要がある。このため、都は保健所職員を主体とした「環境衛生指導班」を編成し、避難所を中心に、

- ア 飲用水が塩素で消毒されているかの確認
- イ 村民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ウ 村民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導を行う。

また、村は、消毒実施後の井戸水等の消毒を確認する。

### (2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での不衛生な食品の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。このため、西多摩保健所では、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、保健所長の指揮の下に次の活動を行う。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保

- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ 仮設店舗等の衛生指導
- オ その他飲食に起因する危害発生の防止

西多摩保健所及び村は連携し、次の点を留意して、避難村民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ 手洗い設備の確保と手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の手配、調整

#### 4 避難所の衛生管理

##### (1) 村の役割

- ア 村民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域・喫煙(分煙)区域を設定する。
- ウ 避難村民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難村民間のプライバシーを確保する。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難村民への衛生管理上の留意事項を周知する。

##### (2) 浴場等の確保

- ア 村は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- イ 避難村民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

#### 5 動物愛護

地震災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

動物愛護相談センターは、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、村や獣医師会等、関係団体との協力体制を確立する。

##### (1) 被災地域における動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、動物愛護相談センターは、村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

##### (2) 避難所における動物の適正な飼育

動物愛護相談センターは、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育

の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

### 第3節 防疫

#### 【福祉けんこう課、西多摩保健所】

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生・まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。本節では、防疫活動、防疫用資器材の備蓄・調達について必要な事項を定める。

#### 1 防疫活動

災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等の実施のため、村は防疫班及び消毒班を、また、西多摩保健所は環境衛生指導班をそれぞれ編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

##### (1) 村の役割

- ① 村長（本部長）は、災害の種類・程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋の消毒、ねずみ族、昆虫等駆除を行うものとし、都本部設置後も村において実施する。
- ② 村長（本部長）は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、患者の医療の確保、患者がいる場所又はいた場所の消毒等を迅速かつ的確に行う。

##### ア 防疫班の業務

- (ア) 健康調査及び健康相談
- (イ) 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- (ウ) 感染症予防のため広報及び健康指導
- (エ) 避難所におけるトイレ、ごみ保管場所の適正管理

##### イ 消毒班の業務

- (ア) 患者発生時の消毒(指導)
- (イ) 避難所の消毒の実施及び指導

ウ 村長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。

エ 村長（本部長）は、防疫活動の実施にあたって、村の対応能力では十分でないとき、都福祉保健局長又は西多摩医師会長に協力を要請する。

オ 村長（本部長）は、都の実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

##### (2) 都の役割

ア 西多摩保健所長は、村長（本部長）の防疫に関する協力要請があったとき、その他必要と認めるときは、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町との調整を図る。

イ 西多摩保健所長は状況に応じて、環境衛生指導班を編成して出動させる。

### (3) 防疫業務の実施基準

#### ア 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災村民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握し、感染拡大防止等を行う。

#### イ 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

#### ウ 避難所の防疫措置

(ア) 村長（本部長）は、避難所開設後直ちにトイレその他要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

(イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

(ウ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康相談を行う。

#### エ 消毒とその確認

(ア) 村長（本部長）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

(イ) 西多摩保健所長は、環境衛生指導班を避難所等に巡回させ、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、村民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が村民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

#### オ 感染症予防のための広報及び保健指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康相談を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

(ア) 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

(イ) 水洗トイレ使用マニュアル(消毒法等)の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

(ウ) 室内清掃、布団干し、ねずみ族、昆虫等の駆除について

(エ) 断水時の手洗い、うがいの方法について

(オ) 貯水槽やプール水の安全な活用について

## 2 防疫用資器材の備蓄・調達

- (1) 村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。
- (2) 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

## 第4節 山間部における医療救護活動

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、西多摩医師会】

### 1 医療スタッフの派遣等

- (1) 村は山間部に位置し、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立する可能性がある。
- (2) 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。こうした場合には、村は、医療スタッフの派遣、医療費器材の搬送を都に要請する。
- (3) 都は、要請に応じ都立病院、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMATの出場調整を行う。

### 2 ヘリコプターの活用による搬送

- (1) 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、村は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- (2) 都は、村から負傷者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) なお、都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。

## 第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、飲料水・食料・生活必需品等を適切に供給するなど、迅速な災害救援活動を実施する必要がある。

そのため、村は、地域住民、学校、行政との協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。

飲料水・食料・生活必需品等の供給に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
飲料水の供給	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整		
食料の供給	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
生活必需品等の供給	生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整		
村民課	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
村民課	生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		
教育課	生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		

## 第1節 飲料水の供給

【産業環境課】

災害発生時に見込まれる飲料水の枯渇又は汚染に対応するため、必要最小限度の飲料水の給水能力、供給方法等について定める。

### 1 災害時の応急給水

村は、災害発生の際飲料水が枯渇したり、又は汚染し現に飲料水として適さないものに対し、最小限度の必要な量(1人1日の必要量3リットル)の飲料水の供給を図るものとする。

### 2 応急給水資器材の整備

都では、応急給水に対応するため、応急給水槽、応急給水用資器材収納倉庫、応急給水用資材及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

### 3 応急給水活動

(1) 村長(本部長)は、給水実施に先立ち各避難所等からの要請に基づき、所要量を勘案して給水順序方法等を定める。

(2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水拠点に向いて給水を受けることを原則とする。

(3) 給水は、原則として避難所を中心に行うが、災害の状況により緊急を要する場合は、医療機関その他一般住民に対しても実施する。

(4) 給水に必要な水は、水道全体が断水の場合は、各水道の水源よりポンプ等によりくみあげて輸送する。さらに、都災害対策本部を通して、都水道局及び隣接市町に応援給水を要請するものとする。

(5) 村の給水器材のみでは村民の飲料水が確保できないときは、村長(本部長)は、知事(本部長)等に対し、給水又は器材の斡旋等を要請する。

(6) 応急修理用資器材及び協力機関

村は応急修理用資器材の備蓄に努めるとともに、村内の水道工事店等の協力を得て復旧するものとする。

檜原村指定給水装置工事事業者一覧（令和2年4月1日現在）

	事業所名	所在地	電話番号
村内 工事店	高木設備	檜原村 2979	042-598-0496
	(株)武田組	檜原村 1393	042-598-6011
	平野設備工業	檜原村 9108-2	042-598-0588
村外 工事店	(株)カゴシマ	日の出町平井 906-4	042-597-7565
	(有)渡辺工業所	八王子市千人町 3-9-7	042-665-1867
	(有)望月設備工業	あきる野市山田 968-1	042-533-0171
	(有)野口水道	あきる野市瀬戸岡 299-6	042-550-4266
	積和建设西東京(株)	町田市下小山田 2720-4	042-798-6351
	(有)乙訓工業所	あきる野市乙津 792	042-596-2516
	橋本設備工業(株)	あきる野市館谷 193-2	042-596-3842
	(有)カネショウ	あきる野市戸倉 733-4	042-596-1002
	(株)ホシノ	あきる野市二宮 2406-11	042-550-1132
	(有)河野電機設備	あきる野市横沢 71	042-596-0284
	村野商会	あきる野市野辺 456	042-558-1507
	(株)吉田工務店	福生市福生 1132	042-551-4125
	(有)秋川総合住設	あきる野市瀬戸岡 275-9	042-558-5490
	五日市ファーマーズセンター	あきる野市高尾 3-1	042-596-1280
	(株)協同設備工業	立川市錦町 3-6-16	042-540-2950
	(株)平塚設備工業	あきる野市山田 916-1	042-595-3230
	(株)サカエ	あきる野市野辺 257	042-558-0136
	(株)森田工業所	福生市熊川 741	042-553-0403
	(有)村山衛生設備	武蔵村山市岸 3-3-4	042-560-1840
	(有)藤城事務所	小平市小川町 1-801-128	042-348-8481
	(有)加藤設備	あきる野市野辺 255-17	042-558-6805
	(株)岡村設備工業	武蔵村山市中原 1-16-17	042-560-7356
	(有)竹山設備	日の出町平井 1762-4	042-597-6677
	(株)日本水道センター	千葉県船橋市浜町 2-3-37	047-421-1281
	八洲環境保全(有)	青梅市今井 1-122	0428-31-4191
	東京浴槽事業協同組合	渋谷区渋谷 2-10-16	03-3400-8477
	東京燃料林産(株)	昭島市武蔵野 2-6-25	042-543-3144
	テラルテクノサービス(株)	文京区後楽 2-3-27	03-3818-7762
	セントラルファシリティーズ(株)	杉並区松ノ木 3-26-11	03-5913-8935
	(株)ミタックス	国分寺市東戸倉 1-15-16	042-300-0881
	石崎工業(株)	青梅市新町 2-35-4	0428-31-1977
	水木設備	羽村市神明台 1-7-13	042-555-4755
	(株)開成	立川市錦町 6-24-14 日野橋立川ビル 2階	042-555-3251
	(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
三菱電機システムサービス(株)	世田谷区太子堂 4-1-1	042-648-1680	
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181	
(株)大智設備	神戸市長田区長田町 3-2-12	078-797-5443	



## 第2節 食料の供給

【村民課】

### 1 緊急食料配給

災害の発生によって、食料の配給及び販売機構は一時的に麻痺状態をきたすので、日常の食料を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料の配給ができるよう平常時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保と人心の安定に万全を期するよう計画するものとする。

### 2 食品調達

#### (1) 米穀類の応急対策

被災者に対する食料の供給は、村が開設する避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、村又は都の備蓄又は調達する食料等を支給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

備蓄にあたっては、避難所等に備蓄倉庫の設置を検討するなどして、分散備蓄を進める。

また、企業等にも食料等の備蓄について協力を依頼するものとする。災害の発生又はそのおそれのある場合における応急措置及び配給の取扱いについては、以下の要領の定めるところによる。

#### ア 村長（本部長）の講ずる応急措置

(ア) 被災者に対する応急配給措置を講ずること。

(イ) 村内小売販売業者の手持米数量を把握して、災害の応急配給に備えること。

(ウ) 災害発生時における配給については、都福祉保健局長と密接な連絡を保つこと。

(エ) 村内小売業者に対する応急措置又は災害対策について、必要な指示を行うこと。

(オ) 災害時において、被災者及び救護等作業従事者に対し、調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

なお、米穀を玄米で調達する場合は、とう精歩留りが約90%であるので、玄米の調達量は、1食あたり200gとなる

被災者及び救護等作業従事者用米穀 1食あたり 精米 180g
--------------------------------

#### イ 米穀以外の食品の購入予定先

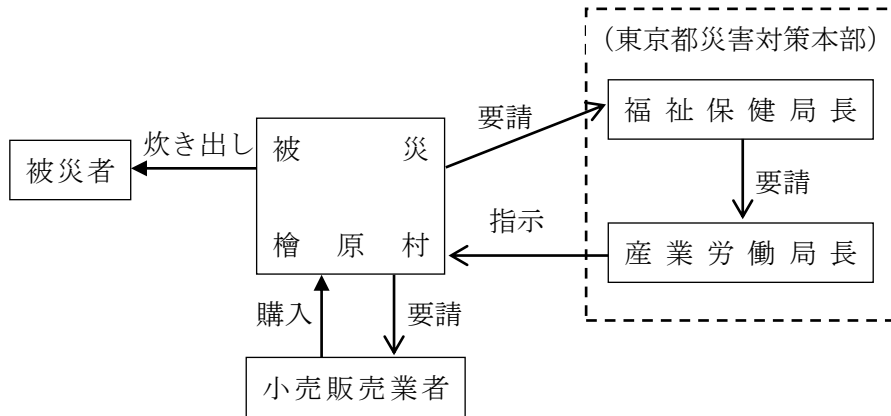
村は、米穀以外の食品の調達(予定)先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

ウ 小売商に対する防災措置

村長（本部長）は、卸売販売業者及び小売販売業者に対し、災害発生のおそれのあるときは、災害予防措置を講ずるよう要請することができる。

(2) 災害発生時の米穀、乾パン及び食塩の配給経路

ア 村長（本部長）が、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から購入する場合

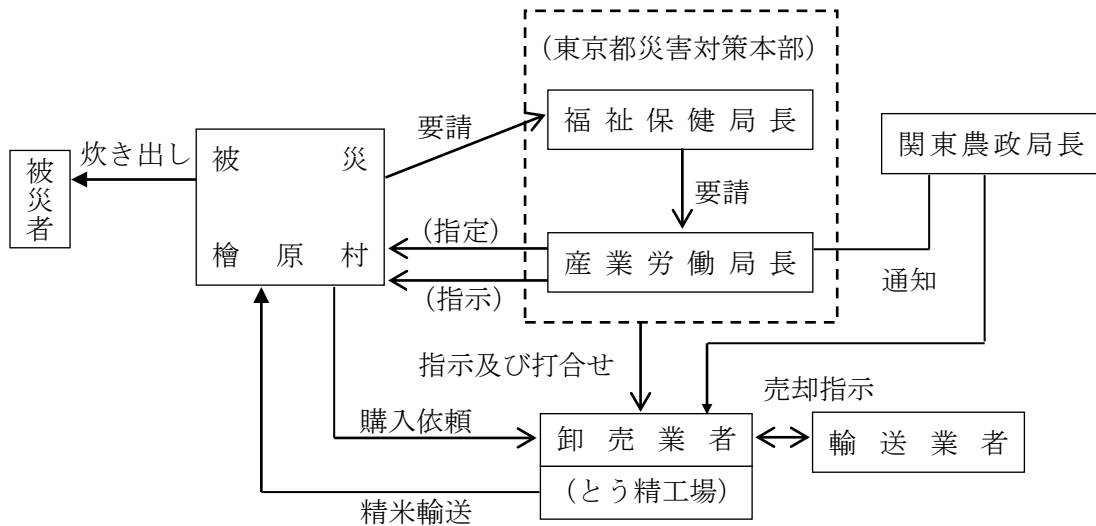


(ア) 村長（本部長）は、被災者に対する給食に必要な米穀について知事（都本部長）に要請する。

(イ) 知事（都本部長）は、村長（本部長）から要請があったときは、必要な米穀について小売販売業者から購入するよう指示する。

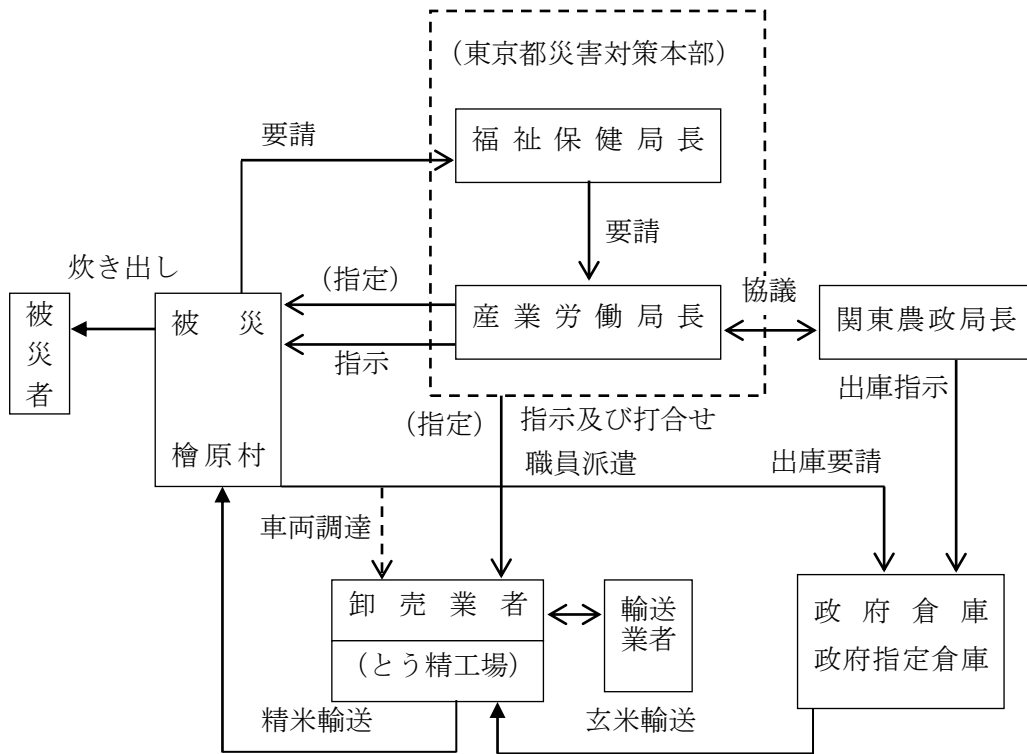
(ウ) 村長（本部長）は、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から必要な米穀を購入する。

イ 知事(都本部長)又は知事の指定を受けた村長(本部長)が、関東農政局長の指示により卸売業者から購入する場合



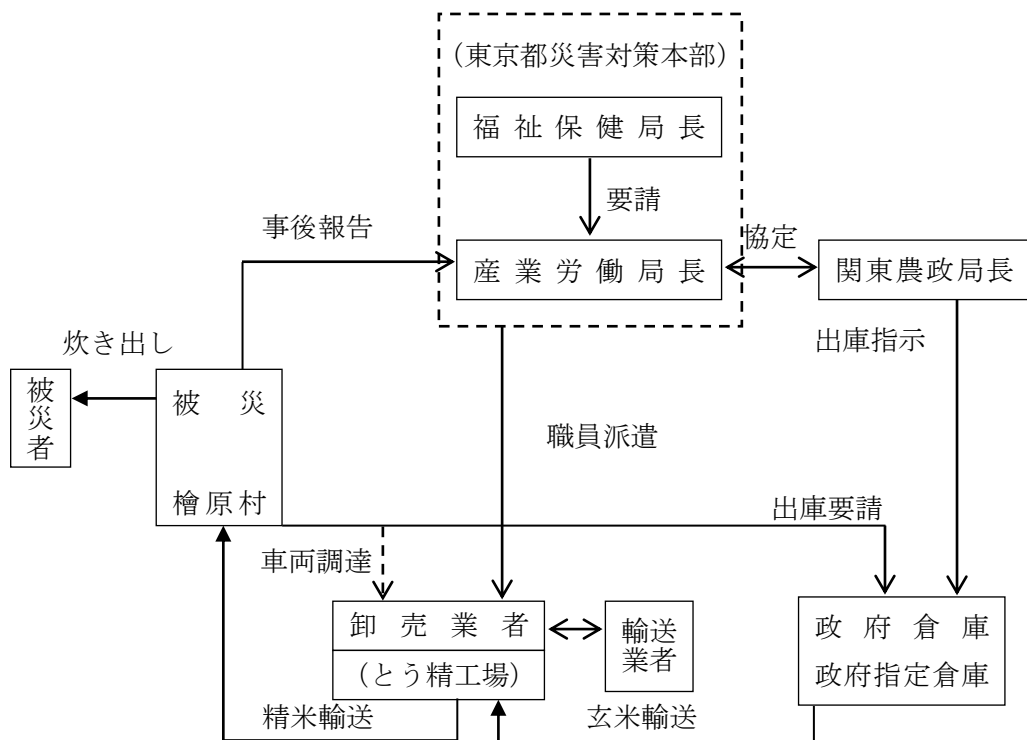
- (ア) 知事(都本部長)は、購入した米穀を村長(本部長)に支給する。
- (イ) 村長(本部長)は、知事(都本部長)の指示により卸売業者から米穀を購入する。
- (ウ) 村長(本部長)が米穀を購入する場合には、知事(都本部長)は村長(本部長)に対して、売却を受ける卸売業者等、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。

ウ 知事(都本部長)又は村長(本部長)が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達する場合

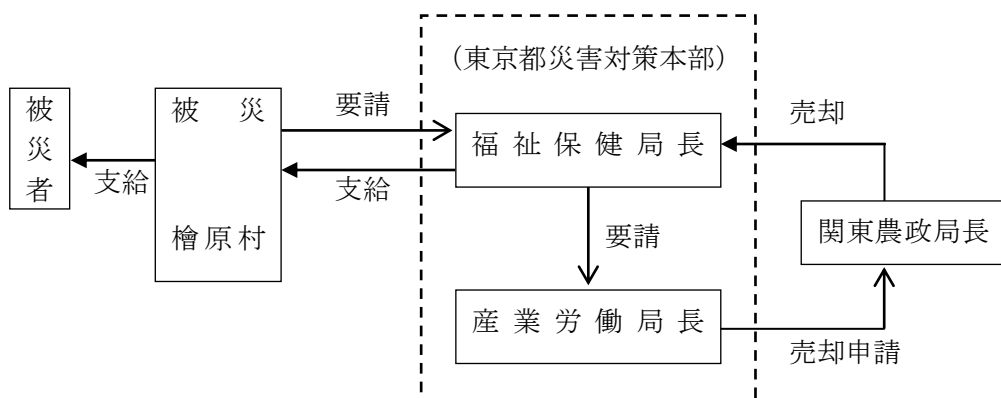


- (ア) 前記②の方法で必要量の米穀が調達できないときには、知事(都本部長)は関東農政局と協議し、知事又は村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達できるよう措置する。
- (イ) 知事(都本部長)は、調達した米穀を村長(本部長)に支給する。
- (ウ) 知事(都本部長)は、村長(本部長)が調達する場合には、その政府倉庫又は政府指定倉庫名、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。
- (エ) 知事(都本部長)及び村長(本部長)は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定(昭和61年8月28日付61生文価米第214号)に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。

エ 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定(昭和61年7月28日付61生文価米第172号)に基づく場合



- (ア) 交通、通信等の途絶により連絡が不能となったとき、村長(本部長)は、協定に基づき政府倉庫又は政府指定倉庫から米穀の引渡しを受ける。
- (イ) 村長(本部長)は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。
- (ウ) この方法を実施したときは、村長(本部長)は、交通、通信等の回復後速やかに知事に報告しなければならない。



福祉保健局長から要請があった場合、生活文化スポーツ局長は関東農政局長に申請し、政府所有の乾パンを購入する。

### (3) 乳幼児の給与

村は、被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調製粉乳を、災害発生後の最初の3日分を確保するよう努める。都は、広域の見地から村を補完するため以後の4日分を備蓄する。

### (4) 副食品の備蓄と調達

村は、米飯給食に必要な梅干し、佃煮等の副食品や、みそ等の調味料の備蓄計画及び業界等からの調達計画を定めておくものとする。

## 3 給与基準

### (1) 村長(本部長)の講ずる措置

#### ア 災害救助法適用前

村長(本部長)は、村がその責任において実施する被災者に対する食品等の給与の基準を、災害救助法施行細則において定める限度以内において別に定める。

#### イ 災害救助法適用後

村長(本部長)は知事(都本部長)の補助機関として知事(都本部長)の指示する給与基準により実施するものとする。

(2) 配布基準被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間の延長申請と同様に、別途、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を得て定めるものとする。

## 4 食品の輸送

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。

(1) 村長(本部長)は、都福祉保健局が村役場内又は村長(本部長)の地域内輸送拠点まで輸送した調達食品を受領し、給食地に輸送して被災者に配給する。

(2) 村長(本部長)の要請により都福祉保健局が放出する「都福祉保健局備蓄調整粉乳」は、都所有(調達)車両等により避難所に輸送・配分される。

## 5 災害時における食品集積地

調達した食品の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況等により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

食品及び生活必需品等の集積地(令和2年4月1日現在)

集積地名	所在地	電話	建物		広場	
			構造	面積㎡	種類	面積㎡
檜原小学校	檜原村 600	042(598)0019	鉄筋コンクリート	4,634	グラウンド	3,361

集積地名	所在地	電話	建物		広場	
			構造	面積㎡	種類	面積㎡
檜原中学校	檜原村 575	042(598)0007	鉄筋コンクリート	4,245	グラウンド	5,527
檜原郷土資料館	檜原村 3221	042(598)0880	鉄筋コンクリート	658	グラウンド	889
南郷コミュニティセンター	檜原村 1085		鉄骨	835	グラウンド	3,350
人里コミュニティセンター	檜原村 1685		鉄骨	458	グラウンド	1,951
温泉センター数馬の湯	檜原村 2430	042(598)6789	鉄筋コンクリート	808		—
小沢コミュニティセンター	檜原村 3791		鉄骨	470	グラウンド	1,395
樋里コミュニティセンター	檜原村 4331		鉄骨	400	グラウンド	1,807
藤倉ドーム	檜原村 4797-1		膜構造	641		—
9箇所				13,149		18,280

## 6 炊き出しの実施及び食品の配分

村長（本部長）は、被災者に食品等の給与を実施する場合の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるものとする。

### (1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの実施については、原則として学校給食施設を使用する。

イ 実施にあたっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

### (2) 食品の配分

ア 被災者に対する給食は、原則として乾パン→アルファ化米→米飯の順で供給する。

イ 被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留被災者に対しても及ぶよう努力する。

ウ 避難所担当職員は、送付を受けた食品について、村本部の指示に従い配分計画をたて、実配分にあたっては、要配慮者を優先とし、収容被災者の協力を得て配分するものとする。

### (3) 炊き出し等の記録及び報告

村本部民生部長は、炊き出し及び食品配分の状況を随時村本部長に報告するとともに、活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後速やかに村本部長に報告するものとする。

## 第3節 生活必需品等の供給

### 【村民課、教育課】

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これ

らの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の給（貸）与を行う。

## 1 生活必需品調達計画

### (1) 調達方法

生活必需品の給（貸）与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行うが、災害救助法の適用に至らない災害及び都の指示があるまでは、村が応急救助に必要な生活必需品等の確保を図るものとする。

#### ア 調達方法

##### (ア) 災害救助法適用前

##### a 生活必需品等の指定品目

調達品目は、「2 給与する品目等の決定」に掲げるものとし、その数量はその都度定める。

##### b 必要数量の把握

村長（本部長）は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達する。

##### c 調達方法

(a) 村長（本部長）は、速やかに村内又は近隣市町村の業者から調達する。この場合、努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入するようにする。

(b) 村の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都福祉保健局に備蓄物資の融通等を要請する。

(c) 村長（本部長）は、生活必需品等の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

### (2) 災害救助法適用後

災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、村長（本部長）は、直ちに知事（都本部長）の指示を受けるとともに、必要ある場合は、物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により現地調達が必要と見られる物資については、知事の指示により村長（本部長）が現地調達するものとする。

## 2 給与する品目等の決定

(1) 被災者に給与する品目・数量等は、被害の実情に応じて「6 生活必需品等給（貸）与基準」に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる範囲内において、現物をもって行うこととされている。

ア 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)

イ 外衣(洋服、作業衣、子ども服等)

ウ 肌着(下着類)



- エ 身の回り品(タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル等)
- オ 炊事用具(鍋、炊飯器、ガス器具等)
- カ 食器(茶碗、皿等)
- キ 日用品(石鹸、ちり紙等)
- ク 光熱材料(マッチ、ロウソク、LPガス等)

(2) 災害救助法適用後は、知事(都本部長)の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けられないときは、前項により決定し、被災者に配分後、直ちに知事(都本部長)に報告するものとする。

### 3 給与の範囲

生活必需品等の給(貸)与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められるものについては、応急的援助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

### 4 配分

- (1) 村長(本部長)は、給(貸)与対象者を把握し、物資の給(貸)与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (2) 給(貸)与担当者は、前項の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (3) 被災者に救援物資を給(貸)与したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。

### 5 被服・寝具等の調達

必要な援助物資を迅速に入手し、配分するための調達先は、村内の商工業者とするが、状況により近隣市町村の商工業者からの購入も考慮する。

### 6 生活必需品等給(貸)与基準

- (1) 災害救助法適用前  
災害救助法施行細則に定める内容に準じて実施する。
- (2) 災害救助法適用後  
村長(本部長)は、都知事(都本部長)の補助機関として、都知事(都本部長)の指示する給与基準により実施するものとする。
- (3) 被災地帯に対する生活必需品等の給(貸)与基準  
原則として、災害救助法施行細則に基づいて実施する。

## 第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、村は、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮したうえで、同時大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

また、都への被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災がれき発生量の報告を速やかに行うものとする。

ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおりである。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
ごみ処理・清掃		ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃を実施。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
トイレの確保及びし尿処理		し尿等処理需要検討	トイレの確保、し尿処理を避難所等で開始。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
がれき処理		がれき処理、障害物除去需要検討	処分場確保、がれき処理実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
障害物除去活動実施		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課		ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃を実施。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
産業環境課		し尿等処理需要検討	トイレの確保、し尿処理を避難所等で開始。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
産業環境課		がれき処理、障害物除去需要検討	処分場確保、がれき処理実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
西多摩建設事務所、各事業所		がれき処理、障害物除去需要検討	処分場確保、がれき処理・障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		

## 第1節 ごみ処理

【産業環境課】

### 1 実施機関

村は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。また、村で今後策定を検討する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応し、これにより被災地における清掃業務を実施する。ただし、村のみで実施することが困難な場合は、都及び近隣市町村の応援を要請して行う。

### 2 ごみの処理方法

- (1) 被災地の環境衛生の短期回復を図るため、災害発生から平常作業を中止して全能力をもって処理にあたるものとする。
- (2) 村長（本部長）は、委託清掃作業従業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び人夫の雇い上げを行い処理にあたるものとする。
- (3) 収集したごみは、できるかぎり現在の施設（西秋川衛生組合）において処理するが、不燃又は焼却できないごみ等は、あらかじめ定められた不燃物置き場に集積する。

## 第2節 トイレの確保及びし尿処理

【産業環境課】

### 1 実施機関

村は、被災地におけるトイレの確保及びし尿処理業務を実施する。ただし、村のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町の応援を要請して行う。

### 2 し尿の処理方法等

- (1) し尿については、被害想定1人1日1ℓの排出があるものとしてこの処理にあたる。
- (2) 震災時における被災地のし尿処理は、委託清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び人夫の雇い上げ又は都の応援を得て、処理にあたるものとする。
- (3) 村長（本部長）は、短期間処理を目的に計画を策定し、迅速に収集処理する。
- (4) し尿処理にあたっては、浸水等の被害にあった地域を優先的に実施することとし、順次平時に復帰するものとする。
- (5) 村は、都下水道局との覚書に基づき八王子水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

### 汲取り及び浄化槽清掃業者（令和2年4月1日現在）

業者名	所在	電話番号
(有)五日市清掃	あきる野市戸倉 2080	042-596-0517

### 3 避難所や地域における対応

#### (1) 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

#### (2) 避難所

避難所は、配水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者にも配慮する。なお、村は、くみ置き水を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

また、停電等により下水が使用できないことも考慮した対策として使い捨てのできる応急トイレキットの配備も考慮する。

#### (3) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、家庭、事業所に対し、平素から水のくみ置き等により、断水に備えた生活用水の確保に努めるよう周知する。

## 第3節 がれき処理

【産業環境課、西多摩建設事務所】

### 1 処理方針

(1) 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)を分別し、再利用、適正処理を図る。

(2) 村は、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。

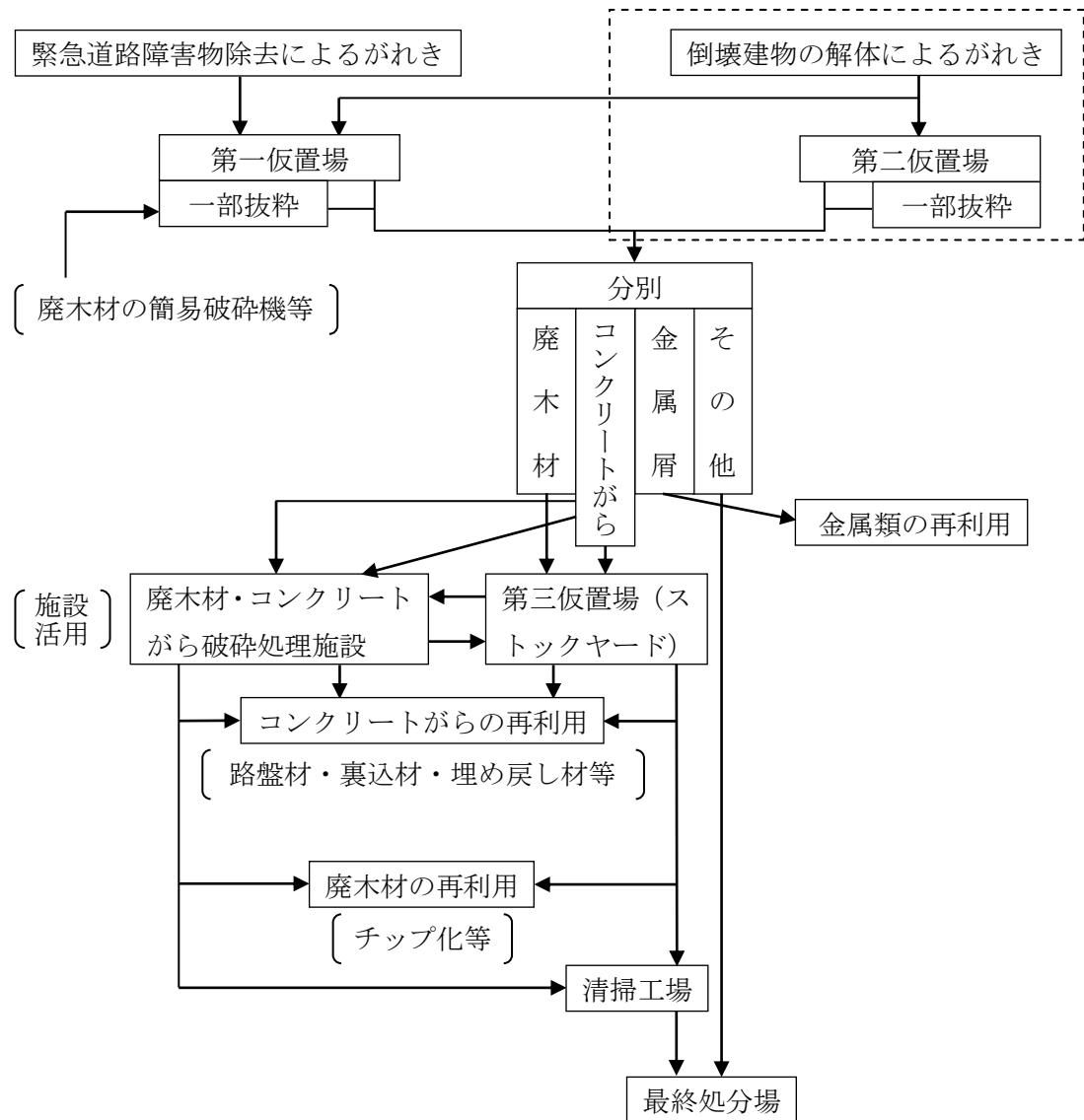
※ 下記「がれき処理の基本的流れ」参照

### 2 処理計画

(1) 所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

- (2) 所管の区域におけるがれき処理推進体制を整備する。
- (3) 発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を策定する。
- (4) 所管の区域におけるがれきの処理を行う。

### がれき処理の基本的流れ



## 第4節 土石・竹木等の除去

【産業環境課、西多摩建設事務所】

災害によって住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障がないよう努める。本節においては、災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を定める。

### 1 土石・竹木等の除去

#### (1) 村

障害物の除去は、災害救助法適用前は、災害救助法施行細則に準じて行う。法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局(西多摩建設事務所)に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

#### (2) 都建設局(西多摩建設事務所)

法適用後は、都建設局(西多摩建設事務所)が村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。第一次的には、村保有の器具・機械を使用する等、村と協力して実施し、労力・機械力不足の場合は、都総務局(本部長室)に要請し、隣接市町からの派遣を求める。また、不足する場合は、西多摩建設業協同組合に対し、資器材、労力等の提供を求める。

### 2 土石・竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等)。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある者。
- (3) 当面の日常生活が営みえない状態にある者(本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない)。
- (4) 半壊又は床上浸水した住家に住む者(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない)。
- (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けた者。

## 第 13 章 遺体の取扱い

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の取扱いを行い、かつ、遺体の火葬を実施する。

遺体の捜索、取扱い及び火葬は、以下のとおり本部長が行う。遺体の検案については、知事が行うものとし、本部長は、都知事の補助機関として実施する。

また、村のみで取扱いが不可能な場合は、近隣市町村、都、国その他関係機関の応援を得て実施する。

遺体の取扱いに関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続		
遺体収容、検視・検案	遺体収容・処理需要・体制把握	遺体収容所の開設、遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案		
遺体の火葬		火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報		

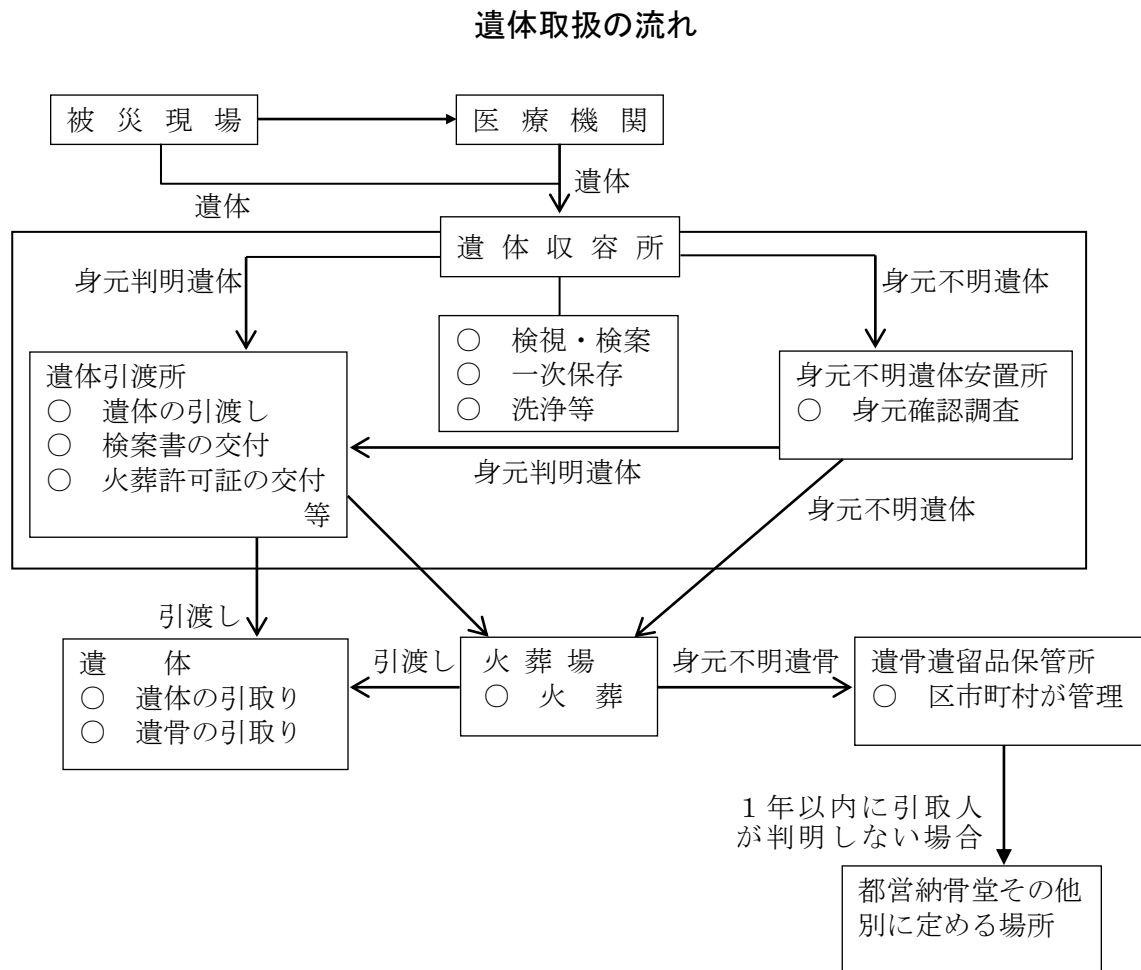
### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
消防団、秋川消防署、陸上自衛隊	行方不明者等の捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続		
五日市警察署、西多摩医師会	行方不明者等の捜索場所、体制検討	遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案		
村民課	遺体収容・処理需要・体制把握	遺体収容所の開設、火葬体制確立	火葬実施		
企画財政課			死亡者について広報		

## 第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

【村民課、消防団、秋川消防署、陸上自衛隊、都福祉保健局、五日市警察署、西多摩医師会】

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより村及び都が協力して行う。



### 1 遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

#### (1) 機関別活動内容

##### ア 村

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い、遺体の搜索を実施する。

##### イ 五日市警察署

村が実施する遺体の搜索に協力する。また、各警察署において、行方不明の届



出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。  
なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

## (2) 搜索の期間等

### ア 搜索の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

### イ 期間の延長(特別基準)

災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして都知事に要請する。

#### (ア) 延長の期間

#### (イ) 期間の延長を要する地域

#### (ウ) 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

#### (エ) その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)

## (3) 必要帳票等の整備

村は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

### ア 救助実施記録日計票

### イ 搜索用機械器具燃料受払簿

### ウ 遺体の搜索状況記録簿

### エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

## 2 遺体の搬送(遺体収容所まで)

村は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

## 3 遺体の収容先

### (1) 遺体の収容

村は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、村の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

### (2) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、遺体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証又は特例許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする(当面、福祉センターを予定している。)

### (3) 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(4) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。このため村は、都福祉保健局と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(5) 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(6) 期間の延長(特別基準)

11 日以降も遺体の処置を必要とする場合は、期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

エ その他(延長することによって取扱いを要する遺体数等)

(7) 必要帳票等の整備

村は、下記の帳票等を作成、整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 遺体処理台帳

#### 4 検視・検案等

遺体は、人身の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

(1) 検視・検案に関する機関別活動内容

ア 村

村長(本部長)は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。遺体収容所の開設・運営等に関して、村の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 都(福祉保健局)

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。都福祉保健局長は、村長(本部長)の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

ウ 五日市警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び遺体取扱規則並びに大震災発生時における多数遺体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及び

これに必要な措置を講ずる。

エ 西多摩医師会

医師会の医療救護班等は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

オ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

カ 青梅市立総合病院等

青梅市立総合病院の医療救護班等は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 遺体の身元確認

ア 村

村は、遺体の身元を確認し、遺体処理表及び遺留品処理票を作成のうえ格納し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 五日市警察署

警察署は、行方不明者の捜索の相談にあたりるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

## 第2節 火葬等

【村民課、企画財政課、五日市警察署】

### 1 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること、災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。

イ 災害のため、通常の花葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

村は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬に臥した後、遺骨等を遺族に引き渡す。遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。家族その他から遺骨及び遺留品引き取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引き渡す。

(3) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 期間の延長(特別基準)

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内(10日以内)に次の事項を明らかにして都知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

エ その他(延長を要する地域毎の火葬を要する遺体数等)

(5) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 村

村は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者取扱として、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

イ 五日市警察署

警察署は、村と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(6) 必要帳票等の整備

村は、下記の書類・帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

## 2 死亡者に関する広報

村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めるものとする。

## 第 14 章 応急住宅対策

災害により住宅を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理ができない者が多数予想されることから、応急住宅対策が必要となる。

村は、これらの被災者に対し、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。また、被災した建築物及び被災宅地の二次災害防止のため、応急危険度判定を行う。

応急住宅対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
被災建物・宅地 応急危険度判定	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
家屋・住家被害 状況調査	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
応急仮設住宅の 供与		住家被害状況把握	応急仮設住宅の 供与需要把握	応急仮設住宅の供与用地選 定、確保、建設、調整	
住宅応急修理、 一次住宅供給		住宅応急修理、供 給の需要把握	住宅応急修理、住宅供給、公的住宅・民間賃貸 等の供給		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
産業環境課	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
産業環境課		住家被害状況把握	応急仮設住宅の 供与需要把握	応急仮設住宅の供与用地選 定、確保、建設、調整	
産業環境課		住宅応急修理、供 給の需要把握	住宅応急修理、公的住宅・民間賃貸等の供給		
総務課			応急住宅対策に係る庁内調整、都へ報告		

## 第1節 被災住宅の応急危険度判定

【産業環境課】

### 1 判定制度の目的

- (1) 建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じることが求められる。
- (2) 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- (3) 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

### 2 判定の実施

- (1) 地震発生後7日以内に終了することを目標とする。
- (2) 村長(本部長)は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 都知事(都本部長)は、村長(本部長)が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

### 3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

## 第2節 被災宅地の応急危険度判定

【産業環境課】

### 1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し村民の安全の確保を図る。

### 2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

### 3 判定の実施

- (1) 村長（村本部長）は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 都知事（都本部長）は、村長（村本部長）から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

### 4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 家屋・住家被害状況調査等

【産業環境課、総務課】

### 1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、り災証明の発行手続き事務のほか、家屋の被害調査に関する応援要請に対して人員調整を広域的に実施し、家屋・住家の被害状況を把握する。

### 2 調査の実施

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- (2) 村は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- (3) 秋川消防署は、火災による被害状況調査を行う。

## 第4節 応急仮設住宅の供与

【産業環境課】

### 1 設置主体

- (1) 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、村はこれに協力する。災害救助法適用後村長（村本部長）は、必要があると認めた場合、直ちに知事（都本部長）に要請する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により村長（村本部長）が特に

必要と認めた場合は、村本部が設置する。

## 2 設置戸数(災害救助法適用時)

- (1) 供与戸数は知事(都本部長)が決定する。
- (2) 被害の程度、深刻さ、村民の経済能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要が認められるときは、村長(本部長)は知事(都本部長)に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

## 3 建設用地の確保

建設用地は、災害の状況に応じて災害地に近い村又は都所有の空地又は既設のグラウンド等適当な場所を選定するが、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 避難場所等としての利用の有無

また、村は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておき、年1回都に報告する。

## 4 建設の方法、規模及び構造

### (1) 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

### (2) 規模及び費用

1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

## 5 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

## 6 建設工事

建設は、都が(社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建築協会が斡旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。工事の監督は、都が行い、村はこれに協力する。

## 7 入居者の選定

### (1) 入居資格

入居資格は次の各号のすべてに該当する者のほか、知事(都本部長)が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者



- イ 居住する住家がない者
- ウ 自ら住家を確保できない者

## (2) 入居者の募集

入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、村に住宅を割り当てる。村本部は、被災者に対し募集を行う。入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行う。

## 8 入居者台帳

担当部長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理運営が円滑に進むよう関係部を調整するものとする。

## 9 住宅の給与後における措置

知事(都本部長)は建設工事が完了してから2ヵ年経過した場合又は応急救助の目的を達した場合は、これを処置するものとする。

## 第5節 被災住宅の応急修理

**【産業環境課、東京建設業協会】**

### 1 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事(都本部長)が必要と認める者とする。

### 2 対象者の調査及び選定

村において被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、村長(本部長)が発行する証明書に基づき都が定める選定基準により、都から委任された村が募集・選定事務を行う。

### 3 対象戸数(災害救助法適用時)

- (1) 修理対象戸数は都知事が決定する。
- (2) 被害の程度、深刻さ、村民の経済的能力、住宅事情等により、修理戸数を引き上げる必要が認められるときは、村長(本部長)は知事(都本部長)に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

### 4 応急修理の方法

#### (1) 修理

都が(一社)東京建設業協会の斡旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。都が村に事務を委任した場合は、村が事務を行う。

#### (2) 経費

1 世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

5 帳票の整備

担当部長は、応急修理記録簿を整備する。

第6節 公的住宅、民間賃貸等の供給

【産業環境課】

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に公的住宅、民間賃貸住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 公的住宅の供給

災害救助法の適用がある場合の公的住宅の確保について、村の役割として村営・公営住宅の空き家を提供する。都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(3) 入居資格

ア 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事(都本部長)が必要と認める者とする。

(ア)住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ)居住する住家がない者

(ウ)自らの資力では住家を確保できない者

イ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定

ア 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ 割り当てに際しては、原則として当該村の行政区域内の住宅を割り当ててるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

ウ 住宅の割り当てを受けた村は、当該村の被災者に対し募集を行う。

エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき村が入居者の選定を行う。

(5) 帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、村は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

## 第 15 章 教育・労務対策

震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、村は、応急教育について必要な対策を講ずる。

なお、各学校の防災対策については、「檜原村学校危機管理マニュアル（地震災害編）」（以下「学校危機管理マニュアル」という。）を基に、今後、定めていくものとする。

また、震災時における救助活動等に対する労力不足等への対応のため、労働力の確保を行う。

教育・労務対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
学校教育の応急対策	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧		
児童生徒等の避難対策	教職員非常配備、児童生徒等避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		
学用品の供与		学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始	
応急保育対策	保育士非常配備、園児の避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
労働力の確保		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

### 《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
教育課	教職員非常配備、児童生徒等の避難、施設の被害調査	避難誘導、引渡し、施設が避難所となる場合の調整	被災児童生徒等の安否、状況把握、応急教育の実施、授業再開の準備、施設の被害調査及び応急修理、復旧		
教育課		学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始	
福祉けんこう課	保育士非常配備、園児の避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
企画財政課		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

## 第1節 応急教育

【教育課、福祉けんこう課】

### 1 学校教育の応急対策

学校施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合には、応急教育を実施して教育の万全を期するものとする。

#### (1) 実施機関

ア 村立の学校における災害応急教育は、村本部(民生部)が実施する。

イ 災害救助法が適用されたときは、村長(本部長)の補助を得て知事(都本部長)が行うが、知事(都本部長)から委任された場合は、知事(都本部長)の補助機関として、村長(本部長)が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

#### (2) 応急教育体制

この計画は、村立小中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童生徒等の生命の保全並びに教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図るものとする。

##### ア 災害時の体制

(ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

(イ) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、村本部(民生部)と連絡し、災害対策に協力、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確保する。

(ウ) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、村民の協力を得るよう努める。

(エ) 学校長は、状況に応じ、村本部(民生部)と連絡のうえ、臨時休校、臨時の学級編成を行う等の適切な処置をとる。

(オ) 学校長は、応急教育実施にあたって、村本部(民生部)に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒等及び父兄に周知徹底を図る。

(カ) 村教育委員会においては、村長(本部長)の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

##### イ 災害応急時の体制

学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てるものとする。

(ア) 児童生徒等の被害状況

(イ) 職員の被害状況

(ウ) 校舎等の被害状況

(エ) 教材器具の被害状況

(オ) 通学路及び通学経路の安全確認

(カ) 保健指導

(キ) 生活指導

(ク) 児童生徒等の訪問指導(児童生徒等の健康、安全教育、生活指導、心のケア、教科書及び学用品の状況)

(ケ) 疎開児童生徒等の訪問指導等

以上の結果については、村本部(民生部)に報告すること。

ウ 学校の一部が被災した場合

(ア) 特別教室、屋内運動場を利用する。

(イ) 二部授業を行う。

エ 学校の全部が被災した場合

(ア) コミュニティセンター、公共施設等を利用する。

(イ) 隣接学校の校舎を利用する。

オ 特定の地域全体が被災した場合

応急仮設校舎を建築する。

カ 協力を要請する場合

村内全域に大災害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。また、状況により都に対して協力を要請するものとする。

キ 教育職員の確保

(ア) 欠員者が少ない場合は、学校内で操作する。

(イ) 欠員(欠席)が多数のため、ア、イの方途が講じられない場合は、都教育委員会に協力を要請するものとする。

## 2 児童生徒等の避難対策

災害時における児童生徒等の避難については、避難の実施責任者、避難の順位、避難・誘導責任者及びその要領、措置、避難者の確認方法、児童生徒等の父兄への引渡方法等について定める。

### (1) 避難計画の作成

在校中や休日のクラブ活動等で児童生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な救急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者の連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

ア 避難場所の選定

イ 避難経路の設定

ウ 非常持出の確認及び担当者の決定

エ 児童生徒等の確認及び保護者への引き渡し方法

オ 指令等の伝達及び連絡、報告等の方法

カ 校内体制の確立(指揮者の順位、関係機関等への連絡者の設定等)

キ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担

(2) 避難訓練の実施

災害の発生に備えて児童生徒等の避難訓練を実施するほか村が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力する。

(3) 地域家庭への連絡方法の確立

ア 地域単位あるいは学級単位の連絡網を設定する。

イ 地域担当教員をあらかじめ定めておく。

ウ 家庭学習及びその期間の生活指導のため、地域の保護者間の連絡を密にしておく。

(4) 学校給食施設の措置

一定の地域あるいは、学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

ア 他の給食施設、設備の活用対策について

イ 給食物資及び作業員の確保対策について

### 3 学用品給与対策

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に当たらない災害の場合においては村が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、村はこれに協力するものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家に被害を受けた児童生徒等であること

イ 児童生徒等に限ること

ウ 学用品がなく就学に支障を生じた児童生徒等であること

(2) 給与の時期

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事(都本部長)が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事(都本部長)が一括購入し、被災児童生徒等に対する配分は、村教育委員会の協力を得て、村長(本部長)が実施するものとする。ただし、使用教科書が地域ごと、あるいは学校の設置者により異なるので、学用品の給与を敏速に行うため、知事(都本部長)から職権の委任を受けた村長(本部長)が村教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともできる。

(4) 費用の限度

ア 教科書代

支給する教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品代  
災害救助法施行細則で定める額

(5) 授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

#### 4 応急保育対策

(1) 応急保育計画の樹立

ア 村本部は、保育の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急保育計画を樹立し、保育の方法等を明確にしておく。

イ 保育園長は、村本部と協議して、応急保育体制に備え次の事項を定めておく。

(ア) 保育時の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法

(イ) 関係機関との連絡網

(ウ) 勤務時間外における災害に備えた非常招集の方法

(2) 災害時の体制

ア 緊急避難の措置

保育園長は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

イ 被害状況の報告

保育園長、災害の規模、保育児、職員及び施設の被害状況を把握するとともに、村本部に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

ウ 臨時編成の調整

保育園長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整すること。

(3) 保育園責任者の責務

ア 村本部の責務

(ア) 村本部は、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし復旧体制に努める。

(イ) 保育園長は、保育園に対する情報並びに指令の伝達について万全の措置を期すること。

(ウ) 保育園が避難所等となったため長期間保育園として使用不可能な場合には、早急に保育できるよう対策を講じること。

(エ) 保育園長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その期間を早急に保護者に連絡すること。

イ 保育園責任者の責務

(ア) 保育園長は、村本部からの指示事項の徹底を図る。

(イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。

(ウ) 災害により、登下園できない保育児については、地域毎に実情を把握し必要な措置を講ずる。

## 5 学童保育クラブ(児童館)の災害応急対策

学童保育クラブ(児童館)の応急対策計画については、本節各計画に準じて、策定しておくものとする。

## 第2節 労働力の確保

### 【企画財政課】

村長(本部長)は、災害時において救助活動等に労働力の不足を生じたときは、民間団体の協力及び労務者の雇用を図り、労働力の確保に努めるものとする。

#### (1) 雇上対策

災害時において、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ確実に雇上げるため、その雇上げ対策は次のとおりとする。

##### ア 日雇労働者

公共職業安定所の男子日雇休職者等

##### イ 村内建設業者等作業員

(2) 村本部各部署は、その他の労務を必要とするときは、村本部(総務部)に要請する。

(3) 村本部(総務部)は、各部署より要請があったときは、直ちに次の事項を明示のうえ、関係団体に協力を要請する。

##### ア 応援を必要とする理由

##### イ 作業の内容

##### ウ 従事場所

##### エ 就労予定期間

##### オ 労務の種別

##### カ 主要人員

##### キ その他必要事項

(4) 災害により、村本部(総務部)で確保した労働力でなお不足する場合には、都産業労働局に応援を要請する。



## 第16章 ライフライン施設の応急復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。発災時には、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招き、村民生活そのものに支障をもたらす場合がある。

このため、村は、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

ライフライン施設の応急復旧対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
水道施設の応急復旧対策	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
下水道施設の応急復旧対策	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
電気施設の応急復旧対策	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			
通信施設の応急普及対策	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	動員体制の確立、水道施設・下水道施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施	復旧対策の実施継続		
総務課		他団体等への応援要請の要否検討	他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
東京電力パワーグリッド立川支社	動員体制の確立、電気施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			
檜原郵便局、通信事業者	動員体制の確立、通信施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			

## 第1節 水道施設の応急復旧対策

### 【産業環境課、都水道局立川給水管理事務所】

震災時における飲料水の確保及び被災施設の復旧に対処するため、村は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

#### 1 震災時の活動態勢

##### (1) 動員態勢の確立

###### ア 動員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。勤務時間外に地震が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は役場に参集し、応急対策に従事する。

###### イ 関係業者等への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、請負単価契約会社、指定水道工事店等へ協力要請をする。(村指定水道工事店は、第11章参照)

##### (2) 情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 応急対策

##### (1) 災害復旧用資器材の調達

震災時の配水管及び給水装置等の資材については、工事現場の未使用材料を優先使用することを基本とし、不足分については村内水道管工事店及び都より調達するものとする。復旧活動に必要な器材については、村内水道工事店の協力により対処する。

##### (2) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設毎に行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。なお、次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要送・配水管路

(イ) 給水拠点に至る管路

(ウ) 河川等の横断箇所

(エ) 医療機関等に至る管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

### 3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次重要路線

重要配水管路として指定した第一次重要路線に順ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水措置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて

行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第2節 下水道施設の応急復旧対策

### 【産業環境課、都流域下水道本部】

震災時における施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

#### 1 活動態勢

本部の非常配備態勢に基づいた職員配置を行い、下水道施設の被害に迅速に応急措置活動を行う。また、他都市等からの支援が必要となる場合、都流域下水道本部と調整を進める。

##### (1) 活動態勢の確立

ア 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。勤務時間外に地震が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は産業環境課等に参集し、応急対策に従事する。

イ 作業班の編成は、産業環境課が現場での作業及び指導にあたる。

ウ 情報連絡活動正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するため、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めること。

#### 2 応急対策

##### (1) 災害復旧用資器材の整備

迅速に応急対策を実施するため、可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具のほか、応急対策に必要な人員について、指定下水道工事店等へ協力を要請する。

##### (2) 応急措置

下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、復旧対策の方針をたてる。

#### 3 復旧対策

##### (1) 管きよ施設

管きよ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れ等の被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想される。管きよ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

##### (2) 下水道施設の応急復旧

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧の順序については、ポンプ施設、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝管管きよ、ます、

取付管の復旧を行う。

(3) 他機関との協議連絡

上下水道施設は道路下への埋設であるため、道路の被害と密接な関係がある。よって二次災害防止のため、道路管理者、警察との協議、情報交換を密に行い、被害の早期発見、迅速な応急対策に努める。

### 第3節 電気施設の応急復旧対策

#### 【東京電力パワーグリッド立川支社】

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

#### 1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は非常災害対策本・支部を設置する。立川支社では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川支社長による非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

区分	情 勢
第1非常態勢	・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合

(2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策支部に参集する。供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

## 2 応急対策

### (1) 資器材の調達・輸送

#### ア 資器材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達や、支部相互流用等可及的速やかに確保する。

#### イ 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

### (2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合に支部長は、送電停止等適切な予防措置を講ずる。

### (3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び支部本部は、災害対策支部の災害活動のみでは被害が多めで早期復旧が困難であると判断した場合は、他店所本部・支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

### (4) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難所等を優先する等、災害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

### (5) 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)立川支社は、村と打ち合わせのうえ必要と認めたとき、広報車や窓口掲示等により、村へ次の事項を広報する。

ア 電力施設の被害状況と復旧見込み等についての的確な情報

イ 感電事故防止のための周知

ウ その他必要事項

## 3 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

### (1) 配電設備

ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、広域避難場所、その他の重要施設への供給回線

イ その他の回線

## (2) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御保険及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

## 第4節 通信施設の応急復旧対策

### 【檜原郵便局、NTT東日本－東京西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ】

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

#### 1 檜原郵便局

##### (1) 震災時の活動態勢

###### ア 業務運行の確保

会社は、業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる震災が発生した場合には、非常災害対策本部、又はそれに準ずる対策機関を設けて当該緊急事態に的確に対応する。また、必要があると判断される場合は、現地災害対策本部を設置する。

###### イ 事業継続のための連携体制

会社は、災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関と密接に連携し、迅速・的確な対応に努める。また、平常時においても、関係機関等と連携し、災害予防に努める。

###### ウ 利用者への周知

郵便局を利用中の村民に、警戒宣言等が発せられた旨を適切な方法により周知する。

##### (2) 応急・復旧対策

被災した檜原郵便局においては、現地災害対策本部との連絡が可能な場合は、その指示に従う。現地災害対策本部との連絡が不可能な場合は、連絡が可能になるまで、檜原郵便局長は、檜原郵便局の被災状況等を勘案し、檜原郵便局の業務の停止、営業時間の短縮、復旧に向けて各種指示を行う。

#### 2 NTT東日本

##### (1) 震災時の活動態勢

###### ア 災害対策本部の設置

大規模地震に関し警戒宣言が発せられた場合、及び地震等による災害が発生し、



又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他業務を行う。また、村災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

#### イ 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

##### (ア) 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行うものとする。

##### (イ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配備、担務、作業内容等の方法を定めている。

##### (ウ) 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

##### (エ) 事業所相互間の応援

全国の支社、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

#### ウ 情報連絡

(ア) 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。また、本社から支社、支社から支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。

(イ) 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに村に通報する。

#### (2) 応急対策

##### ア NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。また、NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルや非常用移動無線車等により通信を確保する。

##### (ア) 災害対策機器の配備

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ・非常用交換機   | ・移動電源車        |
| ・非常用移動無線車 | ・災害応急復旧用無線電話機 |
| ・応急ケーブル   | ・ポータブル衛星通信装置  |

##### イ 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

(ア) 災害対策用資器材確保のため、支店毎に前進基地、方面毎に中間基地を設ける。

(イ) 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。

#### ウ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

#### エ 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合又は発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回・点検並びに防護

(イ) 災害対策用機器及び車両の点検・設備

(ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資器材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

#### オ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常輻輳の発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

(ア) 臨時回線の作成

(イ) 中継順路の変更

(ウ) 規制等疎通確保

(エ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用

(オ) 特設公衆電話の設置

(カ) その他必要な措置

#### カ 広報活動

各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、一般村民に対し、次の事項を広報する。

(ア) 被災地域の回線疎通状況

(イ) 利用制限の予告及び利用制限の状況

(ウ) 利用上の注意事項

(エ) 非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況

(オ) その他必要事項

### (3) 復旧対策

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

#### ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

a 設備等を応急的に復旧する工事

b 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 現状復旧工事電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

イ 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

## 第 17 章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、村民が生活していくうえで極めて重要な役割を担っている。地震によってこれらの施設が破損した場合、消火や救助・救急及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、村は、道路、橋りょう、河川等の公共土木施設及びにその他の公共施設等の応急・復旧対策を迅速に実施する。

公共施設等の応急復旧対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
公共土木施設等の応急復旧対策	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
社会福祉施設等の応急復旧対策	施設利用者の避難対策、動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
産業環境課	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
福祉けんこう課、産業環境課、教育課	施設利用者の避難対策、動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
西多摩建設事務所、森林事務所	動員体制の確立、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
土木・建設業者等		応急対策の実施	復旧対策の実施		

## 第1節 公共土木施設等の復旧対策

【産業環境課、西多摩建設事務所、森林事務所】

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

### 1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保したうえで、その後の本格的な復旧作業に着手する。

#### (1) 村

村は、道路の被害状況を把握し、村道については、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。また、都所管の道路については、被害状況を西多摩建設事務所に報告し、応急・復旧の要請を行う。道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、警察署等関係機関に連絡のうえ、交通規制を実施する。

#### (2) 西多摩建設事務所

職員が参集途上において収集した被害情報、点検班による現地調査結果、並びに村や道路障害物除去協定業者からの道路、橋りょうに関する被害報告をもとに、速やかに管内全域の被害状況を把握する。

応急復旧作業は、主に業者に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線及び特定障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次一般道路の障害物除去及び障害物の搬出並びに道路の埋没又は決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所への応急復旧を行っていく。

### 2 河川

地震等により護岸等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

#### (1) 村

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

#### (2) 西多摩建設事務所

ア 施設の被害をとりまとめ、村が行う施設の応急復旧に関して技術援助を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

イ 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。

(ア) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で村民の日常生活に重大な影響を与えて

いるもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

(エ) 護岸等、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの

(3) 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所

ア 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所被災の発見に努める。

イ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び村の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

### 3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

西多摩建設事務所は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。

(1) 砂防施設

ア えん堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくでこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(2) 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

### 4 治山施設

(1) 治山施設

森林事務所は、治山施設(えん堤、谷止、床固、護岸又は山腹工事)の被害状況を把握するとともに、施設の応急対策を実施し復旧に努力する。

(2) 林道

森林事務所は、被害地域住民の積極的な協力を得て的確な情報を収集し、都産業労働局に報告し、被害住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。応急復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

- ア 食料の搬入が困難な場合
- イ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
- ウ 復旧資器材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

## 第2節 社会公共施設等の応急復旧対策

【福祉けんこう課、産業環境課、教育課】

医療施設、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

### 1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

### 2 医療施設における復旧対策

#### (1) 停電時の措置

自家発電装置の整備に努め、必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、発電装置を有する業者に連絡し、発電装置等の貸与を要請する。

#### (2) 給水不能時の措置

貯水槽等の整備に努め、緊急時の給水を確保するとともに、不足するときは村本部(総務部)に連絡し、応援を要請する。

#### (3) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者は優先的に担送避難を行い、独歩可能者は安全な場所に誘導する。

なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

#### (4) 応援要請

村本部をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

### 3 社会福祉施設等

社会福祉施設は入所者の安全を確保するため、震災時には事前に定めている防災計画に従い次のとおり自主的に活動する。

(1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

(2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

- (3) 施設独自の復旧が困難である場合には、村本部に連絡し、援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### 4 村営・公営住宅

村営・公営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、村へ通報する。なお、応急修理等必要な処置は村の所管が行う。

#### 5 学校施設

##### (1) 応急対策

- ア 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- イ 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分措置をとる。
- オ 学校の応急修理は、迅速に実施する。

##### (2) 復旧計画

村立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、村教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童生徒等の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合、村教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続きを行い、国庫補助金の交付を受ける。

#### 6 文化財施設

郷土の歴史資料や美術工芸品など貴重な文化財を保護・保全にして次代に引き継ぐため、火災、風水害、震災等の被害を受けまいよう、防災対策を進める。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署又は消防団に通報し、災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、速やかに被害状況を調査し、その結果を村本部(民生部)に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を経由して、国文化財保護委員会に報告する。



(3) 関係防災機関は、被災文化財の被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

(4) 火災、風水害、震災時に際し、これらの貴重な文化遺産が被害を受けることのないよう、必要な防災対策を進めるとともに、村民に対し、文化財愛護思想の普及徹底を図るものとする。

### 村の文化財（令和2年4月1日現在）

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
国	重要文化財 (建造物)	小林家住宅	昭和53年 1月21日	中 組	檜原村	桁行 14.8m 梁間 9.3m 入母屋西面突出部付属、茅葺 20.2.19 所有者移転
国	登録有形文化財	中村家住宅主屋	平成23年 10月28日	数 馬	個人	木造 2 回建、茅葺 (銅板仮葺)、建築面積 184 m <sup>2</sup>
国	登録有形文化財	蛇の湯温泉 たから荘	平成25年 3月29日	数 馬	個人	木造平屋建、茅葺 建築面積 97 m <sup>2</sup>
国	登録有形文化財	旧高橋家住宅主屋	平成29年 5月2日	人 里	檜原村	木造平屋建、茅葺 (鉄板仮葺)、建築面積 185 m <sup>2</sup>
国	登録有形文化財	峯岸家住宅主屋	平成30年 3月27日	中 組	個人	木造平屋建、瓦葺 建築面積 181 m <sup>2</sup>
都	民俗芸能	小沢の式三番	昭和27年 11月3日	小 沢	小沢式三番保存会	
都	〃	笹野の式三番	〃	笹 野	笹野式三番保存会	
都	彫 刻	木造蔵王権現立像	昭和31年 3月3日	人 里	五社神社	
都	〃	木造不動明王立像	〃	〃	〃	
都	天然記念物	神戸岩	昭和35年 2月13日	神 戸	神戸岩保存会	
都	無形民俗文化財 (民俗芸能)	柏木野の神代神楽	昭和54年 3月31日	柏木野	柏木野神代神楽保存会	
都	〃	数馬の太神楽	〃	数 馬	数馬獅子舞太神楽保存会	
都	〃	藤倉の獅子舞	昭和60年 3月18日	藤 倉	藤倉獅子舞保存会	
都	〃	数馬の獅子舞	〃	数 馬	数馬獅子舞太神楽保存会	
都	有形文化財 (古文書)	武蔵名勝図会稿本	昭和62年 2月24日	上元郷	個人	
都	風俗慣習	檜原村春日神社の御飼神事	昭和63年 2月22日	本 宿	春日神社御飼神事保存会	

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
都	史跡 (その他)	檜原城址	平成3年 3月8日	本宿	檜原城址保 存会	
都	名勝	三頭大滝	平成12年 3月6日	数馬	東京都	
都	無形民俗文 化財(民俗 芸能)	人里の獅子 舞	平成27年 3月16日	人里	人里獅子舞 保存会	
村	記念物 旧跡 第1号	口留番所跡	昭和51年 8月7日	上元郷	個人	平成5年9月1日に復元 した。
村	記念物 名木 第1号	熊野神社の スギ	〃	上川乗	個人	
村	記念物 名木 第2号	春日神社の スギ	〃	中組	個人	
村	記念物 名木 第3号	大嶽神社の ヒノキ	〃	大岳山	個人	
村	記念物 名木 第4号	笹平の大ヒ ノキ	〃	笹野	個人	
村	記念物 名木 第6号	春日神社の ケヤキ	〃	本宿	個人	
村	記念物 名木 第8号	賽の神のカ ヤ	〃	和田	個人	
村	記念物 名木 第9号	中泉のクリ	〃	上元郷	個人	
村	記念物 名木 第10号	稲荷神社の ムクエノキ	〃	上元郷	個人	
村	記念物 名木 第11号	馬道沢のカ ツラ	〃	笹野	三井物産 (株)	
村	有形文化財 第1号	木造菩薩形 座像	平成21年 2月2日	人里	五社神社	
村	有形文化財 第2号	木造軍荼利 明王立像	〃	人里	五社神社	
村	有形文化財 第3号	木造大威徳 明王騎牛像	〃	人里	五社神社	
村	有形文化財 第4号	木造金剛夜 叉明王立像	〃	人里	五社神社	

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
村	有形文化財第5号	伝 檜原城主平山氏重所用甲冑(五枚胴具足)	平成30年4月1日	千足	御霊檜原神社	
村	民俗文化財第2号	上元郷の囃子	平成30年4月1日	上元郷	上元郷囃子保存会	
村	民俗文化財第3号	本宿の囃子	〃	本宿	本宿はやし連	
村	民俗文化財第4号	神戸の神輿と囃子	〃	神戸	神戸祭典委員会	
村	民俗文化財第5号	檜原太鼓深山会	〃	—	檜原太鼓深山会	
村	民俗文化財第6号	大嶽神社の神輿渡御式	令和元年7月1日	三都郷	大嶽神社神輿渡御式	
村	民俗文化財第7号	湯久保の獅子舞	〃	湯久保	湯久保自治会	
村	民俗文化財第8号	樋里の獅子舞	〃	樋里	樋里獅子舞保存会	

## 7 社会教育施設

### (1) 避難誘導

ア 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるように、村教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

### (2) 復旧計画

社会教育施設は、村民が日頃利用する施設であることを考慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設毎に再開計画を策定し、早急に開館する。なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

## 第 18 章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなど数多くの方が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。村をはじめ関係防災機関は、連携、協力して村民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずる必要がある。

そのため、村は、被災者の生活確保、り災証明書の発行、中小企業等への融資、農林業関係者への融資、義援金品の配分について必要な施策を定める。

応急生活対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
被災者の生活確保		被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施	
り災証明書の発行	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査） 一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備	り災証明書発行
中小企業への融資				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
農林関係業者への融資				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
義援金品の配付				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集 継続、保管及び配分

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課、企画財政課、村民課		被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施	
五日市警察署、秋川消防署、日赤東京都支部		被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施	
産業環境課	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
村民課、秋川消防署			り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備	り災証明書発行
産業環境課				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
産業環境課				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
総務課、企画財政課、村民課				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
日赤東京都支部				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分

## 第1節 被災者の生活確保

【総務課、企画財政課、村民課、産業環境課、五日市警察署、秋川消防署、日赤東京都支部】

災害により被害を受けた村民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、職業の斡旋等を行う。

### 1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
村	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。
五日市警察署	警察署、駐在所その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
秋川消防署	地震発生後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建設及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止及び対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明書発行手続きの支援

### 2 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 3 災害弔慰金等の支給

村は、地震災害等により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的又は身体的に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。また、日赤東京都支部では、災害救援金品(見舞金品)の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

#### 4 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉基金を、低所得者層を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

#### 5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

#### 6 職業の斡旋

各機関の職業の斡旋に関する取扱いは、次のとおりとする。

機関名	職業の斡旋の取扱い
村	災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、青梅職業安定所等へその状況を連絡し、職業の斡旋を要請するとともに、必要に応じて都に要請し、被災者の雇用の安定を図る。
東京労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、村の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所と緊密な連絡を取り、青梅職業安定所を通じ速やかに斡旋を図る。また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、青梅職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

#### 7 租税等の徴収猶予及び減免等

村における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

##### (1) 方針

ア 村は、被災者に対する村税等(村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、住宅使用料、上下水道料金及び一般廃棄物処理手数料を含む。以下「村税等」という。)の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。

イ 村は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者及び保険料納付者(以下「被災

納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は村税条例等により、村税等の納税(納付)緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切なる措置を講ずるものとする。

(2) 期限の延長

災害により被災納税義務者等が期限内に申請書その他書類の提出又は村税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、村長が職権により適用地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、災害がおさまった後30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、村長が認定し期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が村税等を一時的に納税(納付)することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(5) 減免内容

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

ア 村民税

イ 固定資産税

ウ 軽自動車税

エ 国民健康保険税

オ 後期高齢者医療保険料

カ 介護保険料

キ 住宅使用料

ク 上下水道料金

キ 一般廃棄物処理手数料

8 その他の生活確保

各機関の生活確保に関する対応は、次のとおりとする。

機関名	内 容
東京労働局	1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。



機関名	内 容
	<p>2 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延期等の措置を講ずる。</p> <p>ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>
関東森林管理局	都知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
<p>日本郵便(株) あきる野郵便局</p> <p>日本郵便(株) 檜原郵便局</p>	<p>災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を分配する。</p>
日本放送協会	<p>1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>2 被災者の受信料免除</p> <p>3 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
<p>NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ</p>	<p>1 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。</p> <p>2 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。</p>

## 第2節 り災証明書の発行

### 【村民課、産業環境課、秋川消防署】

村は、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。また、村は、秋川消防署と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行する。また、秋川消防署は、火災によるり災証明書の発行手続きの支援をする。

#### 1 発行手続き

り災した世帯の再建復旧のための各種手続きには、被災したことの証明が必要になる。り災証明書の発行にあたっては、原則としてその事実の確認を行ったうえで発行するものとする。

#### 2 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

##### 【物的被害】

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 全壊(焼)    | (2) 大規模半壊  |
| (3) 半壊(焼)    | (4) 準半壊(焼) |
| (5) 一部損壊     | (6) 流失     |
| (7) 床上浸水     | (8) 床下浸水   |
| (9) その他の物的被害 |            |

#### 3 発行場所

村民課において発行する。また、火災によるり災証明がある場合、村と消防署が協議した場所において発行する。

#### 4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

#### 5 証明書の様式

り災証明書の様式は、資料編のとおりとする。

#### 6 感染症対策

##### (1) り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まる

ことから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

イ 交付

(ア) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ) 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

(2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

(3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項 3 について」（令和 2 年 5 月 22 日付け総行派第 20 号）を踏まえて、検討を行う。

(4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

(5) その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和 2 年 3 月）に留意する。

イ り災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和 2 年 3 月 30 日付け府政防第 737 号）、り災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和 2 年 3 月 30 日付け事務連絡）を参考とし、り災証明書の適切な交付に努める。

### 第3節 中小企業への融資

【産業環境課】

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

### 第4節 農林業関係者への融資

【産業環境課】

災害により、被害を受けた農林業者又はその組合等に対し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

#### 1 農林漁業金融公庫による融資

農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき必要な措置を講じ、又は指導を行う。

#### 2 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

#### 3 農林業団体に対する指導

村及び都産業労働局は、災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通等に対し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

### 第5節 義援金品の配分

【総務課、企画財政課、村民課、日赤東京都支部】

被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

#### 1 義援金品募集の検討

村、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

## 2 義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会が設置される。
- (2) 委員会は次の事項について審議し、決定する。
  - ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
  - イ 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
  - ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成される。
  - ア 都
  - イ 区市町村
  - ウ 日本赤十字社
  - エ その他関係機関

## 3 義援金品の受付・募集

村が行う義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

- (1) 義援金品の受付  
義援金品の受付場所は、原則として村役場とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。  
また、銀行等に村長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 受領書の発行  
受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (3) 委員会への報告  
義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

## 4 義援金品の保管及び配分

村が行う義援金品の保管及び配分については、次のとおり対応する。

- (1) 義援金
  - ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
  - イ 委員会から送金された義援金は、被害の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎として配分計画を立て、被災者に配分する。
  - ウ 村は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。
- (2) 義援品

- ア 義援品の保管は、村庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて公共施設の一部を使用するものとする。
- イ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

## 第 19 章 孤立集落応急対策

震災時には、土砂の崩壊や通信施設の倒壊等により道路・通信網が寸断し、孤立を余儀なくされる集落の発生が予想されるため、村民の安全確保や救出・救助活動に万全を期することが必要である。

そのため、村は、消防団、秋川消防署、五日市警察署、自衛隊等と連携・協力し、救出・救助体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

孤立集落応急対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
孤立実態の把握	孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整		
救出・救助活動の実施		関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続		
通信体制の確保	通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請、応急対策の実施	復旧対策の実施、現地活動調整		
食料等生活必需物資の輸送		被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続		
道路の応急復旧	道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整		
福祉けんこう課		関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続		
消防団、秋川消防署、五日市警察署、陸上自衛隊		救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続		
各課	通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請	現地活動調整		
通信事業者	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施	復旧対策の実施		
村民課、教育課、産業環境課		被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続		
陸上自衛隊		物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続		
産業環境課	道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施		
土木・建設業者等		応急対策の実施	復旧対策の実施		



## 第1節 孤立実態の把握

【総務課】

村は、災害発生時において孤立集落となる可能性のある集落と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行う。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて村職員を現地に派遣する。

村は、自主防災組織等(自治会等)に協力を要請し、集落内の状況を把握する。

## 第2節 救出・救助活動の実施

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署、陸上自衛隊】

村は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、防災関係機関と連携し救出・救助活動を実施する。

## 第3節 通信体制の確保

【各課共通】

村は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や村職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

## 第4節 食料等生活必需物資の輸送

【村民課、教育課、産業環境課、陸上自衛隊】

村は、孤立集落村民の生活を維持するため、食料品や生活必需物資の輸送を、都及び自衛隊等に対するヘリコプターによる空輸の要請、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

## 第5節 道路の応急復旧

【産業環境課】

村は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落へ通じる輸送ルートを確保する。

## 第20章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

村内に大規模な災害が発生した場合、村としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

激甚災害の指定に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
激甚災害に関する調査報告	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続		
特別財政援助等の申請手続等				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
総務課	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続		
企画財政課				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

## 第1節 激甚災害指定手続

【総務課、企画財政課】

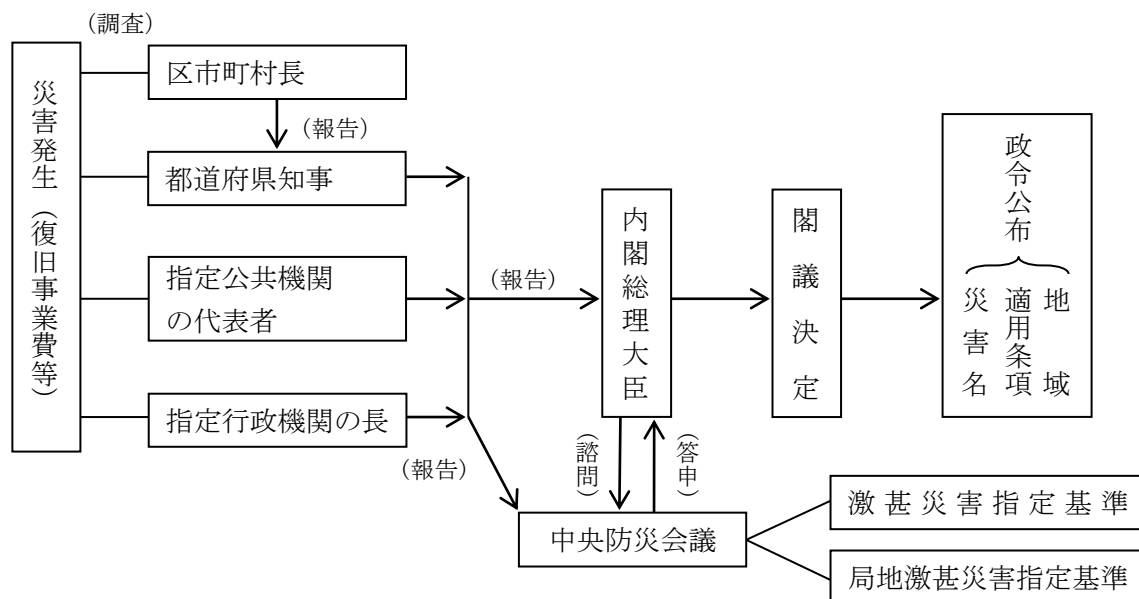
### 〈関係法令〉

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この手続きを図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ころに手続を行う。

## 第2節 激甚災害に関する調査報告

【総務課、企画財政課】

村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

### 第3節 激甚災害指定基準

昭和37年(1962年)12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

### 第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激震災害に関する必要な事項等を調査する。

### 第5節 特別財政援助等の申請手続等

【総務課、企画財政課】

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部署に提出しなければならない。

### 第6節 激甚法に定める事業及び関係局

激甚法に定める事業及び関係局は次のとおりである。

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	

適用条項	事業名	都関係局名	備考
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設(貯木場等) 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第12条	20 中小企業信用保険法による災害 関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金 助成法による貸付金の償還期間の 特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復 旧事業		
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	25 母子及び寡婦福祉法による国の 貸付の特例	福祉保健局	
第21条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	27 り災者公営住宅建設事業に対す る補助の特例	住宅政策本部	
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用 施設又は林道等小災害に係る地方 債の元利償還金の交付税の基準財 政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

## **第3部 災害復興計画**

平成7年1月の阪神・淡路大震災や近年では新潟県中越沖地震、また、平成23年3月の東日本大震災の教訓は、都市が被災した場合の円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、事前に検討研究しておくことの重要性を教えた。この部では、復興計画の基本的な考え方について述べる。

### **第1章 復興計画策定の基本方針**

#### **1 復興とは**

震災後のむらづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図る等のむらの改善を実施し、新たな社会資本の整備を行うことである。

#### **2 復興計画とは**

復興計画は、過去の災害の教訓を生かして次の大震災に備え、新しい理念に基づいた災害に強いむらを再構築するためのマスタープランである。この復興計画の対象とする内容については、今後検討していく必要がある。

#### **3 復興計画策定の基本方針**

復興計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況を的確に把握し、それに基づき、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧又は復興に向けた取組の基本方針を村民に示す。

#### **4 復興モデルプラン**

被災直後の混乱した非常事態のもとではあっても、村とそこに住む人々の将来を方向付ける復興に向けたむらづくり計画の作成が必要である。このため、土地利用の種類に応じて復興モデル地区を抽出し、防災の視点から、道路、公園、公共・公益施設等の望ましい施設計画について、あらかじめ復興モデルプランを検討しておく必要がある。万一、大規模な災害が発生した場合には、このモデルプランをベースに被災状況や村民の意向及び将来における防災性等を踏まえつつ、速やかに復興むらづくりの計画案を作成する。

## 5 復興計画マニュアル

被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、復興むらづくり計画立案の指針となるモデルプラン等を検討し、とりまとめておくものである。このマニュアルに盛り込む内容については、今後検討のうえ明らかにしていく必要がある。



## 第2章 復興に対する合意形成方法の検討

円滑な復興を図るため、以下の点に配慮しつつ、合意形成方法のあり方について検討する。

- 1 大規模災害の発生時には、被災者が広範囲に避難して連絡がつきにくく、縦覧や説明会等への参加もままならない状況への対応
- 2 どのような村に再構築するかという、復興むらづくり計画(土地利用のあり方や事業手法等)に関する合意形成を短期日で整えるための条件整備
- 3 「被災市街地復興特別措置法」では、最大2年間の建築制限を認めているが、広い地域の多数の村民に長い避難生活を強いておくことの妥当性等
- 4 村民参加による計画づくりと円滑な復興の推進

## **第4部 南海トラフ地震について**

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

### **第1章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置との関連**

これまで特に切迫性が高いと考えられてきた「東海地震」は、近年切迫性の高まりが想定される南海トラフ地震のひとつと位置付けられており、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過している現在、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生切迫性が高まっている状況にある。

このため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない、としている。

本村は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表等に留意のうえ、「第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画」に準じて必要な対策をとるものとする。

## 第2章 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

### 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ 地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ 地震関連解説 情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>
南海トラフ 地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ 地震関連解説 情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件  
 情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形  
 で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>・1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

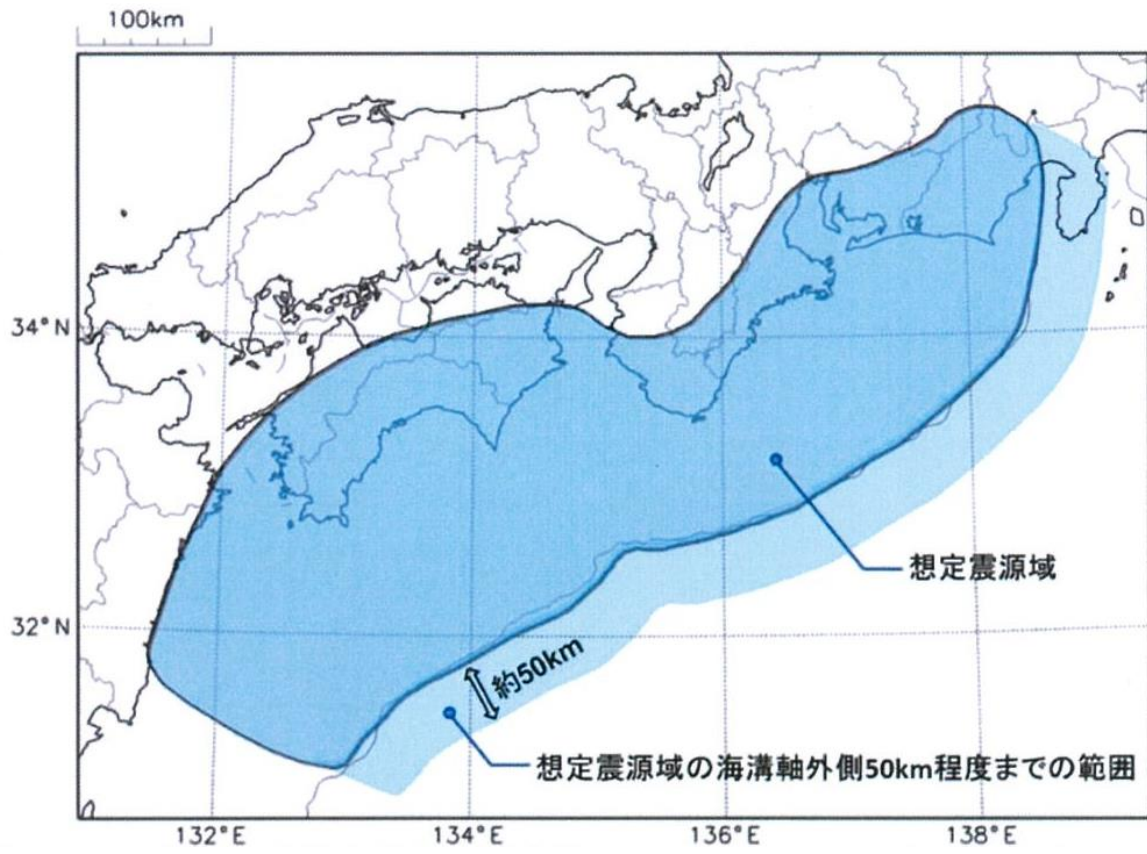
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震監視領域図





## 第 3 編 風水害編





## **第 1 部 災害予防計画**

### **第 1 章 風水害等に強いむらづくり**

安全で快適なむらを創っていくためには、地震に加え風水害等による被害を最小限度に抑え、災害に強い防災むらづくりを進める必要がある。

そのため、ソフト面とハード面の効果的な連携を図り、計画的な土地利用の誘導、地域防災の基盤整備を図るとともに、林野地域の保全、治水対策、道路防災整備事業推進、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害防災対策、防災空間の確保、火災・危険物災害の予防対策を推進する。

#### **第 1 節 風水害に強いむらづくり**

**【総務課、企画財政課、産業環境課、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、西多摩建設事務所】**

村は、その地域及びその地域に居住する村民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がある。また、山間地域のため、台風等による大雨での災害等が予想される。そのため、防災面から各種の計画を総合し、地域防災計画との整合性を図り、風水害に強いむらづくりを推進する。

#### **第 2 節 地域防災の基盤整備対策**

**【産業環境課】**

地方公共団体は、その地域並びにその地域に居住する村民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。とりわけ、村民に直結した対策を実施する責任を有する村は、防災に関する第一次的な義務と責任を果たさなければならない。そのため、震災対策と重なる部分もあるが、まず地域保全の基盤となる治山、治水など管理責任が国や都に所属する部門について、防災面から各種計画を総合し、地域防災計画上の整合性を図るものとする。

#### **第 3 節 林野地域保全対策**

**【産業環境課、森林事務所】**

村の総面積の約 93%を占める山林は急傾斜地も多く、また地質も風化火山灰や砂礫、泥岩等が多く、さらに表層数メートルはいわゆる関東ローム層に覆われているため、

台風や集中豪雨時には、山腹崩壊・崩壊土砂の流出などの危険地域が多く、常時、危険地域の点検と防災対策の推進を図る。

さらに、山林火災の防止及び消火対策については、平素から、資器材の整備・点検を進める必要があり、また、山林火災対策を推進するため必要により関係機関との連絡会を設け協議する。

## 第4節 土砂災害防止対策

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

### 1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域等については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により村民への周知を図る。

令和2年3月6日現在、村内の土砂災害警戒区域は931箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は902箇所が指定されている。

村は、本計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用して  
いる者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報  
の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路  
その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する  
うえで必要な事項を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布  
その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防  
止に配慮する。

### 3 土砂災害警戒情報の受信・伝達体制の整備

#### (1) 土砂災害警戒情報の発表・定義・目的

ア 東京都と気象庁は、平成 20 年 2 月 1 日から土砂災害警戒情報の運用を開始し  
た。

イ 土砂災害警戒情報とは、大雨により、避難行動が必要な土石流や集中的に発生  
するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に東京都と気象庁が共同で発表  
する防災情報をいう。

ウ 村長（本部長）が避難勧告等の災害対応を適時的確に判断するために活用する  
とともに村民の自主避難の判断等に利用することを目的とする。

#### (2) 発表の時期等

大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに、土砂災害警戒  
情報を市区町村別に発表する。

#### (3) 村民への情報伝達方法等

ア 気象庁予報部は、東京都を通じて村へ伝達し、報道機関に土砂災害警戒情報を  
提供し、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオを通じて村民への周知を図る。

イ 村は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する村民に、  
防災無線等により知らせる。

ウ 気象庁のホームページでは、発表中の区市町村を確認することができる。

## 第5節 治水・洪水対策

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、  
関東地方整備局多摩川上流出張所】**

### 1 河川及び砂防計画

村には、主たる河川として秋川、北秋川がある。村は、定期的に河川施設の点検・  
調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、速やかに河川管理者又は占用者に報告し、  
安全対策の早期実施に努める。

また、ハザードマップを作成し、村民が事前に災害危険や対応方法などを認識できるように、その啓発に努めるものとする。

## 2 雨水流出抑制施設の整備

総合的な治水対策については、昭和 61 年に提言された「今後の治水対策のあり方」に基づき、時間 50 ミリの降雨に対処することを目標に、従来の河川、下水道整備に加え、流域対策として雨水流出抑制施設についても、将来的に時間 10 ミリ相当の降雨に対処出来るよう設置を促進してきた。また、平成 5 年 2 月に発足した都及び区市町村（島しょを除く。）からなる「東京都総合治水対策協議会」は、東京都全域における総合治水の推進に努めてきた。

東京都は平成 26 年 6 月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、長期見通しとして、多摩部において時間 65 ミリの降雨まで、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること、目標を超える降雨などが降った場合でも生命の安全を確保することを想定し、対策を推進している。

村においても、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などの地域の特性を踏まえ、雨水の流出抑制を実施していく。

## 3 浸水想定区域の指定

浸水想定区域は、国土交通省が平成 14 年 2 月 28 日に指定、公表し、関係区市町村に通知した。

水防法に基づき洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものである。

## 4 浸水予想区域図の作成及び想定される水深の公表

都及び市町村で構成される都市型水害対策連絡会は、河川や下水道施設の施設能力を大きく上回る降雨によって予想される浸水区域や水深を示す「浸水予想区域図」を作成し、公表を行っている。檜原村においては、「秋川及び平井川流域浸水予想区域図」を公表している。

## 5 洪水ハザードマップの作成と公表の推進

村防災会議は、村民の危機管理意識の向上及び自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減のため、想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所、災害に関する情報の伝達方法などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」の作成と檜原村公式ホームページによる公表について整備する予定である。

なお、浸水予想区域図に示す河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

## 6 浸水想定区域等における避難体制の確立

(1) 水防法第 15 条に基づき、村は、浸水想定区域等の指定により、村地域防災計画において、当該浸水想定区域等ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(2) (1)ウの施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

## 7 資機材等の整備計画

風水害用保有資機材については、毎年台風や雨期の前に点検整備を行い、不足するものは補給し、防災備蓄倉庫等へ配備するとともに、水防体制強化のために必要な資機材の整備・充実を図る。

## 第6節 竜巻・突風等予防対策

【総務課、企画財政課、各課】

村は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、村民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

### 1 竜巻の特徴等

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間 23 個（2007～2017 年の海上竜巻除く）発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などに伴って発生するが、台風シーズンの 9 月頃に最も多く確認されている。

(2) 特徴

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

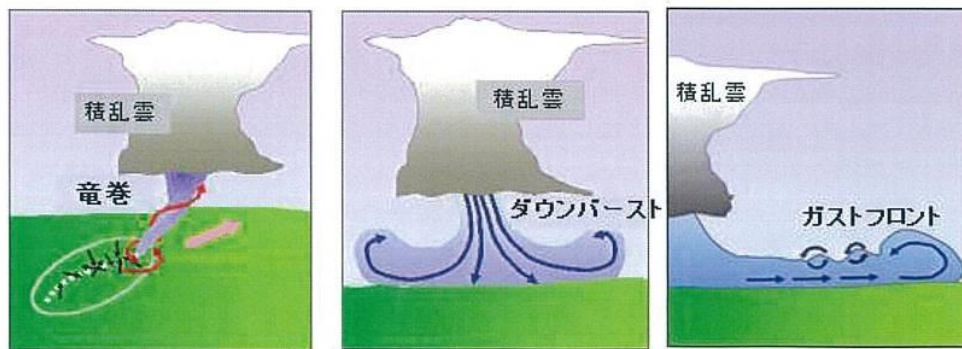
(3) その他の突風

#### ア ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

#### イ ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

#### (4) 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

#### (5) 課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

#### ア 竜巻注意情報の概要

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（東京地方）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（東京地方）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

#### 竜巻注意情報の発表例

東京都竜巻注意情報 第1号

令和××年10月12日09時53分 気象庁発表

東京都東京地方は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は、12日11時00分まで有効です。

- ・適中率は5～10%程度、捕捉率は20～30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

#### イ 竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻などの突風は、規模が小さく、レーダーなどの観測機器で直接実体を捉えることができない。そこで、竜巻発生確度ナウキャストでは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表す。

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供している。竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供している。また、民間事業者による携帯コンテンツサービスも準備されており、屋外活動での利用も可能である。

1 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

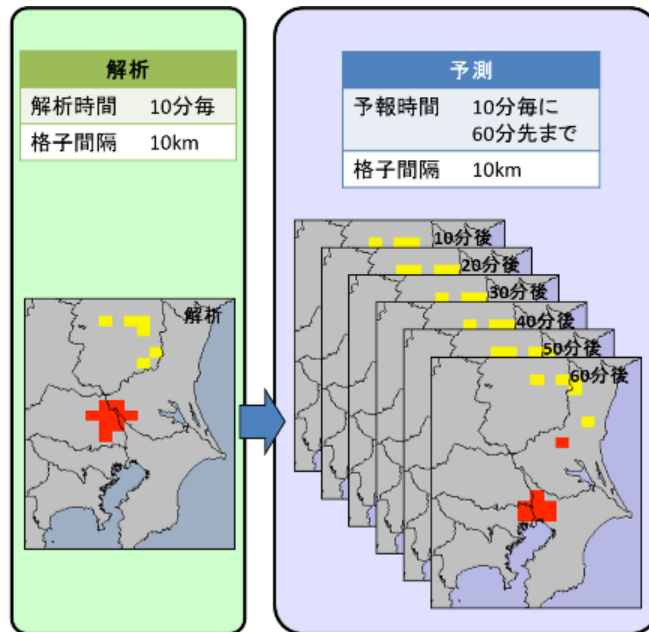
（適中率1～7%、捕捉率80%）

2 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率7～14%、捕捉率50～70%）

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いいため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

## 竜巻発生確度ナウキャストについて



<b>発生確度2</b>	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
<b>発生確度1</b>	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、  
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、  
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

### ウ 竜巻等に関連する情報の段階的な発表と効果的な利用

竜巻等に関連する気象情報は、時間を追って段階的に発表される。

- ・ 半日～1日程度前には気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記される。
- ・ 数時間前には 雷注意報 でも「竜巻」と明記される。
- ・ さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で竜巻注意情報が発表される。

## 2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

### (1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

村は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や村民への普及



啓発を行う。

※（参考）村民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

## (2) 竜巻対応マニュアルの作成

ア 学校は、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

イ 学校は、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ 学校は、安全管理運対体制の充実を図る。

## 3 竜巻関係の気象情報についての普及啓発

村は、都及び気象庁と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、村民への普及啓発を行う。

## 4 物的被害を軽減させるための方策

村及び公共施設の管理者等は、公共施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 5 竜巻等突風対処体制の確立

村は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、都及び防災関係機関と事前に調整しておく。

## 6 情報収集・伝達体制の整備

### (1) 村民への伝達体制

防災行政無線、緊急速報メールなど村民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸さない伝達方法を検討する。

### (2) 目撃情報の活用

村は、村職員や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

## 7 具体的な対処方法の普及

村民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

村は、ホームページや広報紙等で、対処法を分かりやすく掲示するよう努める。

### 竜巻から命を守るための対処法

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

## **第2章 施設構造物等の安全化**

風水害による被害から村民の生命及び財産を守るとともに、村としての機能を維持するためには、各種施設構造物の防災性を高めていくことが必要である。

そのため、村は、道路施設・河川施設及びライフライン施設の安全化、建物の堅牢化、耐水化等による安全化を促進するとともに、土砂災害対策など施設を整備し、安全化を図る取組を推進する。

### **第1節 道路・橋りょう施設の整備**

**【産業環境課、西多摩建設事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

村道の総延長 68,484.1m のうち、改良済延長は、17,301.5m(総延長の 25.3%)となっており、道路改良等の早急な整備が求められている。

村は、地域特性上斜面と接した道路区間が多いため、道路斜面の保全対策を進める。また、道路の冠水や宅地内への浸水を防止するため、側溝の整備を道路の修繕とともに進めていく。

### **第2節 河川施設等の整備**

**【産業環境課、西多摩建設事務所、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

村には秋川、北秋川の河川があり、その支流域には土石流危険溪流が多数存在するため、砂防施設の設置等の防災工事を促進して、流域の安全を確保する必要がある。また、秋川右岸には地すべり防止区域があるため、定期的な点検と地すべり対策の促進を図る。

既存の砂防ダム、護岸擁壁などの河川・砂防施設等について、洪水・土砂災害に対する耐災性を確保するため、重要な施設から優先的に整備を推進する。

### **第3節 地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止**

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、森林事務所、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、関東地方整備局多摩川上流出張所】**

#### **1 地すべり対策**

都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所

から、順次、地すべり防止工事を行う。なお、村における地すべり危険箇所は5箇所、地すべり防止区域指定箇所は1箇所(平成26年3月末現在)である。

## 2 山地災害危険地区の安全化

治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。なお、村における山地災害危険地区は、崩壊土砂流出危険地区(54箇所)及び山腹崩壊危険地区(36箇所)となっている(平成30年4月1日現在)。

## 3 土石流対策

「土石流危険渓流及び危険区域調査要綱(平成11年4月建設省河川局砂防部砂防課)」に基づく調査の結果、被害想定区域内に5戸以上の人家が存在するなど一定の要件を満たす渓流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多いものから順次砂防指定地に指定して、えん堤や流路工などの対策工事を行う。なお、村における土石流危険渓流は54渓流、砂防指定地は2箇所(平成26年3月末現在)である。

## 4 土砂災害防止法に基づくソフト対策

- (1) 土砂災害防止法では、土砂災害防止対策の推進を図るため、ハード対策だけでなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することとしている。
- (2) 都は、土砂災害に備え、防災意識の啓発や避難訓練等に関する先進的な取組を情報共有し、広く普及させていくために、関係局で構成する「東京都総合土砂災害対策推進連絡会」で、必要事項の調整等を図り、土砂災害警戒区域等の周知や警戒避難体制の確立などの対策を推進する。
- (3) 村においては、都及び関係機関と連絡調整を行うとともに、土砂災害特別警戒区域相当の区域について地域住民への周知に努める。

## 5 農地・農業用施設の安全対策

村及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図るものとする。

## 第4節 災害危険地域の指定

【産業環境課】

### 1 災害の想定及び目標

地域の災害危険性を科学的かつ総合的に把握することは、地域防災計画策定の基盤となるものであるため、急傾斜地、土石流危険渓流等の災害素因、地震、台風、大雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握する必要がある。そのため、村は、防災計画の見直しに先立ち、防災アセスメント調査を実施しており、これらの結果を踏まえ防災対策の目安とする。

### 2 地域別防災カルテの作成

村内の地域特性等を総合的に判断して、地域単位に災害危険箇所、避難所、避難経路、防災関係機関等を明らかにした「地域防災カルテ」を作成し、きめ細かな災害対策を実施するための基礎資料とするとともに、村民の災害対策の指針として、防災知識及び防災意識の向上を図ることにより、災害に強い安全なむらづくりを進める必要がある。また、これらを踏まえ、村民に周知するため、「ハザードマップ」を作成するものとする。

### 3 災害危険箇所の調査及び指定

村の地形条件や地質条件を踏まえ、災害誘因となる台風や地震などを総合して、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜危険箇所等の調査を今後とも村内全域にわたって実施するものとする。

村内の災害危険箇所(地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜危険箇所は、平成26年3月末現在。山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区は、平成30年4月1日現在)

ア 地すべり危険箇所	5箇所
イ 土石流危険渓流	54箇所
ウ 急傾斜危険箇所	89箇所
エ 山腹崩壊危険地区	36箇所
オ 崩壊土砂流出危険地区	54箇所

## 第3章 火災等の防止

火災、危険物災害による被害を最小限にとどめるため、消防力を充実し、火災予防、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救助・救急対応力の強化を図る。また、自主防災組織(自治会等)、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当等の実施体制を整備する。

危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質をいう。)の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進する。

### 第1節 出火の防止

**【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】**

#### 1 火気使用設備・器具の安全化

秋川消防署は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策の推進を図っているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

#### 2 石油等危険物施設の安全化

危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災措置、査察、検査等により、次の対策を指導する。

- (1) 施設の耐火化の促進
- (2) 緊急措置対策に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 防災教育、訓練の実施

**村における石油等の危険物施設一覧(平成31年3月末現在)**

製造所の別 区市町村	計	製造所	貯蔵所	取扱所
檜原村	15	0	10	5

### 3 化学薬品、電気設備等の安全化

#### (1) 化学薬品の安全化

東京消防庁では、化学薬品等の混合湿触による出火性状を調査研究し、具体的な安全対策を推進している。また、東京都は化学薬品を取扱う学校等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

#### (2) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけている。また、不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し出火防止等の安全対策の強化を図っている。

#### (3) 電気器具からの出火防止

電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置(感震機能付住宅用分電盤等)の設置を指導するとともに、出火防止対策を講じた装置の開発について電気事業者等に協力を要望する。

### 4 その他出火防止のための査察指導

人命への影響が極めて大きい飲食店、老人ホーム、旅館等の防火対象物及び多量の火気を使用する作業所等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

また、給油所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

### 5 村民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、村民一人ひとりの出火防止に関する知識などの防災教育を推進する。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

## 第2節 初期消火体制の強化

【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】

### 1 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置される消防用設備等について、火災を初期のうちに消火することができるよう、特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の水源、加圧送水装置、非常電源、配置等についての指導を強化する。

### 2 初期消火対策に関する技術改良・検証

(1) 住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、すべての住宅に設置は済んでいるが、電池切れ等による設置不良をなくしていくように努める。

### 3 村民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 村民の防災行動力の向上

村民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

## 第3節 火災の拡大防止

【総務課、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】

### 1 消防活動体制

東京消防庁は、平常の消防力を出火時において最大限に活用するため、災害の態様に即した各種消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

また、消火活動、救助救急活動に有効な特殊車両や資機材を充実するとともに、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)、情報収集二輪車の整備、航空消防体制の強化を図っている。

なお、秋川消防署の配備体制は次のとおりである。



### 秋川消防署の配備体制（令和2年4月1日現在）

	ポンプ車	はしご車	救急車	その他	合計
秋川消防署	3 (1)	1	3 (2)	8	15
秋留台出張所	3 (1)	—	1	—	4
檜原出張所	1	—	1	—	2
合計	7 (2)	1	5 (2)	8	21

※（ ）内は、非常用車両等

## 2 装備資器材の活用

常備消防力を最大限に活用するため、災害の態様に応じた装備資器材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

## 3 情報通信体制の整備強化

### (1) 消防通信体制の整備強化

ア 東京消防庁は、指令管制システムの更新を計画中であり、消防救急部隊等の運用機能を強化する。

イ 緊急情報伝達システム及び映像早期災害情報システムの活用などにより情報収集伝達体制を強化する。

### (2) 情報処理体制の整備強化

ア 東京消防庁は、システムの充実と信頼性の向上を目指して次の対策を進め、機能を維持する。

(ア) 総合指令室の機能強化をはじめ、タブレット端末等の整備により、情報収集体制の強化及び消防部隊活動の迅速化を図る。

(イ) 救急告示医療機関等に病院端末装置を整備する。

(ウ) 災害救急情報システム機能の確保のためバックアップ体制を維持する。

(エ) システムの耐震性・安全性・信頼性の向上を図る。

### (3) 震災消防対策システムの拡充

ア 東京消防庁は、震災時の消防活動を迅速かつ効率的に行うため、消防署等に設置している地震計の震度情報をもとに、火災件数や人的被害等に関する被害、及び火災の延焼拡大状況や消火に必要な消防部隊数等を予測する。

イ 火災、救助等の災害情報や消防活動情報を電子地図上で管理し、情報を共有することで、震災時の消防署等における消防活動を支援する。

## 4 消防水利の整備

村は消火栓や防火水槽の整備を進めているが、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止に対処するため、耐震性貯水槽・防火水槽の設置及び河川水等自然水利の

活用を行い、指定消防水利とする等、消防水利の多元化を図る。秋川消防署は、消防活動が効果的に行えるよう、水利の多角的な方策による整備促進について提言する。

## 5 消防活動路等の確保

風水害時においては、道路冠水・決壊等により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、秋川消防署は消防活動路を確保するため、民間から借上げる特殊車両の確保、幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅切り整備等に関係機関と検討するとともに交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

## 6 消防活動困難区域対策

風水害時は、道路の寸断、斜面崩壊・土砂流出等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、秋川消防署は消防隊用可搬ポンプ等の活用を図るとともに、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実等の施策の推進について関係機関に働きかけを行う。

## 7 地域防災体制の確立

地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図り、防災村民組織と事業所等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、防災村民組織及び事業所の自衛消防組織が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

## 第4節 危険物等の安全化対策

### 【秋川消防署、五日市警察署、西多摩保健所、事業所】

危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質をいう。）の取扱施設の火災防止対策及び災害発生時の被害を最小限にとどめるため、施設取扱状況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進し、法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのため、消防機関及び関係機関等は、各危険物等取扱事業所等への防災マニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成指導を徹底するほか、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

### 1 石油类等危険物施設の災害予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する以下の指導の強化を行う。

#### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）に

に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

## (2) 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

## (3) 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

## (4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自らの危険物施設で想定される被害リスクに応じた対策を講じる等、自主防災体制を整備するよう指導する。

## (5) 危険物等の輸送の安全化

危険物積載車両については、関係官庁により路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

## 2 高圧ガス施設の災害予防対策

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業所については事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行っている。その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

## 3 毒物・劇物取扱施設の災害予防対策

都福祉保健局及び西多摩保健所は、毒物・劇物による事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

## 第5節 放射性物質対策

### 【秋川消防署、五日市警察署】

放射性等使用施設については、原子力規制委員会が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の

強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるような各種の安全予防策を講じている。関係機関は、以下の対策を講ずるものとする。

### **1 秋川消防署の対策**

- (1) 火災に対しては、施設の延焼を阻止する消防活動を行い、汚染区域の拡大を防止する。
- (2) 汚染等の事故に際しては、関係者と連絡をとり、危険区域内の救出作業を実施する。

### **2 五日市警察署の対策**

災害の規模、態様を把握し、関係機関等に対して必要な事項を速やかに報告、連絡するとともに、立入禁止区域の設定、人命救助、交通規制等必要な措置を講じる。

### **3 西多摩保健所の対策**

R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、村民の不安の解消に努める。

## **第4章 防災力の強化**

災害対策を推進するうえで、村民の果たす役割は極めて大きい。そのため、村は、村民の生涯を通じた体系的な教育活動により災害対応力を高めるとともに、村民が地域を守る一員としての役割を認識できるよう、積極的に防災学習を推進する。

また、村は、風水害による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関等と協力し、職員及び村民参加の防災訓練を実施することにより、突発的に起こる災害への対応能力と防災意識の向上に努める。

### **第1節 防災活動の強化**

**【総務課、企画財政課、村民】**

村は、日頃より災害対策基本法、条例及び関係法令に基づく防災組織を整備し、防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、村民、事業所、施設等の自主防災組織の整備・育成を進め、防災訓練を強化し、防災意識の高揚と防災活動の強化を図る。

### **第2節 防災意識の高揚**

**【総務課、企画財政課、村民】**

風水害による被害を完全に防止することは極めて困難なことであるが、気象情報等を的確に捉えることにより、事前の予防体制を整え、災害時の適切な応急対策によって、被害を最小限に食い止めることは可能である。

そのために防災関係機関は、その所属職員や村民及び事業所に対する防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。また、防災意識高揚への取組に際しては、女性の参画を促すとともに男女双方の視点に配慮した取組に努める。

#### **1 職員の防災教育**

村は、村職員に対し、地域防災計画の概要、活動体制その他防災に関し、講習会、研究会等により、その内容、運用等の周知徹底を図るものとする。

#### **2 村民に対する防災知識の普及**

##### **(1) 広報媒体を通じての普及**

各防災関係機関は、その時期に応じて村民に対し、防災行政無線、広報紙、パンフレット、チラシ、立看板、ポスター、防災用映画フィルム、スライド、広報車等を通じて、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。また、ホームページに、災害対策や防災情報を掲載し、村民の防災意識の向上を図るとともに、早期

自主避難の意識浸透を図る。

(2) 講習会、講演会等による普及

防災関係者及び村民を対象とする講習会、講演会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

(3) 防災用具、災害写真等の展示

防災用具、災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所に展示し、防災意識の高揚を図る。

(4) 防災知識の普及内容

ア 防災に関する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 地域防災計画及びこれに伴う防災体制の概要

エ 災害予防措置

オ 災害時の心得

(ア) 災害の態様に応じてとるべき手段、方法

(イ) 避難の方法、場所、時期、携行品

(ウ) 被災世帯の心得ておくべき事項

### 3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

(1) 村、都は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」(平成19年度)によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育(訓練)の普及を図る。

(2) 村、都は、児童生徒等の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

(3) 村、都は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。

## 第3節 防災訓練

### 【総務課、企画財政課、防災関係機関、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

災害発生時の予想される種々の事態に適切に対処するため、消防署と協力して、村民及び事業所等を対象とした初期消火、避難、救助、通信等の基本的防災訓練を行うとともに、これらの成果を総合的に発揮するため、総合防災訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施に際しては、準備段階から女性の参画を促すとともに男女双方の視点に配慮した防災訓練の実施に努める。

#### 1 基本的防災訓練

(1) 気象警報等伝達訓練

気象注意報及び警報の伝達を正確かつ迅速に行うため、常時訓練を実施する。

(2) 非常無線通信訓練

災害時における有線通信の途絶等に備え、防災行政無線等非常無線通信の円滑な運営を図るため、通信手続、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を実施する。

(3) 避難訓練

防災関係各機関等の協力のもとに、学校又は行政区、宿泊施設、各種工場、事業所、団体等に対し、自主防災の必要性、自覚の高揚を図るため、地域の地理特性等の実情に即した避難を主体とした防災訓練の実施を促進するものとし、庁舎では庁舎内の災害発生を想定した避難訓練を来庁者とともに行う。

(4) 救助救急訓練

風水害時においては、建物の浸水・流出、土砂災害等による死傷者が発生することが予想される。このため、村民をはじめ関係機関との協力体制を確立し、災害時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

ア 各種救助事象による救出訓練

イ 仮救護所の設置・運営訓練

ウ 現場救護所の設置訓練

エ 疾病者の緊急度に応じた分類(トリアージ)及び救急処置並びに搬送訓練

オ 救助救急資器材の活用訓練

(5) 応急医療訓練

災害時における負傷者の救助を迅速かつ適切に実施するため、各防災機関と村民が一体となった訓練を行い、有機的活動体制の整備を図る。

ア 医療救護班の動員集結

イ 医療救護所の設置

ウ 患者の疾病の緊急度や程度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ

エ 後方医療施設への収容

オ 医薬品、血液等の補給

カ 防疫活動

(6) 防疫訓練

ア 職員の訓練

保健所の指導のもとに防疫作業の習得を図るとともに、防疫訓練を行い、被害の軽減に努めることとする。

イ 器材、器具等の整備

災害時に備えて最低限常備すべき器材・器具等は平素から備蓄し、いつでも使用できるよう努めるものとする。

(7) 消防訓練

風水害時の各種事象や被害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、村民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。

ア 消防団の訓練

- (ア) 情報活動訓練・参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練・情報整理及び通信運用訓練
- (イ) 部隊編成訓練
- (ウ) 火災現場活動及び救出・救護訓練
- (エ) 山林火災訓練

イ 災害時支援ボランティアの訓練

- (ア) 応急救護活動訓練
- (イ) 災害情報提供訓練
- (ウ) 消火活動の支援訓練
- (エ) 救助・救急活動の支援訓練
- (オ) その他の支援活動訓練

ウ 村民の訓練

- (ア) 出火防止訓練
- (イ) 初期消火訓練
- (ウ) 救出訓練
- (エ) 応急救護訓練
- (オ) 通報連絡訓練
- (カ) 身体防護訓練
- (キ) 避難訓練
- (ク) その他の訓練

エ 事業所の訓練

- (ア) 出火防止訓練
- (イ) 防護訓練
- (ウ) 消火訓練
- (エ) 救出救護訓練
- (オ) 避難訓練
- (カ) 情報収集訓練

(8) 水防訓練

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。

ア 参加者

秋川消防署、檜原村、消防団、防災関係機関

イ 訓練項目

- (ア) 参集及び部隊編成訓練
- (イ) 情報通信訓練
- (ウ) 本部運営訓練
- (エ) 水防工法訓練



- (オ) 救助救急訓練
- (カ) 浸水地火災防ぎょ訓練
- (キ) その他火災時の活動に必要な訓練

(9) 地域単位の実践的訓練

自主防災組織(自治会等)を主体とし地域特性に対応する具体的かつ実践的な訓練を実施する。

## 2 総合防災訓練

村に予想される規模の風水害を想定し、村と東京都及び防災関係機関等と合同し、関係団体や村民、事業所等の協力を得て、実効性のある総合的・有機的な訓練を実施する。これによって機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(1) 参加機関

- ア 村
- イ 西多摩建設事務所、森林事務所、西多摩保健所、都下水道局等
- ウ 五日市警察署、秋川消防署、檜原村消防団
- エ その他防災関係機関
- オ 村民
- カ 施設

(2) 実施時期

防災の日、防災週間中(8月30日～9月5日)及びその他の日に実施する。(震災訓練とかねる場合もある。)

(3) 実施内容

関係機関と協議によりその都度実施要綱を定める。

(4) 総合防災訓練重点事項

- ア 災害警備及び情報通信連絡
- イ 災害対策本部運営、防災関係機関職員等の非常招集
- ウ 避難及び救出、救護
- エ 消防及び水防
- オ 救援物資の調達輸送
- カ 防疫、給水及び炊き出し
- キ 災害応急復旧
- ク その他

## 第4節 自主防災組織等の育成

### 【総務課、秋川消防署、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

#### 1 自主防災組織等の必要性

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分で守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位に組織し、村は村民のつくる自主防災組織の活動が的確に行われるよう育成、指導するものとする。

#### 2 自主防災組織の概要

##### (1) 組織

自治会、事業所等の組織を活用し防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織を整備する。

本部組織としては、総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を置くものとする。

##### (2) 活動

###### ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- (イ) 初期消火、救出救護、避難所開設等各種訓練の実施
- (ウ) 消火、救助、炊き出し用資器材の整備、保安管理及び非常食の備蓄
- (エ) 地域内の危険箇所(ガケ、小河川氾濫危険箇所等)や要配慮者の把握
- (オ) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立

###### イ 災害発生時の活動

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 出火防止
- (ウ) 初期消火
- (エ) 負傷者の救出・救護
- (オ) 村民の避難誘導
- (カ) 給食・給水
- (キ) その他

#### 3 事業所及び施設等の自主防災組織

(1) 学校、工場、旅館等多数の人が出入りする事業所や、老人ホーム、保育所等の施設においては、防火管理者を主体とした自主防災組織の育成・指導を図り、次のような対策を行うものとする。

ア 建物内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備等事業活動の継続対策

イ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員、顧客の安全確保対策

ウ 地域活動への参加や地域の自主防災組織等との協力関係の確立など、地域社会における安全確保対策

- (2) 組織や活動等については、おおむね地域単位の自主防災組織に準じて整備する。
- (3) 連続降雨雨量が規制値を超え、都道の通行止めになることが予想される場合においては、必要があれば通行止めが実施される前に自宅へ帰宅させることとし、業務に支障があると思われるような場合は、各施設に残るようにするものとする。

#### 4 事業所と自主防災組織の連携

- (1) 村及び都は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。
- (2) 村及び都は、自主防災組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行う。

### 第5節 行政・事業所・村民等の連携

#### 【総務課、企画財政課、村民課、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】

#### 1 相互に連携した社会づくり

従来の行政、企業(事業所)、村民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、風水害に強いむらを構築することが必要である。

#### 2 地域における防災連携体制の確立

村及び関係防災機関は、風水害から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

##### (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

##### (2) 地域コミュニティの活性化

自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災むらづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

##### (3) 合同防災訓練の実施

地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

#### 3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- (1) 風水害時の助け合いを推進するために、村民、自治会、自主防災組織、企業、学校、文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動している様々な団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

(2) 村は、地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策を講じる。

## 第6節 消防団活性化対策

【総務課、消防団、秋川消防署】

### 1 消防体制の現状

消防団は、地域防災の中核として消火活動はもちろんのこと、地域社会に密着した各種防災活動を行っているが、風水害時においても情報の収集伝達、避難誘導、災害防ぎょ活動に重要な役割が期待されている。

村における消防体制は、平成31年4月1日現在4分団、8部、団員数195名を有し、装備はポンプ車3台、可搬ポンプ積載車13台の体制で運用している。

檜原村消防団の体制（令和2年4月1日現在）

檜原村消防団	
分団数	定員数
4	200

### 2 消防団の活性化

近年における社会情勢の変化により、団員の高齢化、就業構造の変化、村民の認識の希薄化等の傾向が見られるなかで、消防団員の志気高揚を図り、消防団の社会的地位の向上と、村民の理解と協力を求める等の施策に併せて、消防団の人的充実・強化及び団員詰所等の施設・装備の充実を進め、消防団の活性化を図ることとする。

### 3 消防団体制の強化

- (1) 消防団員が生業において使用する資格や資機材等を風水害時にも有効に活用できる体制を整備するとともに、救助資機材や携帯通信機器を整備するよう努め、風水害等の消防団活動体制の充実強化を図る。
- (2) 可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図る。
- (3) 村は、都と連携して、消防団の活動体制の充実に努める。

## 第7節 ボランティア等との連携・協働

### 【総務課、企画財政課、福祉けんこう課、檜原村社会福祉協議会】

風水害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と早期再建を図るうえで重要な役割を担うものである。今後とも、被災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力のしくみを構築しておかなければならない。

#### 1 ボランティア意識の醸成

村、民間等で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

#### 2 ボランティアの受入体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験あるいは特定の資格を要するボランティア(専門ボランティア)と、避難所等における炊き出しや支援物資の管理・配布あるいは、被災地の人びとの世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア(一般ボランティア)とがある。

村は、今後それぞれの活動形態に対応出来るように、受入体制や、ボランティア活動拠点の整備について検討を進めるものとする。

#### 3 東京消防庁災害時支援ボランティア(秋川消防ボランティア)の育成及び活動

風水害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識、技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した秋川消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

秋川消防ボランティアは、風水害時、登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

#### 4 赤十字ボランティア

- (1) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た村民、団体などにより構成される。
- (2) 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

## 第8節 事業継続計画の策定

【総務課、企画財政課】

- (1) 都は、災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、都政の事業継続計画(BCP)を策定する。
- (2) 村においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことが必要である。
- (3) 災害時においても東京の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める。

## **第5章 防災活動実施体制の整備**

村及び防災関係機関は、村域及び近隣市町村で風水害が発生したとき、村民の生命及び貴重な財産を守るとともに、被害軽減を図るためには、各種防災活動実施体制を事前に整備しておく必要がある。

そのため、村各課は、村民や事業所、関係機関と連携しつつ、所管する防災業務を迅速・的確に遂行できるよう、日頃より応急対策計画や当該対策の個別マニュアルを整備し、訓練・研修を通してその内容・手順に習熟しておくものとする。

### **第1節 防災活動組織の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

風水害時に情報の収集、集約及び共有を図り、限られた防災要員や防災資源等を効果的に運用・活用できるよう、関係機関との総合調整を迅速・的確に行うことが必要である。

そのため、各部署において、平常時において、防災体制に関し様々な視点から問題点・課題を検討し、必要な措置を講じておくものとする。

### **第2節 相互応援体制の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

風水害時において、広域的な浸水、大規模な土砂災害等の被害が生じたときに備え、他市町村等との協定締結促進等により、広域応援を円滑に実施できる体制を構築する。

また、村が大規模災害に見舞われた際においても、他市町村からの支援が円滑かつ迅速に受入れられるよう、受援計画等について検討、整備しておくものとする。

### **第3節 情報通信体制の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

集中豪雨、土砂災害の発生、停電や電話不通により情報収集に支障をきたすなど、初動期において十分に対応することが難しい状況となることが想定される。

そのため、警戒避難期の確実な情報通信を確保できるよう、庁舎の停電を想定した自家用発電設備の充実、学校や病院等の重要施設との連絡体制の確保を図り、平常時からハード・ソフトの両面から情報通信体制の整備・強化を推進する。

## 第4節 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化

【総務課、村民課、福祉けんこう課】

風水害時における広域的な浸水、大規模な土砂災害等からの避難は、第一段階としてその兆候が判明した時点で早めに、各自主防災組織など地域ごとに、一時集合（避難）場所に集合して集団を形成し、様々な二次災害から逃れることができる公共施設を持つ指定緊急避難場所に集団的に避難する。第二段階として指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等滅失又は危険な状態にあるもの等に対しては、指定避難所を開設し、収容保護する。それらの避難体系を確保するため、指定緊急避難場所及び避難所の整備と、避難時の安全性の確保を進めていく。

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、村民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで指定緊急避難場所及び指定避難所（以下この節において「指定避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、本計画に定めるとともに、村民への周知徹底を図る。

その際、土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

#### (1) 指定避難所等の定義

##### ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた村民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した場所をいう。

##### イ 指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、学校及び公民館等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した施設をいう。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 原則、土砂災害等の危険区域以外において地区別に指定し、どの地区の村民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、可能な限り、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用



- のヘリコプター離着陸等)等を考慮した避難圏域を設定すること。
- イ 指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。
- エ 発生が想定される地区の避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入も考慮して指定避難所等を整備すること。（避難場所で2㎡/人程度、避難所で4㎡/人程度を目安とし、村が適当と認める場所とすること。）
- オ 延焼及び地すべり、土砂災害等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 公園等を指定緊急避難場所に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
- ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- コ 給水、給食等の活動が可能であること。
- サ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおうなど、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- シ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。
- ス 学校等教育施設を指定避難所等として指定する場合は、学校が教育活動の場であることを配慮すること。学校等教育施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- セ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の

確保や通信設備の整備等を進めること。

ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

タ 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

### (3) 避難路の安全確保

村は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等に至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む)等の点検に努め、その結果を村民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を村民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

ウ 浸水想定区域については、標識の設置も検討する。

### (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を指定したときは、次の方法等により村民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

#### ア 避難誘導標識、避難所案内板等の設置

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

#### イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成にあたっては、村民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する村民等の理解の促進を図るよう努める。

#### ウ ホームページへの掲載等による周知

#### エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

また、村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、村民等への普及にあたっては、村民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮

するよう努める。

(5) 公共用地の活用

村は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

指定緊急避難場所の現況（令和2年4月1日現在）

指定緊急避難場所				有効面積	想定収容人数
学校校庭・グラウンド	その他のグラウンド	その他	計		
2箇所	7箇所	1箇所	10箇所	延べ23,667㎡	3,581人

指定緊急避難場所(屋外)一覧表（令和2年4月1日現在）

名前	地区	所在地	空地面積(㎡)	収容人員(人)	管理者
檜原小学校グラウンド	東部地区	檜原村 600	3,361	509	檜原村
檜原中学校グラウンド	東部地区	檜原村 575	5,527	837	檜原村
旧南檜原小学校グラウンド	南郷地区	檜原村 1085	3,350	507	檜原村
旧南秋川中学校グラウンド	人里地区	檜原村 1685	1,951	295	檜原村
旧檜小数馬分校グラウンド	数馬地区	檜原村 2471	890	135	檜原村
資料館グラウンド	三都郷地区	檜原村 3221	889	134	檜原村
旧北檜原小学校グラウンド	小沢地区	檜原村 3791	1,395	211	自治会
旧北秋川小学校グラウンド	樋里地区	檜原村 4331	1,807	273	檜原村
旧藤倉小学校グラウンド	藤倉地区	檜原村 9095	500	75	檜原村
ヘリポート	倉掛地区	檜原村 9423	3,997	605	檜原村
合計	10地区	—	23,667	3,581	—

※収容人員は、6.6㎡に1人で算出

指定避難所の現況（令和2年4月1日現在）

避難所	福祉避難所	収容人数
12箇所	1箇所	2,066人

指定避難所(屋内)一覧表(令和2年4月1日現在)

名前	地区	所在地	居室面積 (㎡)	収容人員 (人)	構造	管理者
檜原小学校	東部地区	檜原村 600	1,309	396	鉄筋	檜原村
檜原小学校体育館	東部地区	檜原村 600	990	300	鉄筋	檜原村
檜原中学校	東部地区	檜原村 575	1,403	425	鉄筋	檜原村
檜原中学校体育館	東部地区	檜原村 575	642	194	鉄筋	檜原村
南郷コミュニティセンター	南郷地区	檜原村 1085	323	97	鉄骨	檜原村
人里コミュニティセンター	人里地区	檜原村 1685	458	138	鉄骨	檜原村
数馬自治会館	数馬地区	檜原村 2443	69	21	木造	自治会
温泉センター数馬の湯		檜原村 2430	65	20	鉄骨	檜原村
郷土資料館	三都郷地区	檜原村 3221	62	18	鉄筋	檜原村
小沢コミュニティセンター	小沢地区	檜原村 3791	470	142	鉄骨	檜原村
樋里コミュニティセンター	樋里地区	檜原村 4331	399	121	鉄骨	檜原村
藤倉ドーム	藤倉地区	檜原村 4797	640	194	鉄骨	檜原村
合計	11 地区	—	6,830	2,066	—	—

※収容人員は、3.3㎡に1人で算出

### 3 指定緊急避難場所、指定避難所等の安全化

指定緊急避難場所の指定にあつては、土砂災害の危険がないように配慮する。また、危険を回避できるように整備することに努める。

#### (1) 指定緊急避難場所、指定避難所までの道路の安全化

村民が避難場所へ安全に避難できるよう、村及び防災関係機関では計画的に各指定緊急避難場所、指定避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め、かつ道路沿いの施設の安全化に努めることが必要である。

- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所に通じる道路、橋りょうの整備
- ・ 消防水利の整備
- ・ 避難道路沿いの施設の安全化

#### (2) 指定避難所の耐震性の確保

指定避難所に指定した建物については、耐震性は確保しているものの必要に応じて指定避難所として利用しやすいよう改修に努める。

#### (3) 指定避難所の鍵の保管等

指定避難所に予定している施設の鍵については、マスターキーを各施設管理者及び総務課で保管するよう検討していく。

#### (4) 指定避難所の開設体制の確認、訓練、習熟

災害時に適切に指定避難所を解錠・開設できるよう、マスターキー保管者の異動、変更の確認に努める。また、平常時から指定避難所の開設訓練を実施し、開設要領

の習熟に努める。なお、東京都の「避難所管理運営の指針」に基づき、「檜原村避難所運営マニュアル」を作成するとともに、被災者のプライバシー保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。また、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整理するなど、指定避難所機能の強化を図る。

## 4 感染症対策

### (1) 宿泊施設等の活用

#### ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

(ア) 村は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

(イ) 避難所としての宿泊施設等の活用の検討にあたっては、都を通じて調整を行う。なお、宿泊施設等が、村、都のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

#### イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 村は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

(イ) 村のみでは対応が困難な場合は、都に調整を要請する。

(ウ) 調整にあたっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体的な借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

#### ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

(ア) 村において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、村のみでは十分な体制を構築できない場合は、都等から応援職員の派遣を検討する。

(イ) 村は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、都と共有するものとする。

(ウ) 村は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

### (2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するにあたって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考と

しつつ、積極的に実施する。

## 第5節 要配慮者支援体制の整備

【総務課、企画財政課、村民課、教育課、福祉けんこう課】

### 1 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

#### (1) 防災知識の普及啓発

##### ア 要配慮者防災行動マニュアルの作成

村は、寝たきりの高齢者、障がい者等の要配慮者やその介護者を対象に都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」を参考に村の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

##### イ 防災訓練の充実

総合防災訓練等の実施にあたっては、村は、都及びその他の防災関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する震災対策訓練を実施する等、防災行動力の向上に努める。

#### (2) 緊急通報システムの活用

都が平常時の福祉・救急対策事業として整備してきた、病気等の緊急時に通報できるシステムの一層の活用を図るよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣村民の協力が不可欠であることから、近隣或いは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の確立を図る。

#### (3) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

東京消防庁は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。

##### ア 要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

##### イ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

### 2 避難行動要支援者名簿について

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

##### ア 対象者名簿

災害発生時において、高齢や障がいなどにより自分で避難することや、意思表示が難しい方に対する安否確認や避難支援、避難所等での生活支援を的確に行うため、支援を要する方の名簿(対象者名簿)を作成する。

##### イ 同意者名簿

対象者名簿のうち、平常時から名簿情報の外部提供に同意が得られた方のみの名簿（同意者名簿）を作成し、避難支援等関係者に提供する。

## (2) 避難行動要支援者名簿の取扱い

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、介護状態区分や障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。

ウ 避難支援等関係者に対し施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

エ 避難支援等関係者に対し受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

## 3 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、村はスプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含めた床の段差・傾斜の解消等に努める。今後も、村は都や消防署と協力して次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

### (1) 社会福祉施設等と地域の連携

#### (2) 防災教育の充実

村は、「社会福祉施設等の防火安全対策指導基準」に基づき、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、社会福祉施設等の職員に対して防火演習を行う等、総合的な自衛消防力の向上を図る。

#### (3) 防災訓練の充実

村は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。今後、各施設における自衛消防訓練の時にも、風水害を想定した救出救護訓練を取入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう消防署の指導により訓練内容の充実に努める。

#### (4) 避難計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、村は都と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

- ア 防災情報の入手体制
- イ 地域の実情に応じた避難所等（村指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法
- オ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等との連携
- カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(5) 社会福祉施設等と地域の連携

社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、消防署、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(6) 防災教育の充実

村は、「社会福祉施設等の防火安全対策指導基準」に基づき、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、社会福祉施設等の職員に対して防火演習を行う等、総合的な自衛消防力の向上を図る。

(7) 防災訓練の充実

村は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。今後、各施設における自衛消防訓練の時にも、風水害を想定した救出救護訓練を取入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう消防署の指導により訓練内容の充実に努める。

社会福祉施設等の管理者は、避難計画に基づいた避難確保のための訓練の実施が義務付けられており、村は社会福祉施設等の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

#### 4 外国人の安全対策

村は、日本語の不自由な外国人を対象に、災害時にその場の状況に応じてどのように行動すればよいか等を理解してもらうため、英語等による防災手引等を作成する。

### 第6節 交通規制・緊急輸送体制の整備

【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

風水害における被害を最小限にするためには、風水害発生後の消防活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効率的な実施が必要である。

そのためには、緊急輸送車両の調達とその交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、風水害発生後、迅速に行うことが必要である。その事前対策としては、



緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開用資機材、車両の調達体制及び緊急輸送車両等の調達体制を整備していく。

## 1 緊急輸送道路の整備

災害時において緊急輸送を行うほか、地域住民の避難、延焼の防止等を図るため、道路基盤整備を進める。

### (1) 緊急輸送道路

東京都において、都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網である緊急輸送ネットワークとして、村に係わる箇所において緊急輸送道路を次のように指定している。

村の緊急輸送道路

路線名	区間
主要地方道上野原あきる野線(第33号)	あきる野市村境～橘橋交差点
一般都道水根本宿線(第205号)	橘橋交差点～やすらぎの里入口

## 2 輸送拠点の整備

### (1) 輸送拠点の確保

緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定め、整備している。

村の輸送拠点

名称	所在地	電話
檜原村役場	檜原村 467-1	042-598-1011

### (2) 緊急道路障害物除去路線の指定

都が指定している広域観点からの緊急輸送道路とは別に、村域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を緊急道路障害物除去路線として指定している。

村の緊急道路障害物除去路線

路線名	区間
主要地方道 33 号線	村内全区間
都道第 205 号線	村内全区間
都道第 206 号線	村内全区間

### 3 緊急輸送車両の指定・整備

災害時において緊急輸送を行うほか、地域住民の避難、延焼の防止等を図るため、道路基盤整備を進める。

## 第7節 医療救護体制の整備

【福祉けんこう課、秋川消防署、西多摩医師会】

風水害時には、広域あるいは局地的に、多数の負傷者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等があいまって、被災地域内では十分な医療行為が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時から村及び医療機関は医療救護活動への備えを図る。

特に二次保健医療圏である西多摩医療圏で地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

## 第8節 飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備

【産業環境課、村民課、教育課】

### 1 飲料水・食料・生活必需品等備蓄・調達体制の整備

風水害時に備えた飲料水・食料、生活必需品の備蓄は、公的備蓄と流通備蓄により行う。それらを避難所等の防災活動拠点を中心にあらかじめ整備し、必要なときに直ちに配備できるようにしておく。

風水害時には、住宅の被災等により各家庭での食料、生活必需品、飲料水の不足に加え、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要となることから、災害発生直後から円滑に飲料水及び食料、生活必需品の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制を整備しておく。

#### (1) 「公助」の備蓄対策

村は、東京都発表の多摩直下地震の想定最大避難者数 84 人の3日分を目標に、飲料水、食料、生活必需品の「公助」の備えを行うこととしているため、風水害時はこれを活用する。また、村は、村内の小売業者等の協力を得て、災害援助に必要な物資の調達に関する協定を締結しているが今後も村内外の小売業者等との協定の締結をさらに推進し、食料品及び生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

#### (2) 「自助」の備え、事業所及び一般家庭における備蓄

村は、災害時に事業所及び一般家庭において、飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう普及啓発する。特に一般家庭については、「自助」の備えを重要視し、家

族一人あたり3日分の飲料水、食料等の備蓄啓発を推進する。また、事業所（学校も含む）においても、都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員の3日分の飲料水、食料等を備蓄するよう啓発を行う。

### (3) 各機関と協力・連携した救援物資等の調達・配布体制の強化

風水害時に必要な物資をすべて公的備蓄から確保することは難しいことから、各機関と物資の供給に関する協定を締結しているが、物資の配給体制を強化するためにも、今後も様々な機関と協力体制を樹立していく必要がある。そのため、村は、災害時に備蓄食料や生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、あらかじめそれらの供給体制を整備しておく。

## 2 救援物資等の集積場所の整備

### (1) 救援物資等の集積場所の指定、整備

村外から送られてくる救援物資等を受入・保管するほか、円滑に仕分・配送等できるよう、各施設管理者の協力を得て、風水害時における広域的救援物資等の集積場所を指定しておくなど、環境整備を図っておく必要がある。そのため、村は、想定される被害に応じた必要品目をリストアップしておくとともに、救援物資の受領方法、保管場所や担当部署等を明示したマニュアル・様式などを整備しておく。

### (2) 救援物資等の保管・仕分・個別配送体制の整備

風水害時に、大量に送られてくることが想定される支援物資に対して、仕分け・配送に関する問題点が過去の災害において多数発生していることから、村職員のマンパワーの限界もかんがみ、支援物資の仕分け・配送等の業務に関するノウハウを持つ配送業者等への依頼方法などを検討しておく。

また、救援物資等の受入、保管、仕分け作業に必要となる要員を村職員以外にも、事業所や流通業者、ボランティア等の協力を得て確保する方法を定めておく。さらに、災害時の不用不急の品目は受取りを辞退する旨明示した広報文案・様式を用意しておき、HPやマスコミ等を通じて広報できるよう準備しておく。

## 第9節 その他の村民支援体制の整備

### 【総務課、村民課、産業環境課、西多摩保健所、西多摩建設事務所】

### 1 ごみ処理、防疫・保健衛生体制の整備

建物の倒壊や焼失、土砂災害のほか、避難生活の長期化等に伴い、ごみが大量に発生し、ごみ処理や、防疫・保健衛生ニーズが予想される。そのため、村は、風水害時のごみ処理、防疫・保健衛生体制を整備しておく。

## 2 災害用トイレの確保・備蓄

### (1) 災害用トイレの確保

風水害時は、り災者の避難所生活によりし尿処理ニーズが発生することが予想されるため、村は、次の方法により災害用トイレの確保に努める。

ア 避難者 100 人あたり 1 基の災害用トイレを確保する。

イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレを確保する。

ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

エ 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄について特に配慮する。

### (2) 事業所及び家庭

当面の目標として、3 日分の災害用トイレを備蓄する。

## 3 がれき処理体制の整備

風水害時に被災した住宅や道路等から出るがれきや災害廃棄物の処理を迅速に実施する体制を整備しておく。特に、災害廃棄物の集積予定地や選定方法について事前に検討しておく。

## 4 応急住宅対策実施体制の整備

### (1) 家屋・住家被害状況調査実施体制

村は、風水害時に家屋・住家被害状況調査を迅速に着手できる体制を整備しておく。特に家屋・住家被害の判定基準(全壊・半壊等の区別など)に習熟できるよう、税務担当OBを加えるなどの体制により研修と訓練に努めるものとする。

### (2) 被災住宅応急修理実施体制

村は、風水害時に被災した住宅の応急修理を迅速に着手できる体制を整備しておく。特に、家屋・住家被害の程度に応じた応急修理の方法に習熟できるよう、研修と訓練に努める。また、村営住宅などによる対応方法についても検討しておく。

## 5 被災者生活支援実施体制の整備

村は、風水害時の被災者の生活支援のための各種対策を迅速に着手できる体制を整備しておく。特に、生活相談の実施、災害弔慰金の支給、災害援護資金等の貸し付け、租税の減免、各種融資制度に習熟できるよう、研修と訓練に努める。

また、村は、義援金品の受付・保管・配分方法についても検討しておく。

## 第2部 災害応急・復旧対策計画

### 第1章 応急活動体制

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市町村に大雨、豪雨、台風等による警戒を要し、又は被害が発生した場合、直ちに初動活動を行う応急活動体制を確立する。村は、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害状況に応じて職員配備を指示するとともに、村災害対策本部（以下、「村本部」という。）等を設置し、初動活動に着手する。

また、村は、民間団体、村民、事業所等と一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、防災業務の遂行にあたる。

応急活動体制に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

#### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
職員配備、災害対策本部等設置	警報、降雨状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部等設置、配備態勢決定			
本部等活動環境の改善、強化	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
本部会議設営準備、開催			災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続	
広域応援（受援）体制確立			広域応援要請、自衛隊派遣等		
職員参集状況確認、拡充、報告	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課（班）への応援・調整等			

#### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	警報、降雨状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部設置、配備態勢決定	災害対策本部会議開催、応援要請	災害対策本部会議開催継続	
企画財政課	初動要員への配備指示伝達	各班に配備態勢通知	災害対策本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保等）		
企画財政課	車両等確保、配車	庁舎施設の機能保全、応急復旧	各部各班との連絡調整、部内対策の応援		
会計課			災害時の応急財政措置（災害対策関係予算）		
各課	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況確認、報告			

## 第1節 初動体制－災害対策本部設置前における対応

【各課共通】

### 1 気象情報の伝達と待機指示等

台風、暴風雨、集中豪雨等による風水害及びその他大規模な事故災害の発生が予想される大雨、気象状況の下で、以下のとおり気象情報等の受信・伝達を主とする警戒体制を確立し、初動対応を行う。

- (1) 各課長は、気象情報等の状況により待機指示等を行い、その体制を総務課長に報告する。
- (2) 各課長は、速やかに課内の体制を整え災害対応を行う。
- (3) 各課は、課内の連絡網を整備しておくものとする。
- (4) 災害対応は、第一次的に各課において対応する。

### 2 気象情報の早期収集（気象庁ホットラインの活用）

突発的局所的な集中豪雨は予測が困難であり、集中豪雨による河川氾濫が発生した後に、避難勧告や避難指示（緊急）を行うとき、被害を最小限にとどめることは不可欠である。

このため、気象庁の予報官が、都や村からの問い合わせに対し、気象庁が設けている防災機関向け専用電話（気象庁ホットライン）を活用し重要な気象情報の予測について直接回答を行うことになっている。これにより得られた情報について、都が必要と認める場合、区市町村、関係機関等へ提供することになっている。

このことから、村は、これらの情報を避難勧告等防災応急対策の判断の参考に積極的に利用する。

### 3 災害発生時の対応等

- (1) 宿直者又は現場職員等からの連絡及び要請を受け、各課において速やかに体制を整え災害対応を行う。
- (2) 各課において災害対応を実施した結果を総務課長に報告するとともに、災害の拡大、内容等により他課の応援を必要とする場合は、総務課長に要請する。
- (3) 総務課長は、災害対応の結果を判断し、その状況により他課に応援要請を行うとともに、消防団、消防署等に要請を行うこととする。
- (4) 災害の状況により総務課長は村長（本部長）と協議し、村長が災害対策本部を設置するものとする。
- (5) 各課は、課内の災害対応のため、常時資器材等を整備しておく。
- (6) 災害対応は第一次的に各課において対応することとし、災害の拡大のおそれがある場合、又は拡大した場合は消防団等に要請するものとする。

以下に、村に係る警戒対応期から4日目以降にかけて必要となる応急活動を時系列表に示した。これらは、過去の災害時の初動活動の実施状況に基づいて資料化したものであり、被害の程度や発生状況に応じ、必要となる時期が異なることに留意する必要がある。

《応急活動の流れ》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
初動対応	警報、降雨状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部等設置、配備態勢決定			
	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
			災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続	
			広域応援要請、自衛隊派遣等		
	初動要員配備指示	自主参集、配備状況報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等			
災害情報の収集・伝達・報告	警報、降雨に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示			
	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	災害予報及び警報収集・伝達	各種警報収集・伝達		
		重要情報収集指示、異常現象に関する情報、都へ被害報告	都へ被害報告(第二報以降)	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
		村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施(村長声明含む)	報道対応、広報・広聴活動を継続	
災害救助法の適用		災害救助法事務の実施体制確立			
		災害救助法適用手続きの要否検討			
			救助法適用手続き	災害救助の実施	
		災害救助事務に係る応援要請			
相互応援協力・派遣要請		都との協力要請、応急措置の要請			
		緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用	
		自衛隊災害派遣要否検討	自衛隊災害派遣要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入	
			防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・公的団体・民間業者等の支援受入	
		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動(ボランティア募集、ニーズ受付等)	
水防活動	警報、降雨状況に応じ水防体制確立	都との協力要請、応急措置の要請			
	水防活動要員への水防活動指示	浸水等被害及び警戒活動状況把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整	
		護岸・水防施設被害把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整	
		所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整	

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
避難対策	降雨・浸水状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施			
	警戒活動要員へ避難対策指示、村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
	降雨・浸水状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	指定避難所運営委員会等設置・運営継続		
	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援	
			帰宅困難者受入体制確立	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給	
			食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給	

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
警備・交通規制	警備活動・交通規制要否検討				
	雨量等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
緊急輸送	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			
救助・救急		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
		救助活動着手	救助活動を継続		
		救急活動着手	救急活動を継続		
医療救護		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関の支援を受け、現地活動調整	
			保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育	
			防疫活動の要否検討	防疫活動実施	



活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
			山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護	
飲料水・食料・生活必需品等の供給		断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	
		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続	
		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	
ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で外部支援を得、現地活動調整	
			し尿等処理需要検討	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整	
			がれき処理、需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整	
		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
遺体の取扱い		行方不明者等の搜索場所、体制検討	行方不明者等の搜索	行方不明者等の搜索継続	
		遺体収容・処理需要・体制把握	遺体収容所の開設、遺体搜索、収容	遺体搜索、収容継続、検視・検案	
			火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報	
応急住宅対策		危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整	
		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）	
			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設	
			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、住宅供給、公的住宅・民間賃貸等の供給	
教育・労務対策	休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧	
		教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		
			学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始
		園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
ライフライン施設の応急復旧対策	動員体制の確立	水道施設・下水道施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施他、団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
	動員体制の確立	電気施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
	動員体制の確立	通信施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
公共施設等の応急復旧対策	動員体制の確立	公共土木施設等の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、社会福祉施設等の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
応急生活対策			被災者ニーズの把握、	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行
				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
激甚災害の指定		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

## 第2節 災害対策本部の組織・運営

【各課共通】

### 1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部を設置する場所は檜原村役場 2 階庁議室（東京都西多摩郡檜原村 467-1、電話 042-598-1011）とする。

また、本部設置場所が被災した場合は、適切な公共施設を代替施設とする。

### 2 村本部の設置及び廃止

#### (1) 村本部の設置

村長は、村の地域において大規模な災害(風水害)が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため檜原村災害対策本部(以下「村本部」という。)を設置する。

村本部を構成する課長の職にある者は、村本部を設置する必要があると認めるときは、総務課長にその状況を報告する。総務課長は、状況報告を受け、村本部を設置する必要があると認められた場合は、村本部の設置を村長に申請する。

村本部の設置基準については、次のとおりとする。

#### 村本部の設置基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 多摩西部地域に気象業務法(昭和 27 年法律案 165 号)に基づく暴風、大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、その必要性が認められるとき。</li><li>② 村の区域に大規模な火災・爆発その他重大な災害が発生し、その必要性が認められるとき。</li><li>③ 村の区域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要性が認められるとき。</li><li>④ 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。</li></ul> |
|---|

ア 総務課長は、村本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に村本部の設置を通知しなければならない。

(ア) 本部員

(イ) 都知事(総務局総合防災部)、西多摩建設事務所長、森林事務所長

(ウ) 五日市警察署長

(エ) 秋川消防署長

(オ) 隣接市町長

(カ) 関係防災機関の長

(キ) その他村長(本部長)が必要と認められた者

イ 本部員である各課長は、上記アの通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底をさせなければならない。

(2) 村本部の標示

ア 村本部が設置されたときは、村役場玄関(村役場が被災の場合は本部を設置した建物の見やすい所)に「檜原村災害対策本部」の標示を提出する。

イ 標示の大きさは、おおむね幅 25cm、長さ 1.2m とし、白の地色、黒の文字とする。

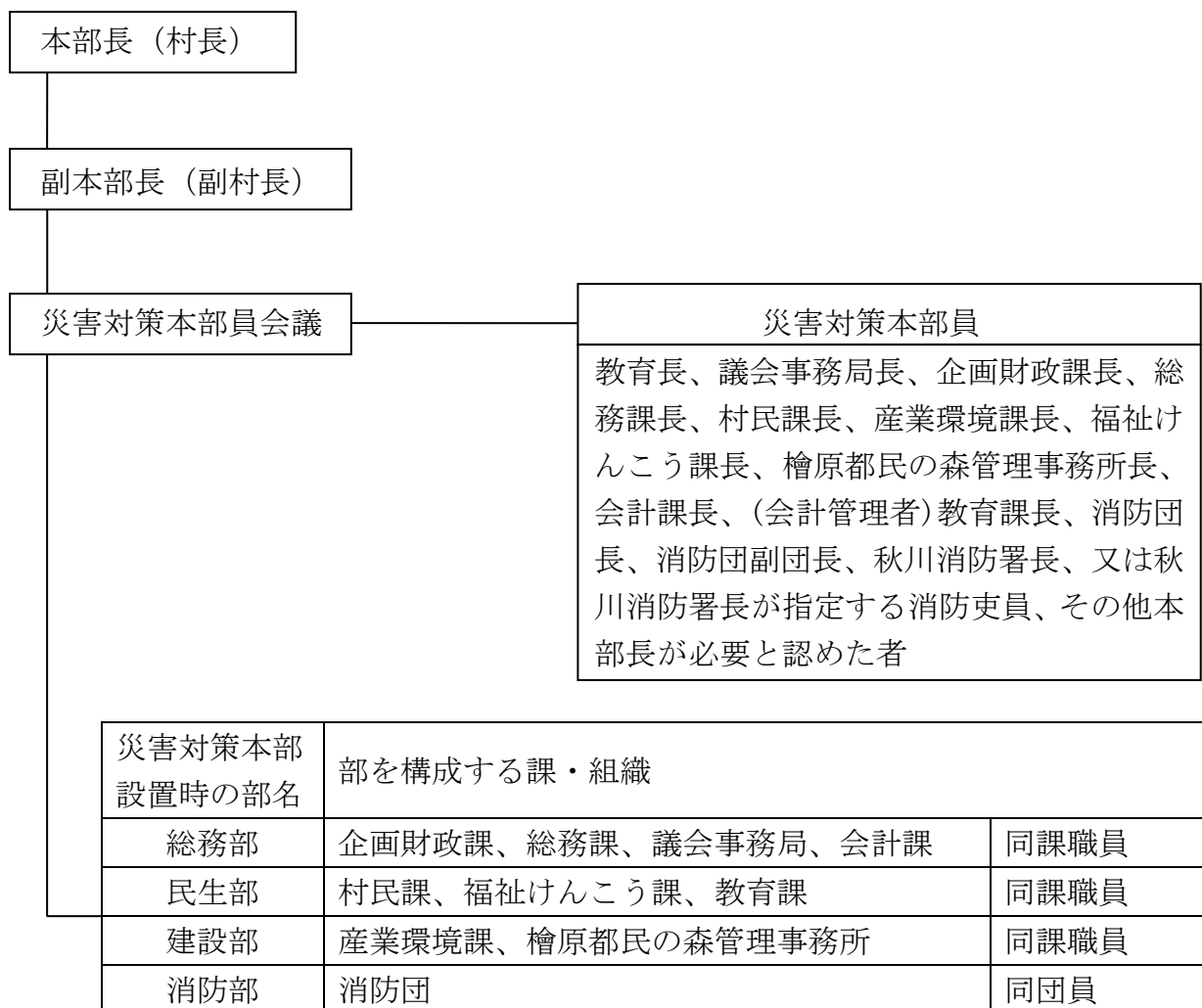
(3) 村本部の廃止

ア 村長(本部長)は、村の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

イ 本部廃止の通知は、上記(1)に準じて処理する。

### 3 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織及び分掌は、次のとおりである。



### 分掌事務

部名	分掌事務
各部共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の動員配備に関する事</li> <li>2 災害対策本部及び各部間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関する事</li> <li>3 所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事</li> <li>4 指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関する事</li> <li>5 被災情報一元化とりまとめへの協力に関する事</li> <li>6 被害認定調査、り災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関する事</li> <li>7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事</li> <li>8 災害救助法適用後の救助実施への協力に関する事</li> <li>9 本部長の指示による事務及び他部の応援に関する事</li> </ol>
総務部 (企画財政課) (総務課) (議会事務局) (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関する事</li> <li>2 防災機関との連絡調整に関する事</li> <li>3 災害対策本部の設置に関する事</li> <li>4 地震情報、気象予警報、特別警報、土砂災害警戒情報等の受理及び伝達に関する事</li> <li>5 各部の行う災害対策の総合調整に関する事</li> <li>6 本部の庶務に関する事</li> <li>7 危険物保安全般に関する事</li> <li>8 職員の動員に関する事</li> <li>9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関する事</li> <li>10 自衛隊の災害派遣要請に関する事</li> <li>11 受援体制の確保に関する事</li> <li>12 渉外に関する事</li> <li>13 応急対策要員の確保に関する事</li> <li>14 車両の確保及び配車に関する事</li> <li>15 対策物資の輸送に関する事</li> <li>16 優先通行標識、身分証明の交付に関する事</li> <li>17 被害状況の收拾、集計及び報告に関する事</li> <li>18 災害の広報に関する事</li> <li>19 災害の記録に関する事</li> <li>20 応急対策予算の調整に関する事</li> <li>21 村有財産等の貸付、使用に関する事</li> <li>22 他部に属さない村有財産の被害調査に関する事</li> <li>23 災害救助法の適用に関する事</li> <li>24 災害救助法に基づく給与物資生業資金に関する事</li> <li>25 その他他部に属さない事</li> </ol>
民生部 (村民課) (福祉けんこう課) (教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的、住家、社会福祉施設等の被害調査に関する事</li> <li>2 災害廃棄物の処理、清掃及び防疫並びに給水に関する事</li> <li>3 遺体の処理及び埋葬に関する事</li> <li>4 衛生施設の被害調査に関する事</li> <li>5 仮設トイレの確保及び設置に関する事</li> <li>6 炊き出しの手配及び給食、応急食料の確保及び配給に関する事</li> </ol>

部名	分掌事務
	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事</li> <li>8 指定避難所、指定緊急避難場所の設置・避難民の収容に関する事</li> <li>9 要配慮者、避難行動要支援者の支援に関する事</li> <li>10 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関する事</li> <li>11 福祉避難所に関する事</li> <li>12 り災証明の発行に関する事</li> <li>13 被災者台帳の作成に関する事</li> <li>14 被災者の健康診断、予防接種に関する事</li> <li>15 医療施設等の被害調査に関する事</li> <li>16 救護所の設置に関する事</li> <li>17 医療品の確保に関する事</li> <li>18 巡回救助、患者の輸送に関する事</li> <li>19 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関する事</li> <li>20 指定避難所の被災者に対する健康教育に関する事</li> <li>21 被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事</li> <li>22 教育施設の保全・被害調査・応急復旧に関する事</li> <li>23 被災児童生徒等の被害調査・給食に関する事</li> <li>24 災害時の応急教育・学用品の調達に関する事</li> <li>25 義援物資、義援金の受け付けに関する事</li> <li>26 災害ボランティアの受入に関する事</li> <li>27 生活必需品の調達及び供給に関する事</li> <li>28 会計に関する事</li> <li>29 災害見舞金の出納保管に関する事</li> <li>30 災害による村税の猶予及び減免に関する事</li> <li>31 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する事</li> </ul>
<p>建設部 (産業環境課) (檜原都民の森管理 事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧用建設資材の確保に関する事</li> <li>2 道路、河川及び橋りょうの応急修理並びに障害物の除去に関する事</li> <li>3 土木施設の被害調査に関する事</li> <li>4 村営・公営住宅の被害調査に関する事</li> <li>5 応急収容施設に関する事</li> <li>6 住宅その他建築物の応急修理に関する事</li> <li>7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>8 被災教育施設の応急復旧に関する事</li> <li>9 上水道施設の被害調査に関する事</li> <li>10 上水道施設の応急復旧資材の確保に関する事</li> <li>11 上水道施設の応急復旧に関する事</li> <li>12 飲料水の確保及び給水対策に関する事</li> <li>13 下水道施設の被害調査に関する事</li> <li>14 下水道施設の応急復旧資材の確保に関する事</li> <li>15 下水道施設の応急復旧に関する事</li> <li>16 商工業関係の被害調査に関する事</li> <li>17 通信関係の被害調査等に関する事</li> <li>18 観光施設の被害調査に関する事</li> </ul>

部名	分掌事務
	19 商工業関係の応急復旧資材の確保に関すること 20 被災商工業者の災害融資に関すること 21 種苗等の確保に関すること 22 家畜の保健衛生に関すること 23 農林関係の被害調査に関すること 24 農業施設の被害調査に関すること 25 農業用施設の応急復旧に関すること 26 農林関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること 27 被災農林家の災害融資に関すること
消防部 (消防団)	1 消防活動に関すること 2 避難の指示及び誘導に関すること 3 救助活動に関すること 4 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関すること

(1) 本部長等の職務

ア 本部長（村長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副村長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 部長

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

エ 本部員

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ その他本部の職員

部長の命を受け、部の事務に従事する。

(2) 本部長室の構成及び所掌事務

ア 本部長室は、次の者をもって構成する。

(ア) 災害対策本部長(村長)

(イ) 災害対策副本部長(副村長)

(ウ) 災害対策本部員

イ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

(ア) 部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ウ) 避難勧告、指示（緊急）及び誘導に関すること。

(エ) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関すること。

(オ) 都機関、他市町村、関係防災機関に対する応援の要請に関すること。

(カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(ク) 部長会議の招集に関すること。

(ケ) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

## 4 現地災害対策本部の設置

### (1) 構成員

- ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
- イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。

### (2) 分掌事務

- ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- イ 村及び関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること
- オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
- カ 各種相談業務の実施に関すること
- キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

### (3) 設置場所

災害現場又は村庁舎等

## 5 防災従事者の災害補償

災害時において、応急措置の業務に従事した者の災害補償については、それぞれ次によるものとする。

### (1) 本部職員

本部職員として防災業務に従事する地方公務員については「地方公務員災害補償法」(昭和42年法律第121号)による。

### (2) 消防団員

消防団員については、「檜原村消防団に関する条例」(昭和58年条例第6号)による。

### (3) その他の災害業務従事者

ア 災害時において応急措置の業務に従事した村民については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)による。

イ 「東京都震災対策条例」(平成12年条例第202号)に基づく防災訓練に参加した者は、同条例及び施行規則による。

## 6 感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】



- ア 災害対策本部設置場所の工夫
- イ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ウ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- エ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- オ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- カ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

### 第3節 動員配備

#### 【各課共通】

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として都及び防災関係機関と連携しつつ、次の非常配備態勢を決定する。決定後は、直ちに職員に動員配備を指示し、災害応急対策を実施する。

#### 各種注意報・警報等に基づく本部等の設置基準・配備態勢

区分 態勢	設置基準	態勢内容	対応組織
警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報：表面雨量指数 12 以上又は土壌雨量指数 112 以上</li> <li>・洪水注意報：神戸川流域は流域雨量指数 7.2 以上。秋川流域は流域雨量指数 14.4 以上、複合基準は表面雨量指数 11 以上、流域雨量指数 11.5 以上。北秋川流域は流域雨量指数 13.3 以上</li> <li>・暴風警報 風速 25m/s のいずれかが発表されたとき</li> <li>・竜巻注意情報発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集を行い、非常態勢に移行できうる態勢（状況に応じて、本部長の指示による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒本部</li> <li>態勢：災害応急処理体制を準用</li> <li>※警報発令時は、総務課係長職以上の職員。その他課長職以上自宅待機</li> </ul>
第1次 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報：表面雨量指数 18 以上又は土壌雨量指数 159 以上が発表され、浸水又は土砂災害等の被害が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、連絡活動等を行い高次の態勢に移行できうる態勢</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援が可能な態勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部</li> <li>課長級以上の職員（おおむね 1 / 4 の職員）</li> <li>消防団</li> </ul>
第2次 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、実時間雨量 100mm 以上となり、さらに浸水又は土砂災害等の被害が予想されるとき</li> <li>・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域内に「非常に危険」が表示されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告発令、避難所設置及び避難支援が可能な態勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部</li> <li>課長補佐、係長、主査職以上の職員（おおむね 1 / 2 の職員）</li> <li>消防団</li> </ul>
第3次 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表された後、浸水又は土砂災害等による大規模な被害が予想されるとき</li> <li>・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水地域を設定して避難勧告又は避難指示（緊急）発令、避難所設置及び避難支援が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部</li> <li>全職員態勢</li> <li>消防団</li> </ul>

区分 態勢	設置基準	態勢内容	対応組織
	<p>内に「極めて危険」が表示されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報発表時</li> </ul> <p>48 時間降水量：558mm 3 時間降水量：139mm 土壌雨量指数基準：289 台風等を要因とする時：930hpa 以下又は最大風速 50m/s 以上 雪を要因とする時：一度の積雪で 50cm かつその後も警戒が丸 1 日続く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による救助活動が適用される災害が発生したとき</li> </ul>	<p>な態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命を守る行動をとり、可能な範囲で自治会館又は広域避難所へ避難指示（緊急）を行う。</li> </ul>	

<参考>

- ※1 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出。
- ※2 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出。
- ※3 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

## 第2章 災害情報の収集・伝達・報告

風水害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、村は、各課が相互に連携し、保有する災害情報収集、伝達手段・ツール等による相互連絡体制を確立するとともに、気象予報及び警報を適切に受信・伝達し、被害情報を災害現地から収集・集約し、都に報告する。

また、村は、関係機関等と一体となり、村民及び関係機関等に対する適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

災害情報の収集・伝達・報告に関する時系列活動イメージと実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
情報収集、伝達体制の確立	警報、降雨に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示			
災害予報及び警報の伝達	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	災害予報及び警報収集・伝達	各種警報収集・伝達		
被害情報収集、集約、報告		重要情報収集指示、異常現象に関する情報、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
災害広報・広聴の実施		村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（村長声明含む）、報道対応、広報・広聴活動継続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	警報、降雨に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示	都への被害報告	災害調査実施、各課（班）、各所管の収集・整理を指示	
企画財政課	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	村HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施（村長声明含む）	報道対応、広報・広聴活動継続	
各課			各課（班）、各所管で被害情報を収集・整理、村本部への報告		
都・災害情報関係機関		災害予報及び警報、異常現象に関する情報、災害情報等の収集・伝達、各機関相互に共有			
報道機関		災害報道・取材実施、村民への情報提供			

# 第1節 情報連絡体制

【各課共通】

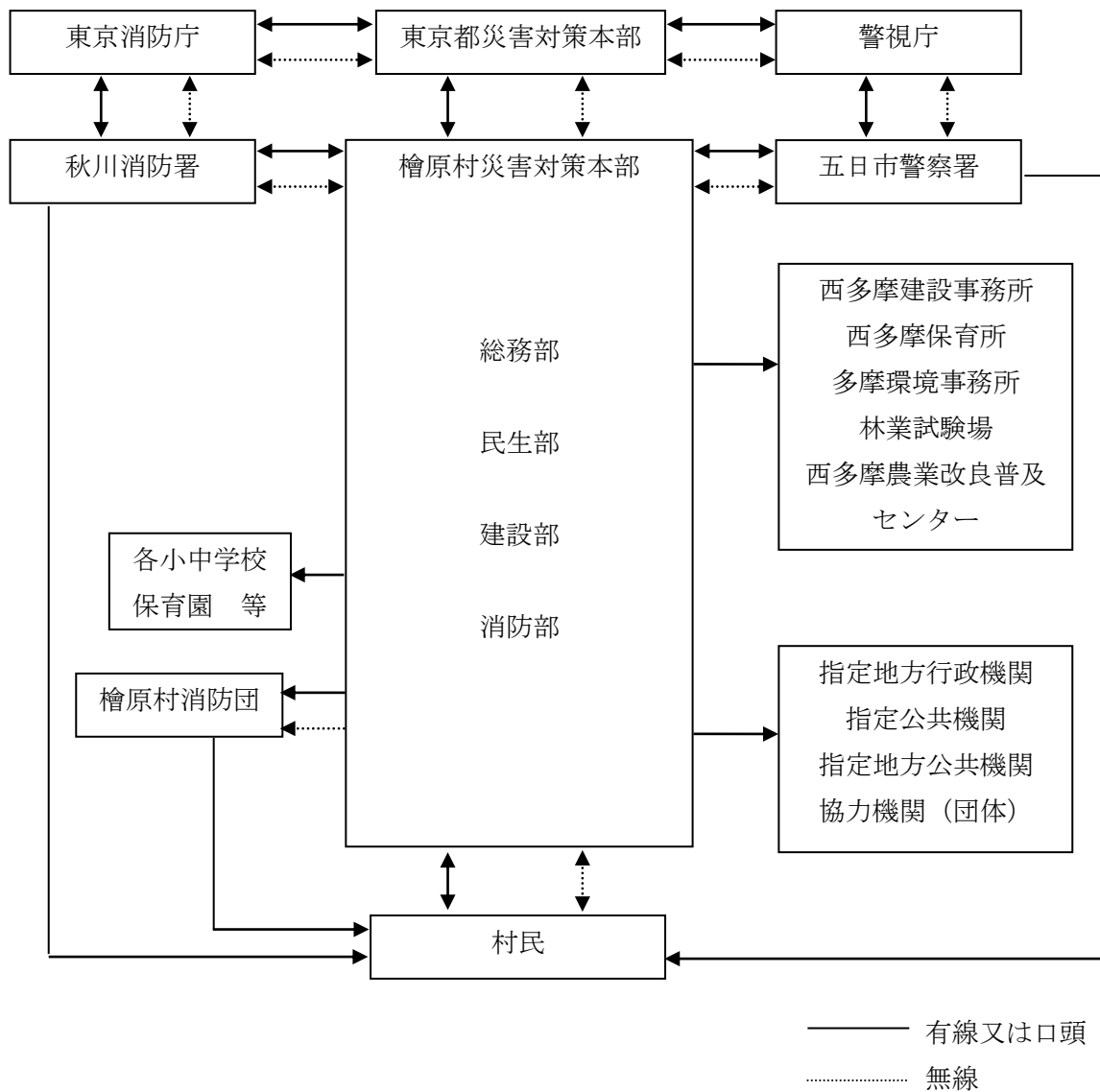
災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、情報の収集、伝達等相互連絡体制を確立する。

## 1 通信連絡体制

### (1) 通信連絡体制

東京都災害対策本部及び関係地方行政機関並びに協力団体間との通信連絡体制は、次のとおりである。

檜原村災害対策本部通信連絡系統図



(2) 通信連絡方法

ア 都との通信連絡

原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の活用も図るものとする。この場合、極力システム端末で災害情報の入出力を行うものとする。

なお、災害の状況により都本部に報告することが出来ない場合は、国(総務省消防庁)に対し、直接情報連絡を行う。

イ 非常時の通信ルートの策定

非常時における、都と村間で情報収集・伝達に係る手段及び経路等を、あらかじめ多ルート化し定めることにより、非常時における情報連絡体制の強化を図る。また、非常通信ルート策定後、本地域防災計画等への反映を行い、継続的に訓練や見直し等を行っていく。

檜原村～東京都の情報伝達方法

【優先順位】

使用するルートの優先順位は、

- |   |
|---|
| ①第1ルート (衛星通信) ⇒②第2ルート (単一无線回線) ⇒<br>③第3ルート (使送) |
|---|

とする。

ルート名	伝達経路	
第1ルート	<p>東京都防災行政無線 (衛星通信回線) を使用</p> <p>村災害対策本部                      都災害対策本部</p>	非常時の 通信ルート
第2ルート	<p>東京都防災行政無線 (単一无線回線) を使用</p> <p>村災害対策本部                      都災害対策本部</p>	
第3ルート	<p>檜原村から最も近い消防署又は都の事業所などを經由</p> <p>村災害対策本部                      消防署                      消防電話                      都の事業所                      無線                      都災害対策本部</p>	非常 通信ルート

#### ウ 防災関係機関等との通信連絡

防災行政無線又は有線通信により行う。

#### エ 村内部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡にあたるものとする。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行う。

### 2 指定電話及び連絡責任者

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、村の各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 各機関は、震災時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるものとする。
- (3) 各機関の指定電話は、防災関係機関一覧表(別表-1)参照

### 3 防災行政無線等の整備・充実

村は、防災行政無線について、デジタル固定局(屋外及び戸別)、アナログ移動局を以下のとおり整備しており、これらの活用を図るほか、移動系についてはデジタル化等整備拡大に努める。また、地形要因から電波障害を受ける地域があり、衛星を利用した携帯電話等の導入を検討する。

防災行政無線の整備状況(令和2年4月1日現在)

防災行政無線		
固定局(60MHZ)		移動局(150MHZ)
屋外	戸別	
32局	1,150局	54局

## 第2節 災害予報及び警報、特別警報の伝達

【総務課、企画財政課、各課】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害を軽減させるためには、防災関係機関や村民等に、災害に関する予報や警報、特別警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。災害に関する予報及び警報、特別警報の発令、伝達等について有線通信途絶時における措置等必要な事項を定める。

### 1 災害予報及び警報、特別警報の伝達

災害予報及び警報、特別警報の伝達は、第1非常配備態勢発令時において、次の順序により伝達するものとする。

- (1) 本部長、(2) 副本部長、(3) 各部長、(4) 秋川消防署長、(5) 五日市警察署長、(6) 消防団長、(7) その他必要と認めた機関

ただし、状況により必要でないと認めたものについては、伝達を省略することができる。

## 2 気象情報の種類及び発表要領

- (1) 気象情報（注意報、警報、特別警報、情報等）

気象庁は、異常気象によって災害が発生するおそれがある場合には、注意報、警報、特別警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その定義は次のとおりである。

### ア 気象情報の定義

区分	内 容
予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意して行う予報
警報	重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
特別警報	重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
情報	台風、豪雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

### イ 注意報、警報の発表官署及び担当区域等

発表官署	担当区域	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
気象庁 予報部	東京都	東京地方	23区西部	
			23区東部	
			多摩北部	
			多摩南部	
			多摩西部	檜原村

### ウ 一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報及び情報

- (ア) 特別警報・警報・注意報



### 特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類		概要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

種 類	概 要
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起ころおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表される。

### 特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮※		高潮になると予想される場合
波浪※		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※檜原村は対象外

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

令和2年10月8日現在  
発表官署 気象庁予報部

檜原村	府県予報区		東京都		
	一次細分区域		東京地方		
	市町村等をまとめた地域		多摩西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159	
	洪水	流域雨量指数基準		神戸川流域=9, 秋川流域=18.1, 北秋川流域=16.7	
		複合基準※ <sup>1</sup>		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速	25m/s		
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	112		
	洪水	流域雨量指数基準		神戸川流域=7.2, 秋川流域=14.4, 北秋川流域=13.3	
		複合基準※ <sup>1</sup>		秋川流域= (11, 11.5)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速	13m/s		
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う			

大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
なだれ		
低温	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
霜	4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下	
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

### 主な気象警報等発表時における村や村民の対応

村の対応	村民の行動	気象警報等の種類					警戒レベル ※	
		大雨		暴風	大雪	暴風雪		
		(土砂災害)	(浸水害)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の連絡態勢確立</li> <li>気象情報や雨量の状況を収集</li> <li>注意呼びかけ</li> <li>警戒すべき区域の巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に気をつける</li> <li>テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手</li> <li>窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>避難所の確認</li> <li>非常持出品の点検</li> </ul>	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	警戒レベル 2	
<ul style="list-style-type: none"> <li>警報の村民への周知</li> <li>避難所の準備、開設</li> <li>必要地域に避難準高齢者等避難開始</li> <li>応急対応態勢確立</li> <li>必要地域に避難勧告、避難指示（緊急）</li> <li>避難の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備をする</li> <li>危険な場所に近づかない</li> <li>日頃と異なったことがあれば、役場庁舎などへ通報</li> <li>暴風警報については、安全な場所に退避</li> </ul>	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報	4 警戒レベル 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が発表され非常に危険な状況であることの村民への周知</li> <li>直ちに最善を尽くして身を守るよう村民に呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）</li> </ul>		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報	警戒レベル 5

※警戒レベル 1～2 は気象庁予報部が、警戒レベル 3～5 は檜原村が発表する。

エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

(ア) 警報の危険度分布等の概要

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(イ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東京都多摩西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（東京都）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や村民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、東京都と気象庁が共同で発表する。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ア) 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、過去に発生した土砂災害をくまなく調査したうえで「この基準を超えると、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害が既に発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたとき（大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫色）が出現したとき）に速やかに発表する。

(イ) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目に該当する場合に、東京都建設局と気象庁が協議して行う。

a 発表基準

発表基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合。

b 解除基準

解除基準は、降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合。

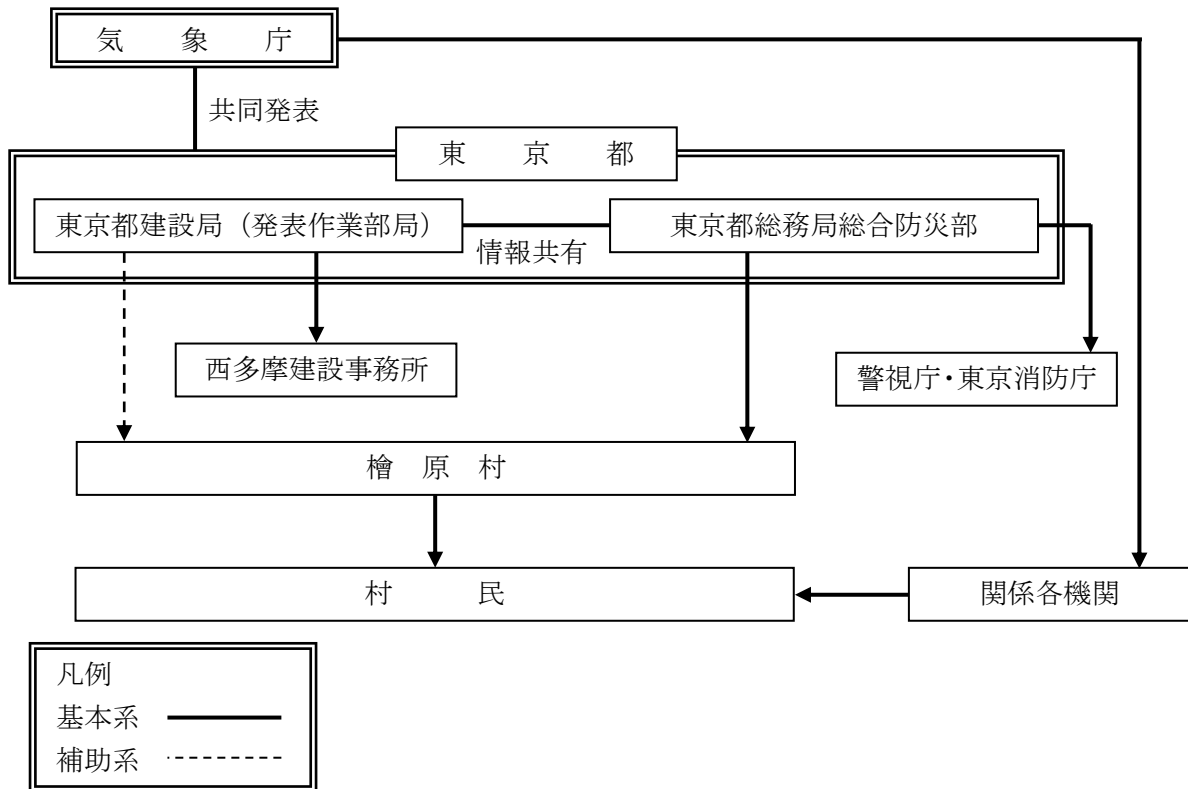
ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、東京都建設局と気象庁が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することができる。

c 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、東京都建設局と気象庁は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取扱う。

(ウ) 村の措置

村は、檜原村を対象とした土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害の危険性のある地域に居住する村民に、防災無線等により知らせるものとする。

土砂災害警戒情報の伝達ルート図



## カ 気象警報通報

### (ア) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

### (イ) 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、村民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

### (ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報

の「危険度分布」で確認する必要がある。

#### キ 火災気象通報

##### (ア) 火災気象通報の概要

気象庁は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちに都知事に通報しなければならない。通報を受けた都知事は、同法第22条第2項の規定により、直ちにこれをその地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

本村においては、通報は、東京消防庁を通じて村に伝達される。

##### (イ) 火災気象通報を行う基準

気象庁は、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に東京都に通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

##### 【通報区分】

乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】

強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】

乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】

また、通報した内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

#### ク 火災警報

##### (ア) 火災警報の概要

村長は、都知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

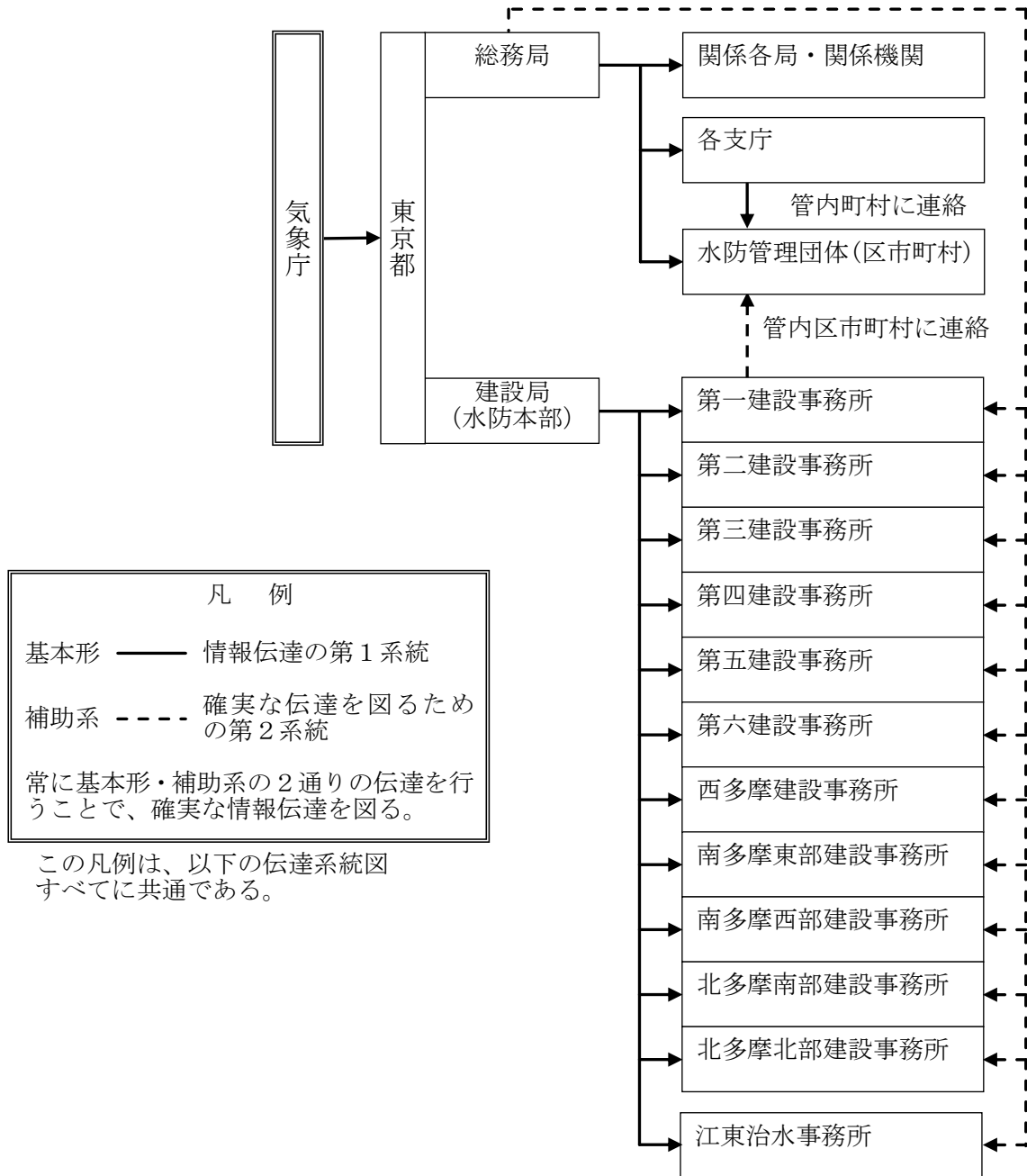
##### (イ) 火災警報の伝達

村は、火災警報を発し、又は解除したときは、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに村民等に対しその旨を周知するとともに、東京消防庁に通報する。



### 3 気象情報の伝達系統

気象情報伝達系統図



#### 4 異常現象発見時の通報

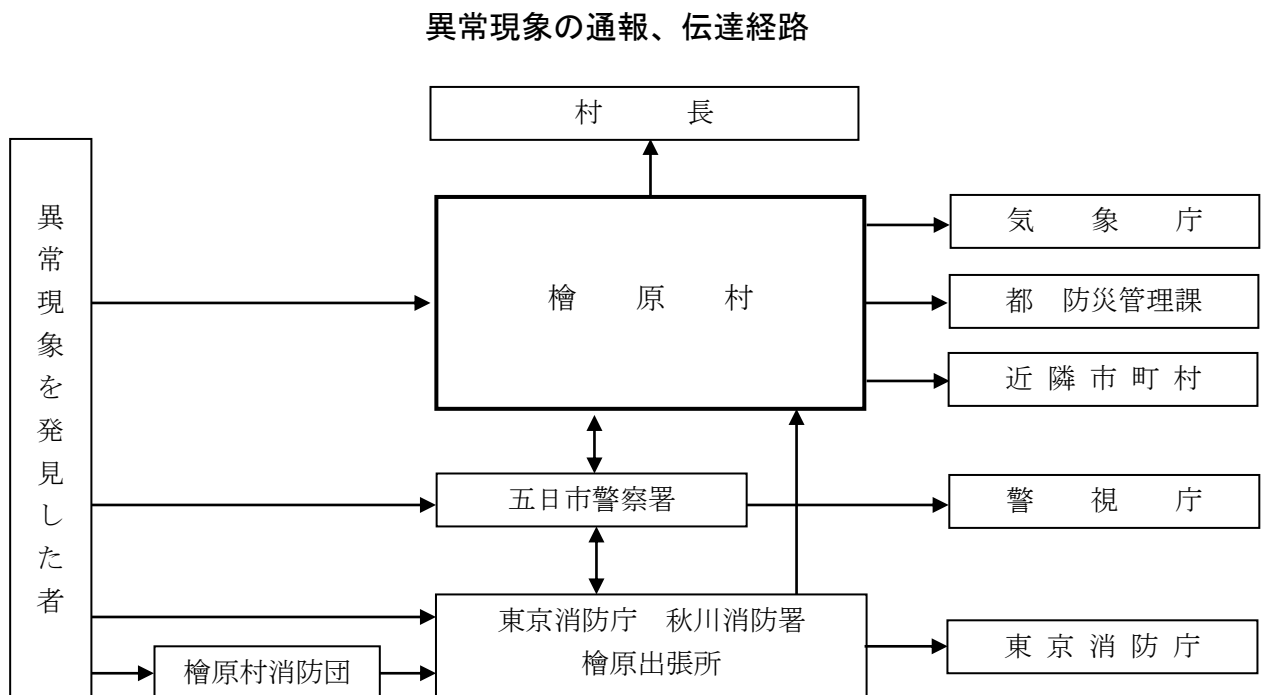
##### (1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

##### (2) 村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合、村長は、次の伝達系統図により東京管区気象台その他の関係機関に通報する。



### 第3節 被害状況等報告及び災害現地調査報告

**【総務課、各課】**

本節では、都に対する被害状況等の報告、要領及び災害現地の実態調査の調査事項等について定める。

#### 1 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- (1) 地域別及び被害の種別等毎に、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて

て、あらかじめ定めておく。

- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

## 2 被害調査

### (1) 被害情報の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報は、おおむね次のとおりである。

#### ア 人的被害

(ア) 村民

(イ) 児童生徒等

#### イ 物的被害

(ア) 庁舎(本庁、出先機関)、施設等の行政財産

(イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公の施設

(ウ) 河川、崖、擁壁等

(エ) 住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等

#### ウ 機能被害

(ア) 上下水道、電力、交通、電話、通信等のライフライン施設

### (2) 災害情報のとりまとめ

各部長は、収集した被害情報を集約のうえ、その結果を本部長に報告する。

## 3 村から都への被害状況等の報告

本部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

### (1) 報告すべき事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害状況(被害の程度は、都総務局が定める被害程度の認定基準に基づく)

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置(日時、場所、活動人員、使用資器材等)

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

### (2) 報告の方法

システム端末の入力による。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等従来の報告様式による。)

### (3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告
			被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4 月 20 日	被害数値報告

#### (4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

### 第4節 災害広報・広聴活動の充実

#### 【総務課、企画財政課、都、防災関係機関、報道機関】

災害発生時には、被災地や隣接地域の村民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。

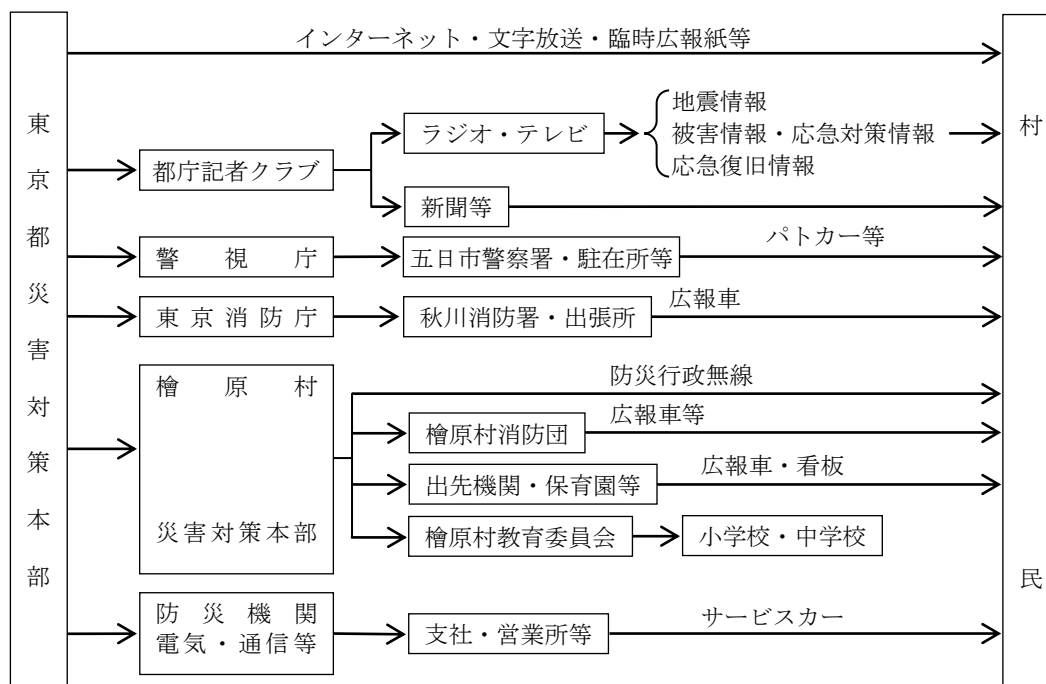
このため、村及び防災関係機関等は一体となって、適切かつ迅速な広報活動を行う。また、速やかな復旧を図るため、村及び防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

#### 1 広報活動

村は、災害等における村民の安全確保対策のため、必要と認める地域の村民に対し、都及び気象庁から発表される気象情報、水防警報、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等、村の発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を適時適切に伝達するとともに、併せて安全な避難所を広報する。

また、浸水被害想定区域内及び土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者等利用施設については、担当課より直接連絡を行うものとする。

風水害時の広報活動における主な流れを示すと次のとおり。



### (1) 村の広報活動

ア 広報の時期、内容については、本部長が指示するものとするが、おおむねの内容は次のとおりとする。

#### (ア) 災害発生直後に行う広報

- ・避難勧告、避難指示（緊急）（避難方法、避難時期、避難先等）
- ・電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- ・気象の状況

#### (イ) 被災者に対する広報

- ・被害の状況（被災地点、規模及び隣接地の状況）
- ・避難所開設状況
- ・食料・物資等の配給状況
- ・医療機関の診療状況
- ・上下水道、電気等ライフラインの復旧状況

イ 広報手段は原則として防災行政無線によるものとする。道路状況によっては、広報車による広報活動を実施する。なお、安否情報の照会やその他の情報を外部へ伝達する手段等として、村ホームページなどインターネットの活用を図る。

### (2) 消防団の広報活動

災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難指示（緊急）等の伝達及び民生の安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

### (3) 五日市警察署の広報活動

防災関係機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び人身の安定を図る。

**【広報内容】**

- ア 気象庁の情報
- イ 地域の被害状況及び見通し
- ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し
- エ 主要道路、橋等の被害状況及び復旧見通し
- オ 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等

**【広報手段】**

- ア 拡声器等の利用による広報
- イ 駐在所備付けのマイクによる広報
- ウ パトカー、白バイ、広報車等による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ ホームページ等

**(4) 秋川消防署の広報活動**

災害時において各方面本部、消防出張所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。

**【広報内容】**

- ア 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- イ 火災及び水災に関する情報
- ウ 避難勧告又は避難指示（緊急）等に関する情報
- エ 人身安定を図るための情報
- オ 救急告示医療機関等の診療情報
- カ その他村民が必要としている情報

**【広報手段】**

- ア 消防車両の拡声装置等による広報
- イ 消防署及び自治会の掲示板等への掲示及び口頭による広報
- ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- エ ホームページ等を活用した情報提供
- オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

**(5) 檜原郵便局の広報活動**

郵便局前、窓口、避難場所、その他適当な場所に日本郵便株式会社の災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合その取扱いを掲示するとともに村を通じ周知する。

**(6) 陸上自衛隊の広報活動**

震災時において第一師団は、関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に上空、地上

から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。

**【広報内容】**

- ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
- イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
- ウ 村、都及び関係機関等の告示事項
- エ その他必要事項

**【広報手段】**

広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭・掲示板(物)による。

**(7) 東京電力の広報活動**

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、利用者に対し次の諸点を十分広報する。

**【広報内容】**

- ア 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド事業所に通報すること。
- イ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ウ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- エ 屋外に避難するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- オ 震災時及び災害復旧時の電力供給の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況、復旧見込み等についての的確な広報を行う。

**(8) NTT 東日本一東京西の広報活動**

震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、次の事項を利用者に周知する。

**【広報内容】**

- ア 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況
- ウ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 利用者に協力をお願いする事項
- カ 災害用伝言ダイヤル等の提供や公衆電話の無料開放情報
- キ 臨時電報サービスの開始情報
- ク 復旧の見通し
- ケ その他必要とする事項

## **2 広聴活動**

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情

が寄せられる。これらに対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

(1) 村の広聴活動

村本部長は必要と認めるときは、被災地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を設置する。臨時被災者相談所の規模・構成は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。広聴内容は、早急に各部、各機関に村本部長を経由して連絡し、早期解決に努めるものとする。

(2) 五日市警察署の広聴活動

警察署又は駐在所その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

(3) 秋川消防署の広聴活動

消防署は、村民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

### 3 報道機関への発表

(1) 村本部の発表

ア 村本部からの発表は、原則として庁議室において行う。

イ 村本部の報道機関への窓口は、総務部とする。

ウ 夜間又は勤務時間外に発災した場合、村本部が設置されるまでの間は、総務部長は、関係部の部長と協議したうえで、発表するものとする。

(2) 五日市警察署、秋川消防署の発表

各報道機関に公表する場合は、その時期と内容を選定し村に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定するものとする。

### 4 放送要請

村及び防災関係機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条及び大規模地震対策特別措置法第 20 条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて避難勧告等に関する情報提供を行う。

放送要請は、原則として都を経由(都知事に要請依頼)するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合は、村は放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、村は事故後速やかに都に報告するものとする。

別表1 防災関係機関一覧表 第4編 資料編 p. 521 参照

別表2 被害程度の認定基準(都総務局)資料編 第4編 p. 523 参照



### 第3章 災害救助法の適用

村に係る被害が一定基準以上あり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、村は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用について、所要の手順により、都に対して適用申請手続きを行う。適用後は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、災害救助を実施する。

災害救助法の適用に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

#### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
災害救助体制の確立		災害救助法事務の実施体制確立			
災害救助法の適用手続き		災害救助法適用手続きの要否検討			
災害救助の実施			災害救助法適用手続き	災害救助の実施	
従事命令			災害救助事務に係る応援要請		

#### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
企画財政課		災害救助事務体制及び手続要否検討	災害救助法の適用手続き	災害救助の実施	
総務課		災害救助体制の確立各班との調整	災害救助事務に係る応援要請		
会計課			災害救助の実施、費用手当		
産業環境課、村民課			災害救助の実施		

## 第1節 災害救助法の適用

【企画財政課、総務課】

村における被害が一定基準以上あり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### 1 被害状況の把握

村の地域に災害が発生し、救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、村は都に対し救助法第2条の規定に基づき被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施するよう要請する。

村長は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、都知事はその職権の一部を村長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

### 2 被害状況の算定基準

救助法の適用にあたっては、次の基準にしたがって、被害の状況を把握し、認定を村自らが行う。ただし、火災による焼損程度は、秋川消防署の火災調査により決定するものとする。

#### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、以下のとおり行う。

- ア 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯  
1世帯を1世帯とみなす
- イ 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯  
2世帯をもって1世帯とみなす
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯  
世帯をもって1世帯とみなす

#### (2) 住家の滅失等の算定

- ア 住家の全壊、全焼、流失  
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
- イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの  
住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの

の

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 世帯及び住家の単位

世帯及び住家の単位は、次のとおりである。

#### 【世帯】

- ・生計を一つにしている実際の生活単位

#### 【住家】

- ・現に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

## 3 救助法の適用

災害救助法施行令第1条第1項の規定により、以下の基準により、都に適用申請する。都においては、次の何れか一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法適用基準表（令和2年1月1日現在）

市町村名	人口（人）	基準1号（人）	基準2号（人）
檜原村	2,138	30	15

※人口は住民基本台帳人口による。

## 第2節 救助法実施体制の確立

【企画財政課、総務課、会計課、産業環境課、村民課】

### 1 救助法実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に作業を実施するため、総務部企画財政課、総務課を中心として事前に強力な救助法実施組織を確立させるものとする。

### 2 被害状況調査体制の整備

救助法適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、建設部産業環境課、民生部村民課を中心に関連部署等の協力を得ながら、被害状況等の調査、報告体制の整備を図る。

### 3 救助実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとの帳票の作成が義務づけられているため、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。

### 4 救助法適用の手続き

本部長は、村域内の被災状況が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、都に報告し、救助法適用を所定の要請書により都知事に要請する。

#### 【必要事項】

- ア 災害発生の日時及び原因
- イ 被害地域
- ウ 被害の状況
  - ・人的被害の状況
  - ・住家被害の状況
  - ・その他
- エ 法の適用を申請する理由

### 第3節 救助法による救助の実施

【企画財政課、総務課】

#### 1 法による救助

救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、都知事に全面的に委任される。この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、都では救助に関する職権の一部を市町村長に委任することができる。村長が都から委任される内容は、以下のとおり。

- ・ 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 遺体の捜索及び処理
- ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

#### 3 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し都知事に報告するものとする。

#### 4 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、都が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による（第4編 資料編 p. 525 参照。基準額は、都規則により適宜改訂を行う。）。

## 第4章 相互応援協力・派遣要請

村の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施にあたる。

そのため、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、近隣等の被災市町村を応援する。また、村が被災したとき、必要に応じ都を通じ、外部機関の支援を仰ぎ、受援体制を確立する。

相互応援協力・派遣要請に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
他市町村・消防協力体制の確立	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用		
自衛隊災害派遣要請施	自衛隊災害派遣要請検討	自衛隊災害派遣要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入		
防災機関・民間団体協力要請		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者等の支援受入		
災害ボランティア活動の支援		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	都との協力要請、 応急措置の要請	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用、活動調整		
企画財政課、産業環境課	防災機関・建設業者等の協力要請	防災機関・建設業者等の協力支援受入、現地活動調整			
村民課		防災機関・各種公的団体等の支援受入			
檜原村社会福祉協議会、福祉けんこう課		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）	

## 第1節 防災機関との協力体制確立

【企画財政課、総務課、村民課、福祉けんこう課、産業環境課】

### 1 防災関係機関の協力体制の確立

村の地域内における、災害応急対策の円満な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるとする。このためには、平素から管内の防災関係機関と協議し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

### 2 都との協力

#### (1) 都との協力

ア 村は、都と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし、風水害時には一層の強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

イ 村長（本部長）は、村の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合、都又は他の区市町村、若しくは自衛隊等との協力について、必要に応じ(2)の「応急措置等の要請要領」の定める手続きにより、知事に要請するものとする。

ウ 村は、災害救助法に基づく救助をはじめ、村の区域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力するものとする。

エ 知事から他の区市町村又は防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

#### (2) 応急措置等の要請要領

ア 村が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

イ 村長は、都に対し応援又は斡旋を求める場合には、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

##### (ア) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

##### ① 災害救助法の適用(第3章「災害救助法の適用」参照)

- a 災害発生の日時及び災害の場所
- b 災害の原因及び災害の状況
- c 適用を申請する理由
- d 必要な救助の種類
- e 適用を必要とする期間
- f 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- g その他必要な事項

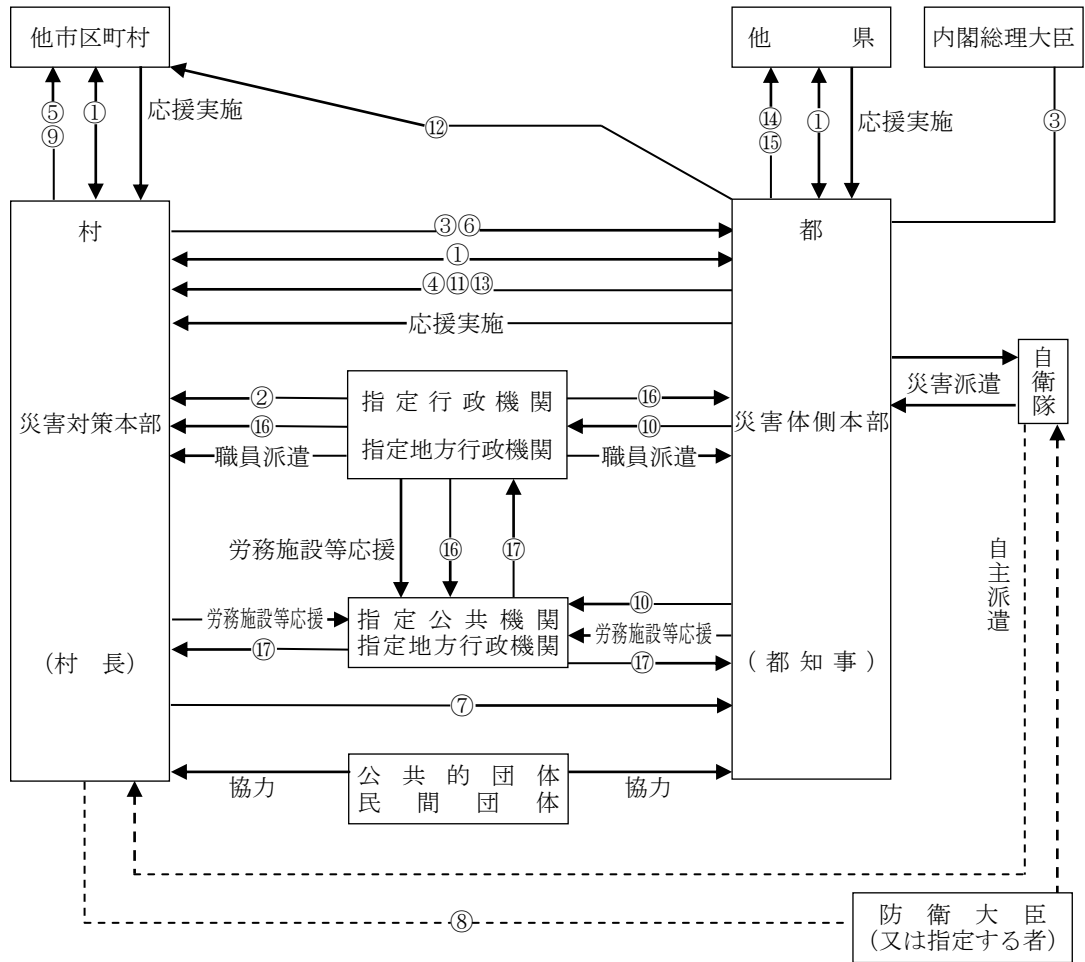
##### ② 被災者の他地区への移送を要請する場合

- a 被災者の他地区への移送を要請する理由

- b 移送を必要とする被災者の数
  - c 希望する移送先
  - d 被災者の収容を要する期間
  - e その他必要な事項
- ウ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施要請(災害対策基本法第 68 条)
- a 被害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由
  - b 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - c 応援(応急措置)を必要とする場所、期間
  - d 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
  - e その他必要な事項
- (イ) 都に自衛隊、他の区市町村及び防災関係機関等へ派遣、応援要請をする場合
- ① 自衛隊の災害派遣要請をする場合  
(自衛隊法第83条、第3節「自衛隊災害派遣要請」参照)
- a 被害の状況及び派遣を要請する理由
  - b 派遣を必要とする期間
  - c 派遣を希望する部隊の種類、人員、車両、航空機等の機数
  - d 派遣を希望する区域及び活動内容
  - e その他参考となるべき事項
- ② 他の区市町村又は防災関係機関への応援要請をする場合
- a 災害の状況及び要請理由
  - b 応援を希望する機関名
  - c 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - d 応援を必要とする場所、期間
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他必要な事項
- ウ 防災関係機関の職員の派遣要請をする場合
- a 派遣の斡旋を求める理由
  - b 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
  - c 派遣を必要とする期間
  - d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他参考となるべき事項
- エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼をする場合
- a 放送要請の理由
  - b 放送事項
  - c 希望する放送日時及び送信系統
  - d その他必要な事項



震災時の応急対策協力関係図（災害対策基本法）



番号	災対法	内容	関連	番号	災対法	内容	関連
①	5条2	相互協力		⑩	70条	応援措置実施要求	
②	29条	職員派遣要請		⑪	72条	応援措置実施の指示	
③	30条	職員斡旋要求	自治 252-17	⑫		応援指示	
④	31条	職員派遣	自治 252-17	⑬	73条	応急措置の代行	
⑤	67条	応援要求		⑭	74条	応援要求	
⑥	68条	応援要求・応急措置実施要請		⑮	75条	事務委託	
⑦	68条2	自衛隊派遣要請の要求		⑯	77条	応急措置要請・指示	
⑧		災害発生通知		⑰	80条	労務施設等応援要求	
⑨	69条	事務委託		-	-	-	-

### 3 都以外の機関に対する要請

他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局(総合防災部)を通じて要請するものとする。ただし、その時間的余裕がない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

### 4 隣接市町消防団に対する要請

災害拡大の場合、村長(本部長)は、隣接市町消防団に対し、応援を求めるものとする。このため、平常時より応援協定を締結している。

### 5 医師会等に対する要請

#### (1) 西多摩医師会、医療救護班

##### ア 医療救護班の要請

村長(本部長)が西多摩医師会に対し派遣を要請する。なお、村長(本部長)不在の場合若しくは、災害現場で緊急を要する場合は、現場活動に従事している消防部隊の指揮本部長が直接西多摩医師会へ派遣要請ができるものとする。

##### イ 医療救護班の業務

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への搬送の要否及び順位の決定
- (ウ) 搬送困難な傷病者に対する医療
- (エ) 死亡の確認

##### ウ 医療救護班の所属

救助、救出活動に従事する消防現場指揮本部の所轄の下で活動するものとする。

## 第2節 他の市町村との協力体制

### 【企画財政課、総務課】

多摩地区26市3町1村では、災害対策基本法第67条の規定に基づき「震災時等の相互応援に関する協定」を結んでいる。これは、各市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する必要措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

### 第3節 被災市区町村応援職員確保システムの活用

【総務課】

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の村職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、本村の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

#### 1 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

#### 2 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

##### (1) 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに都災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本村の災害マネジメントを総括的に支援する。

##### (2) その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本村の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

### 第4節 自衛隊災害派遣要請

【総務課】

#### 1 自衛隊災害派遣要請実施体制

##### (1) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため、各機関との緊密な連絡を保ちながら、相互に協力し(自衛隊法第86条)、次に掲げる業務を実施するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 避難者等の捜索、援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の障害物除去
- キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 被災者の生活支援
- コ 救援物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他臨機の措置等

(2) 災害派遣要請手続き

災害派遣の対象となる事態が発生し、村長（本部長）が知事（都本部長）へ自衛隊の派遣を依頼しようとするときは、(3)に掲げる要請事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部）に依頼するものとする。

また、災害に際し、通信の途絶等により村長（本部長）が知事（都本部長）に対する災害派遣要請に係る要求が出来ない場合に、自衛隊が、村長（本部長）からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合は、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

(3) 派遣要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 238・239 FAX254 (都防災無線)76611	司令部当直長 (3933)1161 内線 207・228 (都防災無線)76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 (練馬) (災害派遣部隊)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 513・516 FAX548	連隊当直指令 (3933)1161 内線 519

(5) 災害派遣部隊の受入体制

- ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除  
知事及び村長（本部長）は、自衛隊の活動が他機関と重複しないよう配慮する。
- イ 作業計画及び資器材の準備  
村長（本部長）は、自衛隊に作業等を要請するにあたっては、先行性ある計画を樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作

業に関係ある管理者の了解を取付けるなど留意する。

ウ 宿泊等の配慮

村長（本部長）は、派遣された部隊が円滑に作業できるよう、宿泊等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

## 第5節 災害ボランティア活動への支援

### 【檜原村社会福祉協議会、福祉けんこう課、秋川消防署、日赤東京都支部】

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、村は積極的に災害ボランティアの協力を得る。

#### 1 災害ボランティアセンターの設置・運営

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置

災害対策本部が設置された場合、また本部長が必要と認めた場合において、檜原村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。

##### (2) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

災害ボランティアセンターは、災害ボランティア「受入窓口」を開設し、災害ボランティアの受入体制の確保、災害ボランティア活動の統括を行う。

また、定期的に村との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行い、必要に応じて村災害対策本部は、災害ボランティアセンターの運営に協力する。

災害ボランティアセンターにおける活動内容は、次のとおりとする。

ア 被災者ニーズの把握、関係機関からの情報収集

イ 災害ボランティア活動用資器材、物資等の確保

ウ 災害ボランティアの受付

エ 災害ボランティア連絡協議会の開催

オ 村との連絡調整

カ 災害ボランティア活動のための地図及び在宅災害時要援護者のデータ作成・提供

キ 災害ボランティア支援本部へのボランティア要請

ク その他被災者の生活支援に必要な活動

##### (3) 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

災害ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

- エ 倒壊家屋等のがれき等の撤去
- オ その他被災者のニーズ受付内容による

#### (4) 活動拠点の提供

災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する。

#### 【災害ボランティア活動拠点】

- ア 地区活動拠点
- イ その他開設された避難所
- ウ その他被災状況、希望活動内容により適宜決める。

## 2 災害ボランティア保険の加入促進

災害ボランティア活動中の事故に備え、登録された災害ボランティアには、ボランティア保険の広報及び保険加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

## 3 都等への支援要請

災害ボランティア活動において、ボランティア、資器材等に不足が生じ被災地のニーズに即した円滑な活動に支障がきたした場合など、東京都災害ボランティアセンター、東京都社会福祉協議会などに、支援要請を行う。

## 4 東京消防庁災害時支援ボランティア

秋川消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した秋川消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行うこととなっているため、支援要請を行う。

## 5 感染症対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協 VC の考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等、村が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

## 第5章 水防活動

風水害時における水防活動を迅速かつ的確に行うため、村、都及び防災関係機関は、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、水防活動の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、村内の各河川の洪水等を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減する。

また、関係機関等と一体となり、村民及び関係機関等に対する適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

水防活動に関する時系列活動イメージと実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
水防体制の確立	警戒、降雨状況に応じ水防体制確立	都との協力要請、 応急措置の要請			
水防・警戒活動実施	水防活動要員への水防活動指示	浸水等被害及び警戒活動状況把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整	
護岸・斜面災害拡大防止活動		護岸・水防施設被害把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整	
関係団体・事業所への協力要請		所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	警備活動・交通規制の要否検討 緊急輸送ネットワークの状況把握	交通確保（道路啓開、障害物除去、交通規制）、緊急輸送路の確保			
総務課	所管施設の防災活動の状況把握	関係団体・事業所へ協力要請手続			
企画財政課	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認、輸送体制、道路被害・交通規制情報をHP等で広報			
消防団、秋川消防署	水防活動要員への水防活動指示	浸水等被害及び警戒活動状況把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、活動調整	
西多摩建設事務所、五日市警察署	雨量等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
土木・建設業者等	所管施設の防災活動の状況把握	道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		

## 第1節 水防活動体制

【産業環境課、総務課、企画財政課、消防団、秋川消防署、西多摩建設事務所、五日市警察署】

風水害時に予想される低地への冠水、土砂の流出等による被害の軽減を図るため、応急活動による災害の拡大防止、水防活動上必要な資器材の調達、水防工法等水防活動を行う。

### 1 水防活動

#### (1) 監視

村長(水防管理者)は、村本部職員に管内河川の水位等の現況を巡視させ、水防上危険であることを認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。村内の水防上注意を要する箇所は下表のとおり。

水防上注意を要する箇所

河川名	左右岸	位置(目標)	堤防・護岸の強さ(m)
北秋川	右	檜原村小沢(夏地橋下流)	40

#### (2) 警戒

村内各河川における水害が予想されるときは、村長(水防管理者)は必要な箇所に警戒員を配置して、その状況を村長(水防管理者)に連絡させなければならない。

#### (3) 関係機関との連携

水災現場活動に従事する各防災機関は、相互に連携を密にし、現地災害対策本部が設置されるまでの間、指揮活動の一元化を図る必要がある。

### 2 雨量通報

(1) 村本部は、気象状況により相当の被害を被るおそれがあると認めるときは、西多摩建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換し、常に的確な情報の把握につとめるとともに、管内の雨量水位等正確な資料を都に通報するものとする。

(2) 雨量は次の場合に通報する。

ア 時間雨量 20 mmを越えたとき

イ 3時間に 40 mmを越えたとき

ウ 日雨量 80 mmを越えたとき

エ 水防団待機水位(通報水位)に達したときからは毎時

オ 水防管理団体又は都建設局から要請があった場合



### 3 消防機関等の活動及び態勢

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに村長(水防管理者)に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者に対して、水防に従事させることができる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は村長(水防管理者)から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行わなければならない。

### 4 配備態勢

#### (1) 秋川消防署

態勢		内容
水防態勢	気象情報その他により水災が予想されるときは、水防態勢を発令して水防に関する情報を収集分析し、初動態勢の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関との密接な連絡と情報の収集分析</li> <li>②水防資機材の準備、点検</li> </ul>
水防非常配備態勢	<p>台風、集中豪雨等により、被害の発生が予想され若しくは発生したとき、水防非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき、直ちに活動を開始する。</p> <p>水防非常配備態勢を発令した場合は、水防招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水防部隊の編成及び署隊運用</li> <li>②救命ボートの運用準備</li> <li>③水防資器材の準備、点検整備</li> <li>④関係機関との連絡、情報の収集</li> <li>⑤庁舎施設の防護</li> <li>⑥河川の巡視等による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報</li> <li>⑦警防本部、方面隊本部等への報告、連絡</li> </ul>
	水防第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>①署隊本部機能の強化</li> <li>②水防部隊の編成及び署隊運用</li> <li>③所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備</li> <li>④関係機関への連絡員の派遣</li> <li>⑤水防活動、被害状況等の把握</li> <li>⑥警防本部、方面隊本部等への報告、連絡</li> <li>⑦勤務時間外の職員 1/3 及び所要の団員の招集</li> </ul>

態勢		内容
	水防第3 非常配備 態勢	①署隊本部機能の強化 ②水防部隊の増強及び署隊運用 ③関係機関への派遣連絡員の増強 ④監視警戒への強化 ⑤水防活動、被害状況等の把握 ⑥警防本部、方面隊本部等への報告、連絡 ⑦勤務時間外の職員 1/2 及び所要の団員の招集
	水防第4 非常配備 態勢	①全水防部隊の編成 ②応援態勢若しくは応援受入体制の確立 ③全職員及び全団員の招集

(2) 檜原村消防団

檜原村消防団の非常配備態勢は、第3部第1章第2節「動員体制」を準用する。

## 5 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置(水防法第25条、第26条)

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、村長(水防管理者)又は警察署長及び消防署長は、直ちに西多摩建設事務所に通報するとともに、国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所及び関係各所に通報し、相互に緊密に連絡をとる。決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立退(水防法第29条)

ア 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、都に依頼するか、又は村長(水防管理者)は、必要と認める区域の居住者に、信号その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 立退

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、村長(水防管理者)と協力して誘導する。また、村長(水防管理者)は、警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

## 6 水防用資器材等

(1) 村は、管内における水防を十分果たせるよう水防用器具、資器材及び設備を準備しておくものとする。

- (2) 村は、水防資機材を確保するため管内資材業者の手持資器材を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。
- (3) 水防管理者は、水防の用に供するため器具、資器材並びに設備を準備しなければならない。
- (4) 村は、あらゆる非常事態を想定し、資器材の確保を図るため関係各部との連絡経路、資材の輸送手段等あらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。
- (5) 資器材の輸送は、産業環境課所有の車両を使用することと、不足するときは総務課に配車の要請をするものとする。

### 水防用備蓄資器材表

(資料：令和2年度 東京都水防計画)

管内別	管内水防管理団体(区市町村)						
西多摩建設事務所	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町						
水防倉庫 所管区分	水防 倉庫数	土のう	大型 土のう	水のう	土のう 留杭	軽量鋼板	籠
単位	(棟)	(袋)	(袋)	(袋)	(本)	(枚)	(本)
東京都	10	101,550	730	0	9,970	1,220	234
水防管理団体	24	50,500	0	460	5,495	64	0
計	34	152,050	730	460	15,465	1,284	234
水防倉庫 所管区分	木材	シート	鉄線	杭	縄	玉石	ショベル
単位	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(kg)	(本)	(m)	(m <sup>3</sup> )	(丁)
東京都	12.0	13,201	2,105	2,423	19,510	0	670
水防管理団体	0.0	54,954	5,170	52	16,560	0	457
計	12.0	68,155	7,275	2,475	36,070	0	1,127
水防倉庫 所管区分	ツルハ シ	掛矢	鋸	鉋	番線 カッター	もっこ	一輪車
単位	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)
東京都	449	170	43	100	61	65	36
水防管理団体	349	105	63	47	37	0	73
計	798	275	106	147	98	65	109

## 7 費用及び公用負担

### (1) 費用負担

村(水防管理団体)は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める(水防法第41条、第23条第3・4項)。また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事に斡旋を申請する(水防法第42条第3項)

### (2) 公用負担の権限

水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる(水防法第28条)。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹本その他の資材の使用
- ウ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

### (3) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、村長(水防管理者)又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

公用負担権限委任証明書			
第	号		身 分 氏 名
上記の者に日の出町区域における権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
水防管理者 檜 原 村 長			(印)
(又は消防機関の長)			

(4) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情によりそのいとまのないときは、事後において速やかに処理する。

公用負担命令票				
第 号		住 所		
負 担 者		氏 名		
物 件	数 量	負担内容(使用、収用、処分等)	期 間	摘 要

上記物件を収用（使用又は処分）する。  
年 月 日  
命令者身分 氏 名 印

(5) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、村長(水防管理者)は時価によりその損失を補償するものとする(水防法第 28 条)。

8 報告

(1) 水防報告

村長(水防管理者)は、水防作業終了後 3 日以内に、西多摩建設事務所を經由して都建設局河川部防災課に、様式⑱により報告するものとする。また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害発生後速やかに、建設局河川部防災課に様式⑲により報告する。

(2) 被害の速報

村長(水防管理者)は、土砂災害に関する被害が生じた時は、被害後速やかに様式⑳により建設局河川部防災課に報告する。また災害復旧を申請する場合は、被災後 7 日以内に様式㉑を提出する。

## 第6章 避難対策

風水害時において、浸水、がけ崩れ等が発生するおそれが生じたとき、村は、村民の生命、身体等の安全を確保するため、避難を要する地域の状況に応じて避難勧告・指示（緊急）等を実施する。避難の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持につとめるとともに、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮するものとする。また、地域住民、学校、行政との協働のもとで指定避難所の開設、運営を行う。

避難対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
避難勧告等実施体制確立	降雨・浸水状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施			
村民による避難誘導体制確立	警戒活動要員へ避難対策指示、村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
指定避難所開設・運営体制確立	降雨・浸水状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
避難所生活の支援	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
帰宅者支援体制確立		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援	
一時収容施設への受入			帰宅困難者一時受入対応	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給	
事業所等による帰宅困難者支援			食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給	

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	降雨・浸水状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施、避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣受入、現地活動調整		
企画財政課	避難準備・高齢者等避難開始実施時は即時広報実施	避難勧告・避難指示（緊急）等実施時は即時広報実施、指定避難所開設状況をHP等で広報	指定避難所開設・運営状況をHP、SNS、広報紙等で広報		
村民課	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等の供給、帰宅困難者への食料・飲料水供給		
教育課、福祉けんこう課	降雨・浸水状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続、帰宅困難者一時受入対応		
消防団、自主防災組織	避難対象者等の避難誘導	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認。指定避難所施設の程度に応じ、他施設へ移送			
総務課		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、外出者・帰宅者支援		
企画財政課			帰宅困難者一時受入対応をHPで広報		
事業所	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水供給継続		

## 第1節 避難体制の確立

【総務課、企画財政課、福祉けんこう課、村民課、教育課、消防団、五日市警察署、秋川消防署、事業所】

### 1 事前避難

#### (1) 村

警報等発令等に伴い、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている地域及び河川氾濫危険のある地域の村民に対しては、指定避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底し、災害時には積極的に雨量・河川水位情報を提供することにより、早めに自主避難するよう防災行政無線及び各種メールサービスにより促す。また必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

土砂災害特別警戒区域等に在宅している要配慮者を確認し、警察署と連携して、二次避難所（福祉避難所）等に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

#### (2) 五日市警察署

災害が発生するおそれがある場合には、村に協力し早期に避難の指導を行い、土砂災害特別警戒区域に在宅している要配慮者（高齢者、幼児、病人等）は自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

### 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

#### (1) 一般基準

避難、立退きの勧告及び指示は、原則として次のように、庁内各地からの情報収取・被害通報等により、次のような状況を総合的に把握したうえで、特に土砂災害警戒区域を中心として発令するものとする。

ア 河川が氾濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

イ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき

ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき

エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき

オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき

カ 土砂災害警戒情報が発表された時は、避難勧告等の発表を行う。

キ その他、村民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

#### (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）

##### ア 村

(ア) 村内において危険が切迫した場合には、村長(本部長)は、五日市警察署長及び秋川消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定めて避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。この場合、村長(本部長)は、直ちに都本部に報告する。



- (イ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、村長(本部長)は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
- (ウ) 国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき要配慮者に対して早めに避難を促すことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
- (エ) 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握しておくとともに、東京都防災情報システムなどで得た気象情報、雨量、水位などの情報を村防災行政無線やメールシステムなどを有効活用し、村民に適切に伝達できるよう努める。
- (オ) 避難勧告等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを村民にも周知する。また、村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を村民がとれるように努める。

#### イ 五日市警察署

現地において、著しく危険が切迫しており、村長(本部長)が避難勧告・避難指示(緊急)をする時間的余裕がないと認めるとき、又は村長(本部長)から要請のあったときは、警察官が直接村民等に避難の指示を行う。この場合、直ちに村長(本部長)に対し、避難勧告・避難指示(緊急)を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

#### 避難勧告・避難指示(緊急)等の実施者

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備・高齢者等避難開始	村長	・ 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・ 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難勧告等に関するガイドライン)
屋内待避	村長	・ 屋内での待避等の安全措置	・ 災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき(基本法第60条第3項)
避難勧告及び避難指示(緊急)	村長	・ 立退きの勧告 ・ 立退き先の指示	・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 (基本法第60条)

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
			村長→（報告）→知事
	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退きの勧告</li> <li>・立退き先の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合</li> <li>→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（基本法第 60 条）</li> </ul>
避難指示（緊急）等	知事、その命を受けた都職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退きの指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第 29 条）</li> <li>水防管理者→（通知）→警察署長</li> </ul>
	知事、又はその命を受けた都職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退きの指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第 25 条）</li> <li>知事又はその命を受けた都職員→（通知）→警察署長</li> </ul>
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き先の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は村長から要求があった場合（基本法第 61 条）</li> <li>警察官→（通知）→村長→（報告）→知事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第 4 条）</li> <li>警察官→（報告）→公安委員会</li> </ul>
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条）</li> <li>自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者</li> </ul>
	災害発生状況	村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命を守るための最善の行動を促す</li> </ul>

### 村民への避難等基準表

#### 【各種注意報・警報時】

警報情報	雨量・風速・積雪など	村民対応
各種注意報	—	注意喚起
大雨警報（浸水害）	1 時間雨量 7 0 mm	土砂災害特別警戒区域の村民: コミュニティセンター等に自主避難
大雨警報（浸水害）	1 時間雨量 1 0 0 mm	土砂災害警戒区域の村民: コミュニティセンター等に自主避難
土砂災害警戒情報	土壌雨量指数基準 1 4 7	土砂災害特別警戒区域の避難勧告及び警戒区域のコミュニティセンター等に避難

警報情報	雨量・風速・積雪など	村民対応
土砂災害警戒情報	引き続き1時間雨量100mm以上が3時間以上続くと見込まれるとき	土砂災害特別警戒区域の避難指示及び警戒区域への避難勧告、コミュニティセンター等に避難
洪水警報	1時間雨量70mm 流域雨量指数基準13	地域を設定して避難勧告
暴風警報	25m/s	コミュニティセンター等に自主避難
暴風雪警報	25m/s 雪を伴う	コミュニティセンター等に自主避難
大雪警報	24時間降雪の深さ30cm	コミュニティセンター等に自主避難

### 【特別警報時】

特別警報情報	雨量・風速・積雪など	村民対応
48時間降雨量	401mm～600mm	命を守る行動をとり、可能な範囲でコミュニティセンター等に自主避難
3時間降雨量	151mm～200mm	同上
土壌雨量指数基準	201mm～300mm	同上
台風を要因とする	930hpa以下 又は最大風速50m/s	同上
雪を要因とする	一度の積雪が50cmかつその後も警報が丸1日以上続く	同上

### (3) 防災気象情報と警戒レベル（1～5）相当情報の関係

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の改定により、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、村民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、とるべき避難行動と対応する5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記された。

警戒レベル	村民が取るべき行動	村民に行動を促す情報	村民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
災害発生情報	水位情報がある場合		水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守る	災害発生情報※1	氾濫発生情報	(大雨特別警報)	(大雨特別警報(土砂災害))

警戒レベル	村民が取るべき行動	村民に行動を促す情報	村民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
	ための最善の行動をとる。	（※1 可能な範囲で発令）		（浸水害）※3	※3
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが高極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告</li> <li>避難指示（緊急）※2</li> <li>（※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令）</li> </ul>	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警戒の危険度分布（非常に危険）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険）</li> <li>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（極めて危険）※4</li> </ul>
警戒レベル3	<p>高齢者等は立退き避難する。</p> <p>その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</p>	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警戒</li> <li>洪水警戒の危険度分布（警戒）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）</li> <li>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）</li> </ul>
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警戒の危険度分布（注意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）</li> </ul>
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 村が発令する避難勧告等は、村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

また、警戒レベルと避難情報等との関係等は以下のとおりとなっている。

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※1 ※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔村が発令〕	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な指定緊急避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※2 ※2 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 〔村が発令〕	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等 避難開始 〔村が発令〕	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、村民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害の心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	情報です。

(国土交通省、気象庁、都が発表)

※各種の情報は、状況が急変することもあるため、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

#### (4) 土砂災害のおそれのある場合の避難勧告等の判断基準例

上記の(1)～(3)の基準を踏まえ、特に土砂災害のおそれがある場合の避難勧告等の判断基準については、以下を参照する。

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p> <p>注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>
避難勧告【警戒レベル4】	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害に関するメッシュ情報で「1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合</p> <p>3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>注 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p>
避難指示（緊急）【警戒レベル4】	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）した場合</p> <p>2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>

区分	判断基準
災害発生情報【警戒レベル5】	次に該当する場合に、災害発生情報を発令することが考えられる。 1：土砂災害が発生した場合 注 大雨特別警報(土砂災害)の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
雨量観測所	・数馬 ・樋里 ・檜原
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、国や都及び関係機関等に助言を求め、村内外の雨量観測所の観測値や各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について国や都の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討し、総合的に判断する。

### 3 避難誘導

#### (1) 村

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合、村は五日市警察署、秋川消防署の協力を得てなるべく地域又は自治会単位に、あらかじめ指定してある指定避難所に誘導する。この場合、病人、身体障がい者等、避難行動要支援者は優先して避難させる。なお、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン（個別計画）等に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。またこの場合、村は指定避難所に職員を派遣し、連絡を密にして齟齬をきたさないようにする。

#### (2) 五日市警察署

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が出された場合には、村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所に村民を誘導収容する。

イ 避難経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

ウ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。

エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に従わない者に

については、極力説得に努め避難するよう指導する。

### (3) 秋川消防署

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が出された場合には、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係機関に通報する。

イ 上記の避難経路等については、安全確保に努力する。

### (4) 学校(教育委員会)

災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

ア 計画の内容を教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施、災害時の行動に活かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。

イ 指定避難所、避難経路及び保護者等への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。

ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。

エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導それぞれの状況に応じた対策であること。

オ 学年や障がいの程度等、児童生徒等の発達段階に配慮したものであること。

カ 校内放送、非常ベル等、校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。

キ 児童生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。

## 第2節 指定避難所の開設・運営

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課、消防団】

### 1 指定避難所の事前確認

村は、あらかじめ指定した避難所を開設する必要があるとき、風水害による被害の程度を調査するため職員を現地に派遣するなどして、指定避難所としての使用可否を確認する。このとき、指定避難所周辺の火災や土砂災害の発生状況を、施設管理者や村民、事業所等から収集し、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。

### 2 指定避難所の開設

災害により被害を受け、住居等を喪失するなど引続き援助を要する者については、以下の要領で指定避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

(1) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び五日市警察署、秋川消防署等



関係機関に連絡する。

- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 指定避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受ける。
- (5) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入施設を開設する。なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、指定避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (7) 野外受入施設の開設期間は、指定避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

### 3 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 自宅や指定避難所で生活している避難行動要支援者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (3) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (4) 二次避難所（福祉避難所）はやすらぎの里とする。

### 4 指定避難所の管理運営

- (1) 指定避難所の管理運営は、村が村民、自治会、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。村は、指定避難所の運営管理のために、民生部等の職員を派遣する。派遣要員は、指定避難所管理運営マニュアルを定め、運営管理を行うものとする。指定避難所の自治組織の結成を促し、り災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。なお、村は、指定避難所の運営において、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- (2) 学校を指定避難所とした場合、学校職員は学校長の指示を受けて、また学校以外の施設を指定避難所とした場合は、施設管理者・施設勤務職員は、民生部の職員と協力・連携して指定避難所の管理を支援する。あらかじめ指定避難所に指定されている学校の校長は、村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動

体制等の計画を策定しておくものとする。

- (3) 指定避難所担当員は、避難者の住所、氏名その他必要事項を所定様式により調査し、人員を把握し、民生部でとりまとめて総務部へ報告を行う。また、食料及び物資供給その他については、担当部と連絡を行う。
- (4) 指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。
- (5) 指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者、プライバシーに配慮した管理運営を行う。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

## 5 被災者の他地区への移送

- (1) 村長(本部長)は、村内の指定避難所に被災者を受入れることが困難なときは、他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都本部長)に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した村長(本部長)は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入を指示された村長(本部長)は、直ちに指定避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の指定避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) 被災者の移送方法については、都が村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都調達のバス等を中心に、村、都交通局、警察署、消防署の協力を得て実施する。

## 6 避難所以外で生活している被災者への配慮

村及び都は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 7 感染症対策

- (1) 避難所における過密状態の防止等

### ア 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あら

かじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

#### イ 宿泊施設等の活用

##### (ア) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

- a 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、村は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認を行う。
- b 上記aの確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入が可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、直接当該宿泊施設等に避難すべき旨を事前に周知する。

##### (イ) 速やかな避難所の開設

- a 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。
- b 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

##### (ウ) 避難者の受入

- a 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行うものとする。
- b 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかつた場合は、村の職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方にに基づき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取扱うことを検討する。

- c 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないように適切に取り組むものとする。
- d 避難者の健康状態の確認について、民生部は適切な対応を事前に検討のうえ、

「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

(エ) 避難所の運営管理

- a 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。
- b 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。
- c 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、都の関係部局と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- d 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

(オ) 都への支援要請

村のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、都に支援を要請する。

ウ 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

エ 自宅療養者等の避難の検討

(ア) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 自宅療養者の被災に備えて、都及び保健所等と連携して、自宅療養者の情報を共有し、あらかじめ災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝える。また、家族と離れて避難する可能性もありうることを事前に伝えるものとする。

- a 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(令和2年6月10日、府政防第1262号等)の避難所レイアウト(例)等を参考に、適切な対応を検討する。
- b 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都災害対策本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。
- c 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておくものとする。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。

- d 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、村内で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておくものとする。
  - e 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。
- (ウ) 自宅療養者や濃厚接触者への対応にあたっては、都が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」(令和2年4月2日付け事務連絡)の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。
- (エ) 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を広報する。
- (2) 避難所内の対策
- ア 避難者の健康状態の確認
- 避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。
- イ 基本的な感染対策の徹底
- 物品等は、定期的に、及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ウ 十分な換気の実施、スペースの確保等
- (ア) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。
- (イ) 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」(令和2年6月15日、府政防第1274号等)に示すレイアウト(例)を参考とする。
- エ 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保
- (ア) 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。
- (イ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策を取る。
- (ウ) 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
- (エ) 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。
- (オ) 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト(例)を参考とする。

#### オ 濃厚接触者のための専用スペースの確保

- (ア) 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。
- (イ) 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。
- (ウ) 避難所における濃厚接触者への対応については、村及び都、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。
- (エ) 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

#### カ 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

- (ア) 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、都災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の対策を行う。
- (イ) 避難所における自宅療養者への対応については、村及び都、保健所等が十分に連携したうえで、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

#### キ 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- (ア) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、村及び都、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。
- (イ) 避難所から病院への移送を含め、村及び都、保健所、医療機関が十分に連携のうえ、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

### (3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

#### ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

- (ア) 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。
- (イ) 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

(ウ) 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

イ 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合においては、同法に規定する救助として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、国へ支援を要請する。

(4) 必要な物資の備蓄

ア 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討のうえ、備蓄を進める。

イ 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)への情報入力・活用を行う。

(5) 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

### 第3節 要配慮者の安全確保

**【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課、消防団、自主防災組織(自治会等)】**

風水害時において、寝たきりの高齢者、乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者のほか、日本語を解さない外国人等の要配慮者や社会福祉施設入居者等の安全を確保できるよう支援する必要がある。そのため、村は地域の協力体制を活用するとともに、次のとおり、生活環境や医療等、必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

#### 1 要配慮者の安全対策

(1) 「要配慮者対策班」の設置

風水害時において村は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、要配慮者に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行うこととする。

(2) 情報の伝達

避難準備・高齢者等避難開始等については、村から各自治会(又は消防団)を通じて要配慮者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する。

(3) 避難態勢

災害時における要援護者の避難態勢については、村関係機関による対応のほか要配慮者対策班による支援を得て行う。

#### (4) 二次避難所（福祉避難所）の活用

村は、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供する。

#### (5) 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を要する患者対応として、村は保健師による避難所、地域、仮設住宅等の巡回健康相談の体制及び、巡回精神相談チーム等によるメンタル・ケア体制を確保し、被災地における心身の健康障がいや在宅療養者等に対応する。

#### (6) 仮設住宅

村は、都が建設する仮設住宅の入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。

#### (7) 食料等の対策

避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで進めてきた乾パンやアルファ化米に加え、サバイバルフーズ等についても充実を図る。

#### (8) 福祉機器等の確保

村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

## 2 外国人の安全対策

外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、災害時においても外国人からの相談に対応する。

## 第4節 帰宅困難者への支援対策

**【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、消防団、事業所】**

### 1 外出者等への広報等

風水害が発生した場合、外出者や事業者は「行動ルール」に従い、適切な対応をとる。村及び都等は、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう帰宅者への支援を図る。

#### (1) 想定される状況

風水害発生時に、外出者が、都心部から居住地に向けて一斉に移動を開始した場合は、交通に混乱が発生するおそれがある。これら外出者の行動を、行政機関が直接誘導することは極めて困難である。

#### (2) 外出者の行動ルール

ア 事前に気象情報等に注意し、早めに帰宅、又はむやみに移動を開始しない

イ 災害発生時は、まず安否確認をする

災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ウ 正確な情報により冷静に行動する



公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。

エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう

一時待機できる屋内施設においては、要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など)を優先して収容する。

## 2 一時滞在施設の確保

### (1) 基本的な考え方

ア 誘導場所に誘導された滞留者等被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する。

イ 一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。

ウ 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては、要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など)の受入を優先する。

### (2) 村の対応

ア 所管する施設で受入が可能なものを一時収容施設として指定し、村民・事業者に周知する。

## 3 事業所等における外出者対策

### (1) 事業所等の対応

ア 災害時の体制整備

従業員や児童生徒等を一時的に事業所又は学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄(最低3日分)や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。

イ 買い物客等の支援

事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

ウ 地域の応急復旧活動への参加

(ア) 事業者は、従業員を一時的に自社にとどめ、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。

(イ) また、とどまった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

(ウ) 事業所の取組が、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることから、村及び都は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

### (2) 学校の対応

児童生徒等用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引き渡しまでの保護体制の整備を図る。

#### 4 帰宅支援

村は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、バス運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

## 第7章 警備・交通規制

風水害時において、村及び都等は、道路等の被害状況に応じ、国（関東地方整備局西東京事務所）、五日市警察署と協力し、警備・交通規制を実施する。

警備・交通規制に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
警備活動・交通規制の要否検討	警備活動・交通規制要否検討				
交通規制	雨量等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	警備活動・交通規制の要否検討	交通規制情報の確認			
企画財政課	交通規制情報をHP等で広報				
五日市警察署、西多摩建設事務所	雨量等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		

## 第1節 警備活動

### 【五日市警察署、西多摩建設事務所】

#### 1 警備体制

五日市警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警戒態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。風水害整備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

#### 2 警戒活動

五日市警察署は、災害が発生した場合、全力を尽くして被災者の救出・救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。風水害発生時の警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の検視(検案)

#### 3 その他警察署の活動

##### (1) 警戒区域の設定

災害現場において、村長(本部長)若しくはその職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を村長(本部長)に通知する。

##### (2) 村に対する協力

ア 村長(本部長)から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害活動を実施する。

イ 村の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する援助業務については、災害の初期において可能な限りこれに

協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

## 第2節 交通規制

### 【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

災害発生時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。本節では、交通情報の収集、交通規制等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

#### 1 交通情報の収集と交通統制

五日市警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を村長(本部長)に通報する。

#### 2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑な情報の提供に努める。

#### 3 車両検問

- (1) 主要幹線道路において車両検問を行い、村民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資器材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

#### 4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

## 第8章 緊急輸送

村は、公安委員会等と協力し、整備してきた緊急輸送ネットワークの状況を点検活用し、輸送車両等を確保するとともに、緊急道路の障害物を除去し、輸送車両等による緊急輸送を実施する。

緊急輸送に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
所管施設の防災活動指示	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
緊急輸送の要否検討	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
被害程度に応じ車両確保・配車	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	緊急輸送ネットワークの状況把握	交通確保（道路啓開、障害物除去）、緊急輸送路の確保			
企画財政課	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認、輸送体制、道路被害・交通規制情報をHP等で広報			
総務課	所管施設の防災活動の状況把握	関係団体・事業所へ協力要請手続			
西多摩建設事務所、五日市警察署		道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認		
土木・建設業者等	所管施設の防災活動の状況把握	道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		

## 第1節 緊急輸送路の整備

【産業環境課、西多摩建設事務所】

### 1 緊急輸送路の点検

都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網として整備してきた緊急輸送路について、大雨が継続し、風水害被害が発生した後の運用状況などを点検する。

### 2 輸送拠点

緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。(食品及び生活必需品等の集積地は、第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給計画」参照)

### 3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。都及び村は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急の空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

災害時臨時離着陸場候補地

施設名	所在地	確保面積	現況
檜原村ヘリポート	倉掛 9428	1,800 m <sup>2</sup>	ヘリポート
甲武トンネル待避所	南郷 6081-6	1,050 m <sup>2</sup>	空地
やすらぎの里 (原則特異災害のみ)	三都郷 2717	1,250 m <sup>2</sup>	空地
数馬ヘリポート	数馬 6858-2	225 m <sup>2</sup>	ヘリポート
檜原総合グラウンド	三都郷	4,950 m <sup>2</sup>	グラウンド(公共等)

資料:東京都地域防災計画(震災編)別冊資料(令和元年版)

## 第2節 緊急道路障害物除去等

【産業環境課、西多摩建設事務所、五日市警察署、事業所】

風水害時は、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱等の障害物が道路上に散乱することが予想され、被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることをいう。

### 1 緊急道路障害物除去作業体制の確立

緊急道路障害物除去については、第1部第5章 防災活動実施体制の整備 第6節「交通規制・緊急輸送体制の整備」に示した緊急道路障害物除去路線を対象として、村の緊急道路障害物除去作業を実施する。

村内の緊急道路障害物除去作業は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当し、村はこれに協力する。作業にあたっては、次表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。なお、被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都建設局 (西多摩建設事務所)	日本道路建設業協会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会及び西多摩建設業協同組合等との協定及び協力承諾書に基づき、関係業界等の協力を求め、道路上の障害物の除去等を実施する。
警視庁 (五日市警察署)	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

### 2 障害物除去用資器材の整備

西多摩建設事務所は、平素から使用できる建設機械等の把握を行う。

### 3 道路障害物の除去

緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せて除去する。なお、道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。



機関名	実施内容
村	道路上の障害物の状況を調査し、都所管の道路については速やかに西多摩建設事務所に報告する。村道については、村が道路上の障害物を除去する。実施にあたっては、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力するものとする。
都建設局 (西多摩建設事務所)	障害物の状況報告に基づき、緊急道路障害物除去路線を優先して、所轄の路上障害物を除去する。
警視庁 (五日市警察署)	緊急交通路確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両の排除にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。

### 第3節 輸送車両等の確保

【産業環境課、企画財政課、総務課、都、五日市警察署、事業所】

#### 1 車両の調達

災害応急対策実施のために必要な人員や物資等の輸送のための車両の数は災害の規模により異なるが、庁用車の全車両を使用しても不足を生ずることが予測される場合、村(総務部)は、災害応急対策活動実施の用に供する目的で、村内関係業者から車両を調達するものとする。また、村内で所要車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達斡旋を要請する。

#### 2 車両の配分

車両の配分にあたっては、生命・身体に係るものを優先することを基本として、災害の状況を勘案し、村長(本部長)が定める。

#### 3 緊急通行車両等の確認

大規模かつ広域的な風水害が発生したとき、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく災害応急対策を実施するための車両(以下「緊急輸送車両等」という。)を優先して通行させることになる。このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、次により行う。

##### (1) 確認実施機関

###### ア 都財務局

都保有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両については、知事が確認を行う。

###### イ 警視庁(五日市警察署)

知事が確認する車両を除いた他の車両については、都公安委員会(警察署)が確認を行う。

## (2) 確認対象車両

ア 緊急輸送車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること。

(ア) 災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示(緊急)に使用されるもの

(イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

(ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

(エ) 災害を受けた児童生徒等の応急教育に使用されるもの

(オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

(ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの

(ケ) 風水害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

(コ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

イ 指定行政機関等との契約により、常時震災対策活動専用を使用する車両、又は災害発生時に調達契約の相手方から調達する車両であること。

## 4 確認手続き

### (1) 事前届出

被災時に緊急輸送車両等として使用することが決定しているものについては、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急輸送車両に該当すると認められるものについては、「緊急輸送車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)の交付を受ける。

### (2) 確認手続き

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続き

届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略され、緊急輸送車両等の標章及び確認証明書(以下「標章等」という。)の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けていない緊急輸送車両等の確認手続き

確認申請書を提出し、緊急輸送車両等に該当するかどうかの審査を受ける。審査結果に基づき標章等が交付される。

## 第9章 救助・救急計画

風水害時において、建物、施設構造物の損壊・流出、火災、土砂災害の発生により、多数の救助・救急を要する事態の発生が予想され、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

そのため、村は、消防団、秋川消防署、五日市警察署と連携・協力し、救助・救急体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

救助・救急活動に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
救助・救急活動体制の確立		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
救助活動の実施		救助活動着手	救助活動を継続		
救急活動の実施		救急活動着手	救急活動を継続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
福祉けんこう課		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
消防団、 秋川消防署、 五日市警察署		救助・救急活動着手	救助・救急活動を継続		

## 第1節 救助・救急活動体制

### 【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署】

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

#### 1 秋川消防署

- (1) 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助活動に建設費器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

#### 2 五日市警察署

- (1) 出水による濁水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点をおいて救助活動を行う。
- (2) 負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。
- (3) 漂流者を発見したときは、ロープ、救命策等を有効に活用して迅速に救助する。
- (4) 救出救助にあたっては、村や秋川消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。

## 第2節 救助・救急体制の整備

### 【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署、自主防災組織（自治会等）、 村民、事業所】

#### 1 秋川消防署

- (1) 救助体制の整備
  - ア 水害地の救助活動を効率的に行うため、救命ボート等水防部隊の訓練を行い、風水害地からの救助体制を強化する。
  - イ 災害時に使用する建設資器材については、関係事業所と協議し調達計画を樹立しておく。
- (2) 救急体制の整備
  - ア 救急活動を効率的に行うため救急隊員等の育成を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
  - イ 重度傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の育成を行い、現場救護場等における救急活動の充実を図る。

ウ 傷病者の搬送を効率的に行うため、災害救急情報システム等を活用し、医療情報収集体制を強化する。

## 2 五日市警察署

がけ崩れ現場や埋没家屋からの救出救助用に各種の災害活動用資器材等を逐次整備して、救出救助体制の充実強化を図る。

## 3 村民の自主救出活動能力の向上

### (1) 応急救護知識及び技術の向上

災害時には、広域的又は局地的に救助・救急事象が多発することが予想されることから、村民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、村民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

### (2) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

## 第 10 章 医療救護

風水害時には、建物、施設構造物の浸水・流出をはじめ、土砂災害等による多数の医療救護を要する事態の発生が予想されるため、村は、消防団、秋川消防署と連携・協力し、医療救護体制を確保する。

そのため、村、都、消防、地域住民、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制、保健衛生・防疫活動体制を確立する。

医療救護に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
医療及び助産		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関の支援を受け、現地活動調整	
保健衛生及び動物愛護			保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育	
防疫			防疫活動の要否検討	防疫活動実施	
山間部における医療救護			山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
福祉けんこう課		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療機関・団体の支援受入調整	
福祉けんこう課			防疫、保健衛生活動の要否検討	防疫、保健衛生活動実施	
総務課			他団体等への応援要請の要否検討	他市町村・消防・医療機関・団体の支援活動に係る現地活動調整	
日赤東京都支部、西多摩医師会		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療及び助産継続	
西多摩保健所			保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施	
西多摩保健所			防疫活動の要否検討	防疫活動実施	
消防団・秋川消防署			山間部の医療救護ニーズ把握	負傷者等の後方搬送、山間部における医療救護	

## 第1節 医療及び助産救護

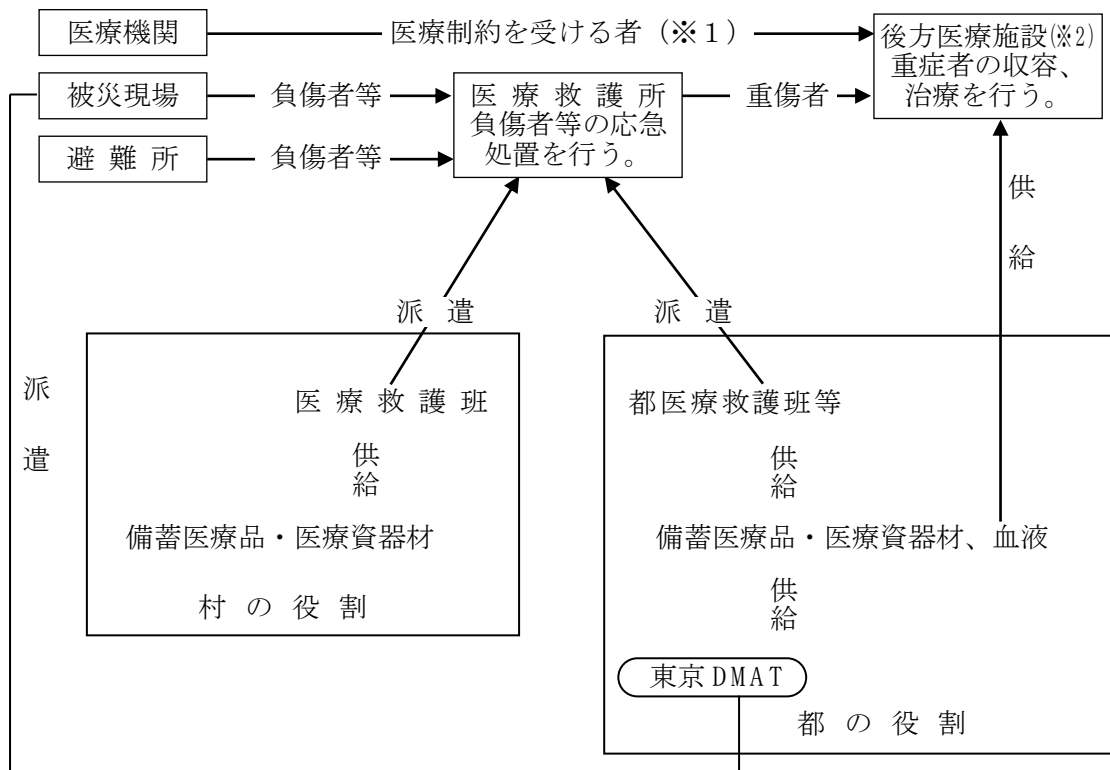
【福祉けんこう課、秋川消防署、日赤東京都支部、西多摩医師会】

風水害時には、家屋やブロック塀の崩壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。本節では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策について定める。災害時における医療救護の流れは次のとおりである。

ア 村では、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医療品・医療資器材の備蓄に努める。

イ 都は、村を応援・補完するため、都医療救護班の派遣や医薬品・医療費器材の備蓄を行う。また、重症者を収容して治療を行う災害拠点病院など災害時後方医療体制の充実強化を図る。

医療救護の流れ



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

## 1 医療情報の収集伝達

風水害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

### (1) 被害情報の収集

村は、西多摩保健所、西多摩医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関(診療所及び歯科診療所)の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

### (2) 医療機関との連絡

村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。また、医療機関を災害時優先電話利用可能機関とするなどの通信手段の確保に努める。

### (3) 村民への情報提供

村は、村民に対する相談窓口の設置に努め、医療機関の被害状況及び活動状況等を村民に広報する。

## 2 初動医療体制

### (1) 医療救護班の整備

風水害時における医療救護は、村が一次的に実施する。このため、村は災害時において即時に医療救護活動を実施できるよう、西多摩医師会の協力を得て、医療救護に必要な救護班を編成しておくものとする。

都は、村を応援・補完する立場から医療救護班を編成し、村からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に医療救護班を派遣する。

### (2) 医療救護活動

機関別の医療救護活動内容は、次のとおりである。

#### ア 村

(ア) 村長(本部長)は、必要に応じ、西多摩医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。また、派遣状況を都福祉保健局長に報告する。

(イ) 村の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都福祉保健局長及び近隣の市町村その他関係機関に協力を要請するものとする。

#### イ 都

福祉保健局長は、村長(本部長)から医療救護班の派遣要請があった場合、又は被災状況により医療救護の必要を認めた場合に都医療救護班を派遣する。

#### ウ 日赤東京都支部

医療救護班の出動は、都の要請又は自主的な判断に基づいて行い、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護、助産活動等を行う。

#### エ 西多摩医師会

(ア) 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。



(イ) 医師会が派遣する医療救護班の現場における医療、助産活動は、原則として医師会長が指揮する。

(3) 医療救護活動マニュアル等の作成

村は、都が作成した「災害時医療救護活動マニュアル」をもとに、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動マニュアル等を作成する。

(4) 医療救護所の設置

村長（本部長）は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。また、医療救護所に、調剤、服薬指導、医薬品管理及び医薬品の仕分け等を行う薬剤師を配置する。村長（本部長）は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都福祉保健局長に報告する。医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。

ア 被災現場

イ 避難所

(5) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者に対する応急措置(歯科医療を含む)

イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

エ 助産救護

オ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

※ 医療救護班は、トリアージタグを使用し、傷病者等の重軽症の度合いを識別する。

(6) 秋川消防署の支援

村から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。支援内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者の収容先医療機関の選定

イ 後方医療施設への搬送

ウ 傷病者の応急処置

### 3 医薬品・医療資器材の確保

(1) 村

村は、風水害時の医療救護班用として、医薬品等の備蓄を検討する。また、不足が生じた場合、独自で調達するとともに、都に協力要請を行う。

(2) 都

都は、医療救護班用及び村への協力用等に医薬品・医療資器材を備蓄しており、要請があれば即対応ができる。

(3) 日赤東京都支部

平常時から常用品を多量に備蓄している日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行するものとする。

(4) 西多摩医師会

医師会が派遣する医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の費用については後日村に請求するものとする。

#### 4 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要のある者が発生した場合は、都福祉保健局長又は村長（本部長）に搬送を要請する。搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは村が対応し、医療救護所から後方医療施設までは都及び村が対応する。なお、搬送にあたっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

ア 秋川消防署に搬送を要請する。

イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。

ウ ヘリコプターによる搬送を行う。

(2) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として村が派遣する医療救護班等については村が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

(3) 医薬品等の搬送

村が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は、原則として村が対応し、都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから災害薬事センターへの搬送は都が対応する。

#### 5 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。このため、都は後方医療施設の中核として都立病院を含め「災害拠点病院」を整備し、医療資器材を確保している。なお、村を含む西多摩保健医療圏における災害拠点病院として、青梅市立総合病院、公立阿伎留医療センター、公立福生病院が指定されている。

(1) 災害拠点病院施設の機能等

ア 重症患者の収容力の臨時拡大

イ ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

(2) 病院選定基準

ア 災害に対する総合地域危険度が低い地域に存すること

イ 200床以上の一般病床を有する救急告示医療機関であること

ウ 建物が耐震・耐火構造であること

エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと

### 村内の医療施設

施設名	区分	診療科目	開設日	職員数			
				医師	看護師	歯科衛生士	事務職員
檜原診療所	内・外・小児	内・外・小児	毎日	常1名	正・准看護師 3名	2名	2名
		歯科	毎日	常1名			
	眼科	月1回	非1名 (第1金曜日)				
合計				3名 (内非1名)	3名	2名	2名

### 村の後方医療施設(災害拠点病院)

二次保健医療圏	名称	所在地	病床数
西多摩	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	529
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	305
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	316

(資料:災害時医療救護活動ガイドライン・東京都)

## 第2節 保健衛生及び動物愛護

### 【福祉けんこう課、西多摩保健所、西多摩医師会】

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障がいの発生防止や在宅医療者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。本節では、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア、水・食品の安全確保及び動物愛護等に関する主要な施策について定める。

#### 1 保健活動

##### (1) 保健活動班の編成

村は、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

##### (2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、次の保健活動を行う。

- ア 避難所における健康相談
- イ 地域における巡回健康相談

ウ その他必要な保健活動

(3) 応援要請等

災害の規模によっては、村の保健師だけでは保健活動を担うことができない事態が想定される。他地域、他県等からの応援を要請する必要があると判断された際に、都を通じて応援要請を行うことや、村の保健師数や避難所数を踏まえた応援班との役割分担等を考慮するものとする。

## 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせる。被災村民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、村は、都福祉保健局が編成する巡回精神相談チームと連携して、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障がい（PTSD）も視野に据えたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

## 3 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

風水害時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用としていない沢水・井戸水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲料水の安全確保を迅速に行う必要がある。このため、西多摩保健所において「環境衛生指導班」を編成し、避難所を中心に、

ア 飲用水が塩素で消毒されているかの確認

イ 村民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布

ウ 村民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導を行う。

また、村は、消毒実施後の井戸水等の消毒を確認する。

(2) 食品の安全確保

風水害時には、設備の不十分な状態での不衛生な食品の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。このため、西多摩保健所では、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、保健所長の指揮の下に次の活動を行う。

ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

イ 食品集積所の衛生確保

ウ 避難所の食品衛生指導

エ 仮設店舗等の衛生指導

オ その他飲食に起因する危害発生の防止

西多摩保健所及び村は連携し、次の点を留意して、避難村民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立

イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底

- ウ 手洗い設備の確保と手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の手配、調整

#### 4 避難所の衛生管理

##### (1) 村の役割

- ア 村民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域・喫煙(分煙)区域を設定する。
- ウ 避難村民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難村民間のプライバシーを確保する。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難村民への衛生管理上の留意事項を周知する。

##### (2) 浴場等の確保

- ア 村は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- イ 避難村民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

#### 5 動物愛護

風水害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

動物愛護相談センターは、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、村や獣医師会等、関係団体との協力体制を確立する。

##### (1) 被災地域における動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、動物愛護相談センターは、村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

##### (2) 避難所における動物の適正な飼育

動物愛護相談センターは、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

### 第3節 防疫

#### 【福祉けんこう課、西多摩保健所】

風水害時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生・まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。本節では、防疫活動、防疫用資器材の備蓄・調達について必要な事項を定める。

#### 1 防疫活動

災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等の実施のため、村は防疫班及び消毒班を、また、西多摩保健所は環境衛生指導班をそれぞれ編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

##### (1) 村の役割

- ① 村長（本部長）は、災害の種類・程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋の消毒、ねずみ族、昆虫等駆除を行うものとし、都本部設置後も村において実施する。
- ② 村長（本部長）は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、患者の医療の確保、患者がいる場所又はいた場所の消毒等を迅速かつ的確に行う。

##### ア 防疫班の業務

- (ア) 健康調査及び健康相談
- (イ) 避難所の防疫指導
- (ウ) 応急治療
- (エ) 感染症予防のため広報及び健康指導

##### イ 消毒班の業務

- (ア) 患者発生時の消毒(指導)
- (イ) 避難所の消毒の実施及び指導

ウ 村長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。

エ 村長（本部長）は、防疫活動の実施にあたって、村の対応能力では十分でないと認めるときは、都福祉保健局長又は西多摩医師会長に協力を要請する。

オ 村長（本部長）は、都の実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

##### (2) 都の役割

ア 西多摩保健所長は、村長（本部長）の防疫に関する協力要請があったとき、その他必要と認めるときは、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町との調整を図る。

イ 西多摩保健所長は状況に応じて、環境衛生指導班を編成して出動させる。

### (3) 防疫業務の実施基準

#### ア 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災村民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握し、感染拡大防止等を行う。

#### イ 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

#### ウ 避難所の防疫措置

(ア) 村長(本部長)は、避難所開設後直ちにトイレその他要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

(イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

(ウ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康相談を行う。

#### エ 消毒とその確認

(ア) 村長(本部長)は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

(イ) 西多摩保健所長は、環境衛生指導班を避難所等に巡回させ、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、村民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が村民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

#### オ 感染症予防のための広報及び保健指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康相談を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

(ア) 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

(イ) 水洗トイレ使用マニュアル(消毒法等)の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

(ウ) 室内清掃、布団干し、ねずみ族、昆虫等の駆除について

(エ) 断水時の手洗い、うがいの方法について

(オ) 貯水槽やプール水の安全な活用について

## 2 防疫用資器材の備蓄・調達

(1) 村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。

(2) 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

## 第4節 山間部における医療救護活動

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、西多摩医師会】

### 1 医療スタッフの派遣等

- (1) 村は山間部に位置し、風水害等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立する可能性がある。
- (2) 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。こうした場合には、村は、医療スタッフの派遣、医療費器材の搬送を都に要請する。
- (3) 都は、要請に応じ都立病院、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMATの出場調整を行う。

### 2 ヘリコプターの活用による搬送

- (1) 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、村は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- (2) 都は、村から負傷者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) なお、都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。



## 第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

風水害時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、飲料水・食料・生活必需品等を適切に供給するなど、迅速な災害救援活動を実施する必要がある。

そのため、村は、地域住民、学校、行政との協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。

飲料水・食料・生活必需品等の供給に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
飲料水の供給		断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	
食料の供給		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続	
生活必需品等の供給		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課		断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	
村民課		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分検討、供給継続	
村民課		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	
教育課		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	

## 第1節 飲料水の供給

【産業環境課】

風水害時による飲料水の枯渇又は汚染に対応するため、必要最小限度の飲料水の給水能力、供給方法等について定める。

### 1 災害時の応急給水

村は、災害発生の際飲料水が枯渇したり、又は汚染し現に飲料水として適さないものに対し、最小限度の必要な量(1人1日の必要量3リットル)の飲料水の供給を図るものとする。

### 2 応急給水資器材の整備

都では、応急給水に対応するため、応急給水槽、応急給水用資器材収納倉庫、応急給水用資材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

### 3 応急給水活動

(1) 村長(本部長)は、給水実施に先立ち各避難所等からの要請に基づき、所要量を勘案して給水順序方法等を定める。

(2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水拠点に向いて給水を受けることを原則とする。

(3) 給水は、原則として避難所を中心に行うが、災害の状況により緊急を要する場合は、医療機関その他一般住民に対しても実施する。

(4) 給水に必要な水は、水道全体が断水の場合は、各水道の水源よりポンプ等によりくみあげて輸送する。さらに、都水道局及び隣接市町から応援給水を受けるものとする。

(5) 村の給水器材のみでは村民の飲料水が確保できないときは、村長(本部長)は、都知事(本部長)等に対し、給水又は器材の斡旋等を要請する。

(6) 応急修理用資器材及び協力機関

村は応急修理用資器材の備蓄に努めるとともに、村内の水道工事店等の協力を得て復旧するものとする。

檜原村指定給水装置工事事業者一覧（令和2年4月1日現在）

	事業所名	所在地	電話番号
村内 工事店	高木設備	檜原村 2979	042-598-0496
	(株)武田組	檜原村 1393	042-598-6011
	平野設備工業	檜原村 9108-2	042-598-0588
村外 工事店	(株)カゴシマ	日の出町平井 906-4	042-597-7565
	(有)渡辺工業所	八王子市千人町 3-9-7	042-665-1867
	(有)望月設備工業	あきる野市山田 968-1	042-533-0171
	(有)野口水道	あきる野市瀬戸岡 299-6	042-550-4266
	積和建设西東京(株)	町田市下小山田 2720-4	042-798-6351
	(有)乙訓工業所	あきる野市乙津 792	042-596-2516
	橋本設備工業(株)	あきる野市館谷 193-2	042-596-3842
	(有)カネショウ	あきる野市戸倉 733-4	042-596-1002
	(株)ホシノ	あきる野市二宮 2406-11	042-550-1132
	(有)河野電機設備	あきる野市横沢 71	042-596-0284
	村野商会	あきる野市野辺 456	042-558-1507
	(株)吉田工務店	福生市福生 1132	042-551-4125
	(有)秋川総合住設	あきる野市瀬戸岡 275-9	042-558-5490
	五日市ファーマーズセンター	あきる野市高尾 3-1	042-596-1280
	(株)協同設備工業	立川市錦町 3-6-16	042-540-2950
	(株)平塚設備工業	あきる野市山田 916-1	042-595-3230
	(株)サカエ	あきる野市野辺 257	042-558-0136
	(株)森田工業所	福生市熊川 741	042-553-0403
	(有)村山衛生設備	武蔵村山市岸 3-3-4	042-560-1840
	(有)藤城事務所	小平市小川町 1-801-128	042-348-8481
	(有)加藤設備	あきる野市野辺 255-17	042-558-6805
	(株)岡村設備工業	武蔵村山市中原 1-16-17	042-560-7356
	(有)竹山設備	日の出町平井 1762-4	042-597-6677
	(株)日本水道センター	千葉県船橋市浜町 2-3-37	047-421-1281
	八洲環境保全(有)	青梅市今井 1-122	0428-31-4191
	東京浴槽事業協同組合	渋谷区渋谷 2-10-16	03-3400-8477
	東京燃料林産(株)	昭島市武蔵野 2-6-25	042-543-3144
	テラルテクノサービス(株)	文京区後楽 2-3-27	03-3818-7762
	セントラルファシリティーズ(株)	杉並区松ノ木 3-26-11	03-5913-8935
	(株)ミタックス	国分寺市東戸倉 1-15-16	042-300-0881
	石崎工業(株)	青梅市新町 2-35-4	0428-31-1977
	水木設備	羽村市神明台 1-7-13	042-555-4755
	(株)開成	立川市錦町 6-24-14 日野橋立川ビル 2階	042-555-3251
	(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
	三菱電機システムサービス(株)	世田谷区太子堂 4-1-1	042-648-1680
	(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181
(株)大智設備	神戸市長田区長田町 3-2-12	078-797-5443	

## 第2節 食料の供給

【村民課】

### 1 緊急食料配給

災害の発生によって、食料の配給及び販売機構は一時的に麻痺状態をきたすので、日常の食料を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料の配給ができるよう平常時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保と人心の安定に万全を期するよう計画するものとする。

### 2 食品調達

#### (1) 米穀類の応急対策

被災者に対する食料の供給は、村が開設する避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、村又は都の備蓄又は調達する食料等を支給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

備蓄にあたっては、避難所等に備蓄倉庫の設置を検討するなどして、分散備蓄を進める。

また、企業等にも食料等の備蓄について協力を依頼するものとする。災害の発生又はそのおそれのある場合における応急措置及び配給の取扱いについては、以下の要領の定めるところによる。

#### ア 村長（本部長）の講ずる応急措置

(ア) 被災者に対する応急配給措置を講ずること。

(イ) 村内小売販売業者の手持米数量を把握して、災害の応急配給に備えること。

(ウ) 災害発生時における配給については、都福祉保健局長と密接な連絡を保つこと。

(エ) 村内小売業者に対する応急措置又は災害対策について、必要な指示を行うこと。

(オ) 災害時において、被災者及び救護等作業従事者に対し、調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

なお、米穀を玄米で調達する場合は、とう精歩留りが約90%であるので、玄米の調達量は、1食あたり200gとなる

被災者及び救護等作業従事者用米穀 1食あたり 精米 180g
--------------------------------

#### イ 米穀以外の食品の購入予定先

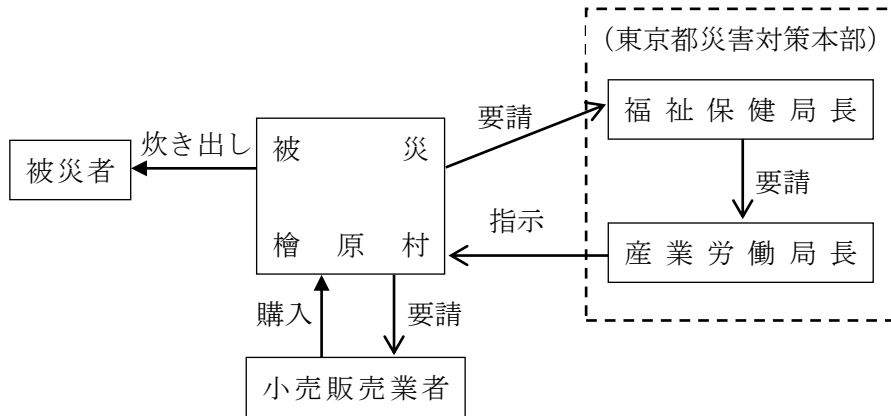
村は、米穀以外の食品の調達(予定)先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

ウ 小売商に対する防災措置

村長（本部長）は、卸売販売業者及び小売販売業者に対し、災害発生のおそれのあるときは、災害予防措置を講ずるよう要請することができる。

(2) 災害発生時の米穀、乾パン及び食塩の配給経路

ア 村長（本部長）が、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から購入する場合

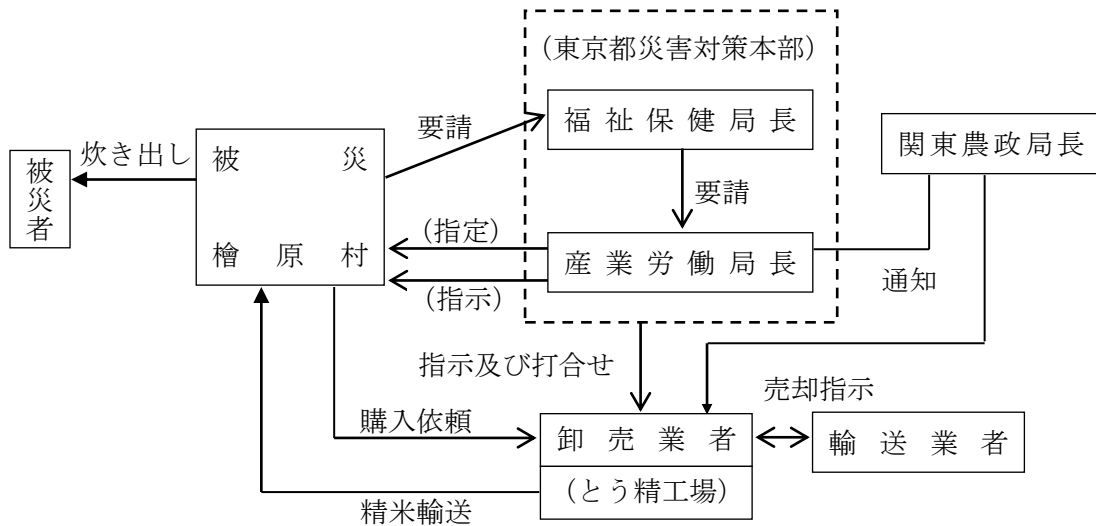


(ア) 村長（本部長）は、被災者に対する給食に必要な米穀について知事（都本部長）に要請する。

(イ) 知事（都本部長）は、村長（本部長）から要請があったときは、必要な米穀について小売販売業者から購入するよう指示する。

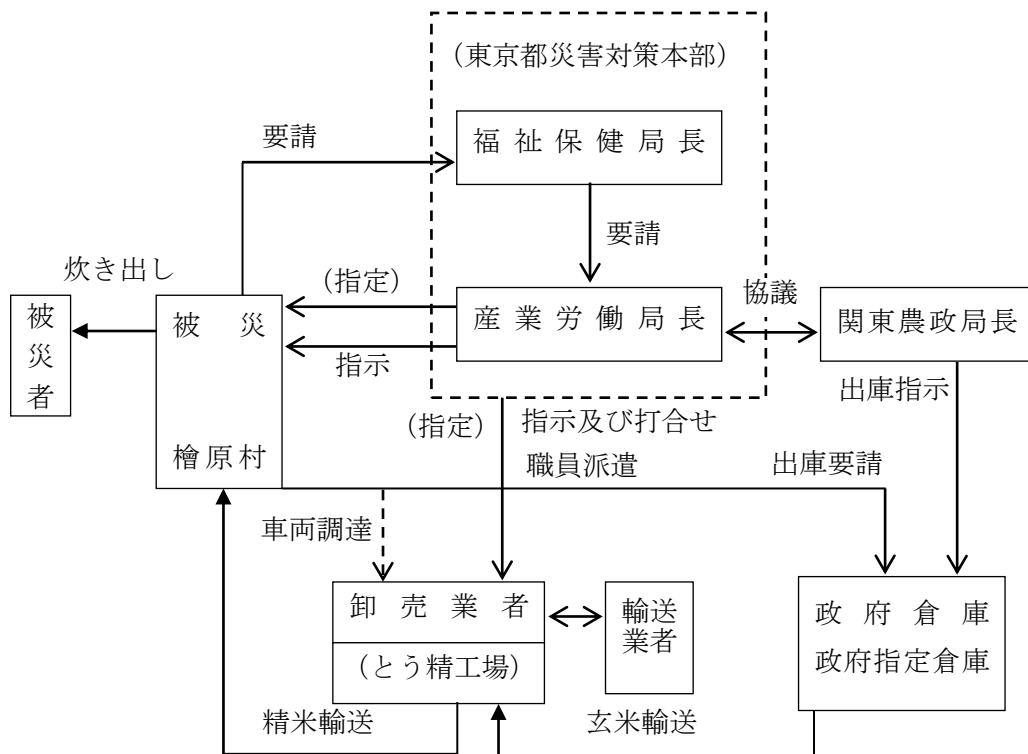
(ウ) 村長（本部長）は、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から必要な米穀を購入する。

イ 知事(都本部長)又は知事の指定を受けた村長(本部長)が、関東農政局長の指示により卸売業者から購入する場合



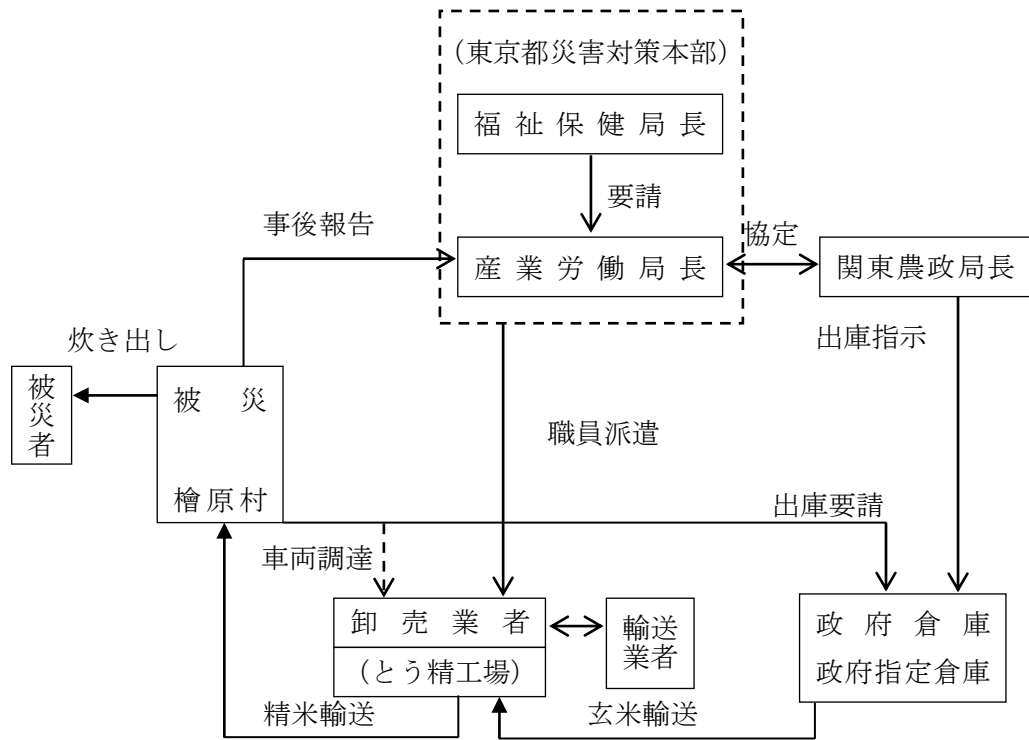
- (ア) 知事(都本部長)は、購入した米穀を村長(本部長)に支給する。
- (イ) 村長(本部長)は、知事(都本部長)の指示により卸売業者から米穀を購入する。
- (ウ) 村長(本部長)が米穀を購入する場合には、知事(都本部長)は村長(本部長)に対して、売却を受ける卸売業者等、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。

ウ 知事(都本部長)又は村長(本部長)が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達する場合

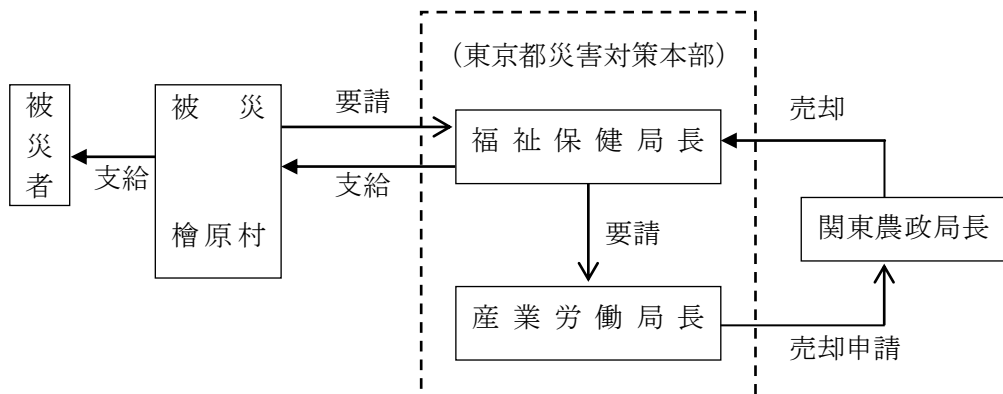


- (ア) 前記②の方法で必要量の米穀が調達できないときには、知事(都本部長)は関東農政局と協議し、知事又は村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達できるよう措置する。
- (イ) 知事(都本部長)は、調達した米穀を村長(本部長)に支給する。
- (ウ) 知事(都本部長)は、村長(本部長)が調達する場合には、その政府倉庫又は政府指定倉庫名、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。
- (エ) 知事(都本部長)及び村長(本部長)は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定(昭和61年8月28日付61生文価米第214号)に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。

エ 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定(昭和61年7月28日付61生文価米第172号)に基づく場合



- (ア) 交通、通信等の途絶により連絡が不能となったとき、村長（本部長）は、協定に基づき政府倉庫又は政府指定倉庫から米穀の引渡しを受ける。
- (イ) 村長（本部長）は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。
- (ウ) この方法を実施したときは、村長（本部長）は、交通、通信等の回復後速やかに知事に報告しなければならない。



福祉保健局長から要請があった場合、生活文化スポーツ局長は関東農政局長に申請し、政府所有の乾パンを購入する。



### (3) 乳幼児の給与

村は、被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調製粉乳を、災害発生後の最初の3日分を確保するよう努める。都は、広域的見地から村を補完するため以後の4日分を備蓄する。

### (4) 副食品の備蓄と調達

村は、米飯給食に必要な梅干し、佃煮等の副食品や、みそ等の調味料の備蓄計画及び業界等からの調達計画を定めておくものとする。

## 3 給与基準

### (1) 村長(本部長)の講ずる措置

#### ア 災害救助法適用前

村長(本部長)は、村がその責任において実施する被災者に対する食品等の給与の基準を、災害救助法施行細則において定める限度以内において別に定める。

#### イ 災害救助法適用後

村長(本部長)は知事(都本部長)の補助機関として知事(都本部長)の指示する給与基準により実施するものとする。

(2) 配布基準被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間の延長申請と同様に、別途、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を得て定めるものとする。

## 4 食品の輸送

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。

(1) 村長(本部長)は、都福祉保健局が村役場内又は村長(本部長)の指定した引継地まで輸送した調達食品を受領し、給食地に輸送して被災者に配給する。

(2) 村長(本部長)の要請により都福祉保健局が放出する「都福祉保健局備蓄調整粉乳」は、都所有(調達)車両等により避難所に輸送・配分される。

## 5 災害時における食品集積地

調達した食品の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況等により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

食品及び生活必需品等の集積地（令和2年4月1日現在）

集積地名	所在地	電話	建物		広場	
			構造	面積㎡	種類	面積㎡
檜原小学校	檜原村 600	042(598)0019	鉄筋コンクリート	4,634	グラウンド	3,361
檜原中学校	檜原村 575	042(598)0007	鉄筋コンクリート	4,245	グラウンド	5,527
檜原郷土資料館	檜原村 3221	042(598)0880	鉄筋コンクリート	658	グラウンド	889
南郷コミュニティセンター	檜原村 1085		鉄骨	835	グラウンド	3,350
人里コミュニティセンター	檜原村 1685		鉄骨	458	グラウンド	1,951
温泉センター数馬の湯	檜原村 2430	042(598)6789	鉄筋コンクリート	808		—
小沢コミュニティセンター	檜原村 3791		鉄骨	470	グラウンド	1,395
樋里コミュニティセンター	檜原村 4331		鉄骨	400	グラウンド	1,807
藤倉ドーム	檜原村 4797-1		膜構造	641		—
9箇所				13,149		18,280

## 6 炊き出しの実施及び食品の配分

村長（本部長）は、被災者に食品等の給与を実施する場合の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるものとする。

### (1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの実施については、原則として学校給食施設を使用する。

イ 実施にあたっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

### (2) 食品の配分

ア 被災者に対する給食は、原則として乾パン→アルファ化米→米飯の順で供給する。

イ 被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留被災者に対しても及ぶよう努力する。

ウ 避難所担当職員は、送付を受けた食品について、村本部の指示に従い配分計画をたて、実配分にあたっては、要配慮者を優先とし、収容被災者の協力を得て配分するものとする。

### (3) 炊き出し等の記録及び報告

村本部民生部長は、炊き出し及び食品配分の状況を随時村本部長に報告するとともに、活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後速やかに村本部長に報告するものとする。

### 第3節 生活必需品等の供給

【村民課、教育課】

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の給(貸)与を行う。

#### 1 生活必需品調達計画

##### (1) 調達方法

生活必需品の給(貸)与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行うが、災害救助法の適用に至らない災害及び都の指示があるまでは、村が応急救助に必要な生活必需品等の確保を図るものとする。

##### ア 調達方法

##### (ア) 災害救助法適用前

##### a 生活必需品等の指定品目

調達品目は、「2. 給与する品目等の決定」に掲げるものとし、その数量はその都度定める。

##### b 必要数量の把握

村長(本部長)は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達する。

##### c 調達方法

(a) 村長(本部長)は、速やかに村内又は近隣市町村の業者から調達する。

この場合、努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入するようにする。

(b) 村の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都福祉保健局に備蓄物資の融通等を要請する。

(c) 村長(本部長)は、生活必需品等の調達(予定)先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

##### (2) 災害救助法適用後

災害救助法適用後において、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、村長(本部長)は、直ちに知事(都本部長)の指示を受けるとともに、必要がある場合は、物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により現地調達が必要と見られる物資については、知事の指示により村長(本部長)が現地調達するものとする。

#### 2 給与する品目等の決定

(1) 被災者に給与する品目・数量等は、被害の実情に応じて「6. 生活必需品等給(貸)与基準」に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる範囲内において、

現物をもって行うこととされている。

- ア 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)
- イ 外衣(洋服、作業衣、子ども服等)
- ウ 肌着(下着類)
- エ 身の回り品(タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル等)
- オ 炊事用具(鍋、炊飯器、ガス器具等)
- カ 食器(茶碗、皿等)
- キ 日用品(石鹸、ちり紙等)
- ク 光熱材料(マッチ、ロウソク、LPガス等)

(2) 災害救助法適用後は、知事(都本部長)の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けられないときは、前項により決定し、被災者に配分後、直ちに知事(都本部長)に報告するものとする。

### 3 給与の範囲

生活必需品等の給(貸)与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められるものについては、応急的援助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

### 4 配分

- (1) 村長(本部長)は、給(貸)与対象者を把握し、物資の給(貸)与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (2) 給(貸)与担当者は、前項の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (3) 被災者に救援物資を給(貸)与したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。

### 5 被服・寝具等の調達

必要な援助物資を迅速に入手し、配分するための調達先は、村内の商工業者とするが、状況により近隣市町村の商工業者からの購入も考慮する。

### 6 生活必需品等給(貸)与基準

- (1) 災害救助法適用前  
災害救助法施行細則に定める内容に準じて実施する。
- (2) 災害救助法適用後  
村長(本部長)は、知事(都本部長)の補助機関として、知事(都本部長)の指示する給与基準により実施するものとする。

- (3) 被災地帯に対する生活必需品等の給(貸)与基準  
原則として、災害救助法施行細則に基づいて実施する。

## 第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、村は、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮したうえで、同時大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

また、都への被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告を速やかに行うものとする。

ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおりである。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
ごみ処理・清掃			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で外部支援を得、現地活動調整	
トイレの確保及びし尿処理			し尿等処理需要検討	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整	
がれき処理			がれき処理、需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整	
障害物除去活動実施		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で外部支援を得、現地活動調整	
産業環境課			し尿等処理需要検討	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整	
産業環境課			がれき処理、需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整	
産業環境課		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
西多摩建設事務所、各事業所		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		

## 第1節 ごみ処理

【産業環境課】

### 1 実施機関

村が被災地における清掃業務を実施する。ただし、村のみで実施することが困難な場合は、都及び近隣市町村の応援を要請して行う。

### 2 ごみの処理方法

- (1) 被災地の環境衛生の短期回復を図るため、災害発生から平常作業を中止して全能力をもって処理にあたるものとする。
- (2) 村長（本部長）は、委託清掃作業従業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び人夫の雇い上げを行い処理にあたるものとする。
- (3) 収集したごみは、できるかぎり現在の施設（西秋川衛生組合）において処理するが、不燃又は焼却できないごみ等は、あらかじめ定められた不燃物置き場に集積する。

## 第2節 トイレの確保及びし尿処理

【産業環境課】

### 1 実施機関

村は、被災地におけるトイレの確保及びし尿処理業務を実施する。ただし、村のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町の応援を要請して行う。

### 2 し尿の処理方法等

- (1) し尿については、被害想定1人1日1ℓの排出があるものとしてこの処理にあたる。
- (2) 風水害時における被災地のし尿処理は、委託清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び人夫の雇い上げ又は都の応援を得て、処理にあたるものとする。
- (3) 村長（本部長）は、短期間処理を目的に計画を策定し、迅速に収集処理する。
- (4) し尿処理にあたっては、浸水等の被害にあった地域を優先的に実施することとし、順次平時に復帰するものとする。
- (5) 村は、都下水道局との覚書の締結により水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

#### 汲取り及び浄化槽清掃業者（令和2年4月1日現在）

業者名	所在	電話番号
(有)五日市清掃	あきる野市戸倉 2080	042-596-0517

### 3 避難所や地域における対応

#### (1) 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

#### (2) 避難所

避難所は、配水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、風水害時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者にも配慮する。なお、村は、くみ置き水を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

また、停電等により下水が使用できないことも考慮した対策として使い捨てのできる応急トイレキットの配備も考慮する。

#### (3) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、家庭、事業所に対し、平素から水のくみ置き等により、断水に備えた生活用水の確保に努めるよう周知する。

## 第3節 がれき処理

【産業環境課、西多摩建設事務所】

### 1 処理方針

- (1) 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、風水害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)を分別し、再利用、適正処理を図る。
- (2) 村は、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。

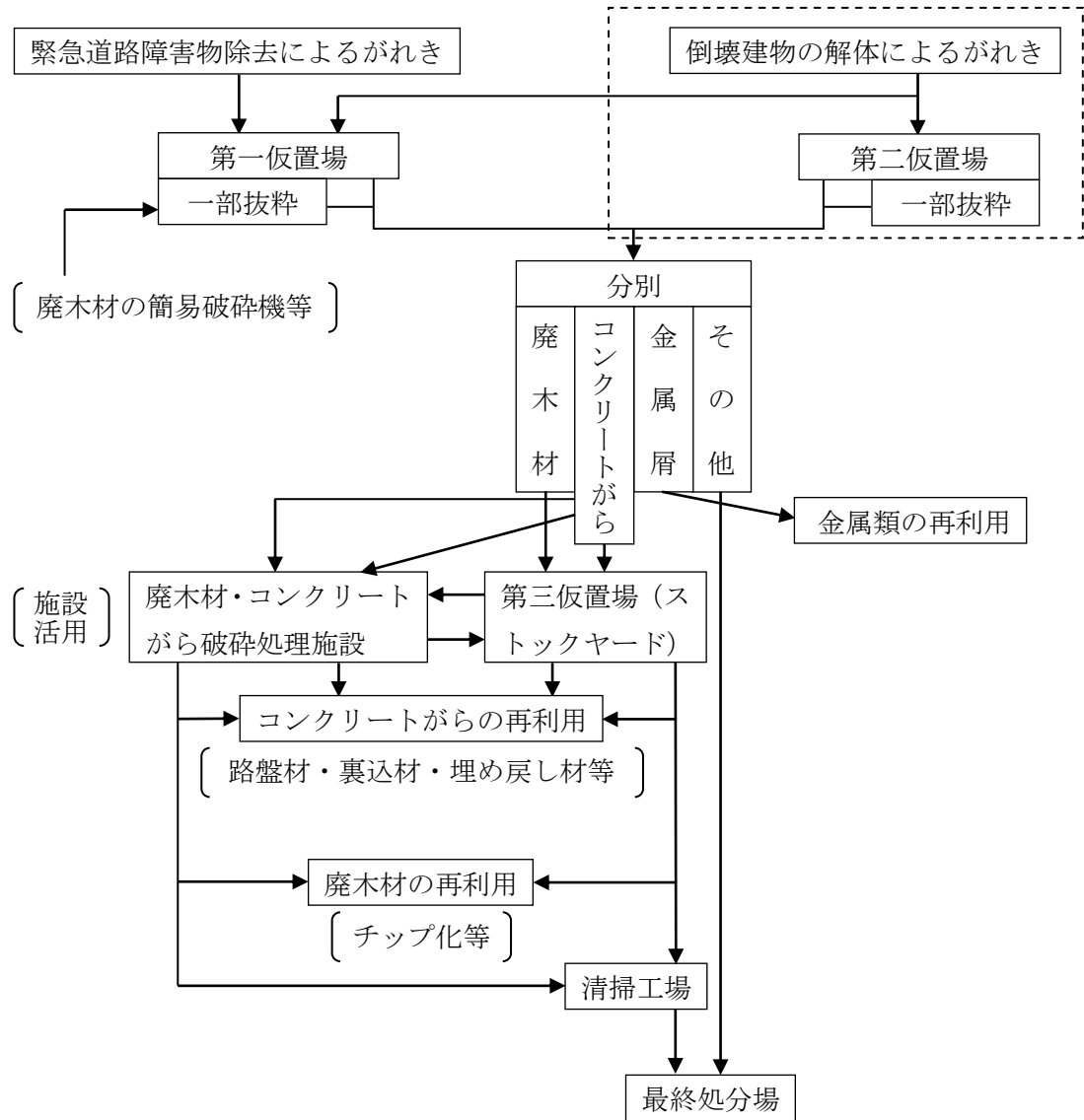
※ 下記「がれき処理の基本的流れ」参照

### 2 処理計画

- (1) 所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (2) 所管の区域におけるがれき処理推進体制を整備する。
- (3) 発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたがれき処理計画を策定する。
- (4) 所管の区域におけるがれきの処理を行う。



## がれき処理の基本的流れ



## 第4節 土石・竹木等の除去

【産業環境課、西多摩建設事務所】

災害によって住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障がないよう努める。本節においては、災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を定める。

### 1 土石・竹木等の除去

#### (1) 村

村は、障害物の除去は、災害救助法適用前は、災害救助法施行細則に準じて行う。法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局(西多摩建設事務所)に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

#### (2) 都建設局(西多摩建設事務所)

法適用後は、都建設局(西多摩建設事務所)が村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。第一次的には、村保有の器具・機械を使用する等、村と協力して実施し、労力・機械力不足の場合は、都総務局(本部長室)に要請し、隣接市町からの派遣を求める。また、不足する場合は、西多摩建設業協同組合に対し、資器材、労力等の提供を求める。

### 2 土石・竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等)。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある者。
- (3) 当面の日常生活が営みえない状態にある者(本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない)。
- (4) 半壊又は床上浸水した住家に住む者(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない)。
- (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けた者。

## 第 13 章 遺体の取扱い

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の取扱いを行い、かつ、遺体の火葬を実施する。

遺体の捜索、取扱い及び火葬は、以下のとおり本部長が行う。遺体の検案については、知事が行うものとし、本部長は、知事の補助機関として実施する。

また、村のみで取扱いが不可能な場合は、近隣市町村、都、国その他関係機関の応援を得て実施する。

遺体の取扱いに関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
行方不明者等の捜索		行方不明者等の捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続	
遺体収容、検視・検案		遺体収容・処理需要・体制検討	遺体収容所の開設、遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案	
遺体の火葬			火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報	

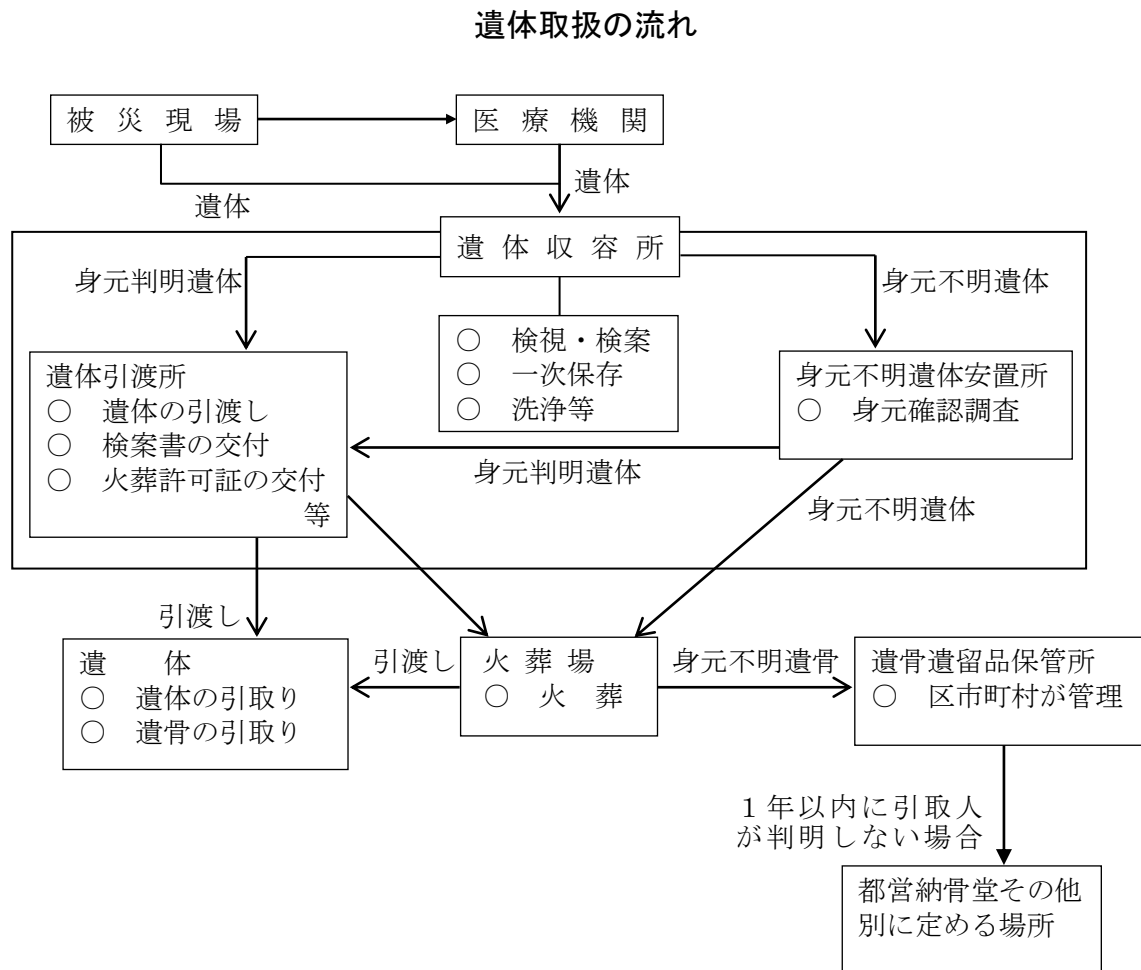
### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
消防団、秋川消防署、陸上自衛隊		行方不明者等の捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続	
五日市警察署、西多摩医師会		行方不明者等の捜索場所、体制検討	遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案	
村民課			遺体収容所の開設、火葬体制確立	火葬実施	
企画財政課				死亡者について広報	

## 第1節 遺体の捜索、収容及び検視・検案等

【村民課、消防団、秋川消防署、陸上自衛隊、都福祉保健局、五日市警察署、西多摩医師会】

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより村及び都が協力して行う。



### 1 遺体の捜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索は、次のとおりとする。

#### (1) 機関別活動内容

##### ア 村

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い、遺体の捜索を実施する。

##### イ 五日市警察署

村が実施する遺体の捜索に協力する。また、各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。

なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

(2) 搜索の期間等

ア 搜索の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

イ 期間の延長(特別基準)

災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして都知事に要請する。

(ア) 延長の期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

(エ) その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)

(3) 必要帳票等の整備

村は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 遺体の搜索状況記録簿

エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

## 2 遺体の搬送(遺体収容所まで)

村は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

## 3 遺体の収容先

(1) 遺体の収容

村は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、村の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、遺体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証又は特例許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする(当面、福祉センターを予定している。)

(3) 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(4) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。このため村は、都福祉保健局と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(5) 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 期間の延長(特別基準)

11日以降も遺体の処置を必要とする場合は、期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

エ その他(延長することによって取扱いを要する遺体数等)

(7) 必要帳票等の整備

村は、下記の帳票等を作成、整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 遺体処理台帳

#### 4 検視・検案等

遺体は、人身の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

(1) 検視・検案に関する機関別活動内容

ア 村

村長(本部長)は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。遺体収容所の開設・運営等に関して、村の対応能力のみでは十分でないとき認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 都(福祉保健局)

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。都福祉保健局長は、村長(本部長)の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

ウ 五日市警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び遺体取扱規則並びに風水害発生時における多数遺体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

エ 西多摩医師会

医師会の医療救護班等は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

オ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

カ 青梅市立総合病院等

青梅市立総合病院の医療救護班等は、村の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 遺体の身元確認

ア 村

村は、遺体の身元を確認し、遺体処理表及び遺留品処理票を作成のうえ格納し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 五日市警察署

警察署は、行方不明者の捜索の相談にあたるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

## 第2節 火葬等

【村民課、企画財政課、五日市警察署】

### 1 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること、災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。

イ 災害のため、通常の花葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

村は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬に臥した後、遺骨等を遺族に引き渡す。遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。家族その他から遺骨及び遺留品引き取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引き渡す。

(3) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 期間の延長(特別基準)

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内(10日以内)

に次の事項を明らかにして都知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)

エ その他(延長を要する地域毎の火葬を要する遺体数等)

(5) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 村

村は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者取扱として、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

イ 五日市警察署

警察署は、村と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(6) 必要帳票等の整備

村は、下記の書類・帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

## 2 死亡者に関する広報

村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めるものとする。



## 第 14 章 応急住宅対策

災害により住宅を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理ができない者が多数予想されることから、応急住宅対策が必要となる。

村は、これらの被災者に対し、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。また、被災した建築物及び被災宅地の二次災害防止のため、応急危険度判定を行う。

応急住宅対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
被災建物・宅地 応急危険度判定		危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整	
家屋・住家被害 状況調査		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）	
応急仮設住宅の 供与			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設	
住宅応急修理、 一次住宅供給			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、住宅供給、公的住宅・民間賃貸等の供給	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課		危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整	
産業環境課		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）	
産業環境課			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設	
産業環境課			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、公的住宅・民間賃貸等の供給	
総務課				応急住宅対策に係る庁内調整、都へ報告	

## 第1節 被災住宅の応急危険度判定

【産業環境課】

### 1 判定制度の目的

- (1) 建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の地震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じることが求められる。
- (2) 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- (3) 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

### 2 判定の実施

- (1) 災害発生後7日以内に終了することを目標とする。
- (2) 村長(本部長)は、その区域内において風水害により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 都知事(都本部長)は、村長(本部長)が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

### 3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

## 第2節 被災宅地の応急危険度判定

【産業環境課】

### 1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し村民の安全の確保を図る。

### 2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

### 3 判定の実施

- (1) 村長（本部長）は、風水害等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 都知事（都本部長）は、村長（本部長）から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

### 4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 家屋・住家被害状況調査等

【産業環境課、総務課】

### 1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

### 2 調査の実施

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- (2) 村は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- (3) 秋川消防署は、風水害に係る火災による被害状況調査を行う。

## 第4節 応急仮設住宅の供与

【産業環境課】

### 1 設置主体

- (1) 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、村はこれに協力する。災害救助法適用後村長（本部長）は、必要があると認めた場合、直ちに知事（都本部長）に要請する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により村長（本部長）が特に必要と認めた場合は、村本部が設置する。

## 2 設置戸数(災害救助法適用時)

- (1) 供与戸数は知事(都本部長)が決定する。
- (2) 被害の程度、深刻さ、村民の経済能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要が認められるときは、村長(本部長)は知事(都本部長)に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

## 3 建設用地の確保

建設用地は、災害の状況に応じて災害地に近い村又は都所有の空地又は既設のグラウンド等適当な場所を選定するが、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 避難場所等としての利用の有無

また、村は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておき、年1回都に報告する。

## 4 建設の方法、規模及び構造

### (1) 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

### (2) 規模及び費用

1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

## 5 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

## 6 建設工事

建設は、都が(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会が斡旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。工事の監督は、都が行い、村はこれに協力する。

## 7 入居者の選定

### (1) 入居資格

入居資格は次の各号のすべてに該当する者のほか、知事(都本部長)が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

## (2) 入居者の募集

入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、村に住宅を割り当てる。村本部は、被災者に対し募集を行う。入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行う。

## 8 入居者台帳

担当部長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理運営が円滑に進むよう関係部を調整するものとする。

## 9 住宅の給与後における措置

知事(都本部長)は建設工事が完了してから2ヵ年経過した場合又は応急救助の目的を達した場合は、これを処置するものとする。

## 第5節 被災住宅の応急修理

**【産業環境課、東京建設業協会】**

### 1 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事(都本部長)が必要と認める者とする。

### 2 対象者の調査及び選定

村において被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、村長(本部長)が発行する証明書に基づき都が定める選定基準により、都から委任された村が募集・選定事務を行う。

### 3 対象戸数(災害救助法適用時)

(1) 修理対象戸数は都知事が決定する。

(2) 被害の程度、深刻さ、村民の経済的能力、住宅事情等により、修理戸数を引き上げる必要が認められるときは、村長(本部長)は知事(都本部長)に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

### 4 応急修理の方法

(1) 修理

都が(一社)東京建設業協会の斡旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。都が村に事務を委任した場合は、村が事務を行う。

(2) 経費

1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

5 帳票の整備

担当部長は、応急修理記録簿を整備する。

第6節 公的住宅、民間賃貸等の供給

【産業環境課】

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、風水害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 公的住宅の供給

災害救助法の適用がある場合の一時提供住宅の確保について、村の役割として村営・公営住宅の空き家を提供する。都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(3) 入居資格

ア 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事(都本部長)が必要と認める者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

イ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定

ア 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ 割り当てに際しては、原則として当該村の行政区域内の住宅を割り当てが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

ウ 住宅の割り当てを受けた村は、当該村の被災者に対し募集を行う。

エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき村が入居者の選定を行う。

(5) 帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、村は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

## 第15章 教育・労務対策

風水害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、村は、応急教育について必要な対策を講ずる。

なお、各学校の防災対策については、「檜原村学校危機管理マニュアル」（以下「学校危機管理マニュアル」という。）を基に、今後、定めていくものとする。

また、風水害時における救助活動等に対する労力不足等への対応のため、労働力の確保を行う。

教育・労務対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
学校教育の応急対策	休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧	
児童生徒等の避難対策		教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		
学用品の供与			学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始
応急保育対策		園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
労働力の確保		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労働者の雇用確保、調整		

### 《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
教育課	休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡、施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整、被災児童生徒等の安否、状況把握	被災児童生徒等の安否、状況把握継続、応急教育の実施、授業再開の準備、施設の被害調査及び応急修理、復旧	
教育課			学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始
福祉けんこう課	休園・短縮保育・早期降園等の検討、実施	保育士非常配備、園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
企画財政課		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労働者の雇用確保、調整		

## 第1節 応急教育

【教育課、福祉けんこう課】

### 1 学校教育の応急対策

学校施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合には、応急教育を実施して教育の万全を期するものとする。

#### (1) 実施機関

ア 村立の学校における災害応急教育は、村本部(民生部)が実施する。

イ 災害救助法が適用されたときは、村長(本部長)の補助を得て知事(都本部長)が行うが、知事(都本部長)から委任された場合は、知事(都本部長)の補助機関として、村長(本部長)が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

#### (2) 応急教育体制

この計画は、村立小中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童生徒等の生命の保全並びに教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図るものとする。

##### ア 災害時の体制

(ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

(イ) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、村本部(民生部)と連絡し、災害対策に協力、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確保する。

(ウ) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、村民の協力を得るよう努める。

(エ) 学校長は、状況に応じ、村本部(民生部)と連絡のうえ、臨時休校、臨時の学級編成を行う等の適切な処置をとる。

(オ) 学校長は、応急教育実施にあたって、村本部(民生部)に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(カ) 村教育委員会においては、村長(本部長)の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

##### イ 災害応急時の体制

学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てるものとする。

(ア) 児童生徒等の被害状況

(イ) 職員の被害状況

(ウ) 校舎等の被害状況

(エ) 教材器具の被害状況

(オ) 通学路及び通学経路の安全確認

(カ) 保健指導



(キ) 生活指導

(ク) 児童生徒等の訪問指導(児童生徒等の健康、安全教育、生活指導、心のケア、教科書及び学用品の状況)

(ケ) 疎開児童生徒等の訪問指導等

以上の結果については、村本部(民生部)に報告すること。

ウ 学校の一部が破砕した場合

(ア) 特別教室、屋内運動場を利用する。

(イ) 二部授業を行う。

エ 学校の全部が被災した場合

(ア) コミュニティセンター、公共施設等を利用する。

(イ) 隣接学校の校舎を利用する。

オ 特定の地域全体が被災した場合

応急仮設校舎を建築する。

カ 協力を要請する場合

村内全域に大災害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。また、状況により都に対して協力を要請するものとする。

キ 教育職員の確保

(ア) 欠員者が少ない場合は、学校内で操作する。

(イ) 欠員(欠席)が多数のため、ア、イの方途が講じられない場合は、都教育委員会に協力を要請するものとする。

## 2 児童生徒等の避難対策

災害時における児童生徒等の避難については、避難の実施責任者、避難の順位、避難・誘導責任者及びその要領、措置、避難者の確認方法、児童生徒等の父兄への引渡方法等について定める。

### (1) 避難計画の作成

在校中や休日のクラブ活動等で児童生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な救急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者の連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

ア 避難場所の選定

イ 避難経路の設定

ウ 非常持出の確認及び担当者の決定

エ 児童生徒等の確認及び保護者への引き渡し方法

オ 指令等の伝達及び連絡、報告等の方法

カ 校内体制の確立(指揮者の順位、関係機関等への連絡者の設定等)

キ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担

(2) 避難訓練の実施

災害の発生に備えて児童生徒等の避難訓練を実施するほか村が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力する。

(3) 地域家庭への連絡方法の確立

ア 地域単位あるいは学級単位の連絡網を設定する。

イ 地域担当教員をあらかじめ定めておく。

ウ 家庭学習及びその期間の生活指導のため、地域の保護者間の連絡を密にしておく。

(4) 学校給食施設の措置

一定の地域あるいは、学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

ア 他の給食施設、設備の活用対策について

イ 給食物資及び作業員の確保対策について

### 3 学用品給与対策

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に当たらない災害の場合においては村が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、村はこれに協力するものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家に被害を受けた児童生徒等であること

イ 児童生徒等に限ること

ウ 学用品がなく就学に支障を生じた児童生徒等であること

(2) 給与の時期

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事(都本部長)が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事(都本部長)が一括購入し、被災児童生徒等に対する配分は、村教育委員会の協力を得て、村長(本部長)が実施するものとする。ただし、使用教科書が地域ごと、あるいは学校の設置者により異なるので、学用品の給与を敏速に行うため、知事(都本部長)から職権の委任を受けた村長(本部長)が村教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともできる。

(4) 費用の限度

ア 教科書代

支給する教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品代  
災害救助法施行細則で定める額

(5) 授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

#### 4 応急保育対策

(1) 応急保育計画の樹立

ア 村本部は、保育園の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急保育計画を樹立し、保育の方法等を明確にしておく。

イ 保育園長は、村本部と協議して、応急保育体制に備え次の事項を定めておく。

(ア) 保育時の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法

(イ) 関係機関との連絡網

(ウ) 勤務時間外における災害に備えた非常招集の方法

(2) 災害時の体制

ア 緊急避難の措置

保育園長は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

イ 被害状況の報告

保育園長、災害の規模、保育児、職員及び施設の被害状況を把握するとともに、村本部に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

ウ 臨時編成の調整

保育園長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整すること。

(3) 保育園責任者の責務

ア 村本部の責務

(ア) 村本部は、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし復旧体制に努める。

(イ) 保育園長は、保育園に対する情報並びに指令の伝達について万全の措置を期すること。

(ウ) 保育園が避難所等となったため長期間保育園として使用不可能な場合には、早急に保育できるよう対策を講じること。

(エ) 保育園長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その期間を早急に保護者に連絡すること。

イ 保育園責任者の責務

(ア) 保育園長は、村本部からの指示事項の徹底を図る。

(イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。

(ウ) 災害により、登下園できない保育児については、地域毎に実情を把握し必要な措置を講ずる。

## 5 学童保育クラブ(児童館)の災害応急対策

学童保育クラブ(児童館)の応急対策計画については、本節各計画に準じて、策定しておくものとする。

## 第2節 労働力の確保

### 【企画財政課】

村長(村本部長)は、災害時において救助活動等に労力の不足を生じたときは、民間団体の協力及び労務者の雇用を図り、労力の確保に努めるものとする。

#### (1) 雇上対策

災害時において、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ確実に雇上げるため、その雇上げ対策は次のとおりとする。

##### ア 日雇労働者

公共職業安定所の男子日雇休職者等

##### イ 村内建設業者等作業員

(2) 村本部各部は、その他の労務を必要とするときは、村本部(総務部)に要請する。

(3) 村本部(総務部)は、各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示のうえ、関係団体に協力を要請する。

##### ア 応援を必要とする理由

##### イ 作業の内容

##### ウ 従事場所

##### エ 就労予定期間

##### オ 労務の種別

##### カ 主要人員

##### キ その他必要事項

(4) 災害により、村本部(総務部)で確保した労力でなお不足する場合には、都産業労働局に応援を要請する。

## 第16章 ライフライン施設の応急復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。発災時には、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招き、村民生活そのものに支障をもたらす場合がある。

このため、村は、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

ライフライン施設の応急復旧対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
水道施設の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
下水道施設の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
電気施設の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
通信施設の応急普及対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	動員体制の確立	水道施設・下水道施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施	復旧対策の実施継続	
総務課			他団体等への応援要請の可否検討	他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
東京電力パワーグリッド立川支社	動員体制の確立	電気施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
檜原郵便局、NTT東日本ー東京西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ	動員体制の確立	通信施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		

## 第1節 水道施設の応急復旧対策

### 【産業環境課、都水道局立川給水管理事務所】

風水害時における飲料水の確保及び被災施設の復旧に対処するため、村は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

#### 1 風水害時の活動態勢

##### (1) 動員態勢の確立

###### ア 動員の確保

風水害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。勤務時間外に風水害が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は役場に参集し、応急対策に従事する。

###### イ 関係業者等への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、請負単価契約会社、指定水道工事店等へ協力要請をする。(村指定水道工事店は、第11章参照)

##### (2) 情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 応急対策

##### (1) 災害復旧用資器材の調達

風水害時の配水管及び給水装置等の資材については、工事現場の未使用材料を優先使用することを基本とし、不足分については村内水道管工事店及び都より調達するものとする。復旧活動に必要な器材については、村内水道工事店の協力により対処する。

##### (2) 施設の点検

風水害発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。なお、次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要送・配水管路

(イ) 給水拠点に至る管路

(ウ) 河川等の横断箇所

(エ) 医療機関等に至る管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

### 3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次重要路線

重要配水管路として指定した第一次重要路線に順ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水措置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて

行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第2節 下水道施設の応急復旧対策

### 【産業環境課、都流域下水道本部】

風水害時における施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

#### 1 活動態勢

本部の非常配備態勢に基づいた職員配置を行い、下水道施設の被害に迅速に応急措置活動を行う。また、他都市等からの支援が必要となる場合、都流域下水道本部と調整を進める。

##### (1) 活動態勢の確立

ア 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。勤務時間外に風水害が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は産業環境課等に参集し、応急対策に従事する。

イ 作業班の編成は、産業環境課が現場での作業及び指導にあたる。

ウ 情報連絡活動は、正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するため、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めること。

#### 2 応急対策

##### (1) 災害復旧用資器材の整備

迅速に応急対策を実施するため、可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具は指定下水道工事店等へ協力を要請する。

##### (2) 応急措置

下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、復旧対策の方針をたてる。

#### 3 復旧対策

##### (1) 管きよ施設

管きよ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れ等の被害箇所から土砂が流入し、管きよの流下能力が低下することが予想される。管きよ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

##### (2) 下水道施設の応急復旧

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧の順序については、



ポンプ施設、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝管管きょ、ます、取付管の復旧を行う。

(3) 他機関との協議連絡

上下水道施設は道路下への埋設であるため、道路の被害と密接な関係がある。よって二次災害防止のため、道路管理者、警察との協議、情報交換を密に行い、被害の早期発見、迅速な応急対策に努める。

### 第3節 電気施設の応急復旧対策

#### 【東京電力パワーグリッド立川支社】

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

#### 1 風水害時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

風水害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は非常災害対策本・支部を設置する。立川支社では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川支社長による非常態勢の発令に基づき設置する。

区分	情 勢
第1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> </ul>
第2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li> <li>・大規模な災害が発生した場合</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> </ul>
第3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・サービス区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> </ul>

(2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策支部に参集する。

#### 2 応急対策

(1) 資器材の調達・輸送

ア 資器材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達や、支

部相互流用等可及的速やかに確保する。

#### イ 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

#### (2) 風水害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ風水害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合に支部長は、送電停止等適切な予防措置を講ずる。

#### (3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び支部本部は、災害対策支部の災害活動のみでは被害が多大で早期復旧が困難であると判断した場合は、他店所本部・支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

#### (4) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難所等を優先する等、災害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

#### (5) 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)立川支社は、村と打ち合わせのうえ必要と認めたとき、広報車や窓口掲示等により、村へ次の事項を広報する。

ア 電力施設の被害状況と復旧見込み等についての的確な情報

イ 感電事故防止のための周知

ウ その他必要事項

### 3 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

#### (1) 配電設備

ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、広域避難場所、その他の重要施設への供給回線

イ その他の回線

#### (2) 通信設備

ア 給電指令回線並びに制御保険及び監視回線

イ 保守用回線

## ウ 業務用回線

### 第4節 通信施設の応急復旧対策

#### 【檜原郵便局、NTT東日本－東京西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ】

風水害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、風水害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

#### 1 檜原郵便局

##### (1) 風水害時の活動態勢

###### ア 業務運行の確保

風水害時は、東京の都市機能を極力平常通り確保するため、原則として平常通りの取扱いを行う。

(ア) 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動

(イ) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の窓口委託業務の確保

(ウ) 要員措置、被災職員の援護等

(エ) 被災した郵便局舎・設備等の復旧

###### イ 利用者への周知

郵便局を利用中の村民に、風水害が派生した旨を適切な方法により周知する。

###### ウ 防災体制

(ア) 発災に備え、必要に応じて災害対策本部、又はそれに準ずる対策機関を郵便局に設置し、防災措置に遺漏のないようにする。

(イ) 発災後においても、可能な限り窓口業務を確保し、日本郵便株式会社の災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱を行う。

###### エ 情報連絡

郵便局長は、迅速・的確な活動ができるよう、村災害対策本部並びに他の指定行政機関及び公共機関との間において、緊密な連携の確保に努める。

#### 2 NTT東日本－東京西

##### (1) 風水害時の活動態勢

###### ア 災害対策本部の設置

風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重

要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他業務を行う。また、村災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

#### イ 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

##### (ア) 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行うものとする。

##### (イ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配備、担務、作業内容等の方法を定めている。

##### (ウ) 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

##### (エ) 事業所相互間の応援

全国の支社、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

#### ウ 情報連絡

(ア) 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。また、本社から支社、支社から支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。

(イ) 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに村に通報する。

### (2) 応急対策

#### ア NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。また、NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルや非常用移動無線車等により通信を確保する。

##### (ア) 災害対策機器の配備

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ・非常用交換機   | ・移動電源車        |
| ・非常用移動無線車 | ・災害応急復旧用無線電話機 |
| ・応急ケーブル   | ・ポータブル衛星通信装置  |

#### イ 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

(ア) 災害対策用資器材確保のため、支店毎に前進基地、方面毎に中間基地を設ける。

(イ) 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。

#### ウ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと

及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

#### エ 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合又は発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回・点検並びに防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検・設備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資器材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

#### オ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常輻輳の発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の作成
- (イ) 中継順路の変更
- (ウ) 規制等疎通確保
- (エ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (オ) 特設公衆電話の設置
- (カ) その他必要な措置

#### カ 広報活動

各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、一般村民に対し、次の事項を広報する。

- (ア) 被災地域の回線疎通状況
- (イ) 利用制限の予告及び利用制限の状況
- (ウ) 利用上の注意事項
- (エ) 非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況
- (オ) その他必要事項

### (3) 復旧対策

風水害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

#### ア 災害復旧工事の計画、実施

- (ア) 応急復旧工事
  - a 設備等を応急的に復旧する工事
  - b 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
- (イ) 現状復旧工事電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- (ウ) 本復旧工事
  - a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
  - b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

## 第 17 章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、村民が生活していくうえで極めて重要な役割を担っている。風水害によってこれらの施設が破損した場合、消火や救助・救急及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、村は、道路、橋りょう、河川等の公共土木施設及びその他の公共施設等の応急・復旧対策を迅速に実施する。

公共施設等の応急復旧対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
公共土木施設等の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
社会福祉施設等の応急復旧対策	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の可否検討		復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
福祉けんこう課、産業環境課、教育課	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の可否検討		復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整
西多摩建設事務所、森林事務所	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の可否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
土木・建設業者等			応急対策の実施	復旧対策の実施	

## 第1節 公共土木施設等の復旧対策

【産業環境課、西多摩建設事務所、森林事務所】

風水害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

### 1 道路・橋りょう

風水害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保したうえで、その後の本格的な復旧作業に着手する。

#### (1) 村

村は、道路の被害状況を把握し、村道については、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。また、都所管の道路については、被害状況を西多摩建設事務所に報告し、応急・復旧の要請を行う。道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、警察署等関係機関に連絡のうえ、交通規制を実施する。

#### (2) 西多摩建設事務所

職員が参集途上において収集した被害情報、点検班による現地調査結果、並びに村や道路障害物除去協定業者からの道路、橋りょうに関する被害報告をもとに、速やかに管内全域の被害状況を把握する。

応急復旧作業は、主に業者に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線及び特定障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次一般道路の障害物除去及び障害物の搬出並びに道路の埋没又は決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所への応急復旧を行っていく。

### 2 河川

風水害等により護岸等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

#### (1) 村

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

#### (2) 西多摩建設事務所

ア 施設の被害をとりまとめ、村が行う施設の応急復旧に関して技術援助を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

イ 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。

(ア) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で村民の日常生活に重大な影響を与えて



いるもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

(エ) 護岸等、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの

(3) 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所

ア 堤防、護岸等の河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び村の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

### 3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

西多摩建設事務所は、管理する施設が風水害により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。

(1) 砂防施設

ア えん堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくでこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(2) 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

### 4 治山施設

(1) 治山施設

森林事務所は、治山施設(えん堤、谷止、床固、護岸又は山腹工事)の被害状況を把握するとともに、西多摩建設事務所等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努力する。

(2) 林道

森林事務所は、被害地域住民の積極的な協力を得て的確な情報を収集し、都産業労働局に報告し、被害住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。応急復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

ア 食料の搬入が困難な場合

- イ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
- ウ 復旧資器材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

## 第2節 社会公共施設等の応急復旧対策

【福祉けんこう課、産業環境課、教育課】

医療施設、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、風水害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

### 1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

### 2 医療施設における復旧対策

#### (1) 停電時の措置

自家発電装置の整備に努め、必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、発電装置を有する業者に連絡し、発電装置等の貸与を要請する。

#### (2) 給水不能時の措置

貯水槽等の整備に努め、緊急時の給水を確保するとともに、不足するときは村本部(総務部)に連絡し、応援を要請する。

#### (3) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、風水害時において必要がある場合、担架送者は優先的に担送避難を行い、独歩可能者は安全な場所に誘導する。

なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

#### (4) 応援要請

村本部をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

### 3 社会福祉施設等

社会福祉施設は入所者の安全を確保するため、風水害時には事前に定めている防災計画に従い次のとおり自主的に活動する。

(1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

(2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

(3) 施設独自での復旧が困難である場合には、村本部に連絡し、援助を要請する。

- (4) 風水害の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### 4 村営・公営住宅

村営・公営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、村へ通報する。なお、応急修理等必要な処置は村の所管が行う。

#### 5 学校施設

##### (1) 応急対策

- ア 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- イ 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分措置をとる。
- オ 学校の応急修理は、迅速に実施する。

##### (2) 復旧計画

村立学校の施設が風水害等で被害を受けた場合には、村教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童生徒等の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合、村教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続きを行い、国庫補助金の交付を受ける。

#### 6 文化財施設

郷土の歴史資料や美術工芸品など貴重な文化財を保護・保全にして次代に引継ぐため、火災、風水害等の被害を受けないよう、防災対策を進める。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署又は消防団に通報し、災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、速やかに被害状況を調査し、その結果を村本部(民生部)に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を経由して、国文化財保護委員会に報告する。
- (3) 関係防災機関は、被災文化財の被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる

ものとする。

(4) 風水害時に際し、これらの貴重な文化遺産が被害を受けることのないよう、必要な防災対策を進めるとともに、村民に対し、文化財愛護思想の普及徹底を図るものとする。

村の文化財（令和2年4月1日現在）

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
国	重要文化財 (建造物)	小林家住宅	昭和53年 1月21日	中組	檜原村	桁行14.8m、梁間9.3m 入母屋西面突出部付属、 茅葺20.2.19所有者移転
国	登録有形 文化財	中村家住宅 主屋	平成23年 10月28日	数馬	個人	木造2回建、茅葺(銅板 仮葺)、建築面積184㎡
国	登録有形 文化財	蛇の湯温泉 たから荘	平成25年 3月29日	数馬	個人	木造平屋建、茅葺 建築面積97㎡
国	登録有形 文化財	旧高橋家住 宅主屋	平成29年 5月2日	人里	檜原村	木造平屋建、茅葺(鉄板 仮葺)、建築面積185㎡
国	登録有形 文化財	峯岸家住宅 主屋	平成30年 3月27日	中組	個人	木造平屋建、瓦葺 建築面積181㎡
都	民俗芸能	小沢の式三 番	昭和27年 11月3日	小沢	小沢式三番 保存会	
都	〃	笹野の式三 番	〃	笹野	笹野式三番 保存会	
都	彫刻	木造蔵王権 現立像	昭和31年 3月3日	人里	五社神社	
都	〃	木造不動明 王立像	〃	〃	〃	
都	天然記念物	神戸岩	昭和35年 2月13日	神戸	神戸岩保存 会	
都	無形民俗文 化財(民俗 芸能)	柏木野の神 代神楽	昭和54年 3月31日	柏木野	柏木野神代 神楽保存会	
都	〃	数馬の太神 楽	〃	数馬	数馬獅子舞 太神楽保存 会	
都	〃	藤倉の獅子 舞	昭和60年 3月18日	藤倉	藤倉獅子舞 保存会	
都	〃	数馬の獅子 舞	〃	数馬	数馬獅子舞 太神楽保存 会	
都	有形文化財 (古文書)	武蔵名勝図 会稿本	昭和62年 2月24日	上元郷	個人	
都	風俗慣習	檜原村春日 神社の 御飼神事	昭和63年 2月22日	本宿	春日神社御 飼神事保存 会	
都	史跡	檜原城址	平成3年	本宿	檜原城址保	

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
	(その他)		3月8日		存会	
都	名勝	三頭大滝	平成12年 3月6日	数馬	東京都	
都	無形民俗文化財(民俗芸能)	人里の獅子舞	平成27年 3月16日	人里	人里獅子舞保存会	
村	記念物 旧跡 第1号	口留番所跡	昭和51年 8月7日	上元郷	個人	平成5年9月1日に復元した。
村	記念物 名木 第1号	熊野神社の スギ	〃	上川乗	個人	
村	記念物 名木 第2号	春日神社の スギ	〃	中組	個人	
村	記念物 名木 第3号	大嶽神社の ヒノキ	〃	大岳山	個人	
村	記念物 名木 第4号	笹平の大ヒ ノキ	〃	笹野	個人	
村	記念物 名木 第6号	春日神社の ケヤキ	〃	本宿	個人	
村	記念物 名木 第8号	賽の神のカ ヤ	〃	和田	個人	
村	記念物 名木 第9号	中泉のクリ	〃	上元郷	個人	
村	記念物 名木 第10号	稲荷神社の ムクエノキ	〃	上元郷	個人	
村	記念物 名木 第11号	馬道沢のカ ツラ	〃	笹野	三井物産 (株)	
村	有形文化財 第1号	木造菩薩形 座像	平成21年 2月2日	人里	五社神社	
村	有形文化財 第2号	木造軍荼利 明王立像	〃	人里	五社神社	
村	有形文化財 第3号	木造大威徳 明王騎牛像	〃	人里	五社神社	
村	有形文化財 第4号	木造金剛夜 叉明王立像	〃	人里	五社神社	
村	有形文化財 第5号	伝 檜原城 主平山氏重	平成30年 4月1日	千足	御霊檜原神 社	

区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等	備考
		所用甲冑 (五枚胴具足)				
村	民俗文化財 第2号	上元郷の囃子	平成30年 4月1日	上元郷	上元郷囃子 保存会	
村	民俗文化財 第3号	本宿の囃子	〃	本宿	本宿はやし 連	
村	民俗文化財 第4号	神戸の神輿 と囃子	〃	神戸	神戸祭典委 員会	
村	民俗文化財 第5号	檜原太鼓 深山会	〃	—	檜原太鼓 深山会	
村	民俗文化財 第6号	大嶽神社の 神輿渡御式	令和元年 7月1日	三都郷	大嶽神社神 輿渡御式	
村	民俗文化財 第7号	湯久保の獅子 舞	〃	湯久保	湯久保自治 会	
村	民俗文化財 第8号	樋里の獅子 舞	〃	樋里	樋里獅子舞 保存会	

## 7 社会教育施設

### (1) 避難誘導

ア 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるように、村教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

### (2) 復旧計画

社会教育施設は、村民が日頃利用する施設であることを考慮し、風水害後、直ちに被害状況を把握し、施設毎に再開計画を策定し、早急に開館する。なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

## 第 18 章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなど数多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。村をはじめ関係防災機関は、連携、協力して村民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずる必要がある。

そのため、村は、被災者の生活確保、り災証明書の発行、中小企業等への融資、農林業関係者への融資、義援金品の配分について必要な施策を定める。

応急生活対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
被災者の生活確保			被災者ニーズの把握、	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
り災証明書の発行		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行
中小企業への融資				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
農林関係業者への融資				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
義援金品の配付				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課、企画財政課、村民課			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
五日市警察署、秋川消防署、日赤東京都支部			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
産業環境課		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）一次調査結果集約	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二時調査実施）	
村民課、秋川消防署				り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行
産業環境課				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
産業環境課				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
総務課、企画財政課、村民課				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
日赤東京都支部				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分



## 第1節 被災者の生活確保

【総務課、企画財政課、村民課、産業環境課、五日市警察署、秋川消防署、日赤東京都支部】

災害により被害を受けた村民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、職業の斡旋等を行う。

### 1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
村	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。
五日市警察署	警察署、駐在所その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
秋川消防署	風水害発生後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建設及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止及び対策の徹底 3 危険物施設等における風水害に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明書発行手続きの支援

### 2 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 3 災害弔慰金等の支給

村は、風水害等により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的又は身体的に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。また、日赤東京都支部では、災害救援金品(見舞金品)の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

#### 4 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉基金を、低所得者層を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

#### 5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

#### 6 職業の斡旋

各機関の職業の斡旋に関する取扱いは、次のとおりとする。

機関名	職業の斡旋の取扱い
村	災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、青梅職業安定所等へその状況を連絡し、職業の斡旋を要請するとともに、必要に応じて都に要請し、被災者の雇用の安定を図る。
東京労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、村の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所と緊密な連絡を取り、青梅職業安定所を通じ速やかに斡旋を図る。また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、青梅職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

#### 7 租税等の徴収猶予及び減免等

村における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

##### (1) 方針

- ア 村は、被災者に対する村税等(村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料及び住宅使用料を含む。以下「村税等」という。)の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。
- イ 村は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者及び保険料納付者(以下「被災納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は村税条例等により、村税等の納

税(納付)緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切なる措置を講ずるものとする。

(2) 期限の延長

災害により被災納税義務者等が期限内に申請書その他書類の提出又は村税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

- ア 災害が広域にわたる場合、村長が職権により適用地域及び期日を指定する。
- イ その他の場合、災害がおさまった後30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、村長が認定し期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が村税等を一時的に納税(納付)することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(5) 減免内容

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

- ア 村民税
- イ 固定資産税
- ウ 軽自動車税
- エ 国民健康保険税
- オ 後期高齢者医療保険料
- カ 介護保険料
- キ 住宅使用料

8 その他の生活確保

各機関の生活確保に関する対応は、次のとおりとする。

機関名	内 容
東京労働局	1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 2 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延期等の措置を講ずる。 ア 納期限の延長

機関名	内 容
	<p>災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底</p> <p>区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>
関東森林管理局	<p>都知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。</p>
<p>日本郵便(株) あきる野郵便局</p> <p>日本郵便(株) 檜原郵便局</p>	<p>災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p> <p>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を分配する。</p>
日本放送協会	<p>1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>2 被災者の受信料免除</p> <p>3 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
<p>NTT東日本</p> <p>NTTコミュニケーションズ</p> <p>NTTドコモ</p>	<p>1 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。</p> <p>2 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。</p>

## 第2節 り災証明書の発行

【村民課、産業環境課、秋川消防署】

村は、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。また、村は、秋川消防署と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行する。また、秋川消防署は、火災によるり災証明書の発行手続きの支援をする。

### 1 発行手続き

り災した世帯の再建復旧のための各種手続きには、被災したことの証明が必要になる。り災証明書の発行にあたっては、原則としてその事実の確認を行ったうえで発行するものとする。

### 2 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

#### 【物的被害】

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 全壊(焼)    | (2) 大規模半壊  |
| (3) 半壊(焼)    | (4) 準半壊(焼) |
| (5) 一部損壊     | (6) 流失     |
| (7) 床上浸水     | (8) 床下浸水   |
| (9) その他の物的被害 |            |

### 3 発行場所

村民課において発行する。また、火災によるり災証明がある場合、村と消防署が協議した場所において発行する。

### 4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

### 5 証明書の様式

り災証明書の様式は、資料編のとおりとする。

### 6 感染症対策

#### (1) り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項

の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

イ 交付

（ア）交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

（イ）窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

(2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や被災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

(3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項 3 について」（令和 2 年 5 月 22 日付け総行派第 20 号）を踏まえて、検討を行う。

(4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が被災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

(5) その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和 2 年 3 月）に留意する。

イ 被災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和 2 年 3 月 30 日付け府政防第 737 号）、被災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和 2 年 3 月 30 日付け事務連絡）を参考とし、被災証明書の適切な交付に努める。

### 第3節 中小企業への融資

【産業環境課】

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

### 第4節 農林業関係者への融資

【産業環境課】

災害により、被害を受けた農林業者又はその組合等に対し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

#### 1 農林漁業金融公庫による融資

農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき必要な措置を講じ、又は指導を行う。

#### 2 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

#### 3 農林業団体に対する指導

村及び都産業労働局は、災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通等に対し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

### 第5節 義援金品の配分

【総務課、企画財政課、村民課、日赤東京都支部】

被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

#### 1 義援金品募集の検討

村、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

## 2 義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会が設置される。
- (2) 委員会は次の事項について審議し、決定する。
  - ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
  - イ 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
  - ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成される。
  - ア 都
  - イ 区市町村
  - ウ 日本赤十字社
  - エ その他関係機関

## 3 義援金品の受付・募集

村が行う義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

- (1) 義援金品の受付  
義援金品の受付場所は、原則として村役場とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。  
また、銀行等に村長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 受領書の発行  
受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (3) 委員会への報告  
義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

## 4 義援金品の保管及び配分

村が行う義援金品の保管及び配分については、次のとおり対応する。

- (1) 義援金
  - ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
  - イ 委員会から送金された義援金は、被害の状況及び被災者の世帯構成(年齢、性別、学年等)を基礎として配分計画を立て、被災者に配分する。
  - ウ 村は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。
- (2) 義援品



- ア 義援品の保管は、村庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて公共施設の一部を使用するものとする。
- イ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

## 第 19 章 孤立集落応急対策

風水害時には、土砂の崩壊や通信施設の倒壊等により道路・通信網が寸断し、孤立を余儀なくされる集落の発生が予想されるため、村民の安全確保や救出・救助活動に万全を期することが必要である。

そのため、村は、消防団、秋川消防署、五日市警察署、自衛隊等と連携・協力し、救出・救助体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

孤立集落応急対策に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
孤立実態の把握		孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整	
救出・救助活動の実施			関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
通信体制の確保		通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請、応急対策の実施	復旧対策の実施、現地活動調整	
食料等生活必需物資の輸送			被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続	
道路の応急復旧		道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施	

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課		孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整	
福祉けんこう課			関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
消防団、秋川消防署、五日市警察署、陸上自衛隊			救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
各課		通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請	現地活動調整	
通信事業者		所管施設の被害状況把握	応急対策の実施	復旧対策の実施	
村民課、教育課、産業環境課			被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続	
陸上自衛隊			物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続	
産業環境課		道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施	
土木・建設業者等			応急対策の実施	復旧対策の実施	

## 第1節 孤立実態の把握

【総務課】

村は、災害発生時において孤立集落となる可能性のある集落と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行う。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて村職員を現地に派遣する。

村は、自主防災組織等に協力を要請し、集落内の状況を把握する。

## 第2節 救出・救助活動の実施

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署、陸上自衛隊】

村は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、防災関係機関と連携し救出・救助活動を実施する。

## 第3節 通信体制の確保

【各課共通】

村は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や村職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

## 第4節 食料等生活必需物資の輸送

【村民課、教育課、産業環境課、陸上自衛隊】

村は、孤立集落村民の生活を維持するため、食料品や生活必需物資の輸送を、都及び自衛隊等に対するヘリコプターによる空輸の要請、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

## 第5節 道路の応急復旧

【産業環境課】

村は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落へ通じる輸送ルートを確保する。

## 第20章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

村内に大規模な災害が発生した場合、村としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

激甚災害の指定に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
激甚災害に関する調査報告		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
特別財政援助等の申請手続等				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
企画財政課				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

## 第1節 激甚災害指定手続

【総務課、企画財政課】

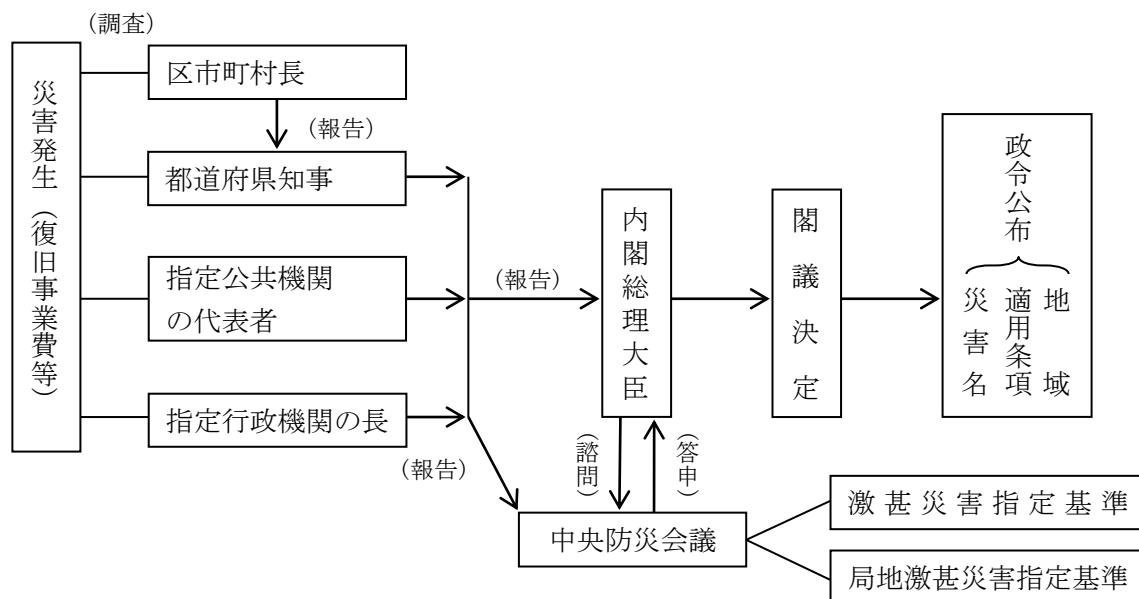
### 〈関係法令〉

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この手続きを図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ころに手続を行う。

## 第2節 激甚災害に関する調査報告

【総務課、企画財政課】

村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

### 第3節 激甚災害指定基準

昭和37年(1962年)12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

### 第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

### 第5節 特別財政援助等の申請手続等

【総務課、企画財政課】

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部署に提出しなければならない。

### 第6節 激甚法に定める事業及び関係局

激甚法に定める事業及び関係局は次のとおりである。

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局  下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設(貯木場等) 林業用施設、漁場  上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		



適用条項	事業名	都関係局名	備考
第12条	20 中小企業信用保険法による災害 関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金 助成法による貸付金の償還期間の 特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復 旧事業		
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	25 母子及び寡婦福祉法による国の 貸付の特例	福祉保健局	
第21条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	27 り災者公営住宅建設事業に対す る補助の特例	住宅政策本部	
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用 施設又は林道等小災害に係る地方 債の元利償還金の交付税の基準財 政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

## **第3部 災害復興計画**

### **第1章 復興計画策定の基本方針**

#### **1 復興とは**

大規模な風水害発生後のむらづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図る等のむらの改善を実施し、新たな社会資本の整備を行うことである。

#### **2 復興計画とは**

復興計画は、過去の災害の教訓を生かして次の風水害に備え、新しい理念に基づいた災害に強いむらを再構築するためのマスタープランである。この復興計画の対象とする内容については、今後検討していく必要がある。

#### **3 復興計画策定の基本方針**

復興計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況を的確に把握し、それに基づき、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧又は復興に向けた取組の基本方針を村民に示す。

#### **4 復興モデルプラン**

被災直後の混乱した非常事態のもとではあっても、村とそこに住む人々の将来を方向付ける復興に向けたむらづくり計画の作成が必要である。このため、土地利用の種類に応じて復興モデル地区を抽出し、防災の視点から、道路、公園、公共・公益施設等の望ましい施設計画について、あらかじめ復興モデルプランを検討しておく必要がある。万一、大規模な災害が発生した場合には、このモデルプランをベースに被災状況や村民の意向及び将来における防災性等を踏まえつつ、速やかに復興むらづくりの計画案を作成する。

#### **5 復興計画マニュアル**

被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、復興むらづくり計画立案の指針となるモデルプラン等を検討し、とりまとめておくものである。このマニュアルに盛り込む内容については、今後検討のうえ明らかにしていく必要がある。

## 第2章 復興に対する合意形成方法の検討

円滑な復興を図るため、以下の点に配慮しつつ、合意形成方法のあり方について検討する。

- 1 大規模風水害の発生時には、被災者が広範囲に避難して連絡がつきにくく、縦覧や説明会等への参加もままならない状況への対応
- 2 どのようなむらに再構築するかという、復興むらづくり計画(土地利用のあり方や事業手法等)に関する合意形成を短期日で整えるための条件整備
- 3 「被災市街地復興特別措置法」では、最大2年間の建築制限を認めているが、広い地域の多数の村民に長い避難生活を強いておくことの妥当性等
- 4 村民参加による計画づくりと円滑な復興の推進

## **第4部 雪害災害予防計画**

### **第1章 雪に強いむらづくり**

安全で快適なむらを創っていくためには、地震や風水害に加え、雪害による被害を最小限度に抑え、雪害災害に強い防災むらづくりを進める必要がある。

そのため、ソフト面とハード面との効果的な連携を図った雪害に強いむらづくり方針を策定し、地域防災の基盤整備を図るとともに、道路交通施設対策等の予防対策を推進することにより孤立しにくく、災害時にも救援活動を実施しやすいむらづくりを推進する。

#### **第1節 雪害に強いむらづくり**

**【総務課、企画財政課、産業環境課、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、西多摩建設事務所】**

村は、その地域と村民の生命、身体及び財産を雪害から保護する責務がある。また、村は、山間地域のため、降雪・積雪時の被害の拡大が予想される。そのため、防災面から各種の計画を総合し、雪害に強いむらづくりを推進するものとする。

##### **1 屋根雪下ろし**

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしやカーポート等については、支柱の補助を入れるなどについて啓発する。

##### **2 雪捨て場の確保**

集落ごとに雪捨て場をあらかじめ確保し、雪処理が容易にできる環境を整備する。

#### **第2節 孤立予防対策**

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所】**

##### **1 道路等の除雪**

積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、生活道路の確保を最重要策として位置づけ、優先順位を付けて、重要度の高い道路から順に除雪を行う。

## 2 平常時の対策等

積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料等備蓄の奨励等万全の事前措置を実施する。

### 第3節 雪崩災害等の予防計画

【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所】

雪崩災害並びに融雪等による水害及び土砂災害を未然に防止し、雪崩等が発生した場合に被害の軽減を図るため、あらかじめ雪崩発生のおそれのある箇所を専門家等に調査を依頼するなどして把握し、必要な防止設備及び十分な警戒・避難体制の整備を図る。

そのため、村は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所を把握し、台帳として整備するよう努める。

### 第4節 農林業施設被害予防計画

【産業環境課】

村は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

#### 1 農業

村は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。

#### 2 林業

村は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進する。

## 第5節 ライフライン施設の雪害予防計画

### 【各ライフライン事業者】

電気通信、電力、ガス及び水道の施設は、村民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者及び水道事業者は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を推進する。また、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報連絡体制を強化する。

## **第2章 雪害時の被害拡大防止**

雪害時の降雪・積雪被害の警戒及び拡大防止、火災、危険物災害等が発生した時の被害を最小限にとどめるため、消防力を充実し、災害予防、救助・救急体制の整備などによる消防・救助・救急対応力の強化を図る。

また、自主防災組織(自治会等)、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当等の実施体制を整備する。

### **第1節 救助・消火活動体制の強化**

**【総務課、五日市警察署、秋川消防署、消防団、村民、自主防災組織(自治会等)、防災関係機関、事業所】**

#### **1 積雪時の活動体制強化**

各防災機関は、積雪時の救助・消火活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、孤立集落や雪崩等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。また、車両の整備に際しては、四輪駆動及び冬用タイヤ等寒冷地仕様の導入等の積雪時における対応装備に努める。

#### **2 消防水利の確保**

村は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪時には消防団とともに、消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。

#### **3 関係機関との連絡・応援協力体制**

村は、降積雪時の迅速な消火活動又は救助・救急活動を実施するため、道路管理者及び隣接自治体との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請する。

また、雪害対応にかかる経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても考慮する。

その他の雪害時の被害拡大防止計画は、第3編 風水害編 第1部 第3章 第1節「出火の防止」及び第2節「初期消火体制の強化」及び第3節「火災の拡大防止」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 258、p. 260 参照】**

## **第3章 防災力の強化**

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市町村に雪害が発生した場合に備え、災害応急対策を迅速に行うため、災害状況に応じ職員を配置し、村災害対策本部等を設置し、初動対応を着手できるよう、その手順を定めておく。

雪害対策を推進するうえで、村民の果たす役割は極めて大きい。そのため、村は、民間団体、村民等と一致協力して災害の拡大を防止し、被災者の救援・救護など防災業務を遂行できるよう、村民の災害対応力を高める、村民が地域を守る一員としての役割を認識できるよう、積極的に防災学習を推進する。

また、村は、雪害による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関等と協力し、職員及び村民参加の防災訓練を実施することにより、突発的に起こる災害への対応能力と防災意識の向上に努める。

### **第1節 防災活動の強化**

**【総務課、企画財政課、村民】**

第3編 風水害編 第1部 第4章 第1節「防災活動の強化」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.265 参照】**

### **第2節 防災意識の高揚**

**【総務課、企画財政課、村民】**

#### **1 自助による雪害時の取組**

村民は、「自らの生命・財産は自らが守る」ために必要な雪害対策を推進する。

#### **2 共助による雪害時の取組**

大規模な雪害には公助だけでは対応が十分とはいえず、村民一人ひとりが進んで自分たちの地域は自分たちで守るという心構えが必要となる。そのため、地域ごとの自主的な雪害に対する防災意識の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を図るとともに、防災体制の万全を期する。



### **第3節 防災訓練**

**【総務課、企画財政課、防災関係機関、村民、自主防災組織(自治会等)、事業所】**

その他の防災訓練に関する計画は、第3編 風水害編 第1部 第4章 第3節「防災訓練」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.266 参照】**

## **第4章 防災活動実施体制の整備**

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市町村に雪害が発生した場合、災害応急対策を実施するため、災害状況に応じ職員を配備し、雪害対策本部等を設置し、迅速に初動対応を着手できるよう、その手順を役場職員に周知徹底しておく。

また、村は、民間団体、村民等と一致協力して災害を拡大防止し、被害者の救援・救護など防災業務を遂行できるよう、日頃より自助・共助の推進及び防災組織等を整備しておく。

特に、孤立予防対策として、警察署、消防署、民間建設業団体等関係機関と連携し、救助・救急活動又は迅速な消火活動実施するよう連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し、除雪等について協力体制を構築するとともに、近隣市町村等との道路情報等の情報収集体制についても強化する。

さらに、これらの活動を推進するため、平常時からハード・ソフトの両面から情報・通信体制の整備・強化を推進する。

さらに、近隣市町村等との道路情報等の情報収集・共有体制を強化するものとし、これらの活動を推進するため、ハード・ソフトの両面から情報・通信体制を整備・強化する。

### **第1節 防災活動組織の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

第3編 風水害編 第1部 第5章 第1節「防災活動組織の整備」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 275 参照】**

### **第2節 相互応援体制の整備**

**【総務課、企画財政課、各課】**

第3編 風水害編 第1部 第5章 第2節「相互応援体制の整備」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 275 参照】**

### 第3節 情報通信体制の整備

【総務課、企画財政課、各課】

村は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、公共交通機関の運行状況等を収集し、村民等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡・共有体制の充実強化を図る。また、防災行政無線やメール配信サービス等により情報提供を行う。

その他の情報通信体制の整備計画は、第3編 風水害編 第1部 第5章 第3節「情報通信体制の整備」を準用する。

【第3編 風水害編 p.275 参照】

### 第4節 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化

【総務課、村民課、福祉けんこう課】

#### 1 避難所及び避難路の確保等

##### (1) 雪害に対して安全な避難所の確保

村は、人口、地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、地域ごとに雪害に対して安全な避難所をあらかじめ指定する。

##### (2) 安全な避難路の確保

村は、雪崩等が発生した場合に備え、村民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

ア 積雪及び堆雪に配慮した道路等の整備

イ 自治会への小型除雪機補助による歩道等の除雪の推進

##### (3) 避難誘導標識の設置

村は、村民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置するものとする。

その他、避難場所・避難所等の指定・安全課計画は、第3編 風水害編 第1部 第5章 第4節「指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化」を準用する。

【第3編 風水害編 p.276 参照】

### 第5節 要配慮者支援体制の整備

【総務課、企画財政課、村民課、福祉けんこう課、教育課】

第3編 風水害編 第1部 第5章 第5節「要配慮者支援体制の整備」を準用する。

【第3編 風水害編 p.282 参照】

## 第6節 交通規制・緊急輸送計画

【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

村民の日常生活及び社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが重要であり、村及び各関係機関は、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

### 1 積雪時の交通安全確保対策

#### (1) 冬期交通の安全確保

村は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所を把握に努めるとともに、降雪時の除雪体制の整備と路面凍結防止のための対策に努めるものとする。

#### (2) 倒木対策の推進

道路管理者等は、道路交通等への障害を生じさせないため平常時から倒木のおそれがある立木伐採等に努めるものとする。

### 2 雪に強い道路整備

#### (1) 除雪路線の優先順位

積雪時の除雪について、村民の早期の日常生活の安全確保を図るため、公共交通機関へのアクセス道路及び物資の輸送の確保等を最優先に、優先順位を付けて、重要度の高い道路から順に除雪する。

#### (2) 除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

#### (3) 除雪体制の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた重機を選定し配備するとともに、除雪作業の円滑化を図るため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。

#### (4) 雪捨場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保及び整備を図る。

#### (5) 凍結防止剤の散布及び配備

道路管理者は、積雪時等に車両スリップ防止のため、必要箇所に凍結防止剤の散布を行う。また、橋梁部や狭隘道路等の勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤を配備する。

#### (6) 道路情報連絡体制の充実強化

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報

連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。

(7) 村民等の協力体制づくりの推進

村は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について村民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかけるものとする。

(8) 事業所の協力体制の推進

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

## 第7節 医療救護体制の整備

【福祉けんこう課、総務課、西多摩医師会】

第3編 風水害編 第1部 第5章 第7節「医療救護体制の整備」を準用する。

【第3編 風水害編 p. 286 参照】

## 第8節 飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備

【産業環境課、村民課、教育課】

第3編 風水害編 第1部 第5章 第8節「飲料水・食料・生活必需品等供給体制の整備」を準用する。

【第3編 風水害編 p. 286 参照】

## 第9節 その他の村民支援体制の整備

【総務課、村民課、産業環境課、西多摩保健所、西多摩建設事務所】

雪害用保有資器材については、毎年降雪期の前に点検整備を行い、不足するものは補給し、防災備蓄倉庫等へ配備するとともに、雪害体制強化のために必要な資器材の整備・充実を図る。

その他の村民支援体制の整備計画については、第3編 風水害編 第1部 第5章 第9節「その他の村民支援体制の整備」を準用する。

【第3編 風水害編 p. 287 参照】

## 第5部 雪害災害応急・復旧対策計画

### 第1章 応急活動体制

村及び防災関係機関は、村域内及び近隣市で雪害による警戒を要し、又は被害が発生した場合、直ちに災害応急対策を迅速に行う応急活動体制を確立する。村は、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害状況に応じて職員配備を指示するとともに、村雪害又は村本部等を設置し、初動対応に着手する。

また、村は、民間団体、村民、事業所等と一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、防災業務の遂行にあたる。

初動対応に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
職員配備、災害対策本部等設置	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	雪害本部又は災害対策本部等設置、配備態勢決定			
本部等活動環境の改善、強化	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
道路状況の確認、除雪手配等	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握、凍結防止剤散布、孤立地区安否確認等		
本部会議設置準備、開催			雪害本部又は災害対策本部会議開催	雪害本部又は災害対策本部会議開催継続	
広域応援（受援）体制確立			広域応援要請、自衛隊派遣等		
職員参集状況確認、拡充、報告、	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等			

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	雪害本部又は災害対策本部設置、配備態勢決定	雪害本部又は災害対策本部会議開催、応援要請	雪害本部又は災害対策本部会議開催継続、孤立地区安否確認	
産業環境課	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握、凍結防止剤散布、孤立地区安否確認等		
企画財政課	初動要員への配備指示伝達	各班に配備態勢通知	雪害本部又は災害対策本部と各班間の情報連絡確保、孤立地区安否確認、庁舎施設の機能保全、応急復旧		
企画財政課	車両等確保、配車	庁舎施設の機能保全、応急復旧	各部各班との連絡調整、部内対策の応援。車両、燃料確保等		
会計課			災害時の応急財政措置（災害対策関係予算）		
福祉けんこう課	要配慮者の確認	要配慮者の安否確認及び救助		避難生活支援等	
各課	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況確認、報告			

## 第1節 初動体制—災害対策本部設置前における対応

【各課共通】

### 1 雪害対応における基本方針等

- (1) 暴風雪、大雪に対する都関係局、区市町村等との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や道路情報等を収集し、村の避難勧告等発令の判断材料として活用する。
- (3) 被害発生時は、区市町村、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、雪害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- (4) 「空振りには認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

### 2 気象情報の伝達と待機指示等

降雪により道路の通行止めや停電等の災害の発生が予想される気象状況の下で、以下のとおり気象情報等の受信・伝達を主とする警戒体制を確立し、初動対応を行う。

- (1) 各課長は、気象情報等の状況により待機指示等を行い、その体制を総務課長に報告する。
- (2) 各課長は、速やかに課内の体制を整え災害対応を行う。
- (3) 各課は、課内の連絡網を整備しておくものとする。
- (4) 災害対応は、第一次的に各課において対応する。

### 3 気象情報の早期収集（気象庁ホットラインの活用）

気象庁の予報官が、「大雪に関する全般気象情報」等への都や村からの問い合わせに対し、気象庁が設けている防災機関向け専用電話（気象庁ホットライン）を活用し重要な気象情報の予測について直接回答を行うことになっている。これにより得られた情報について、都が必要と認める場合、区市町村、関係機関等へ提供することになっている。

このことから、村は、これらの情報を避難勧告等防災応急対策の判断の参考に積極的に利用する。

### 4 雪害発生時の対応等

- (1) 宿直者又は現場職員等からの連絡及び要請を受け、各課において速やかに体制を整え災害対応を行う。
- (2) 各課において災害対応を実施した結果を総務課長に報告するとともに、災害の拡大、内容等により他課の応援を必要とする場合は、総務課長に要請する。
- (3) 総務課長は、災害対応の結果を判断し、その状況により他課に応援要請を行うとともに、消防団、消防署等に要請を行うこととする。



- (4) 災害の状況により総務課長は、村長（本部長）と協議し、村長が災害対策本部を設置するものとする。
- (5) 各課は、課内の災害対応のため、常時資器材等を整備しておく。
- (6) 災害対応は第一次的に各課において対応することとし、災害の拡大のおそれがある場合、又は拡大した場合は消防団等に要請するものとする。

以下に、村に係る警戒対応期から4日目以降にかけて必要となる応急活動を時系列表に示した。これらは、過去の雪害時の初動活動の実施状況に基づいて資料化したものであり、被害の程度や発生状況に応じ、必要となる時期が異なることに留意する必要がある。

### 《応急活動の流れ》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
初動対応	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	雪害本部又は災害対策本部等設置、配備態勢決定			
	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握、凍結防止剤散布、孤立地区安否確認等		
			雪害本部又は災害対策本部会議開催	雪害本部又は災害対策本部会議開催継続	
			広域応援要請、自衛隊派遣等		
	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等			
災害情報の収集・伝達・報告	警報、降雪に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示			
	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	災害情報及び警報収集・伝達	各種警報収集・伝達		
		重要情報収集指示、異常現象に関する情報、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
		村HP、SNS等広報広聴体制確立	緊急記者会見実施（村長声明含む）、報道対応、広報・広聴活動継続		
相互応援協力・派遣要請	都との協力要請、応急措置の要請				
	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用		
	自衛隊災害派遣要請検討	自衛隊災害派遣要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入		
		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者等の支援受入		

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）	
避難対策	降雪状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施			
	警戒活動要員へ避難対策指示、村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
	降雪状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援	
			帰宅困難者一時受入対応	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給	
			食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給	
積雪被害軽減対策	雪害情報収集、道路パトロール実施により状況把握	雪害対策本部に情報伝達			
	警報、積雪状況に応じ除雪体制確立	除雪協力団体に除雪要請	除雪作業箇所の指示、凍結防止剤散布等		
		防災無線、村HP等広報広聴体制確立	報道対応、広聴・広聴活動継続		
		関係団体・事業所へ協力要請手続			
	警備活動・交通規制要否検討				
	積雪等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路除雪等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			
		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
		救助活動着手	救助活動を継続		

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～	
		救急活動着手	救急活動を継続			
		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関の支援を受け、現地活動調整		
			保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育		
			防疫活動の要否検討	防疫活動実施		
			山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護		
			雪崩に関する積雪状況把握、災害情報及び警報収集・伝達	雪崩に関する、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施		
				雪下ろしの指導、関係団体へ協力要請、公共施設の除排雪実施		
被災者生活支援対策		断水及び水道施設被災状況把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整		
		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		
			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で、外部支援を得、現地活動調整		
			し尿等処理需要検討、下水道施設確認	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整		
			がれき処理、需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整		
			障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
			行方不明者等捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続	
			遺体収容・処理需要・体制検討	遺体収容所の開設、遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案	
				火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報	
		休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧	
			教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		
				学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始
		園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧			

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～	
		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整			
応急復旧・事後 処理対策		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ二次調査）		
			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設		
			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、住宅供給、公的住宅・民間賃貸等の供給		
	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施			
	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整		
			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施	
		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行	
				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施	
				農林業者への融資体制の確立	農林業者への融資実施	
				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分	
		孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整		
			関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続		
		通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請、応急対策の実施	復旧対策の実施、現地活動調整		
		被災者ニーズの	必要に応じ物資輸送の継続			

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
			把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施		
		道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施	
		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

## 第2節 雪害対策本部又は災害対策本部等の組織、運営

【各課共通】

第3編 風水害編 第2部 第1章 第2節「災害対策本部の組織・運営」を準用する。

【第3編 風水害編 p.295 参照】

### 第3節 動員配備

【各課共通】

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として都及び防災関係機関と連携しつつ、次の非常配備態勢を決定する。決定後は、直ちに職員に動員配備を指示し、災害応急対策を実施する。

雪害対策本部及び災害対策本部等設置基準

区分 態勢	設置基準	態勢内容	対応組織
情報収集態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪又は風雪注意報が発表され、降雪が予測される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除雪協力団体の出動計画を確認するとともに除雪資材機器の整備点検・借上げを完了する。</li> <li>情報収集を行い、非常態勢に移行できうる態勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課及び産業環境課（本部長の指示により配備）</li> <li>その他課長職以上 自宅待機</li> </ul>
第1次非常態勢 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪又は暴風雪警報が発表され、道路の積雪が10cmを超えさらに降雪が予測される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況により、除雪協力団体に出动依頼を行う。</li> <li>情報収集、連絡活動等を行い高次の態勢に移行できうる態勢</li> <li>避難行動要支援者の避難支援が可能な態勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒本部態勢：災害応急処理体制を準用</li> <li>その他課長補佐職及び係長・主査以上 自宅待機</li> </ul>
第2次非常態勢 (雪害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪又は暴風雪警報が発表され、積雪量が50cmを超え今後さらに降雪が予測される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雪害対策本部を設けて非常体制をとり、除雪・排雪に全力を投入するとともに、各種の被害を未然に防止し、村民生活の安定を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雪害対策本部 課長補佐、係長、主査職以上の職員（おおむね1/2の職員）、消防団 その他全職員 自宅待機</li> </ul>
第3次非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪又は暴風雪警報が発表され、積雪量が1m50cmを超え今後さらに降雪が予測される時</li> <li>特別警報発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告又は避難指示（緊急）発令、避難所設置及び避難支援が可能な態勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部 全職員態勢 消防団</li> </ul>

## 第2章 雪害情報の収集・伝達・報告

雪害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、村は、各課が相互に連携し、保有する雪害情報収集、伝達手段・ツール等による相互連絡体制を確立するとともに、気象予報及び警報を適切に受信・伝達し、被害情報を災害現地から収集・集約し、都に報告する。

また、村は、関係機関等と一体となり、村民及び関係機関等に対する適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

雪害情報の収集・伝達・報告に関する時系列活動イメージと実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
情報収集、伝達体制の確立	警報、降雪に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示			
災害情報及び警報の伝達	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	災害情報及び警報収集・伝達	各種警報収集・伝達		
被害情報収集、集約、報告		重要情報収集指示、異常現象に関する情報、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
災害広報・広聴の実施		村HP、SNS等広報広聴体制確立	緊急記者会見実施（村長声明含む）、報道対応、広報・広聴活動継続		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	警報、降雪に応じ警戒受信体制確立	防災無線起動、重要情報収集指示	都への被害報告	災害調査実施、各課（班）、各所管の収集・整理を指示	
企画財政課	警報等の発令状況に応じ警戒伝達	村HP、SNS等広報広聴体制確立	緊急記者会見実施（村長声明含む）	報道対応、広報・広聴活動継続	
各課			各課（班）、各所管で被害情報を収集・整理、雪害本部又は災害対策本部への報告		
都・災害情報関係機関		災害予報及び警報、異常現象に関する情報、災害情報等の収集・伝達、各機関相互に共有			
報道機関		災害報道・取材実施、村民への情報提供			

## **第1節 情報連絡体制**

**【各課共通】**

第3編 風水害編 第2部 第2章 第1節「情報連絡体制」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.305 参照】**

## **第2節 災害予報及び警報、特別警報の伝達**

**【総務課、企画財政課、各課】**

第3編 風水害編 第2部 第2章 第2節「災害予報及び警報、特別警報の伝達」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.307 参照】**

## **第3節 被害状況等報告及び災害現地調査報告**

**【総務課、各課】**

第3編 風水害編 第2部 第2章 第3節「被害状況等報告及び災害現地調査報告」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.318 参照】**

## **第4節 災害広報・広聴活動の充実**

**【総務課、企画財政課、都、防災関係機関、報道機関】**

第3編 風水害編 第2部 第2章 第4節「災害広報・広聴活動の充実」を準用する。

**【第3編 風水害編 p.320 参照】**



### 第3章 災害救助法の適用

村に係る被害が一定基準以上あり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、村は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用について、所要の手順により、都に対して適用申請手続きを行う。適用後は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的救助を行い、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、災害救助を実施する。

災害救助法の適用に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

#### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
災害救助体制の確立		災害救助法事務の実施体制確立			
災害救助法の適用手続き		災害救助法適用手続きの要否検討			
災害救助の実施			災害救助法適用手続き	災害救助の実施	
従事命令			災害救助事務に係る応援要請		

#### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
企画財政課		災害救助事務体制及び手続要否検討	災害救助法の適用手続き	災害救助の実施	
総務課		災害救助体制の確立各班との調整	災害救助事務に係る応援要請		
会計課			災害救助の実施、費用手当		
産業環境課、村民課			災害救助の実施		

第3編 風水害編 第2部 第3章「災害救助法の適用」を準用する。

【第3編 風水害編 p.325 参照】

## 第4章 相互応援協力・派遣要請

村の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、雪害発生時の状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施にあたる。

そのため、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、雪害時における協力体制の確立を図り、近隣等の被災市町村を応援する。また、村が被災したとき、必要に応じ都を通じ、外部機関の支援を仰ぎ、受援体制を確立する。

相互応援協力・派遣要請に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、 応急措置の要請				
他市町村・消防協力体制の確立	緊急消防援助隊派遣要請	他市町村・消防等への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用		
自衛隊災害派遣要請	自衛隊災害派遣要 否検討	自衛隊災害派遣要 請手続き実施	自衛隊災害派遣受入		
防災機関・民間団体協力要請		防災機関・民間団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者等の支援受入		
災害ボランティア活動の支援		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	都との協力要請、 応急措置の要請	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入、被災市区町村応援職員確保システムの運用、活動調整		
企画財政課、産業環境課	防災機関・建設業者等の協力要請	防災機関・建設業者等の協力支援受入、現地活動調整			
村民課		防災機関・各種公的団体等の支援受入			
檜原村社会福祉協議会、福祉けんこう課		災害ボランティアセンター設置判断	災害ボランティアセンター設置	運営、広報活動（ボランティア募集、ニーズ受付等）	

第3編 風水害編 第2部 第4章「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

【第3編 風水害編 p.330 参照】

## 第5章 道路除雪、交通確保対策

道路積雪及び雪崩発生時における管内主要幹線の交通が支障を生じたとき、道路等の除雪を実施し、災害の未然防止を図るとともに、雪害応急対策の円滑な遂行を図り、孤立地区の防止又は村民生活及び産業経済活動の安定を期する。

道路除雪活動に関する時系列活動イメージと実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
道路状況等情報収集	雪害情報収集、道路パトロール実施により状況把握	雪害対策本部に情報伝達			
除雪活動実施	警報、積雪状況に応じ除雪体制確立	除雪協力団体に除雪要請	除雪作業箇所の指示、凍結防止剤散布等		
除雪状況広報		防災無線、村HP等広報広聴体制確立	報道対応、広報・広聴活動継続		
防災機関への協力要請		関係団体・事業所へ協力要請手続			

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課・企画財政課	雪害情報収集	防災無線、村HP等広報広聴体制確立及び実施			
産業環境課（状況により各課）	道路パトロール実施により状況把握 警報、積雪状況に応じ除雪体制確立	除雪協力団体に除雪要請、除雪作業箇所の指示、凍結防止剤散布等、障害物除去、交通規制、緊急物資輸送路の確保、都道除雪要請			
総務課	所管施設の防災活動の状況把握	関係団体・事業所へ協力要請手続			
消防団	雪害情報収集、保有車両及び燃料の状況把握	消防団詰所除雪により出動体制の確立、消防水利の確保、状況により除雪活動実施			
企画財政課	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認、輸送体制、道路被害・交通規制情報をHP等で広報			
西多摩建設事務所、五日市警察署	積雪等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
土木・建設業者等	所管施設の防災活動の状況把握	要請により道路除雪作業実施、関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整			

## 第1節 除雪体制

【産業環境課、消防団・総務課、西多摩建設事務所】

### 1 除雪組織

除雪は、本部長（村長）の指示により、村道の除雪は原則として産業環境課を主体として実施する。なお、都道の除雪については、降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼動可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保している。

### 2 除雪活動

- (1) 本部長が、必要と認めたとき、除雪活動を実施する。
- (2) 出動基準は、道路部積雪おおむね 10 cmとし、原則として降り終わりから除雪活動を実施する。なお、大雪又は暴風雪警報が発表され、道路の積雪が 10cm を超えさらに降雪が予測されるときには、直ちに除雪活動を実施する。  
また、特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (3) あらかじめ除雪協力団体毎に、地区を割振り除雪を要請する。また協力団体の体制により作業の遅れが生じた場合は、地区割りを再検討し対応する。なお、50cm を超える積雪時は、除雪路線の優先順位を定め、都と連携して臨機応変に除雪を行う。
- (4) 消防団は、各詰所の出入口付近を除雪し、出動可能な体制をとるとともに、消火栓、防火水槽等の除雪を行い水利の確保を図る。また雪害により村民の身の危険がおびやかされる状況においては、道路の除雪を行う。
- (5) 建設部長は、除雪や凍結防止剤の散布など、建設部だけでは対応できない場合、本部長を通して各部に応援要請を行う。

## 第2節 除雪計画

【産業環境課、西多摩建設事務所】

道路の除雪作業については、生活道路の確保を最重要策として実施するが、50cm を越え雪害になる得る積雪時には、道路に優先順位を付けて、重要度の高い道路から除雪を行う。具体的には、村民生活に直結する公共交通機関の確保としてバス路線や物資の輸送（物流）の確保を最優先に都道の除雪を行い、次に都道へのアクセスする村道又は孤立集落解消のための村道、その後に幅員の広い村道から順次狭い村道へ除雪を行っていく。

## 1 道路の優先順位

### (1) 都道

- ・主要地方道都道 33 号線（中山橋～上川乗）
- ・都道 205 号(本宿～藤倉)
- ・都道 206 号(上川乗から数場)など

### (2) 医療機関・福祉施設などの緊急性のある村道

- ・やすらぎの里など

### (3) 都道へのアクセス村道、林道、農道（除雪機械が入れる）

### (4) 一般村道、林道、農道（機械が入らない）

上記の作業終了後に、村道間のアクセスを考慮して、順次、幅員の狭い路線へ移行していく。

### (5) 歩道

歩行者の安全を確保するため、村民の協力を得て歩道除雪を行う。

### (6) 私道

村では原則として除雪は実施しない。共助での対応とする。

## 2 急坂等危険箇所への凍結防止剤の散布

除雪完了路線について、道路交通の安全確保のため、急坂及びカーブ等危険箇所へ凍結防止剤を散布する。

## 3 道路パトロール

建設部は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行う。

## 4 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

## 5 道路施設の交通確保

村は、大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

### 第3節 関係機関との協力体制

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、陸上自衛隊、五日市警察署、秋川消防署、隣接自治体】**

#### 1 五日市警察署

交通管理者として、交通整理、情報収集等を行うものとする。

また、孤立集落解消に相当な時間を要し、集落住民等の身体、生命等に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、村と連帯して除雪作業を行うとともに孤立集落等の避難措置等を行う。

#### 2 陸上自衛隊、秋川消防署

孤立集落解消に相当の時間を要する積雪の場合は、協力要請を行う。

#### 3 隣接自治体

都道などの主要な路線の行政境の除雪作業について、隣接自治体と連絡調整を行い、行政境の道路交通が円滑になるよう除雪作業を実施する。

### 第4節 除雪に伴う雪処分

**【産業環境課、西多摩建設事務所】**

#### 1 雪捨場等の指定

除雪作業を効率的に進めるため、雪の処分箇所又は仮置場をあらかじめ決めておく。また、各道路管理者と雪捨場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないよう協力体制を確立しておく。

《都道雪処分候補地》

下元郷村営駐車場、栃の戸付近

### 第5節 路線バス等運行の確保

**【総務課、企画財政課、産業環境課、西多摩建設事務所、バス事業者】**

バス事業者は、雪害時において通勤通学に必要な路線については、道路管理者等と連携し、可能な限り運行を確保するよう努める。また運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、都又は村、報道機関等に連絡し広報を行う。また、村も防災行政無線やメール配信により運行状況を周知する。

## 第6章 避難対策

雪害時において積雪や雪崩に伴う孤立地区等が発生、又は発生するおそれが生じたとき、村は、村民の生命、身体等の安全を確保するため、避難を要する地域の状況に応じて避難勧告・指示等（緊急）等を実施する。避難の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持につとめるとともに、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮するものとする。また、地域住民、学校、行政との協働のもとで指定避難所の開設、運営を行う。

避難対策に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

### 《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
避難勧告等実施体制確立	降雪状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施			
村民による避難誘導体制確立	警戒活動要員へ避難対策指示、村民の自主避難、避難誘導の実施	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	指定避難所施設の危険度判定、程度に応じ、他施設へ移送		
指定避難所開設・運営体制確立	降雪状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
避難所生活の支援	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
帰宅者支援体制確立		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、帰宅者支援	帰宅者支援	
一時収容施設への受入			帰宅困難者一時受入対応	一時収容状況をHPで広報、食料・飲料水等の供給	
事業所等による帰宅困難者支援			食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給	

《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
総務課	降雪状況に応じて事前避難、避難準備・高齢者等避難開始検討、実施	災害状況把握、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施、避難遅れ等、安否不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣受入、現地活動調整		
企画財政課	避難準備・高齢者等避難開始実施時は即時広報実施	避難勧告・避難指示（緊急）等実施時は即時広報実施、指定避難所開設状況をHP等で広報	指定避難所開設・運営状況をHP、SNS、広報紙等で広報		
村民課	防災機関・業者等への協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等の供給		
教育課、福祉けんこう課	避難所開設・運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続			
	降雨・浸水状況に応じて指定避難所開設	避難所運営体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続、帰宅困難者一時受入対応		
消防団、自主防災組織	避難対象者等の避難誘導	避難遅れ等、安否不明者搜索、確認。指定避難所施設の程度に応じ、他施設へ移送			
総務課		外出者・帰宅者支援体制の状況確認	外出者対応状況、安否の確認、外出者・帰宅者支援		
企画財政課			帰宅困難者一時受入対応をHPで広報		
事業所	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水供給継続		

第3編 風水害編 第2部 第6章「避難対策」を準用する。

【第3編 風水害編 p.346 参照】



## 第7章 積雪被害軽減対策

雪害時において、村は、村民の生命、身体等の安全を確保するため、適切な雪害被害軽減対策を実施する必要がある。

そのため、村は防災関係機関と協力・連携し、警備・交通規制、緊急輸送、救助・救急、医療救護、保健衛生・防疫、雪崩災害対策、屋根雪下ろし等の各対策を実施する。

雪害被害軽減対策（警備・交通規制、緊急輸送、救助・救急、医療救護、保健衛生・防疫、雪崩災害対策、屋根雪下ろし等）に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
警備活動・交通規制の可否検討	警備活動・交通規制可否検討				
交通規制	積雪等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
所管施設の防災活動指示	所管施設の防災活動	関係団体・事業所へ協力要請手続、道路状況に応じ、道路除雪等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、道路被害をHP等で広報		
緊急輸送の可否検討	緊急輸送ネットワークの状況把握	緊急輸送路の確保、輸送体制をHP等で広報			
救助・救急活動体制の確立		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
救助活動の実施		救助活動着手	救助活動を継続		
救急活動の実施		救急活動着手	救急活動を継続		
医療及び助産		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	負傷者等の後方搬送、他市町村・消防・医療機関の支援を受け、現地活動調整	
保健衛生及び動物愛護			保健衛生活動の可否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育	
防疫			防疫活動の可否検討	防疫活動実施	
山間部における医療救護			山間部の医療救護ニーズ把握	山間部における医療救護	

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
雪崩災害対策			積雪状況把握、災害情報及び警報収集・伝達	避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施	
屋根雪下ろし				雪下ろしの指導、関係団体へ協力要請、公共施設の除排雪実施	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課	警備活動・交通規制の要否検討	交通規制情報の確認			
企画財政課	交通規制情報をHP等で広報				
五日市警察署、西多摩建設事務所	積雪等の程度に応じ第一次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	道路状況に応じ、第二次交通規制、交通規制情報をHP等で広報	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認事務等、交通規制情報をHP等で広報		
産業環境課	緊急輸送ネットワークの状況把握	交通確保（道路啓開、障害物除去）、緊急輸送路の確保			
企画財政課	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認、輸送体制、道路被害・交通規制情報をHP等で広報			
総務課	所管施設の防災活動の状況把握	関係団体・事業所へ協力要請手続			
西多摩建設事務所、五日市警察署		道路状況に応じ、道路除雪等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整、緊急通行車両等の確認		
土木・建設業者等	所管施設の防災活動の状況把握	道路状況に応じ、道路啓開等実施	関係団体・事業所・各種支援機関等の現地活動調整		
福祉けんこう課		救助・救急ニーズの把握、都との協力要請、応急措置の要請			
消防団、秋川消防署、五日市警察署		救助・救急活動着手	救助・救急活動を継続		
福祉けんこう課		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療機関・団体の支援受入調整	
福祉けんこう課			防疫、保健衛生活動の要否検討	防疫、保健衛生活動実施	
総務課			他団体等への応援要請の要否検討	他市町村・消防・医療機関・団体の支援活動に係る現地活動調整	
日赤東京都支部、西多摩医師会		村内の医療及び助産ニーズの把握	医療及び助産実施	医療及び助産継続	
西多摩保健所			保健衛生活動の要否検討	保健衛生活動実施、動物の保護・適正飼育	

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
西多摩保健所			防疫活動の要否検討	防疫活動実施	
消防団・秋川消防署			山間部の医療救護ニーズ把握	負傷者等の後方搬送、山間部における医療救護	
総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、陸上自衛隊、五日市警察署、秋川消防署			雪崩に関する積雪状況把握、災害情報及び警報収集・伝達	雪崩に関する、避難勧告・避難指示（緊急）等検討、実施	
総務課				雪下ろしの指導、関係団体へ協力要請、公共施設の除排雪実施	

## 第1節 警備・交通規制

【産業環境課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

第3編 風水害編 第2部 第7章「警備・交通規制」を準用する。

【第3編 風水害編 p.367 参照】

## 第2節 緊急輸送

【産業環境課、企画財政課、総務課、五日市警察署、西多摩建設事務所】

第3編 風水害編 第2部 第8章「緊急輸送」を準用する。

【第3編 風水害編 p.370 参照】

### 第3節 救助・救急計画

【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、五日市警察署、自主防災組織（自治会等）、  
村民、事業所】

#### 1 救急隊の編成

村長（本部長）は風水害時において、緊急に救出活動を行う必要がある場合は、消防団、自主防災組織により救出救護体制を整え、これにあたるものとする。また、多数の救出を要する場合は、消防団員を主体とした班を編成し、救出活動を行う。

#### 2 防災関係機関の救助・救急体制

##### (1) 秋川消防署

- ア 災害に応じた資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動にあつては、現場救護所を設置し、村、医療機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ウ 傷病者を適応する医療機関へ搬送する。
- エ 災害時に使用する資器材及び舟艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を図る。
- オ 災害現場において東京 DMAT と連携した救助及び傷病者の救護体制を樹立する。
- カ 孤立地区等において、防災ヘリコプターとの連携等による傷病者の救助及び必要に応じ地区住民全員の避難救助等にあたる。

##### (2) 五日市警察署

- ア 孤立集落、家屋の倒壊、雪崩等による被災者等の救出救助を最優先に行う。
- イ 救出・救助にあつては、村や秋川消防署等の関係機関と積極的に連携して、救出救助を行う。
- ウ 救出・救助用に各種の災害活動用資器（機）材を整備し、必要に応じて本部に応援を要請するなど、救出救助体制の充実強化を図る。
- エ 孤立地区等において、航空隊ヘリコプターによる傷病者の救助又は医薬品、食料、飲料水、生活必需品等の輸送、必要に応じ地区住民を要請するとともに、都又は村からの要請により医薬品、食料、飲料水、生活必需品等の輸送について本部に要請する。

##### (3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

##### (4) 村民の自主救出・救護活動能力の向上

雪害時には、広域的に救助・救急事象が多発することが予測されることから、村民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、村民に対する応急救護知識及び技術を普及するとともに、自主救護能力の向上を積極的に図る。

#### **第4節 医療及び助産救護**

**【福祉けんこう課、秋川消防署、日赤東京都支部、西多摩医師会】**

第3編 風水害編 第2部 第10章 第1節「医療及び助産救護」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 379 参照】**

#### **第5節 保健衛生及び動物愛護**

**【福祉けんこう課、西多摩保健所、西多摩医師会】**

第3編 風水害編 第2部 第10章 第2節「保健衛生及び動物愛護」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 383 参照】**

#### **第6節 防疫**

**【福祉けんこう課、西多摩保健所】**

第3編 風水害編 第2部 第10章 第3節「防疫」を準用する。

**【第3編 風水害編 p. 386 参照】**

#### **第7節 山間部における医療救護活動**

**【福祉けんこう課、消防団、秋川消防署、西多摩医師会】**

積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の村民の生命及び財産を保護するため、村及び防災関係機関は相互に連携し迅速かつ的確に応急対策を実施する。

##### **1 状況の調査等**

村は、孤立地区が発生した場合は直ちに知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

##### **2 救援隊の派遣**

村は、救急患者が発生した場合等緊急の際は、直ちに五日市警察署及び秋川消防署、消防団等との連携により、当該地区に救援隊を派遣する。

### 3 医師の派遣等

村は都と協力し、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣、医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

### 4 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

### 5 ヘリコプターの活用による搬送

- (1) 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、村は、代替手段としてヘリコプターによるホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- (2) 都は、村から負傷者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) なお、都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。

## 第8節 雪崩災害対策計画

**【総務課、産業環境課、西多摩建設事務所、陸上自衛隊、五日市警察署、秋川消防署】**

雪崩災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、村及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 被害情報等の収集・連絡

#### (1) 雪崩災害が発生した場合

村、都及びその他防災関係機関は、緊密な連携のもとに被害情報、気象情報等を迅速に収集し、相互に連絡し、情報の共有化を図る。

#### (2) 雪崩災害が発生するおそれがある場合

村、都及びその他防災関係機関は、前兆現象の覚知や気象情報等により雪崩災害が発生するおそれがあると認める場合は、直ちに村民等に周知するとともに、関係機関に連絡する。

#### (3) 避難勧告・指示

村長は、雪崩災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の村民等に対し、避難のための立退きを勧告又は指示する。また、その旨を速やかに知事に報告する。

## 第9節 屋根雪下ろし

【総務課】

### 1 屋根雪下ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、積雪がおおむね1 mになったら、屋根の雪下ろしをするよう村民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪下ろしを実施し、雪下ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- (1) 雪下ろしの際は、必ず命綱をつける。
- (2) 非常口、避難通路等を確保する。
- (3) プロパンガスのホース等に注意する。
- (4) 電線、電話線等に注意する。

### 2 要配慮者等の除排雪対策

要配慮者等の除排雪困難世帯について、消防団、自治会、民生委員児童委員、災害ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の排雪を実施する。

### 3 公共建築物の除排雪

学校、保育所、社会教育施設等公共建物について、日常の維持管理、安全点検を強化するとともに、適時適切に除排雪の励行に努めるものとする。

## 第8章 被災者生活支援対策

雪害時において、村は、被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、適切な被災者生活支援対策を実施する必要がある。

そのため、村は防災関係機関と協力・連携し、飲料水・食料・生活必需品等の供給、ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等、遺体の取扱い、教育・労務対策等の各対策を実施する。

被災者生活支援対策（飲料水・食料・生活必需品等の供給、ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等、遺体の取扱い、教育・労務対策等）に関する時系列活動一覧と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
飲料水の供給		断水及び水道施設被災状況把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	
食料の供給		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続	
生活必需品等の供給		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	
ごみ処理・清掃			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で、外部支援を得、現地活動調整	
トイレの確保及びし尿処理			し尿等処理需要検討、下水道施設確認	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整	
がれき処理			がれき処理、需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整	
障害物除去活動実施		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
行方不明者等の捜索		行方不明者等捜索場所、体制検討	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索継続	
遺体収容、検視・検案		遺体収容・処理需要・体制検討	遺体収容所の開設、遺体捜索、収容	遺体捜索、収容継続、検視・検案	
遺体の火葬			火葬体制確立	火葬実施、死亡者について広報	
学校教育の応急対策	休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧	
児童生徒等の避難対策		教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童生徒等の安否、状況把握		



活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
学用品の供与			学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始
応急保育対策		園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
労働力の確保		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課		断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整	
村民課		食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続	
		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	
教育課		生活必需品等供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所の状況に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続	
産業環境課			ごみ処理需要検討	ごみ処理、清掃で、外部支援を得、現地活動調整	
産業環境課			し尿等処理需要検討	トイレ確保、し尿処理開始。必要に応じ、現地活動調整	
産業環境課			がれき処理、障害物除去需要検討	処分場確保、がれき処理で業者等の協力を得、現地活動調整	
産業環境課		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
西多摩建設事務所、各事業所		障害物除去需要検討、処理体制確立	処分場確保、障害物除去実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
消防団、秋川消防署、陸上自衛隊		行方不明者等の搜索場所、体制検討	行方不明者等の搜索	行方不明者等の搜索継続	
五日市警察署、西多摩医師会		行方不明者等の搜索場所、体制検討	遺体搜索、収容	遺体搜索、収容継続、検視・検案	
村民課			遺体収容所の開設、火葬体制確立	火葬実施	
企画財政課				死亡者について広報	
教育課	休校・短縮授業・早期下校等の検討、実施	教職員非常配備、児童生徒等の避難誘導、待機、保護者への引渡、施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整、被災児童生徒等の安否、状況把握	被災児童生徒等の安否、状況把握継続、応急教育の実施、授業再開の準備、施設の被害調査及び応急修理、復旧	
教育課			学用品需要の把握	学用品支給方針決定	学用品支給開始

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
福祉けんこう課	休園・短縮保育・早期降園等の検討、実施	保育士非常配備、園児の避難誘導、待機、保護者への引渡	被災園児の安否、状況把握、応急保育の実施、保育再開の準備、施設の応急修理、復旧		
企画財政課		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

第3編 風水害編 第2部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」、第12章「ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理等」、第13章「遺体の取扱い」及び第15章「教育・労務対策」を準用する。

【第3編 風水害編 p. 389、p. 402、p. 407、p. 419 参照】

## 第9章 応急復旧・事後処理対策

雪害時において、村は、村民の日常生活を早急に回復するため、適切な応急復旧・事後処理対策を実施する必要がある。

そのため、村は防災関係機関と協力・連携し、応急住宅対策、ライフライン施設の応急復旧、公共施設等の応急復旧、応急生活対策、孤立集落応急対策、激甚災害の指定等の各対策を実施する。

応急復旧・事後処理対策（応急住宅対策、ライフライン施設の応急復旧、公共施設等の応急復旧、応急生活対策、孤立集落応急対策、激甚災害の指定等）に関する時系列活動一覧表と実施担当課は、以下のとおり。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
家屋・住家被害状況調査		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ二次調査）	
応急仮設住宅の供与			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設	
住宅応急修理、一次住宅供給			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、住宅供給、公的住宅・民間賃貸等の供給	
上下水道施設の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施継続、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
ライフライン施設の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
公共土木施設等の応急復旧対策	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
社会福祉施設等の応急復旧対策	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
被災者の生活確保			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
り災証明書の発行		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査） 一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行
中小企業への融資				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
農林関係業者への融資				農林業者への融資体制の確立	農林業者への融資実施

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
				立	
義援金品の配付				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
孤立実態の把握		孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整	
救出・救助活動の実施			関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
通信体制の確保		通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請、応急対策の実施	復旧対策の実施、現地活動調整	
食料等生活必需物資の輸送			被災者ニーズの把握、関係機関への応援要請、物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続	
道路の応急復旧		道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施	
激甚災害に関する調査報告		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
特別財政援助等の申請手続等				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

### 《対策実施課、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
産業環境課		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）	
産業環境課			住家被害状況把握	応急仮設住宅供与需要把握、用地選定、確保、建設	
産業環境課			住宅応急修理、供給の需要把握	住宅応急修理、公的住宅・民間賃貸等の供給	
総務課				応急住宅対策に係る庁内調整、都へ報告	
産業環境課	動員体制の確立	水道施設・下水道施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施	復旧対策の実施継続	
総務課			他団体等への応援要請の要否検討	他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
ライオン事業者等	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握、応急対策の実施	復旧対策の実施		
産業環境課	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
福祉けんこう課、産業環境課、教育課	動員体制の確立	施設利用者の避難対策、所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、各施設の危険度判定実施、各他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
西多摩建設事務所、森林事務所	動員体制の確立	所管施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施、他市町村・団体の支援受入、現地活動調整	
土木・建設業者等			応急対策の実施	復旧対策の実施	
総務課、企画財政課、村民課			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
五日市警察署、秋川消防署、日赤東京都支部			被災者ニーズの把握	被災者生活確保体制の確立	被災者生活確保対策の実施
産業環境課		家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始(一次調査)一次調査結果集約	家屋・住家被害調査継続(必要に応じ、二時調査実施)	
村民課、秋川消防署				り災証明書発行体制確立	り災証明書発行準備、発行
産業環境課				中小企業への融資体制の確立	中小企業への融資実施
産業環境課				農林業者への融資体制の確立	農林業者の融資実施
総務課、企画財政課、村民課				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
日赤東京都支部				義援金品の受付・募集	義援金品の受付・募集継続、保管及び配分
総務課		孤立発生の有無、被害状況の把握	連絡が取れない場合は村職員派遣	消防・警察・自衛隊等の支援受入、現地活動調整	
福祉けんこう課			関係機関への協力要請、救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
消防団、秋川消防署、五日市警察署、陸上自衛隊			救助・救急活動着手	救助・救急活動の継続	
各課		通信施設の被害状況把握	通信事業者への応援要請	現地活動調整	
通信事業者		所管施設の被害状況把握	応急対策の実施	復旧対策の実施	
村民課、教育課、産業環境課			被災者ニーズの把握、関係機関への	必要に応じ物資輸送の継続	

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
			応援要請、物資輸送の実施		
陸上自衛隊			物資輸送の実施	必要に応じ物資輸送の継続	
産業環境課		道路施設の被害状況把握	応急対策の実施、他団体等への応援要請の要否検討	復旧対策の実施	
土木・建設業者等			応急対策の実施	復旧対策の実施	
総務課		重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告（第二報以降）	災害調査実施、各所管での収集・整理指示、都へ報告継続	
企画財政課				激甚災害指定に係る関係調書等作成	

第3編 風水害編 第2部 第14章「応急住宅対策」、第16章「ライフライン施設の応急復旧対策」、第17章「公共施設等の応急復旧対策」、第18章「応急生活対策」、第19章「孤立集落応急対策」及び第20章「激甚災害の指定」を準用する。

【第3編 風水害編 p.413、p.425、p.435、p.443、p.454、p.457 参照】

## **第6部 雪害復興計画**

本部については、第3編 風水害編 第3部「災害復興計画」を準用する。

【第3編 風水害編 p.462 参照】

## **第7部 火山噴火降灰対策計画**

相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議においても指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）や富士山火山広域防災検討会報告（平成17年）による富士山降灰可能性マップによれば、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに檜原村のほぼ全域が入っている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

### **第1章 基本方針**

富士山の噴火が村民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

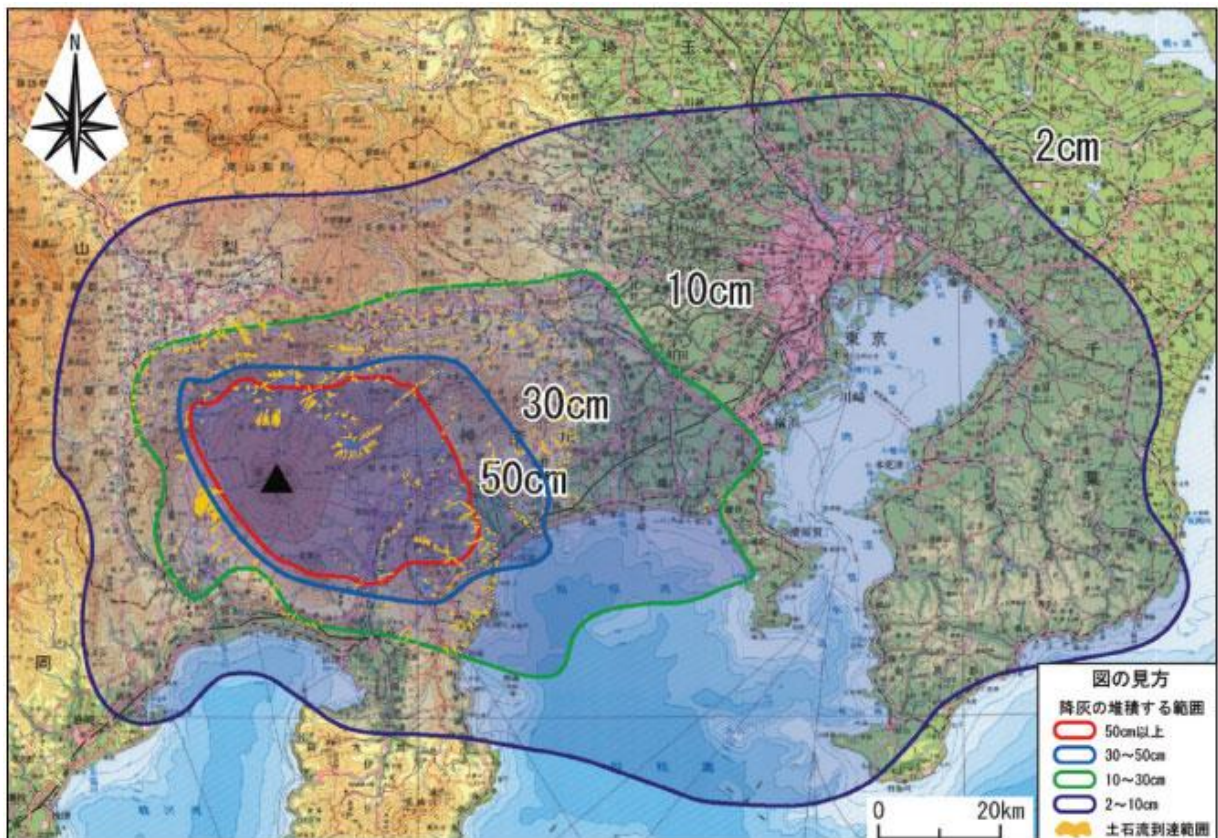


## 第2章 被害想定

### 第1節 富士山が噴火した場合の降灰想定

富士山が噴火した場合、最大で2～10cm 堆積可能性のある降灰想定エリアに本村のほぼ全域が入っている。

富士山火山防災マップ



### 第2節 降灰とは

降灰とは、細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象をいう。

火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

## 火山灰の特徴

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
  - マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
  - 亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）、硫化水素（H<sub>2</sub>S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
  - 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
  - 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
  - 硫酸イオンは金属腐食の要因
  - 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
  - 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000°Cと低い
  - 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
    - 苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
    - 珪長質（シリカに富む） マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い
- （出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

## 第3章 予防・事前対策

### 第1節 火山噴火に関する知識の普及

#### 1 取組方針

村は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

##### (1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、気象庁が「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表する。

##### (2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と、防災機関や村民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに運用しており、気象庁が噴火警報及び噴火予報に付して発表する。

火山周辺の地域住民や登山者、入山者等に分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼び掛ける。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れたところ	レベル2 (火口周辺規)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
		までの火口周辺	制)	発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

### (3) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に気象庁が発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表する。

### (4) 降灰予報

噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測の情報で、気象庁が発表する。

噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の村民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。

#### ア 降灰予報(定時)

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表

(イ) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

#### イ 降灰予報(速報)

(ア) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

(イ) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

(ウ) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

(エ) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表

(オ) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

#### ウ 降灰予報(詳細)

- (ア) 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表
- (イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- (ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- (エ) 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
- (オ) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
- (カ) 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

### 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

### 降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1 ～	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
					0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始	合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(平成16年)による設定

#### (5) 火山ガス予報

居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に、気象庁が発表する。

#### (6) 火山の状況に関する解説情報等

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を気象庁が発表する。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

## 第2節 事前対策

### 1 取組方針

村は、都の支援の下、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

## 第3節 食料、水、生活必需品の備蓄

### 1 取組方針

富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。村は、発災時に冷静な対応を村民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

## **第4章 応急対策**

### **第1節 応急活動体制の確立**

#### **1 取組方針**

村は、降灰による被害が発生した場合、防災機関及び都などの協力を得て災害応急対策を実施する。

#### **2 具体的な取組内容**

村は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

### **第2節 情報の収集・伝達**

#### **1 取組方針**

村は、降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、都及び各防災機関との緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

#### **2 具体的な取組内容**

##### **(1) 降灰に関する情報の発信**

気象庁が都内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは都内に降灰があったときは、村は、都と協力して降灰分布を把握するとともに、気象庁等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を村民等へ周知する。

##### **(2) 降灰に関する被害情報の伝達**

村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、都に伝達する。

##### **【降灰調査項目】**

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 時刻・降灰の強さ
- ウ 構成粒子の大きさ
- エ 構成粒子の種類・特徴等
- オ 堆積物の採取
- カ 写真撮影
- キ 降灰量・降灰の厚さ
- ク 構成粒子の大きさ

##### **(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知**

村は、降灰時にとるべき行動を、村民に発信する。

村民への発信にあたっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

(例)

○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

### **第3節 避難所の開設・運営**

村は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った村民を収容するため、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

### **第4節 医療救護**

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

### **第5節 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策**

村は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。



## 第6節 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、村は都の支援の下、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように農業者へ支援する。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

## 第7節 降灰の処理

### 1 取組方針

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

各家庭から排出された灰の回収は、村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

村は、都と協力して火山灰の処分場所を事前に選定する。

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 降灰の収集

村は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

## 第8節 広域一時滞在

村は、都の要請に基づき、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他道府県の村民を受入れる。

## **第9節 物価の安定、物資の安定供給**

### **1 取組方針**

村は、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないことがないよう、村民や事業者に冷静な行動を求める。

### **2 具体的な取組内容**

都は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。村は都の指導等に協力する。

## 第5章 復旧対策

### 第1節 継続災害への備え

#### 1 取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、村は、降灰後に、降雨による土石流による災害防止に取り組む。



# 第4編 資料編



別表1 防災関係機関一覧表

区分	機関名	連絡責任者	電話番号	備考
檜原村	総務課	総務課長	(代)042-598-1011 内線505 (F)042-598-1009	都防災無線82811
東京都	都総務局 総合防災部	(正) 防災対策課長 (副)運用係長	03-5388-2455 内線25-050 03-5388-2456 内線25-051	都防災無線70221 都防災無線 70226~7 夜間70349
	西多摩建設事務所	所長	0428-22-7210	都防災無線83011
	森林事務所	所長	0428-22-1151	
	西多摩保健所	(正)所長 (副)企画調整課長	0428-22-6141	都防災無線85131
	流域下水道本部	計画課長	042-527-4828	
	五日市警察署	(正) 交通警備課長 (副)警備係長	042-595-0110	
	秋川消防署	(正)警防課長 (副)防災係長	042-595-0119	
	多摩環境事務所	所長	042-523-3171	
国	関東地方整備局 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	所長	042-552-0667	
	関東農政局東京都拠点	地方参事官	03-5144-5255	
	関東財務局東京財務 事務所立川出張所	所長	042-524-2195	
指定公共機関	檜原郵便局	(正)局長	042-598-0001	
	東京電力パワーグリッド(株)立川支社	支社長	緊急時以外の連絡先 0120-995-662	
	NTT東日本東京西支店	支店長	042-529-9721	
	日本赤十字社東京都 支部	支部長	03-5273-6741	都防災無線86721
	日本通運(株)立川支店	総務課長	042-524-2211	

区分	機関名	連絡責任者	電話番号	備考
その他	西多摩医師会	代表	0428-23-2171	
	青梅市立総合病院	院長	0428-22-3191	
	公立阿伎留医療センター	院長	0425-58-0321	
	公立福生病院	院長	042-551-1111	
	西東京バス(株)五日市営業所	所長	042-596-1611	
	あきる野商工会	会長	042-559-4511	
	東京都森林組合 檜原事務所		042-598-0023	
檜原村自治会連合会	会長			
檜原消防団長	団長			



別表2 被害程度の認定基準(都総務局)

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	

被害の種類	内容	
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
被害金額	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

**別表3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間**

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考					
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	基本額 避難所設置費 1日1人あたり 320円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。 2 輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 建設型仮設住宅 1戸あたり 5,610,000円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 救助期間：完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日あたり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人世帯増す毎に加算	
		全壊 全焼 流失	夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
			冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円
		半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
			冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班:使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所:国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者:協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班:使用した衛生材料等の実費 2 助産師:慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯あたり 584,000 円	災害発生の日から1か月以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
学用品の給与	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人あたり4,400円以内 中学校生徒1人あたり4,700円以内 高等学校等生徒1人あたり5,100円以内	1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者	1体あたり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
	される者			
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,400 円以内 2 死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：1体あたり 5,300 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯あたり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

出典：東京都地域防災計画震災編別冊資料（令和元年修正）

## 別表4 災害時等協定一覧

### ◆他市町村

協定名	協定相手方	協定締結日
震災時等の相互応援に関する協定	多摩地区29市町（八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・西東京市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町）	平成8年3月1日
消防相互応援協定	西多摩地区7市町（青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町）	平成17年7月1日
「西多摩消防相互応援協定」の特例に関する覚書	奥多摩町	平成18年9月28日
消防相互応援協定	山梨県上野原市	平成17年2月13日
災害時相互応援協定	神奈川県真鶴町	平成26年3月28日

### ◆関係機関（公共団体等）

協定名	協定相手方	協定締結日
非常通信の運用に関する協定	東京消防庁秋川消防署	平成20年3月17日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年
災害時における東京消防庁応援職員の待機場所に関する協定	東京消防庁秋川消防署	平成24年1月1日
大規模災害時等における施設の提供に関する協定	警視庁五日市警察署	令和2年9月1日

### ◆関係機関（医療機関）

協定名	協定相手方	協定締結日
災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人 西多摩医師会	昭和52年7月12日
災害時における応急救護活動についての協定	西多摩接骨師会	平成8年2月20日

◆関係機関（事業者等）

協定名	協定相手方	協定締結日
災害時における郵便局、檜原村の協力に関する覚書	日本郵便（株） 檜原郵便局	平成 10 年 3 月 31 日
災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会	平成 26 年 6 月 19 日
災害時に職員等が利用する宿泊待機施設に関する協定	橋本旅館	平成 26 年 6 月 19 日
災害時における救援物資の提供等に関する協定	秋川農業協同組合	平成 26 年 7 月 11 日
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	山王商事（有）・谷合石油（有）	平成 26 年 9 月 29 日
災害時要援護者の避難施設に関する協定	特別養護老人ホーム 檜原サナホーム・特別養護老人ホーム 檜原苑・就労センター ひのきのその・グループホームひのきの里	平成 26 年 9 月 29 日
災害時の避難施設に関する協定	ひのはら保育園	平成 26 年 9 月 29 日
災害時における車両等の優先供給に関する協定	大谷商事（有）	平成 26 年 9 月 29 日
災害時における救援物資等の提供に関する協定	（株） めるか檜原	平成 30 年 12 月 13 日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株） 立川支社	令和 2 年 10 月 8 日

**別表5 応急仮設住宅入居者台帳**

設置場所	応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

注1. 設置場所を明らかにした図面を添付する。

2. 住所欄は、被災前の住所を記入する。

3. 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は借地料も記入する

**別表6 住宅応急修理記録簿**

住所 住宅番号	世帯主 氏名	職業	家族数	修理箇所 概要	修理着工 年月日	修理着工 年月日	修理賃	摘要



別表7 災害計画の様式（都総務局）

様式① り災証明交付申請書

# り災証明交付申請書

檜原村長 殿

(申請者) 住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、り災証明書の交付を申請します。

記

り災年月日	令和 年 月 日 午前 時 分 午後
り災場所	東京都西多摩郡檜原村
り災原因	台風・集中豪雨・大雪・落雷・その他 ( )
り災物件	戸建住宅・共同住宅・寮・作業飯場・店舗兼併用住宅 店舗 (店舗名)・その他 ( )
り災者とり災物件との関係	1. 住居者であり所有者 (同居家族の所有・共有を含む) 2. 所有者 (1 と条件は同じ) 3. 住居者 (借家人等) 4. 管理者 5. 使用者
り災種別	1. 全壊 2. 流失 3. 半壊 4. 一部破損 5. 床上浸水 6. 床下浸水 7. その他 ( )
証明書の使用目的	
申請枚数	枚

現地調査の有無

済・未

様式② り災証明書

(整理番号)

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）  
のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅  
の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

檜原村長

(記載例)

(整理番号)

## り災証明書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

り災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊
	<input checked="" type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

檜原村長

様式③ <速報版>水防活動報告表

水防管理団体						令和 年 月 日 時 現在	
担当部署連絡先		部 課		Tel		報告者	
		係		Fax			
水防活動実施箇所		左 川 岸 地先 右					
地名・住所		区 市 町 村					
活 動 日 時		自 月 日 時 ~ 至 月 日 時					
出動人員		職 員		消防団		その他	
		人		人		人	
水防活動の概況及び工法		工 法					
		延 長		m			
使用 資 機 材	品 名	単 位	数 量	水位の 状 況			
					水防関係者の 死傷状況		
通 信 欄							

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

様式④ 被害報告表

別記様式1

被害報告表

都道府県名	県等コード	第 報	報 告 者	令和 年 月 日 時 現在			
				調査率	%	気象 コード	
異常気象名			災害発生年月日	自 月 日 : 至 月 日			
気象 データ	市 町 村 名	連続雨量最大： ( 観測所)			被災中心地： ( 観測所)		
	連 続 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時		
	最大日雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時		
	最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 時 分		
	そ の 他						
工 種	都 工 事		市 町 村 工 事		計		
	箇所数	金 額 (千円)	箇所数	金 額 (千円)	箇所数	金 額 (千円)	
河 川							
海岸 (港湾に係るもの)							
海岸 (その他)							
砂 防 設 備							
地すべり防止施設							
急傾斜地崩壊防止施設							
道 路							
橋 梁							
港 湾							
下 水 道							
公 園							
計							

様式⑤ 緊急・詳細報告用 災害報告（がけ崩れ）

緊急・詳細報告用

第 報

災害報告（がけ崩れ）

（ 年 月 日 時 現在）

発生場所	東京都 [都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名
発生日時	[不明・調査中・確認済] 年 月 日 時 分				
気象状況	異常気象名	観測所名		災害発生場所からの距離	km
	連続雨量	mm	年 月 日 時～	年 月 日 時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時～	年 月 日 時	
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時～	年 月 日 時	
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断図（別途添付しても良い）	
	人工斜面	H=	m	概況平面図（別途添付しても良い）	
	勾配	θ <sub>1</sub>	度		
拡大の見込み [有・無]					
保全対象家戸数 戸					
崩壊の状況	高さ	m	巾	m	
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ <sub>2</sub>	度	
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>			
	がけ下端の堆積深	m			
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m		
		②家屋	m		
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m		
		②家屋	m		
崩土の到達距離 m					
その他					
被害状況	人的被害	死者	《 》 < > 名	被害者	才
		行方不明	《 》 < > 名		才
		負傷者	《 》 < > 名	年齢	才
	(公共施設・災害弱者 関連実施（重要・一般）の名称は要記載）				
物的被害	人家	全壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸 RC 《 》 < > 戸
		半壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸 RC 《 》 < > 戸
		一部破損	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸 RC 《 》 < > 戸
	非住家被害	戸 宅地擁壁の被害 戸（空積・練積・RC・その他）			
公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等） (流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)					
その他					
避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載）					
対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施した or する予定か）					
砂防関連施設の有無		[有（国交・治山）・無・調査中]		災害関連緊急事業申請の有無	
報道の有無		[有（新聞・TV・プレス）・無]		関連施設の保全対象の有無	
関係法令等（該当する項目に○をつける）	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国士・林・農]	
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域	
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域	
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域	
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域	
	災害対策基本法防災計画区域			宅造基準条例の適用区域	
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所			地帯番号	箇所番号
その他（ ）		土砂法の指定の有無		[有・無]	
報告者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名	
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名	
※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。					
※ 写真は必要に応じ別途 e-mail にて送付のこと					
			座標	北緯 度 分 秒	東経 度 分 秒

# 檜原村地域防災計画

令和3年3月

編集発行 檜原村防災会議

東京都西多摩郡檜原村467-1

電話(042)598-1011